

第二次かごしま都市マスタープラン素案 (全体版)

第二次かごしま都市マスタープラン素案（事務局案） 目次

序章 都市マスタープランについて	1
1. 都市マスタープランとは	2
2. 策定の趣旨	2
3. 都市マスタープランの役割	3
4. 都市マスタープランの位置づけ	3
5. 都市マスタープランの計画年次	3
6. 都市マスタープランの対象区域	4
7. SDGs との関連	4
第1章 都市づくりの課題と方向性	5
1. 本市の位置づけ	6
(1) 位置と圏域	6
(2) 他都市と比較した本市の特徴	7
2. 本市の現状	8
(1) 人口・世帯	8
(2) 土地利用	10
(3) 市街地整備	14
(4) 交通	16
(5) 産業	19
(6) 防災	20
(7) 景観・環境	21
(8) 財政	22
3. 市民意向	23
4. 都市づくりの課題と方向性	27
第2章 全体構想	31
1. 都市づくりの基本理念	32
2. 都市づくりの基本目標	33
3. 将来都市構造の考え方	34
4. 土地利用の方針	36
5. 各基本目標の方針	44
基本目標1 コンパクトで暮らしやすい都市	44
基本目標2 快適で移動しやすい都市	48
基本目標3 にぎわいと活力のある都市	52
基本目標4 安心・安全な都市	56
基本目標5 自然・歴史・文化を生かした都市	60

第3章 地域別構想 65

地域別構想の考え方	66
1. 中央地区	70
2. 上町地区	76
3. 鴨池地区	82
4. 城西地区	88
5. 武・田上地区	94
6. 谷山北部地区	100
7. 谷山地区	106
8. 伊敷地域	112
9. 吉野地域	118
10. 吉田地域	124
11. 桜島地域	130
12. 喜入地域	136
13. 松元地域	142
14. 郡山地域	148

第4章 構想推進のために 155

1. 構想推進のための基本方針	156
2. 構想推進のための実施方針	157

資料 159

都市マスタープラン策定の経緯	160
用語解説	168

序章 都市マスタープランについて



1. 都市マスタープランとは
2. 策定の趣旨
3. 都市マスタープランの役割
4. 都市マスタープランの位置づけ
5. 都市マスタープランの計画年次
6. 都市マスタープランの対象区域
7. SDGs との関連

1. 都市マスタープランとは

都市には、大勢の人が集まって生活しており、その都市を安全で魅力あふれる空間にしていくためには、一定のルールが必要です。

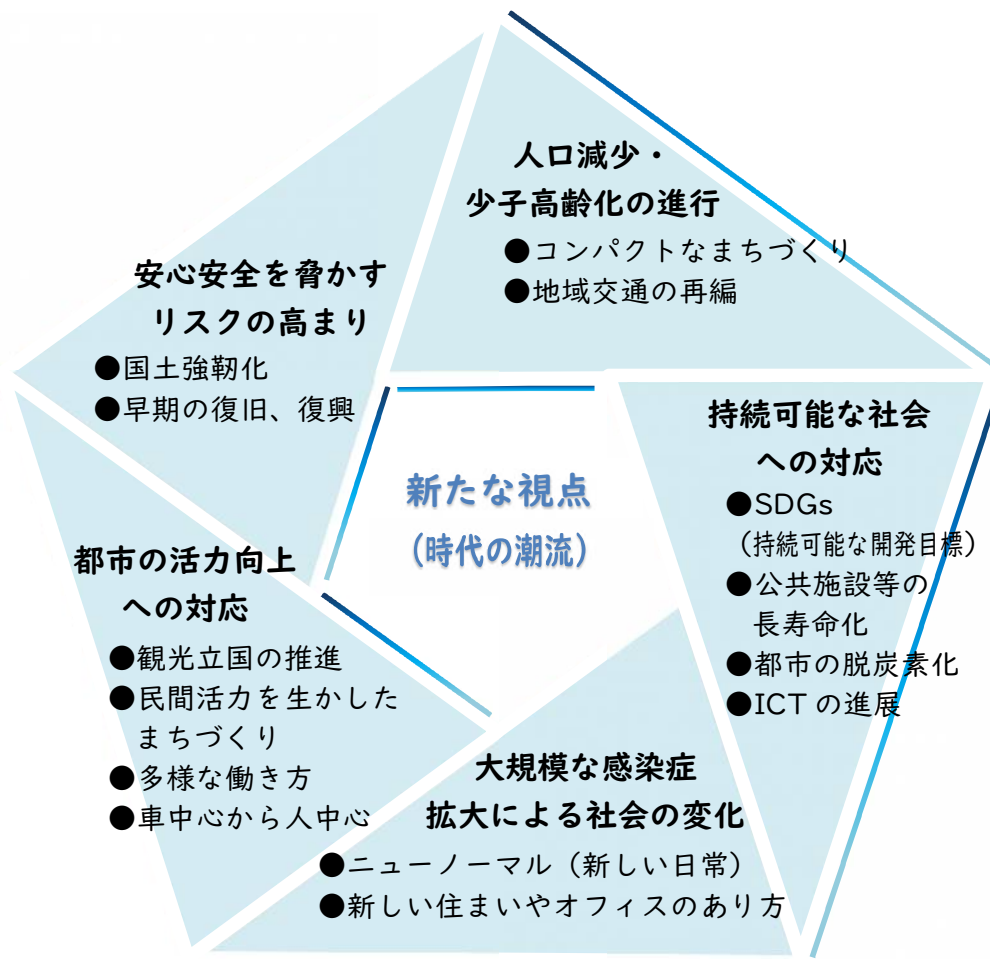
「土地をどう使うか」、「道路、公園、下水道などの都市施設をどのように配置するか」などのルールを定めることによって、計画的な都市づくりを行うことが都市計画です。

都市計画の実現には多くの時間が必要であり、長期的な見通しをもって定めることが重要であることから、都市計画法第18条の2に基づき、都市づくりの将来ビジョンや地域別のあるべき将来像などの基本的な方針を定めたものが「都市マスタープラン」です。

2. 策定の趣旨

本市では、2001（平成13）年に「かごしま都市マスタープラン」を策定し、2004（平成16）年の市町合併に伴い、2007（平成19）年に改訂を行ったほか、2017（平成29）年には都市マスタープランの一部である「かごしまコンパクトなまちづくりプラン（立地適正化計画）」を策定し、これらのプランに基づき、都市づくりを進めてきました。

このたび、「かごしま都市マスタープラン」が策定当初の目標年次を迎えることから、これまでの都市づくりの視点に、社会経済情勢の変化など、時代の潮流を見据えた新たな視点を加えた上で、「第二次かごしま都市マスタープラン」を策定するものです。



3. 都市マスタープランの役割

本プランには、主に4つの役割があります。

① 都市の将来像を明示

長期的な視点から都市の将来像や都市づくりの基本理念・基本目標などを示します。

② 都市計画の決定・変更の指針

土地利用の規制・誘導、市街地開発事業、道路や公園など、個別の都市計画に対する基本的な方向性を示します。

③ 市総合計画の都市計画に関する部門の実現化計画

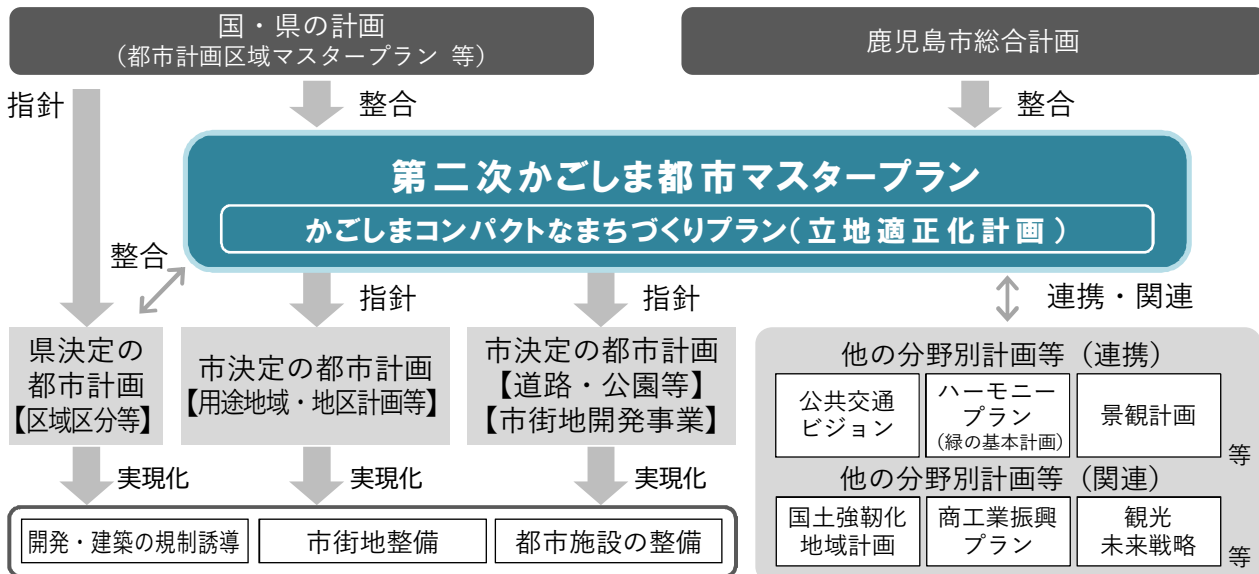
市総合計画を基本に、国や県の広域的な計画と整合を図り、実施中又は計画・構想中の都市計画に係る事業などの指針となるものです。

④ 市民の理解と協働の促進

都市づくりの方向性などを市民と共有することで、都市計画に関する市民の理解を深め、協働を促進します。

4. 都市マスタープランの位置づけ

本プランの位置づけは、以下のとおりです。



5. 都市マスタープランの目標年次

本プランの目標年次は、2022(令和4)年度から20年後とします。

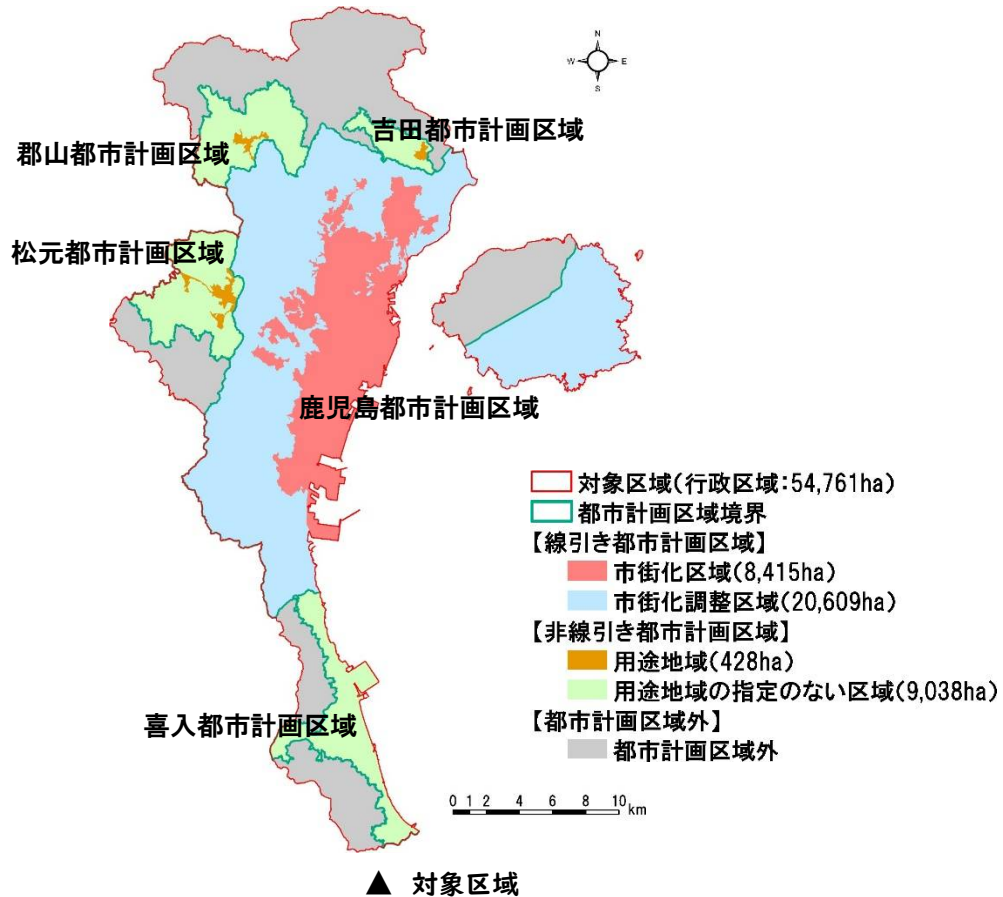
ただし、社会経済情勢の急激な変化や市総合計画の見直しなどを踏まえ、必要に応じて内容の見直しを検討します。

期間：2022(令和4)年度から20年後

6. 都市マスタープランの対象区域

本市では、2004（平成 16）年の合併により、1つの線引き都市計画区域と4つの非線引き都市計画区域、都市計画区域外が併存しています。

本プランでは、都市計画区域外を含む市全域を対象区域とします。



7. SDGs との関連

国連の持続可能な開発目標（SDGs）は、世界共通の目標として、17のゴールと169のターゲットが掲げられています。

本プランでは、関連の深い12のゴール達成に向け、都市づくりを推進します。

【関連が深いゴール】

<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>

第1章 都市づくりの課題と方向性



1. 本市の位置づけ
2. 本市の現状
3. 市民意向
4. 都市づくりの課題と方向性

1. 本市の位置づけ

(1) 位置と圏域

本市は、鹿児島の県都であり、北は始良市、西は日置市、南は指宿市などと接しています。また、東は鹿児島湾（錦江湾）に面し、海を隔てた桜島（標高 1,117m）を含んだ東西約 33km、南北約 51km の都市です。

市街地は、鹿児島湾に流入している甲突川、永田川などの中小河川で形成された平野部にあり、その周辺は、海拔 100m から 300m の丘陵地帯（シラス台地）となっています。

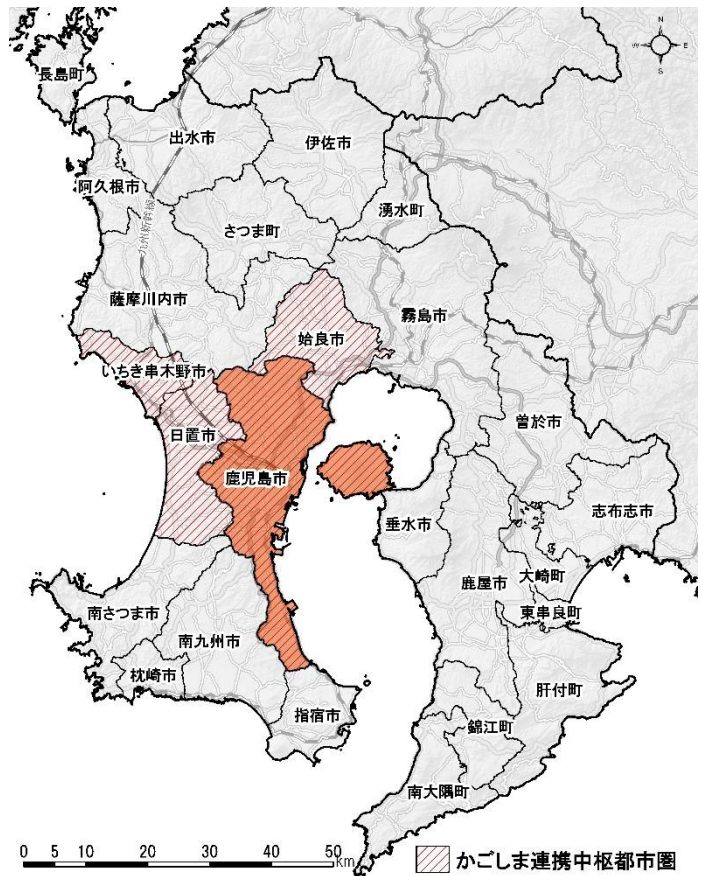
本市は、東アジアに近接する陸・海・空の交通結節点であり、県都としての役割や、いちき串木野市、日置市、始良市で構成するかごしま連携中枢都市圏の中心都市としての役割を担っています。



▲ 広域的位置図



▲ 鹿児島市の市街地と鹿児島湾・桜島



▲ 鹿児島市の位置

©esri



(2) 他都市と比較した本市の特徴

本市と同規模の都市（三大都市圏を除く中核市：36 都市）や県内の都市を比較※すると、本市は以下のような特徴があります。 ※ 都市モニタリングシート（国土交通省 2018（平成 30 年公表））

① コンパクトな市街地

本市の市街地（人口集中地区、市街化区域及び用途地域）の人口密度は、比較的高く、また、日常生活サービスの徒歩圏充足率や、公共交通の利便性が高い範囲に立地する住宅の割合も比較的高いことなどから、本市では、コンパクトな市街地が形成されているといえます。

② 計画的に整備された市街地

本市では、住宅団地をはじめとする住宅地が計画的に整備されてきた結果、市街地面積に占める低層住居専用地域の割合が非常に高くなっています。

その一方で、商業地域の面積が大きいなど、メリハリのある土地利用が行われています。

また、道路や下水道の整備率が高いなど、都市の基盤整備は比較的進んでいますが、1人当たりの都市公園面積や図書館、保育所は少ない状況です。

③ 利用率の高い公共交通

本市における通勤・通学時の主な交通手段は、バスや徒歩などとなっており、自動車の利用率は低い状況です。また、1人当たりの自動車保有台数や自動車からのCO₂排出量も低いなどの特徴もあります。

④ 都市機能が集積された広域的な拠点

本市の行政区域の面積は、県全体の6.0%ですが、本市には、県内の人口の36.4%（2015年国勢調査）が居住しています。

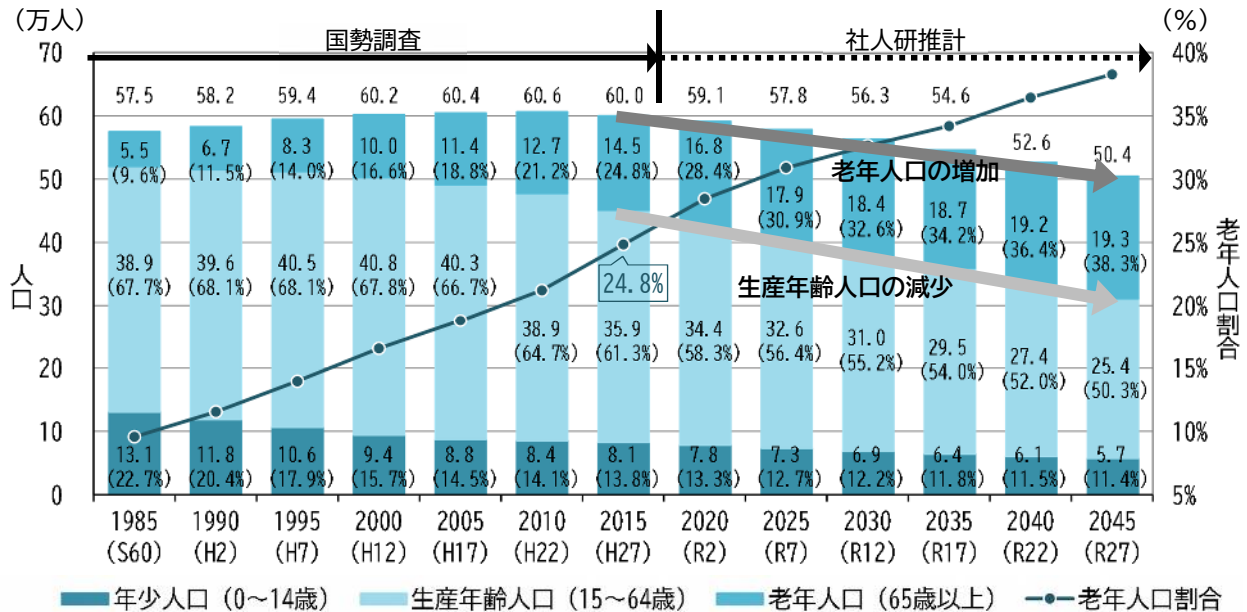
また、大学などの高等教育機関や病院などの医療施設に加え、商業施設も多く立地するなど、都市機能が集積し、広域的な拠点となっています。

2. 本市の現状

(1) 人口・世帯

① 人口

人口は、2015（平成27）年から30年後の2045（令和27）年には約10万人減少するなか、65歳以上の人口がさらに増加し、経済活動を支える15～64歳人口が大きく減少することが予測されています。



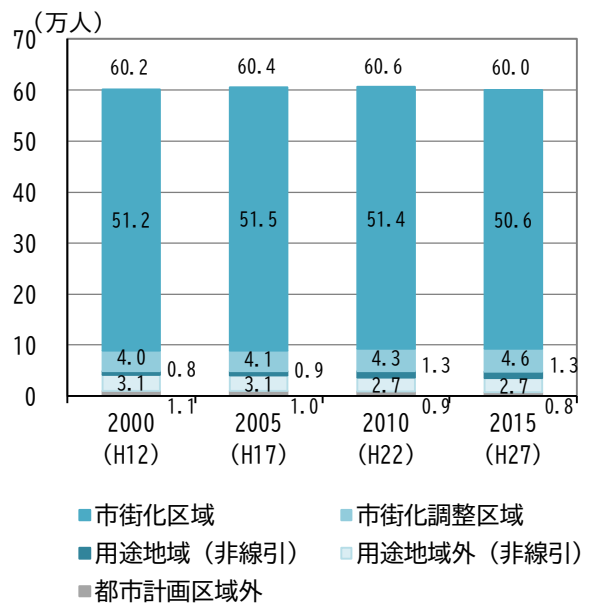
資料) 2015（平成27）年までは、国勢調査（2004（平成16）年に合併した5町を含む。）、2020（令和2）年以降は社人研の推計値（2018年3月）公表による。

▲ 人口の推移

区域別の人口割合は、2000（平成12）年は、市街化区域に約85%が居住していましたが、その割合は徐々に低下しています。

一方で、市街化調整区域や非線引き都市計画区域の用途地域の人口割合は増加傾向にあります。

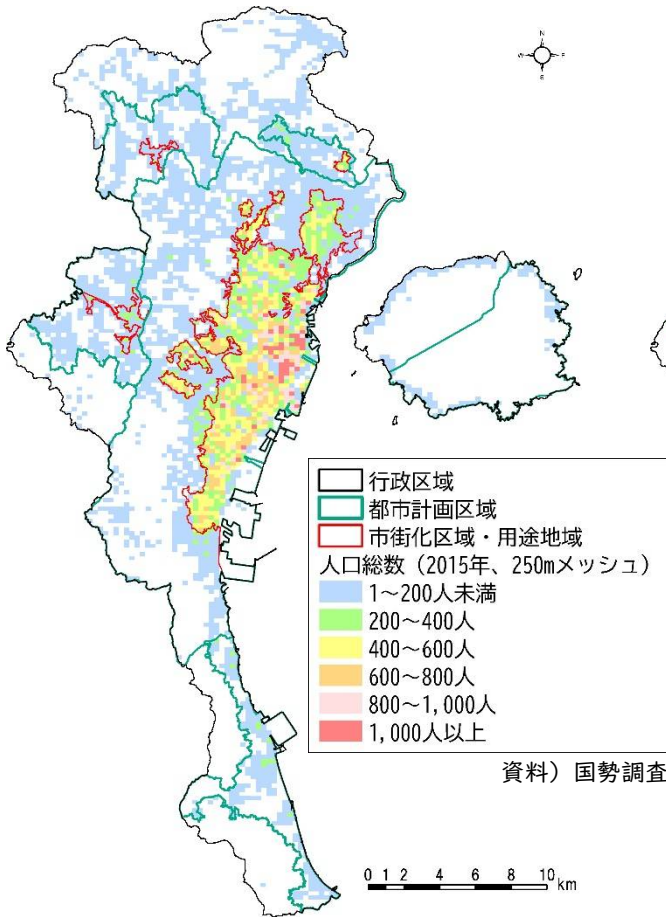
	2000年 (H12)	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)
市街化区域	85.1%	85.1%	84.8%	84.4%
市街化調整区域	6.7%	6.7%	7.1%	7.6%
用途地域（非線引）	1.4%	1.4%	2.1%	2.2%
用途地域外（非線引）	5.1%	5.1%	4.5%	4.5%
都市計画区域外	1.8%	1.7%	1.5%	1.3%



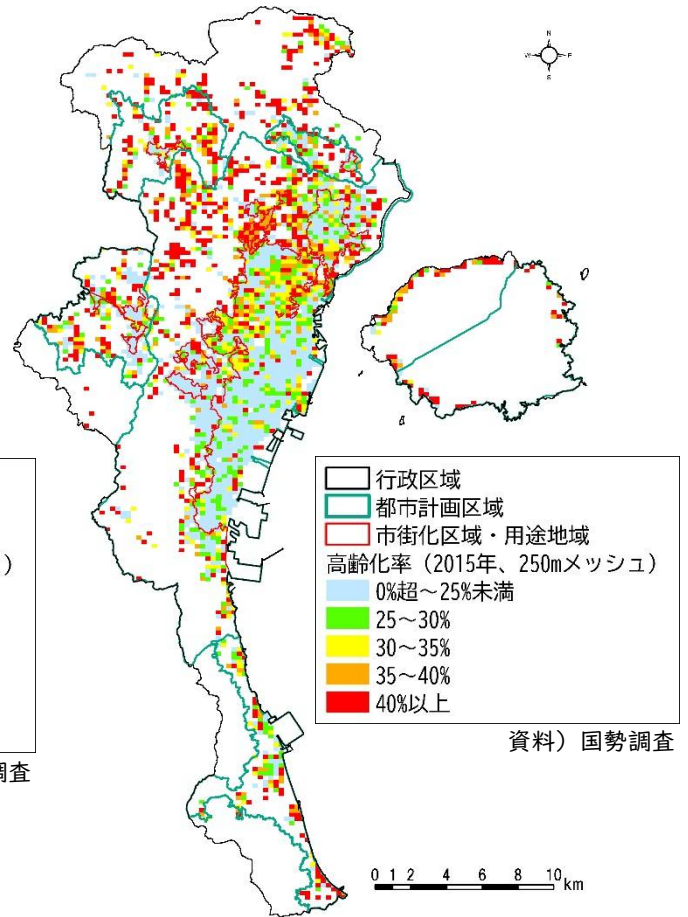
資料) 都市計画基礎調査（2004（平成16）年に合併した5町を含む。）

▲ 区域別人口の推移

人口は、市街化区域や用途地域に概ね集中しています。一方で、市街化調整区域や用途地域外では、高齢化率（65歳以上の人口割合）が高い状況にあります。



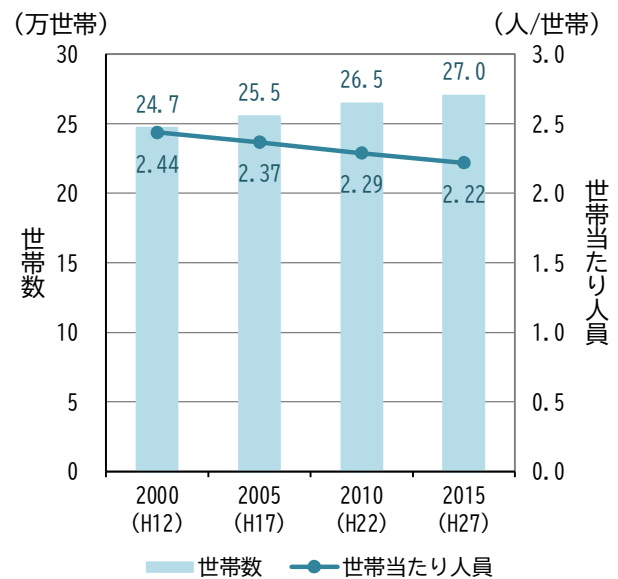
▲ 人口の分布



▲ 高齢化率

② 世帯

世帯当たり人員は、徐々に低下し、2015（平成27）年には2.22人/世帯となっていますが、世帯数は継続して増加し、2015（平成27）年には約27万世帯となっています。

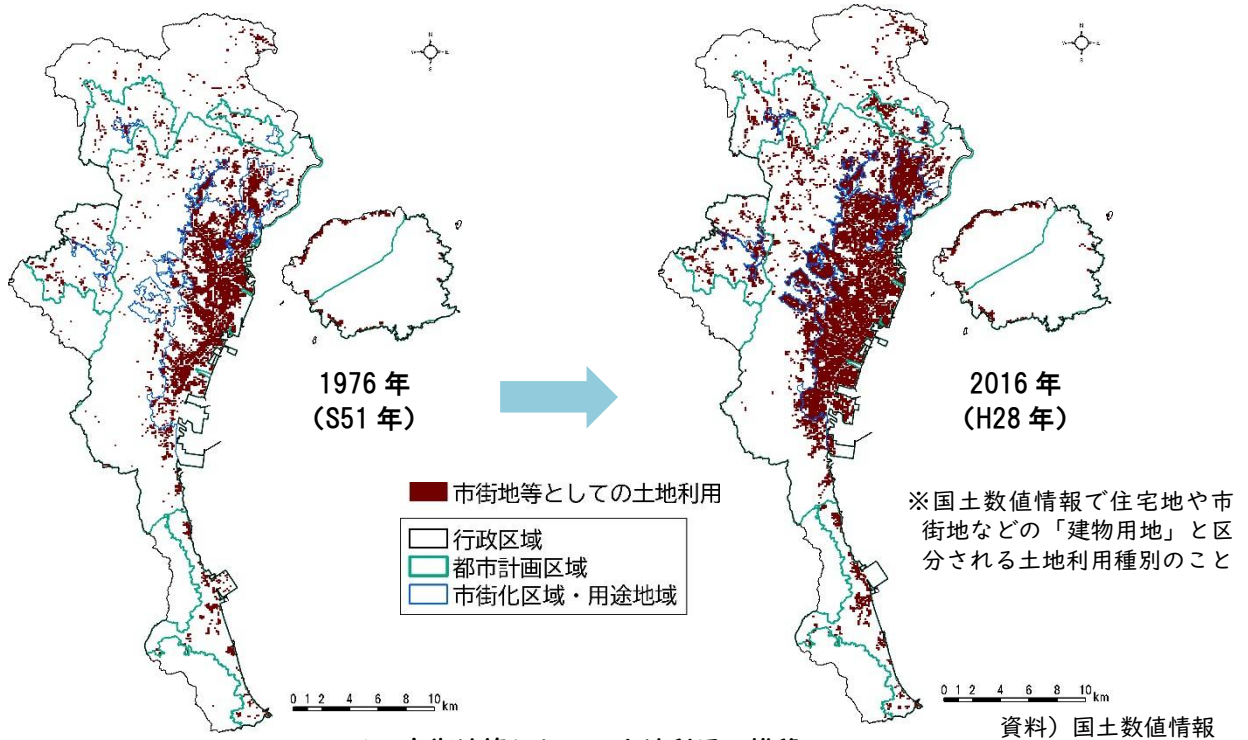


▲ 世帯の推移

(2) 土地利用

① 土地利用の推移

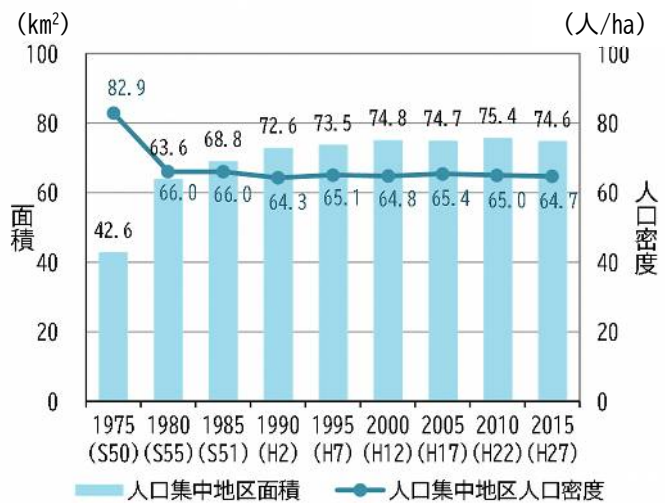
市街地等としての土地利用^{*}は、1976（昭和51）年から2016（平成28）年の約40年間で拡大しています。市街化区域や用途地域のほか、市街化調整区域などにおいても拡大していたことから、2015（平成27）年に「市街化調整区域における住宅建築等に関する条例」を改正しています。



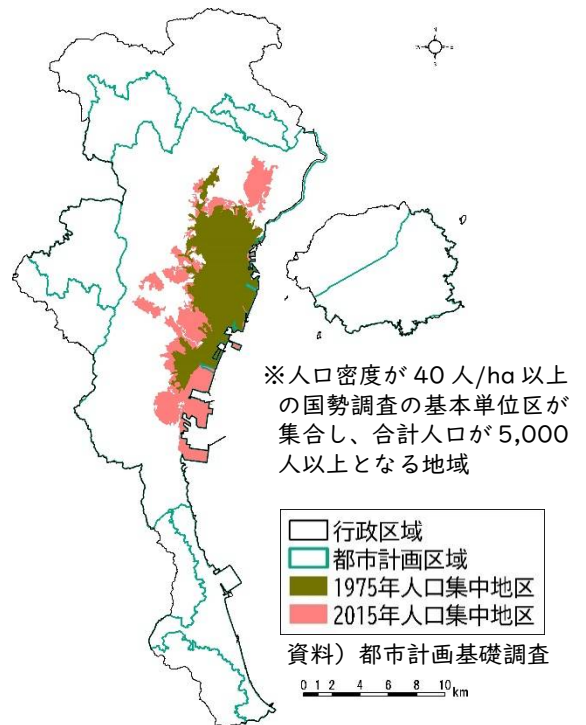
▲ 市街地等としての土地利用の推移

② 人口集中地区の推移

人口集中地区^{*}は、1975（昭和50）年時点の42.6 km²から1980（昭和55）年に大幅に拡大し、その後は面積、人口密度ともに概ね横ばいとなっています。



▲ 人口集中地区面積・人口密度の推移

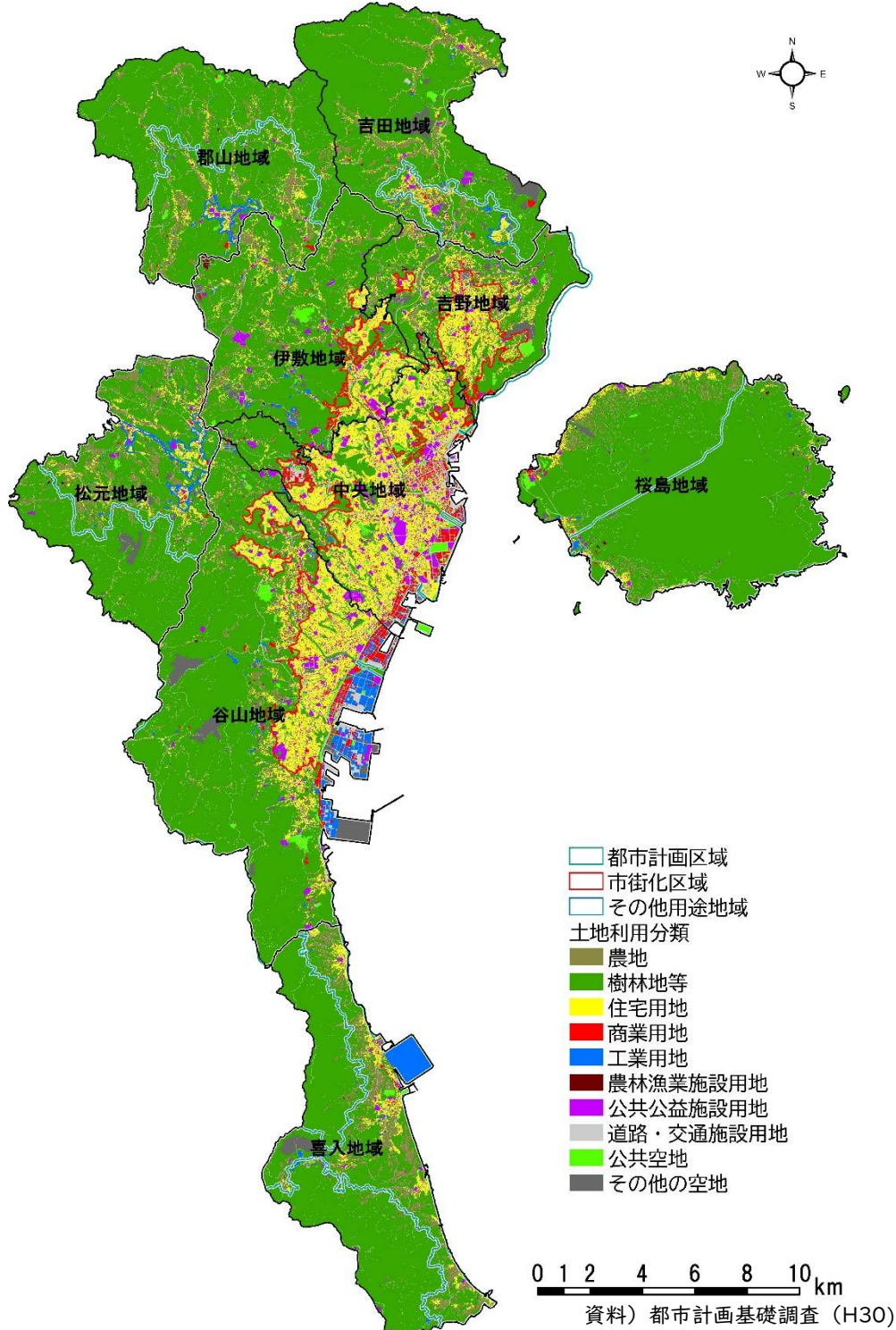


▲ 人口集中地区の変遷

③ 土地利用の現況

平坦部の多くが市街化区域に指定され、宅地化が進んでおり、市街化区域外は概ね山林が広がっています。

「住宅用地」は市街化区域に広く分布し、市街化区域に近接する市街化調整区域においても、「住宅用地」と「農地」が混在している地域があります。「商業用地」は中心市街地や臨海部などに分布し、「工業用地」は谷山地域や喜入地域の埋立地などにまとまって分布しているほか、市街化調整区域や用途地域外にも点在しています。吉田地域、松元地域、郡山地域では用途地域に「住宅用地」が集中していますが、山間部にも比較的まとまった住宅用地が点在しています。

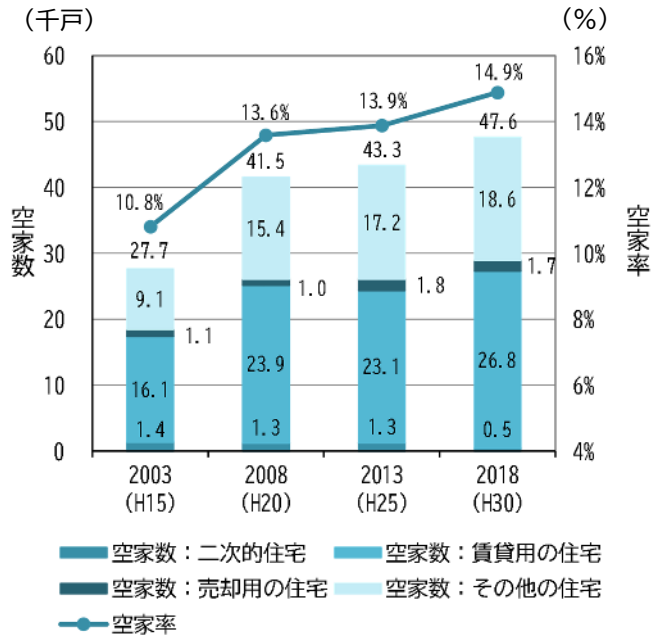


第1章 都市づくりの課題と方向性

④ 空家数・空家率の推移

空家数は、増加傾向にあり、2018（平成30）年調査では空家数は47.6千戸、空家率は14.9%となっています。

2003（平成15）年と比較すると、15年間で空家数は約1.7倍に増加しており、居住世帯が長期にわたって不在の住宅などの「その他の住宅」が約2倍になっています。



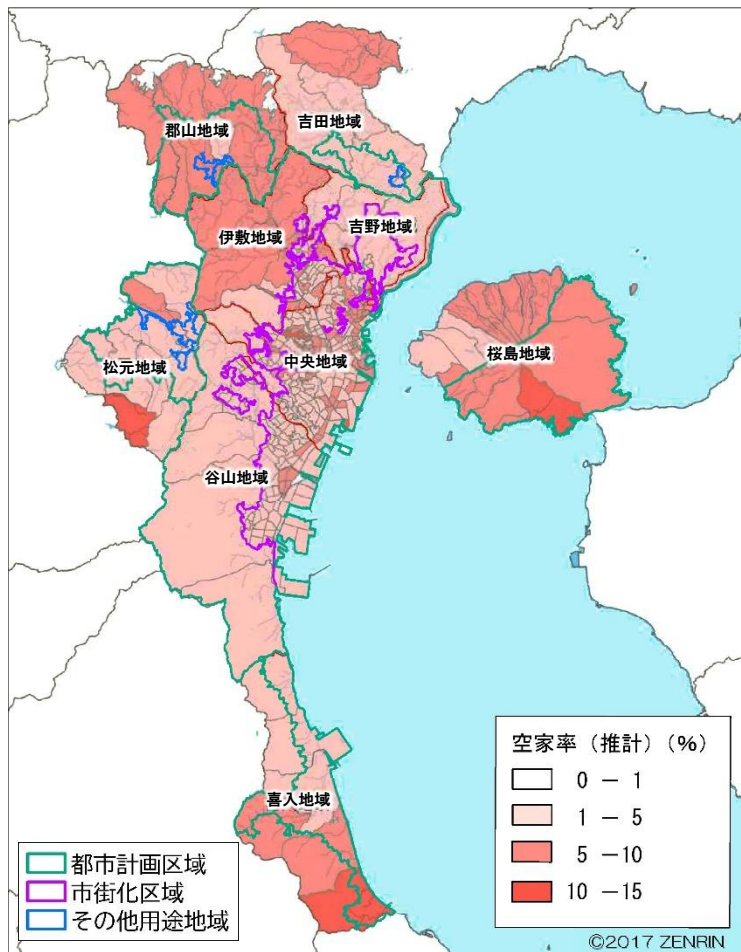
資料) 住宅・土地統計調査

▲ 空家数、空家率の推移

空家率は、伊敷地域や桜島地域の市街化調整区域及び郡山地域で5%以上の地区が多く、また、松元地域、吉田地域の都市計画区域外の一部でも空家率が高くなっています。

喜入地域では、市中心部から離れた南部で10%以上の地区が見られます。

市街化区域にも空家率5%以上の地区が点在しており、中心市街地においても空家の発生による都市の空洞化が進行している状況にあります。



○住宅・土地統計調査の空家率とは、集合住宅の取扱が異なるなどの理由により値が異なります。

出典) 鹿児島市空き家等対策計画の「市内全域の空家の分布地図」を基に作成

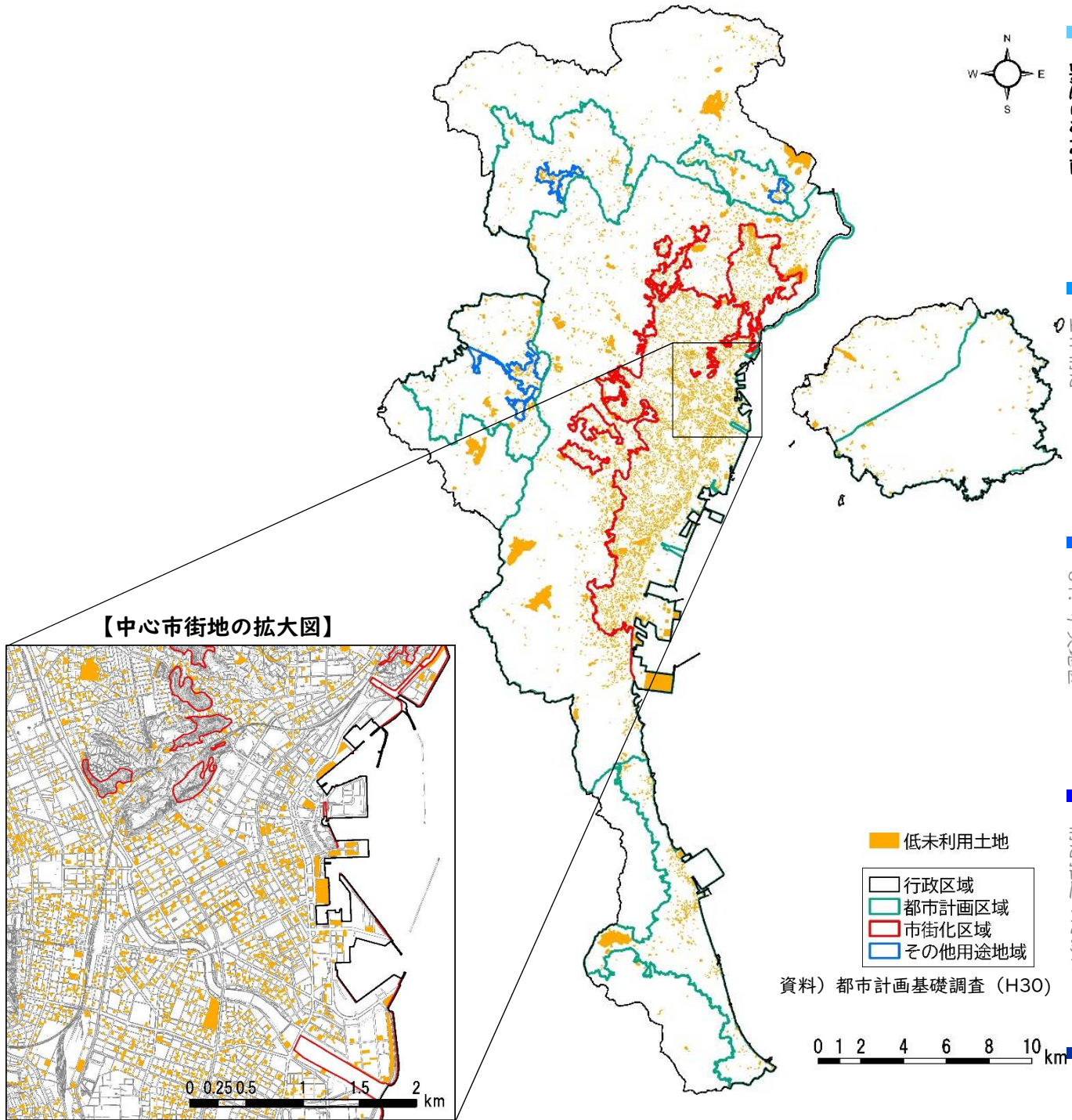
▲ 空家の分布状況

⑤ 空き地等の低未利用土地の分布

空き地等の低未利用土地[※]は、市全域に点在しており、中心市街地においても同様の状況となっています。

※ 空き地、平面駐車場、ゴルフ場、工事中の土地 など

(H30時点の状況であるため、既に土地利用が図られている場所を含みます)



▲ 低未利用土地の分布

(3) 市街地整備

① 土地区画整理事業

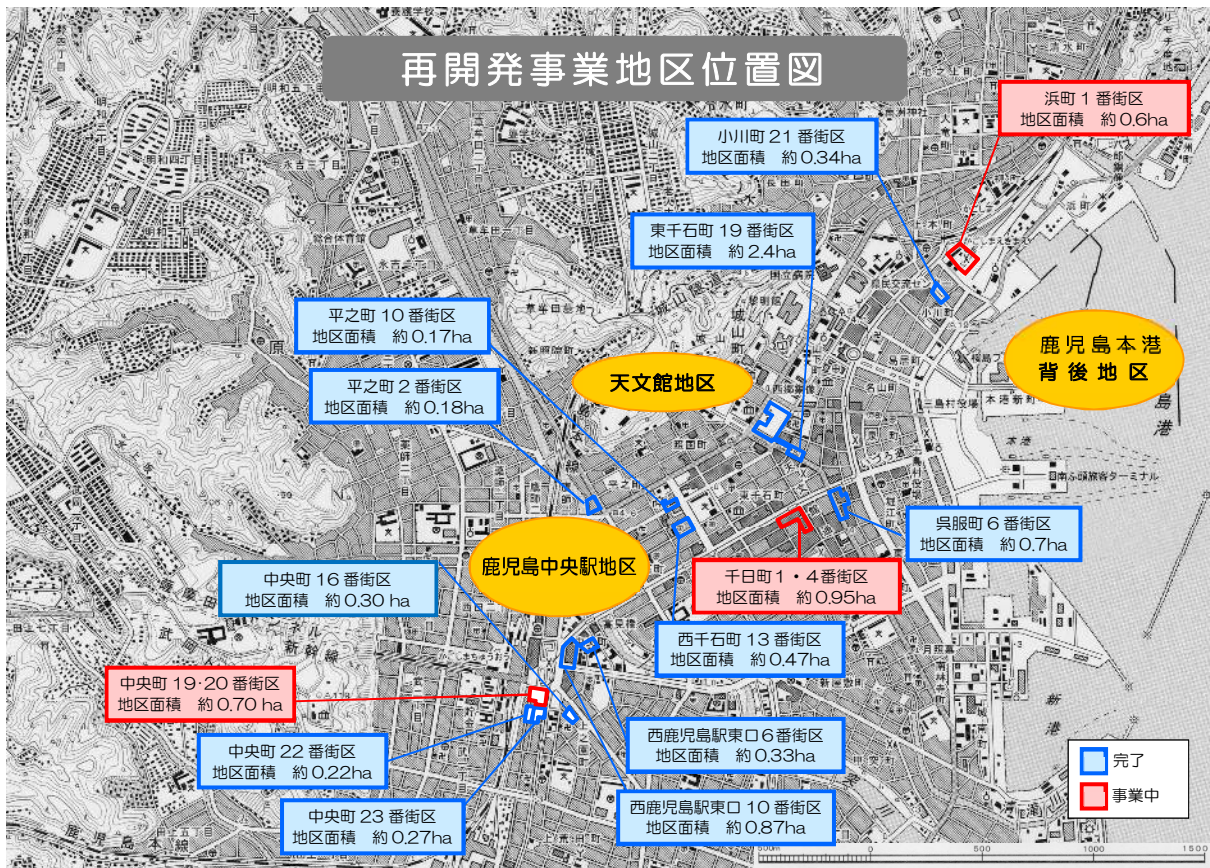
土地区画整理事業は、戦災復興などの31地区で整備が完了しており、2020（令和2）年度末現在、市施行として吉野地区、吉野第二地区、郡山中央地区、谷山第二地区、谷山駅周辺地区、谷山第三地区の6地区が、組合施行として小野地区、南伊敷地区の2地区が施行中となっています。

▼ 土地区画整理事業の状況

区分		施行済		施行中		合計	
		地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)
施行者 区分	個人	5	141.8	0	0	5	141.8
	組合	12	377.8	2	166.6	14	544.4
	公共団体	13	728.8	6	349.9	19	1,078.7
	行政庁	1	1,043.9	0	0	1	1,043.9
合計		31	2,292.3	8	516.5	39	2,808.8

② 再開発事業

再開発事業は、中央町や平之町などの11地区で整備が完了しており、2020（令和2）年度末現在、中央町19・20番街区、千日町1・4番街区、浜町1番街区の3地区が施行中となっています。



資料) 鹿兒島市の再開発 2020

▲ 再開発事業地区位置図

③ 公共下水道事業

公共下水道事業は、雨水と汚水を別々に排除する分流式を採用しており、市中央部の300haについて、1958（昭和33）年1月に都市計画決定を行い、その後、区域が拡張されています。

現在は2017（平成29）年3月に都市計画決定を行った区域において、事業を実施しており、汚水は、2020（令和2）年度末時点での処理人口が471,600人、整備率（下水道処理人口普及率）が79.5%、処理能力が221,800 m³/日となっています。

雨水は、河川事業などと連携を図りながら、雨水渠などの整備を進めており、2020（令和2）年度末時点での整備率が72.5%、整備面積が5,410haとなっています。

④ 道路交通の整備状況

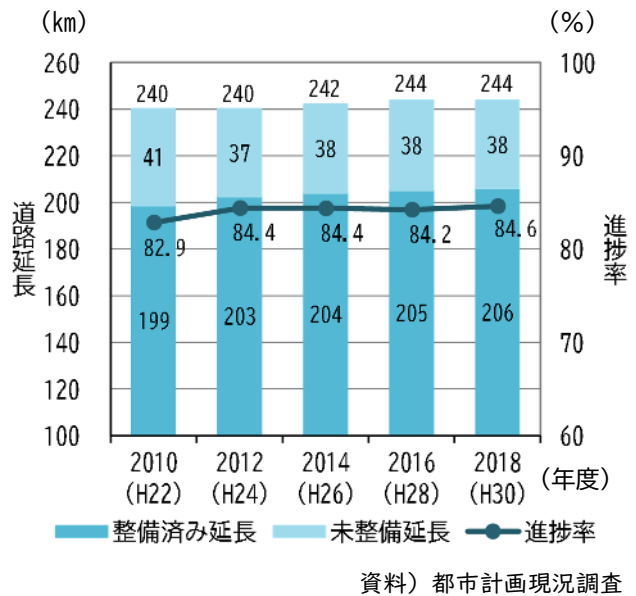
道路延長は、2019（令和元）年度末時点で3,051km、舗装率は98.8%と未舗装の道路は概ね解消されています。

都市計画道路は、2018（平成30）年度末時点で鹿児島都市計画区域と郡山都市計画区域において合計244km（鹿児島：237.4km、郡山6.4km）を決定しています。

このうち整備済み延長は206km、整備の進捗率は84.6%（鹿児島：85.5%、郡山：52.7%）となっており、全国の都市計画道路の整備延長率である65.4%（平成31年都市計画現況調査）と比較しても高い状況です。



▲ 道路（国道、県道及び市道）の状況



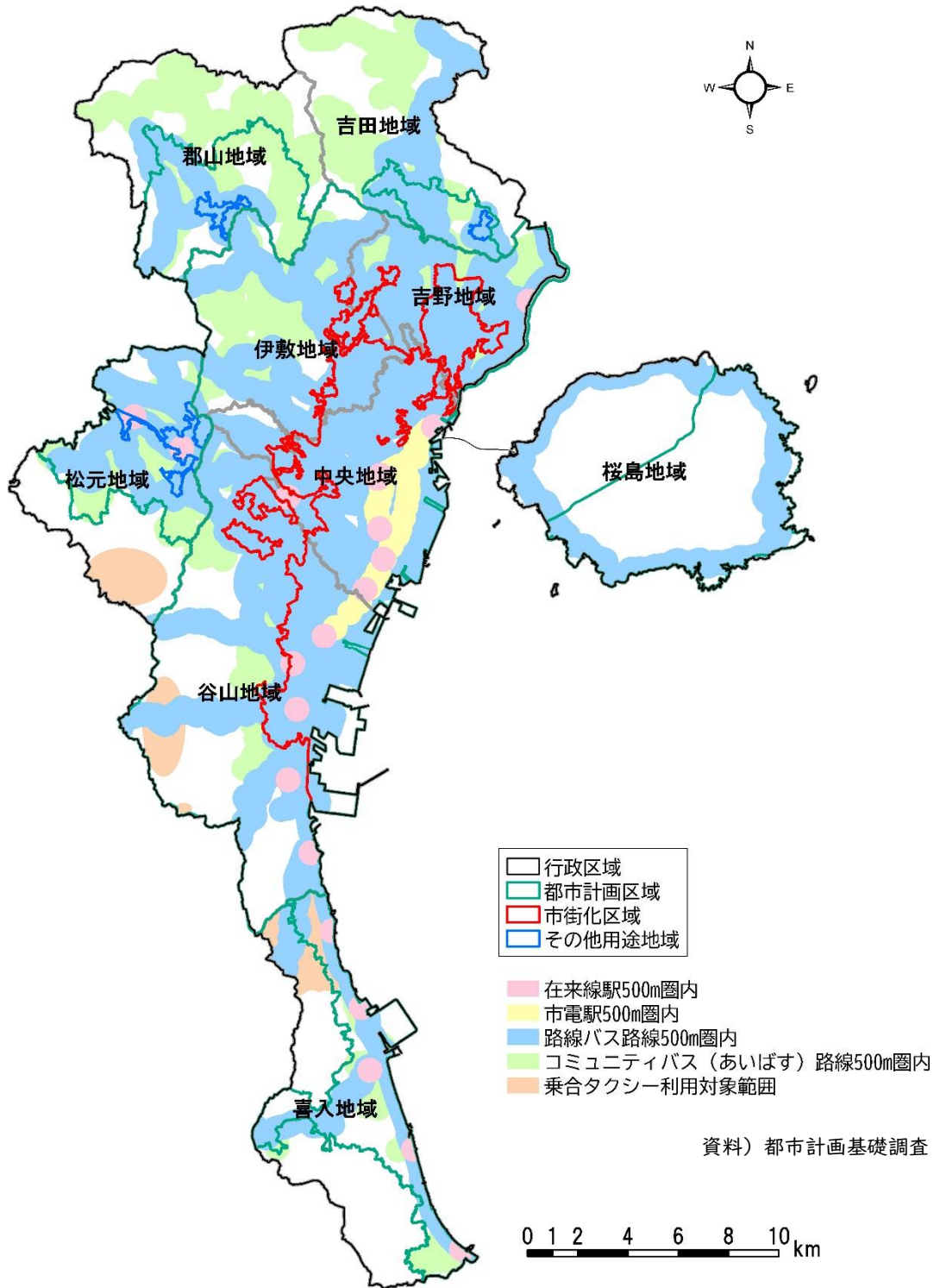
▲ 市域都市計画道路の整備進捗の状況

(4) 交通

① 公共交通の利用圏域

公共交通の利用圏域は、市街化区域では鉄道・市電・路線バスなどの多様な公共交通で網羅されています。

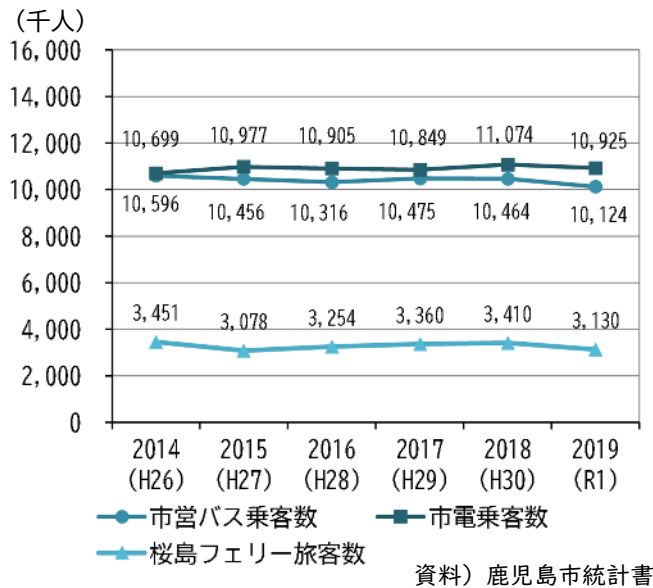
また、桜島地域では路線バスで網羅されており、吉田、喜入、松元、郡山地域では路線バスのほか、地域を循環するコミュニティバスが公共交通の主体となっています。



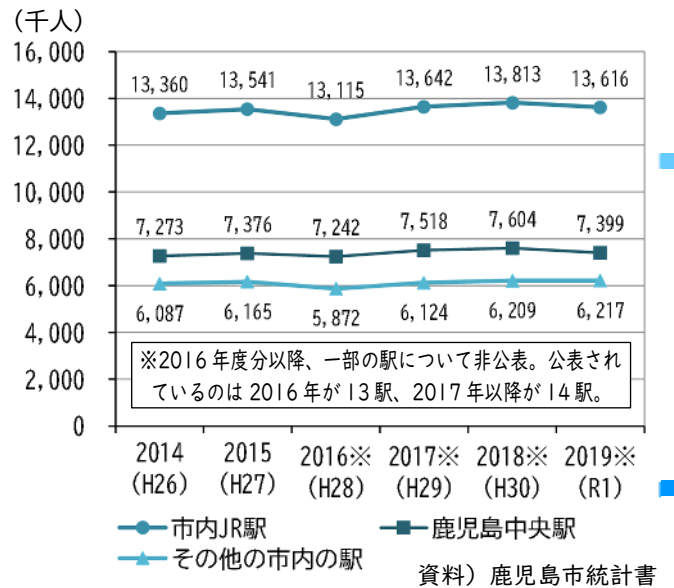
▲ 公共交通の利用圏域

② 公共交通の利用者数

市営バス、市電、鉄道の乗客数は、概ね、横ばいで推移していますが、桜島フェリーの旅客数は、減少しています。



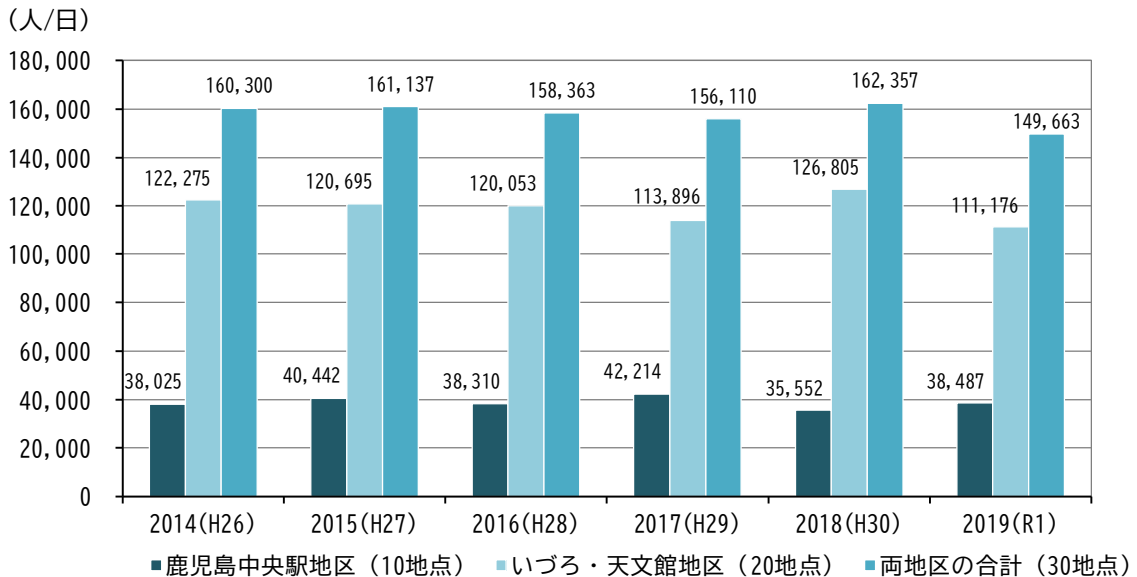
▲ 市営バス、市電、定期船の乗客数の推移



▲ 鉄道乗客数の推移

③ 歩行者等の通行量

中心市街地における歩行者（自転車のほか、バイクなどを押して歩く人を含む）の通行量は、概ね横ばいで推移しています。



資料) 令和元年度 鹿児島市中心市街地歩行者通行量調査を基に作成

▲ 歩行者通行量 (土日)

④ 主要道路の混雑度

本市は、山と海に囲まれ平地が限定的であり、市街地へ流入する道路が限定されることなどから幹線道路に交通が集中する都市構造となっており、主要道路の混雑度は、国道3号、225号などの幹線道路で特に高く、都心部と郊外部を結ぶ路線バスなどの公共交通機関の定時性・速達性の低下の要因にもなっています。



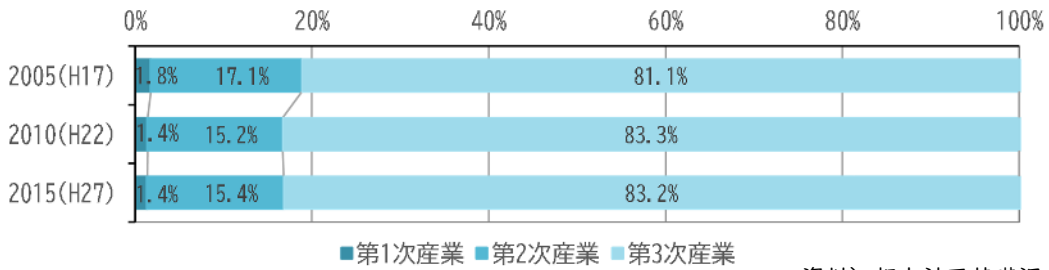
資料) 平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査、鹿児島県交通渋滞対策協議会資料を基に作成

▲ 主要道路の混雑度 (都心部周辺)

(5) 産業

① 就業構造

就業人口は、2015（平成27）年で26万9千人であり、就業構造は、第3次産業の就業者比率が83.2%と非常に高い状況です。また、第1次産業の就業者比率は低く、減少傾向にあります。



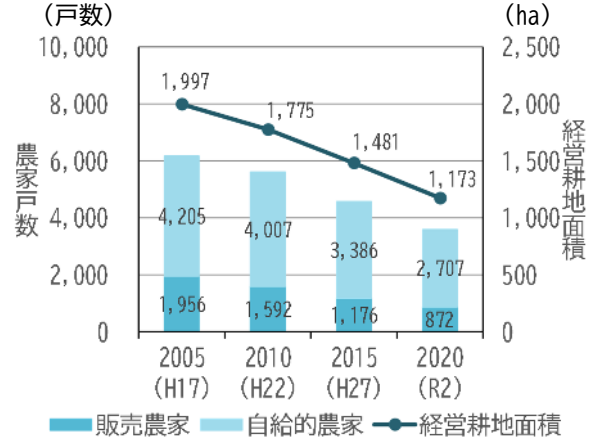
■第1次産業 ■第2次産業 ■第3次産業

資料) 都市計画基礎調査

▲ 産業別就業者比率の推移

② 農業

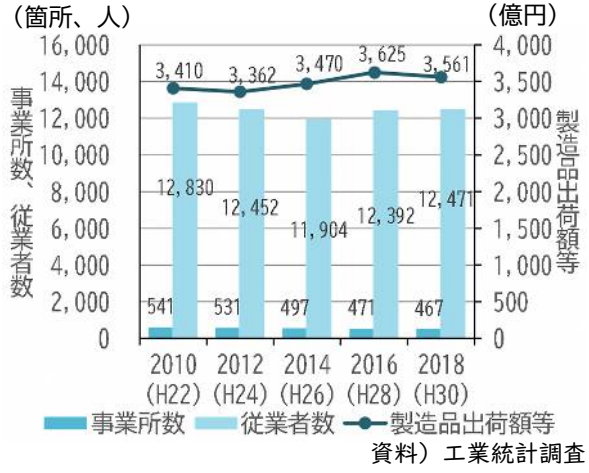
農家戸数、経営耕地面積ともに減少傾向にあります。



■販売農家 ■自給的農家 ●経営耕地面積
資料) 世界農林業センサス、農林業センサス

③ 工業

事業所数は減少傾向、従業者数は横ばいです。製造品出荷額等は3,500億円前後です。



■事業所数 ■従業者数 ●製造品出荷額等
資料) 工業統計調査

④ 商業

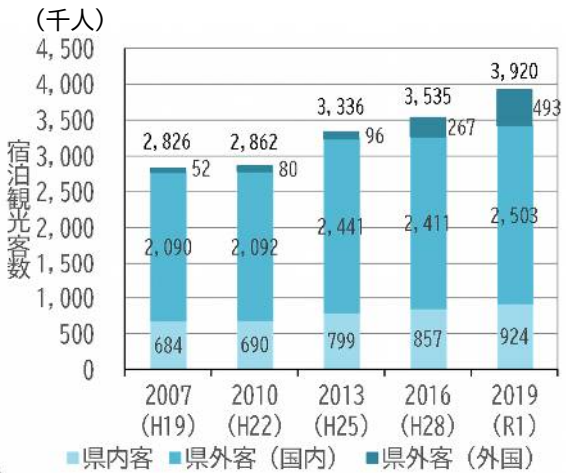
商店数、従業者数、年間商品販売額は、近年増加しています。



資料) 商業統計調査、経済センサス

⑤ 観光

本市を訪れる宿泊観光客数は、近年、増加しています。



資料) 鹿児島市観光統計

(6) 防災

① 風水害

本市では、6月～8月にかけて年間降水量(2014～2018(平成26～30)年の平均:2,891mm)の約半分を占めるような大雨が降る傾向にあり、また、台風の勢力が強い段階で接近・上陸することから猛威にさらされやすく、過去の気象災害のうち、大雨と台風での被害が大きくなっています。

さらに、本市の地質はシラスと呼ばれる特殊土壌地帯が多く、流水による浸食を受けやすいため、斜面崩壊、地すべり、土石流など、大規模な土砂災害が生じ、被害が大きくなる傾向があります。

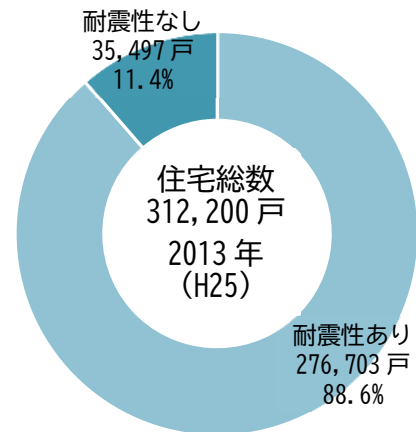
また、甲突川・稲荷川・新川などの二級河川が市街地を流れており、大量の降雨が一気に河川に流れ込むことで、中心市街地を含む市内の広い範囲で浸水する恐れがあります。

② 地震・火災

県本土は、九州でも比較的有感地震の発生が少ない地域であり、中でも本市は、活断層やプレート境界域起源の地震による災害の記録がない地域です。

しかし、本市においても、2017(平成29)年7月に鹿児島湾を震源とする震度5強の地震が発生しており、鹿児島湾直下などで大地震が発生した場合、多数の人的被害や建物被害が想定されています。このような中、住宅総数の11.4%にあたる3万5千戸が、耐震性がない状況です。

また、地震時などに火災が発生した場合に、延焼の危険性がある木造家屋の密集地が、一部の地域に点在しています。



資料) 鹿児島市耐震改修促進計画
※「平成25年住宅・土地統計調査」などを基にした推計

▲ 住宅の耐震化の状況

③ 桜島爆発・降灰

世界有数の活火山である桜島は、60年以上も噴火活動を続けており、降灰のほか、噴石の飛散なども発生しています。

また、始良カルデラ下のマグマ溜まりには、多量のマグマが蓄積され、大正噴火級の大規模噴火に対する警戒を要する時期に入ったとされていることから、大規模な噴火への備えが必要です。



▲ 桜島の噴火

(7) 景観・環境

① 景観

本市では、2007（平成19）年12月に景観計画などを策定し、良好な景観形成を図る区域を市全域として、景観形成基準などを定めています。

また、本市特有の景観や、歴史的価値のある建造物などを含む数少ない景観を有する地区を景観形成重点地区に指定し、景観形成を進めています。



歴史と文化の道地区

出典）鹿児島県観光サイト

② 自然緑地と都市緑地

本市の自然緑地（山林、農地）の面積は、34,437haで、市域面積の62.9%を占めており、桜島地域のほぼ全域と吉野地域の一部の7,282haの陸域と、26.5haの海域は、霧島錦江湾国立公園に指定されています。

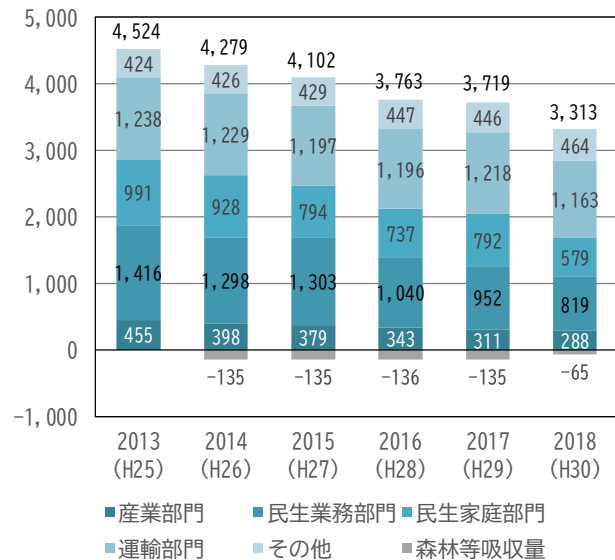
一方、都市緑地のうち、本市の都市計画決定された公園などは、2021（令和3）年3月時点で334haが開設されており、都市計画決定されていない公園などを含めると470haが開設されています。市民1人当たりの都市公園面積は7.9㎡となりますが、全国平均（10.7㎡/人：令和元年度末）と比べ、依然として低い水準にあります。

③ CO₂排出量

本市のCO₂排出量は、年々減少しています。

2018（平成30）年度の部門別CO₂排出量は、運輸部門が最も多く、次いで民生業務部門、民生家庭部門、産業部門となっています。

（千トンCO₂換算）



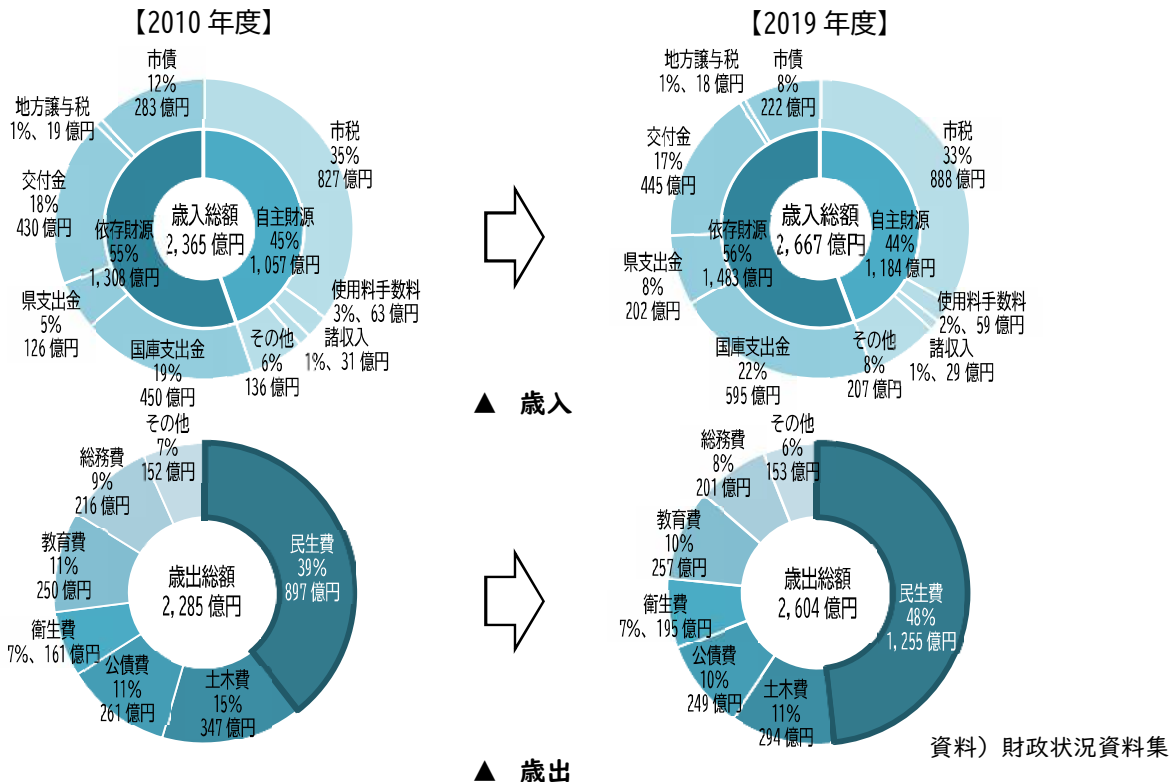
▲ 部門別CO₂排出量

(8) 財政

① 歳入・歳出

近年の市の歳入に占める自主財源の割合は44%程度となっています。

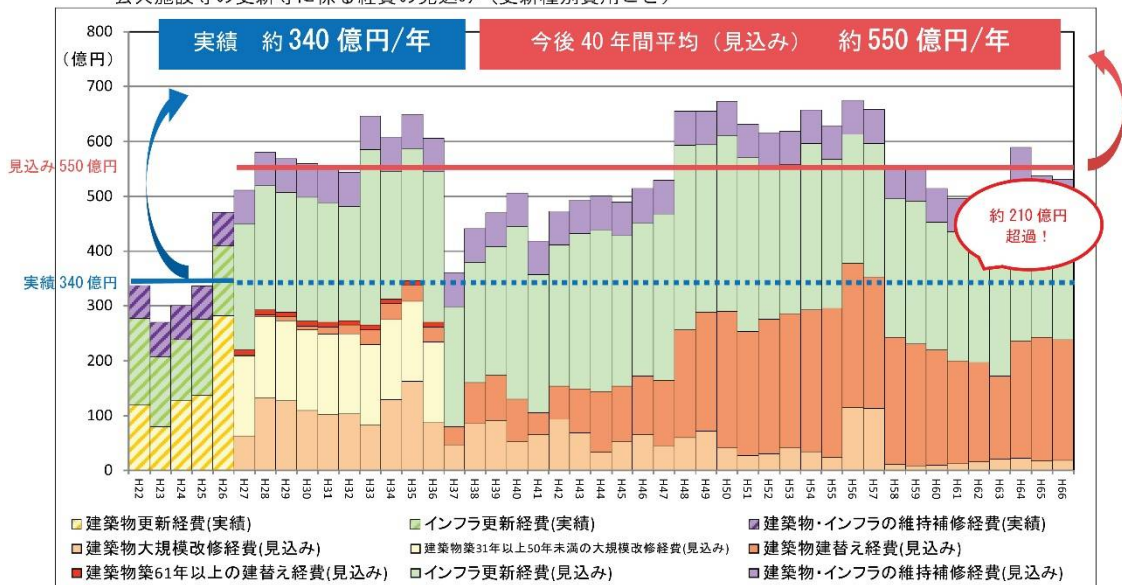
歳出については、福祉に関連する民生費の占める割合が増加し、土木費が減少しています。



② 公共施設等の維持・更新費

公共施設等の維持・更新費は、今後、平均で年間約550億円が必要と試算されており、これまでの実績よりも大幅な増加が見込まれます。

公共施設等の更新等に係る経費の見込み(更新種別費用ごと)



(備考) 総務省の公共施設等更新費用試算ソフトを用いて作成(企業会計分も含む。)

資料) 鹿児島市公共施設等総合管理計画

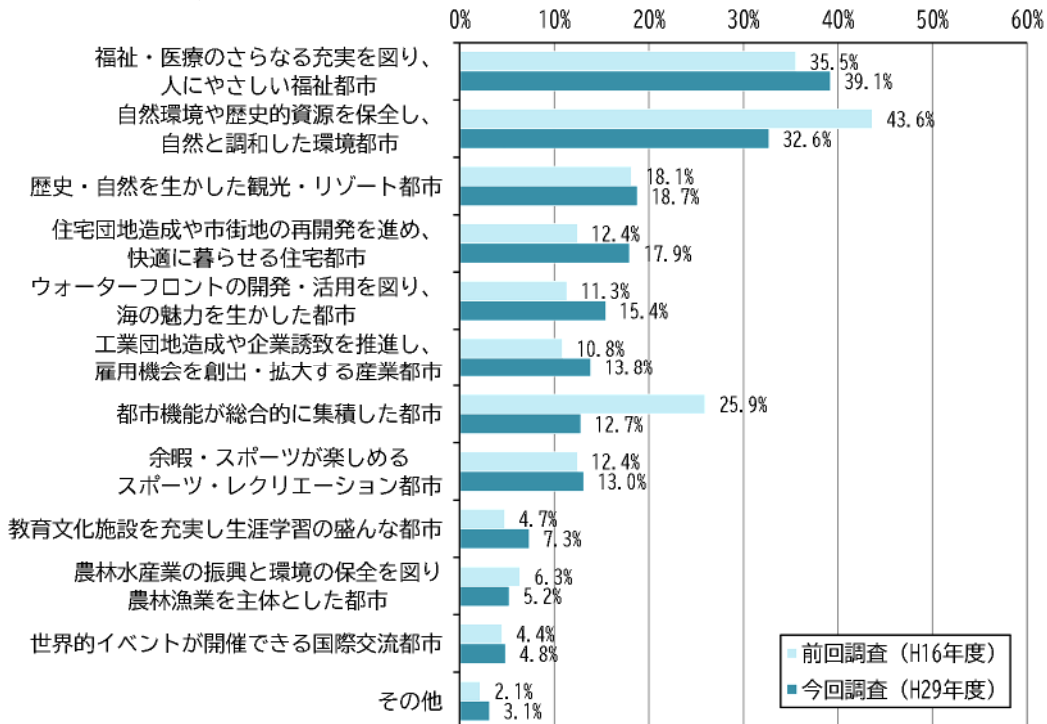
▲ 公共施設等の維持・更新費

3. 市民意向

都市づくりに対する市民意識を把握するため、2017（平成29）年11月に実施した市民意識調査（市民6,000人を対象）の結果を前回（2004（平成16）年）と比較すると、以下の傾向が見られます。

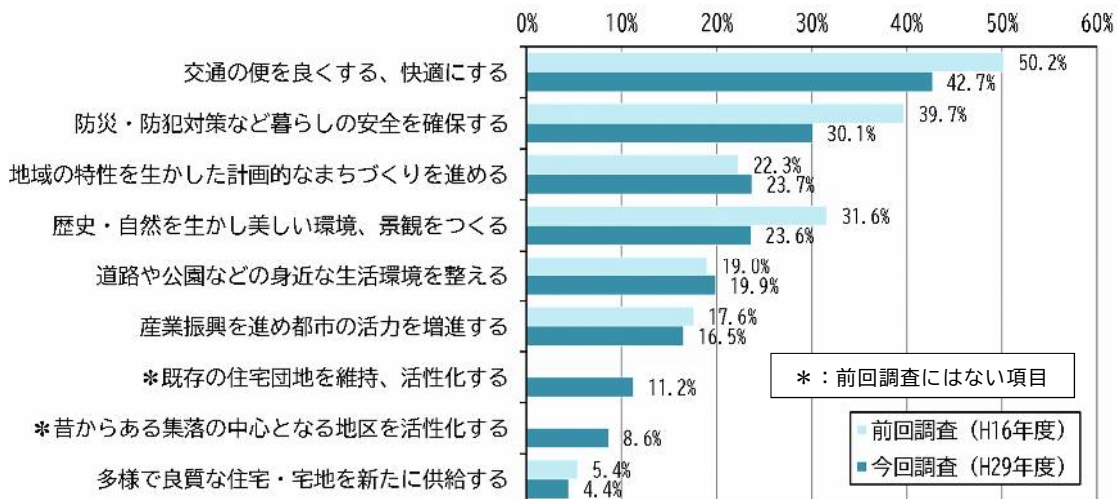
① 望ましい都市発展の方向性

4割の方が「福祉・医療のさらなる充実を図り、人にやさしい福祉都市」を望み、前回調査で最も多かった「自然環境や歴史的資源を保全し、自然と調和した環境都市」と逆転しており、深刻化する超高齢社会への意識が高まっています。



② まちづくりで優先すべきこと

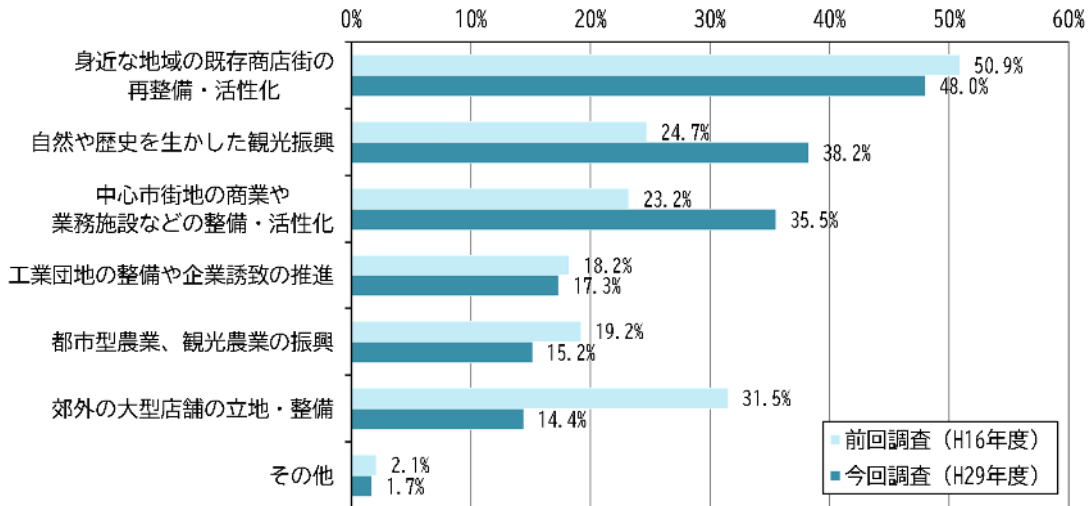
全体的な傾向は、概ね、前回調査と変わっていませんが、4割以上の方が「交通の便を良くする、快適にする」を望んでいます。また、新たに追加した「既存の住宅団地を維持、活性化する」と「昔からある集落の中心となる地区を活性化する」を望む方も1割程度います。



第1章 都市づくりの課題と方向性

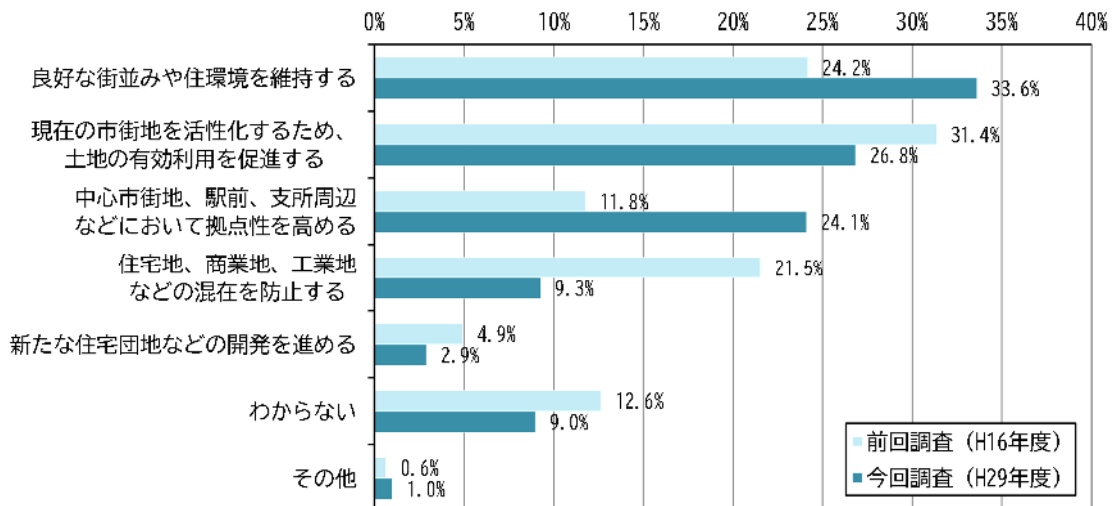
③ 活気あるまちづくりについて優先すべきこと

「身近な地域の既存商店街の再整備・活性化」を望む傾向が高いなど、全体的な傾向は、概ね、前回調査と変わっていませんが、「自然や歴史を生かした観光振興」や「中心市街地の商業や業務施設等の整備・活性化」を望む傾向が高まっています。一方で、「郊外の大型店舗の立地・整備」を望む傾向は大きく減少しています。



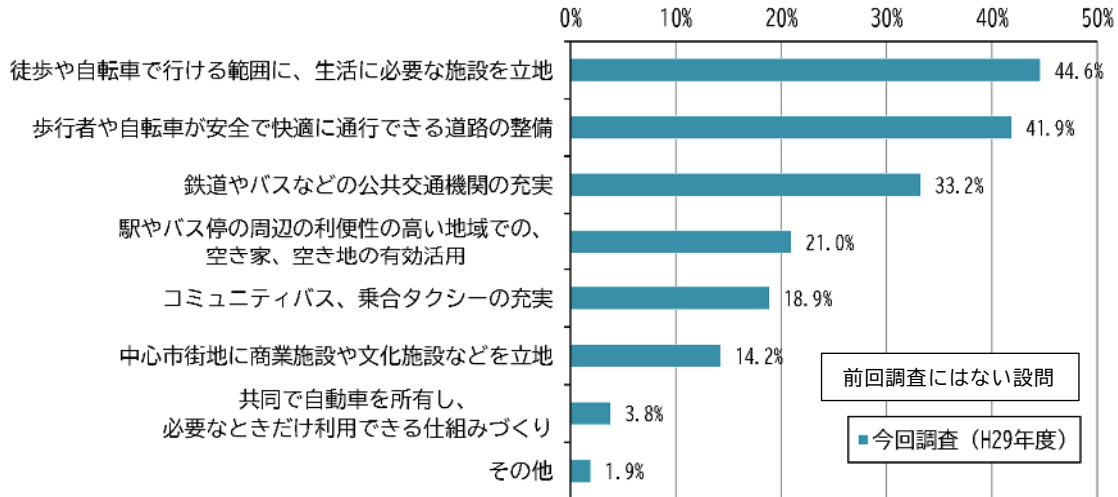
④ 市街地の土地利用規制・誘導の方向性

前回調査と比べて、「良好な街並みや住環境を維持する」や「中心市街地、駅前、支所周辺等において拠点性を高める」を望む傾向が高まっています。



⑤ 歩いて暮らせるまちづくりについて優先すべきこと

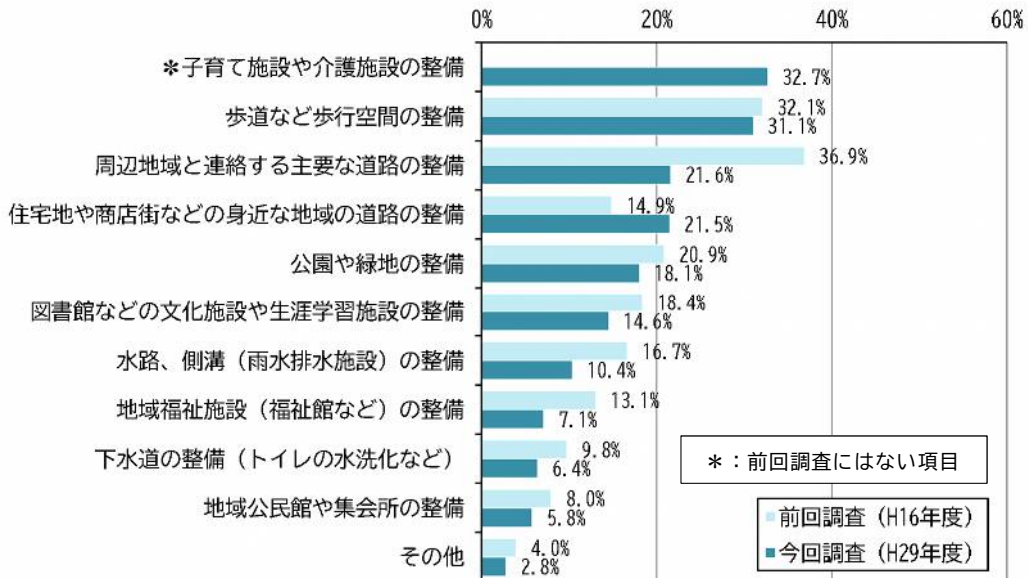
最も多くの回答があったのは、「徒歩や自転車で行ける範囲に、生活に必要な施設を立地」であり、次いで「歩行者や自転車が安全で快適に通行できる道路の整備」、「鉄道やバス等の公共交通機関の充実」となっています。



⑥ 地域の生活基盤施設の整備について優先すべきこと

最も多くの回答があったのは、「子育て施設や介護施設の整備」であり、次いで「歩道等の歩行空間の整備」となっています。

前回調査と比べると、「住宅地や商店街等の身近な地域の道路の整備」を望む傾向が高まっています。

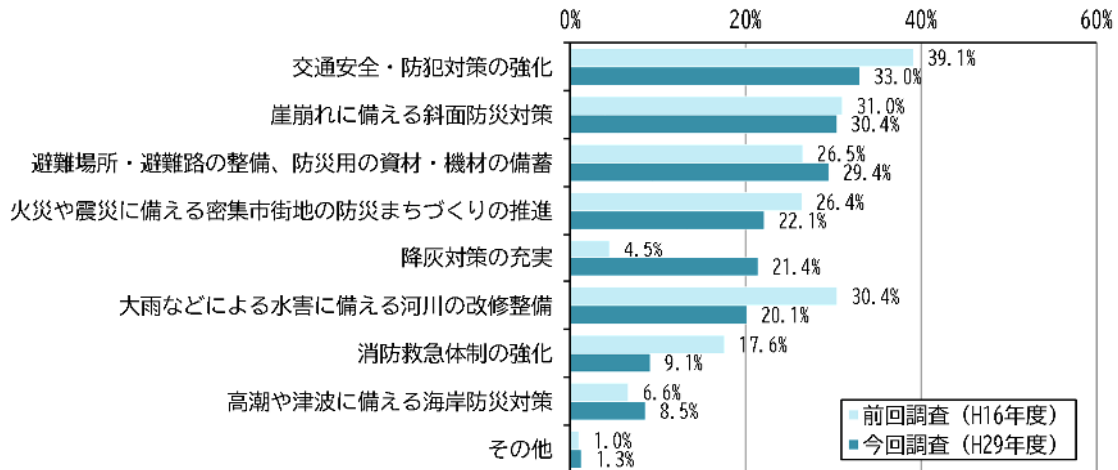


第1章 都市づくりの課題と方向性

⑦ 安全なまちづくりについて優先すべきこと

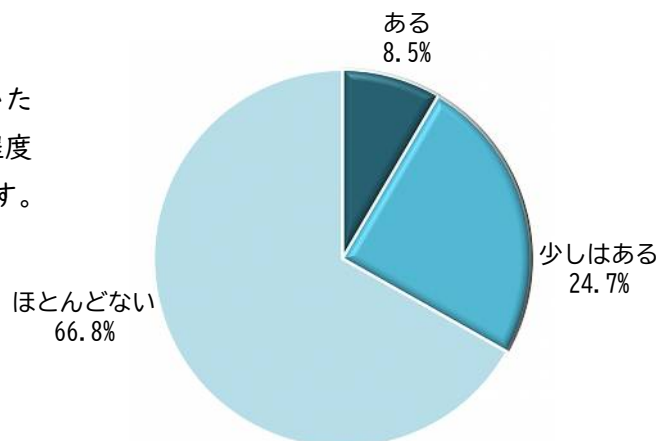
最も多くの回答があったのは、「交通安全・防犯対策の強化」であり、次いで「崖崩れに備える斜面防災対策」、「避難場所・避難路の整備、防災用の資材・機材の備蓄」となっています。

前回調査と比べると、「降灰対策の充実」や「避難場所・避難路の整備、防災用の資材・機材の備蓄」を望む傾向が高まっています。



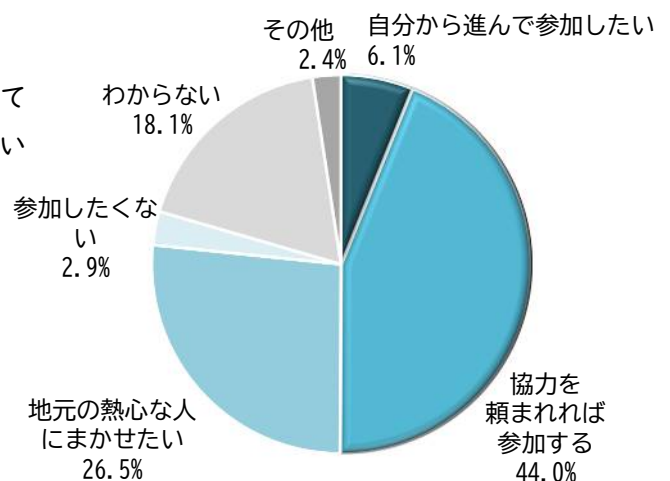
⑧ 都市計画の認知度

市の行っている都市計画の認知について、聞いたことが「ある」「少しはある」は合わせて3割程度であり、7割が「ほとんどない」となっています。



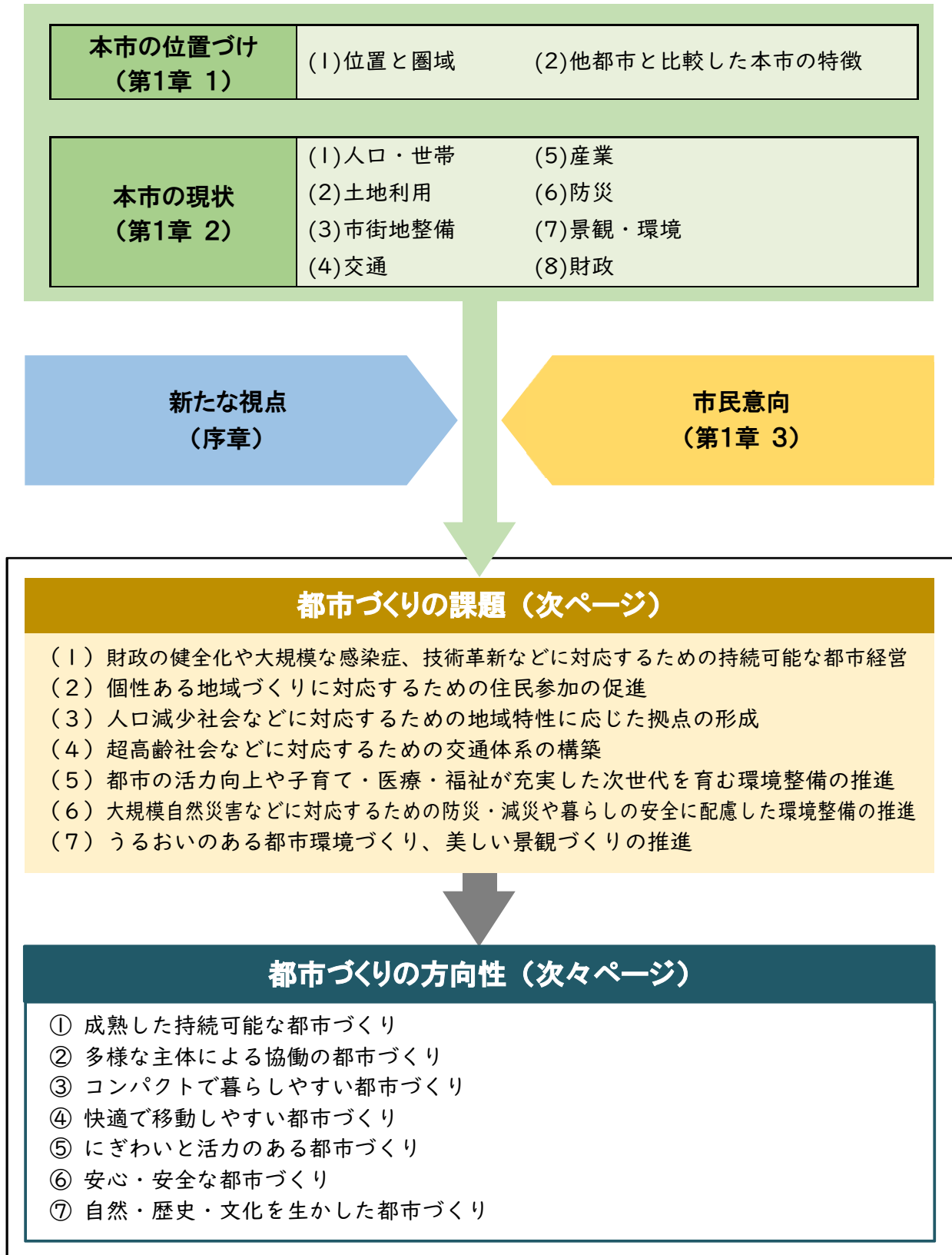
⑨ まちづくりへの参加の意向

5割の方がまちづくりへの参加意向を持たれており、積極的な参加意向がある方も、全体の6%います。



4. 都市づくりの課題と方向性

「本市の位置づけ」と「現状」を基に、「市民意向」と「新たな視点（時代の潮流）」を踏まえた上で、「都市づくりの課題と方向性」を示します。



第1章 都市づくりの課題と方向性

【都市づくりの課題と方向性】

都市づくりの課題

(1) 財政の健全化や大規模な感染症、技術革新などに対応するための持続可能な都市経営

- 将来にわたって健全な暮らしや行財政運営が可能となるような取組が必要です。
- 情報通信技術をはじめとする技術革新や、民間活力を生かした都市づくりの推進が必要です。

(2) 個性ある地域づくりに対応するための住民参加の促進

- 地域資源を生かした住民参加による地域づくり活動への支援が必要です。
- 都市づくりの課題解決に向けた行政と住民などとの協働による検討が必要です。

(3) 人口減少社会などに対応するための地域特性に応じた拠点の形成

- 地域の拠点における生活利便施設の集約化と都市基盤の強化が必要です。
- 都市の空洞化や郊外部での開発への対応が必要です。

(4) 超高齢社会などに対応するための交通体系の構築

- 誰もが利用しやすくネットワーク化された交通環境を確立することが必要です。
- 多様化するニーズに対応した歩行者・自転車利用空間への転換が必要です。

(5) 都市の活力向上や子育て・医療・福祉が充実した次世代を育む環境整備の推進

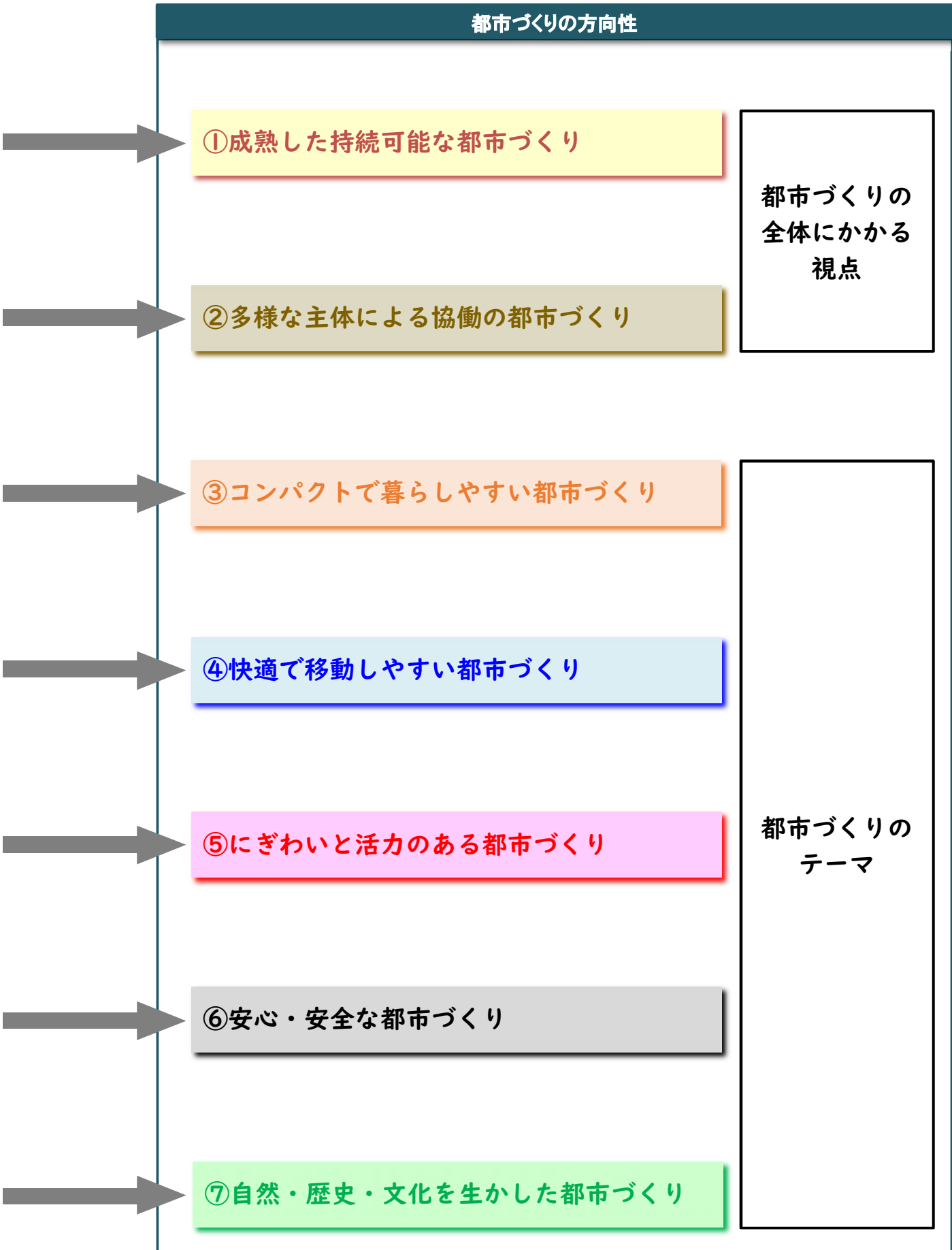
- 多様な働き方に対応した基盤づくりや国際観光都市としての環境づくりが必要です。
- 子育て・医療・福祉施設などの充実による市民生活の質を高める環境づくりが必要です。

(6) 大規模自然災害などに対応するための防災・減災や暮らしの安全に配慮した環境整備の推進

- 気候変動の影響により、近年の頻発する大規模自然災害などに備えた対応が必要です。
- 空き家対策など、暮らしの安全性に配慮した市街地環境の改善が必要です。

(7) うるおいのある都市環境づくり、美しい景観づくりの推進

- 自然・歴史・文化資源などを生かし、緑あふれる都市環境や良好な景観形成が必要です。
- 環境負荷の低減を図り、脱炭素社会への転換が必要です。



第2章 全体構想



1. 都市づくりの基本理念
2. 都市づくりの基本目標
3. 将来都市構造の考え方
4. 土地利用の方針
5. 各基本目標の方針

1. 都市づくりの基本理念

第1章で整理した都市づくりの方向性のうち、都市づくりの全体にかかる視点である2項目を「都市づくりの基本理念」に位置付けます。

基本理念1 成熟した持続可能な都市づくり

「都市経営」の観点から、都市の活力を生み出す取組を進めます。

「成長・拡大の都市づくり」から「成熟・持続可能な都市づくり」への転換を図り、人口減少・超高齢社会が進行する中においても、時代の変化に対応し、将来にわたって健全な暮らしが可能となるよう「都市経営」の視点を取り入れながら、活力を生み出す都市づくりに取り組みます。

そのため、様々な面で情報通信技術をはじめとする技術革新による新たな技術を取り入れ、財政の健全化と公共サービスのバランスを考慮しながら、大規模な感染症を踏まえたニューノーマル（新しい日常）に対応した都市づくりを進めます。

基本理念2 多様な主体による協働の都市づくり

「地域共創」の観点から、地域の価値を向上させる取組を進めます。

市民や地域団体、大学、事業者、行政などの多様な主体が自ら考え、協力しながら、一体的に取り組めるよう「地域共創」の視点を取り入れながら、地域の価値を向上させる都市づくりに取り組みます。

行政は、都市づくりに関する情報を市民などと共有するとともに、協働を促進するための環境づくりに取り組みます。

市民・地域は、都市づくりに関心を持ち、地域の魅力を自ら考え、地域主体の都市づくりに進んで参加します。

事業者・団体などは、市民や行政と連携して、積極的に都市づくりに取り組みます。

2. 都市づくりの基本目標

第1章で整理した都市づくりの方向性のうち、都市づくりのテーマである5項目を「都市づくりの基本目標」に位置付けます。

基本目標1 コンパクトで暮らしやすい都市

- 中心市街地や地域の拠点などに都市機能を誘導するとともに、交通の利便性の高い地域などに居住を誘導することによって、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進します。
- 公共施設等については、長期的な視点をもって、更新や長寿命化等を計画的に行うとともに、整備・運営に民間の資金などの導入を推進します。
- 増加する空き家や空き地等を都市づくりの資源として活用を図ります。

基本目標2 快適で移動しやすい都市

- 主要幹線道路の整備促進などにより、市民活動を支える道路交通環境の形成を図ります。
- 利便性・効率性が高い公共交通環境の形成を図ります。
- 誰もが安全で快適に移動できる交通環境の形成や、車中心から人中心の交通環境の創出を図ります。

基本目標3 にぎわいと活力のある都市

- 中心市街地等への都市機能の集積により、県都としてふさわしい広域的な拠点形成を図ります。
- 居心地がよく歩きたくなる環境づくりや地域資源を活用した観光振興などにより、都市の活力向上を図ります。
- 産業の成長を促進させる都市づくりを進めるとともに、新たな生活様式に対応した多様で柔軟な働き方を促進する仕組みづくりや、未来の活力となる次世代を育む環境の整備などを図ります。

基本目標4 安心・安全な都市

- 風水害、桜島爆発・降灰や地震・火災などの災害に強い都市の形成を図ります。
- 大規模な自然災害が発生した際には早期に復旧・復興ができる都市の形成を図ります。
- 空き家等の対策や地域の防犯体制の向上など、暮らしの安全確保を図ります。

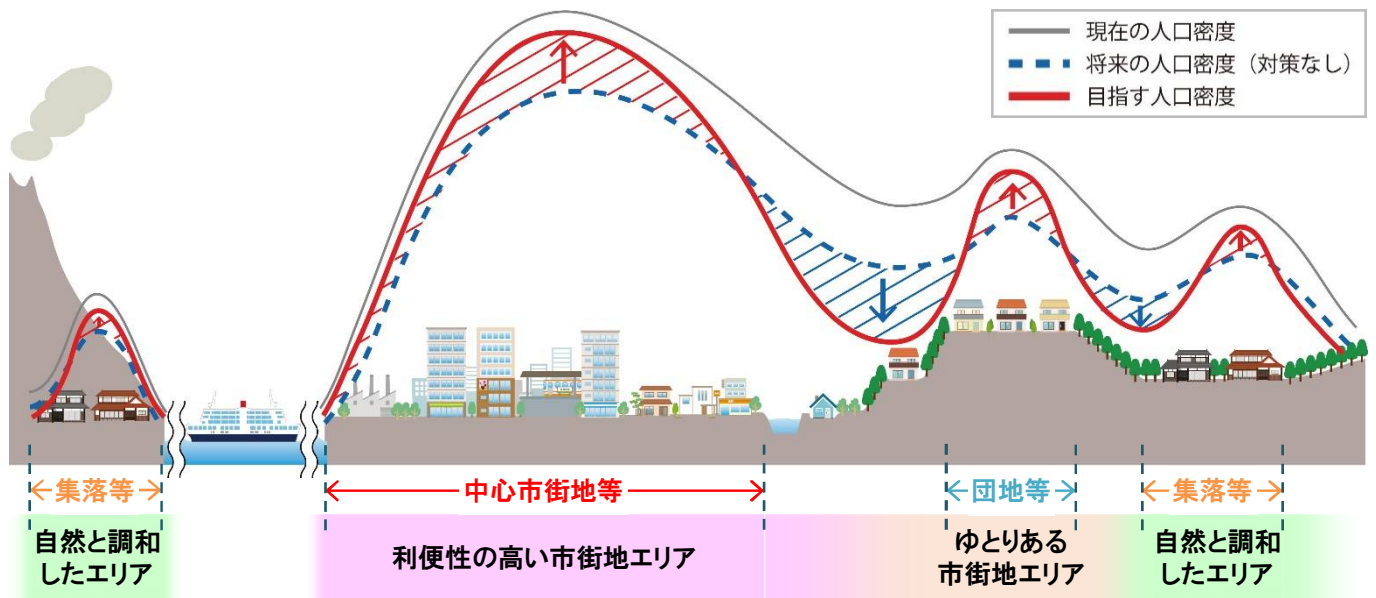
基本目標5 自然・歴史・文化を生かした都市

- 歴史・文化資源や自然環境を保全・活用して良好な都市景観や自然環境と触れ合う場などを形成し、魅力あふれる都市の形成を図ります。
- 緑豊かな美しい都市づくりに取り組み、うるおいと彩りを感じられる環境の創出を図ります。
- 「ゼロカーボンシティかごしま」の実現に向けて、脱炭素型の環境に配慮した効率的な都市の形成を図ります。

3. 将来都市構造の考え方

(1) 将来都市構造のイメージ

今後、市全体の人口密度は減少していく予測ですが、日常生活に必要な機能の集約や、公共交通の利便性の維持、災害発生の危険性が高い地域での開発抑制などにより、きめ細かくて質の高い土地利用に取り組みます。



利便性の高い市街地エリア



中心部での都心居住



公共交通の利便性の高い都市型居住



主にバス利用圏での多様な居住

ゆとりある市街地エリア



住宅団地等でのゆとりある居住

自然と調和したエリア



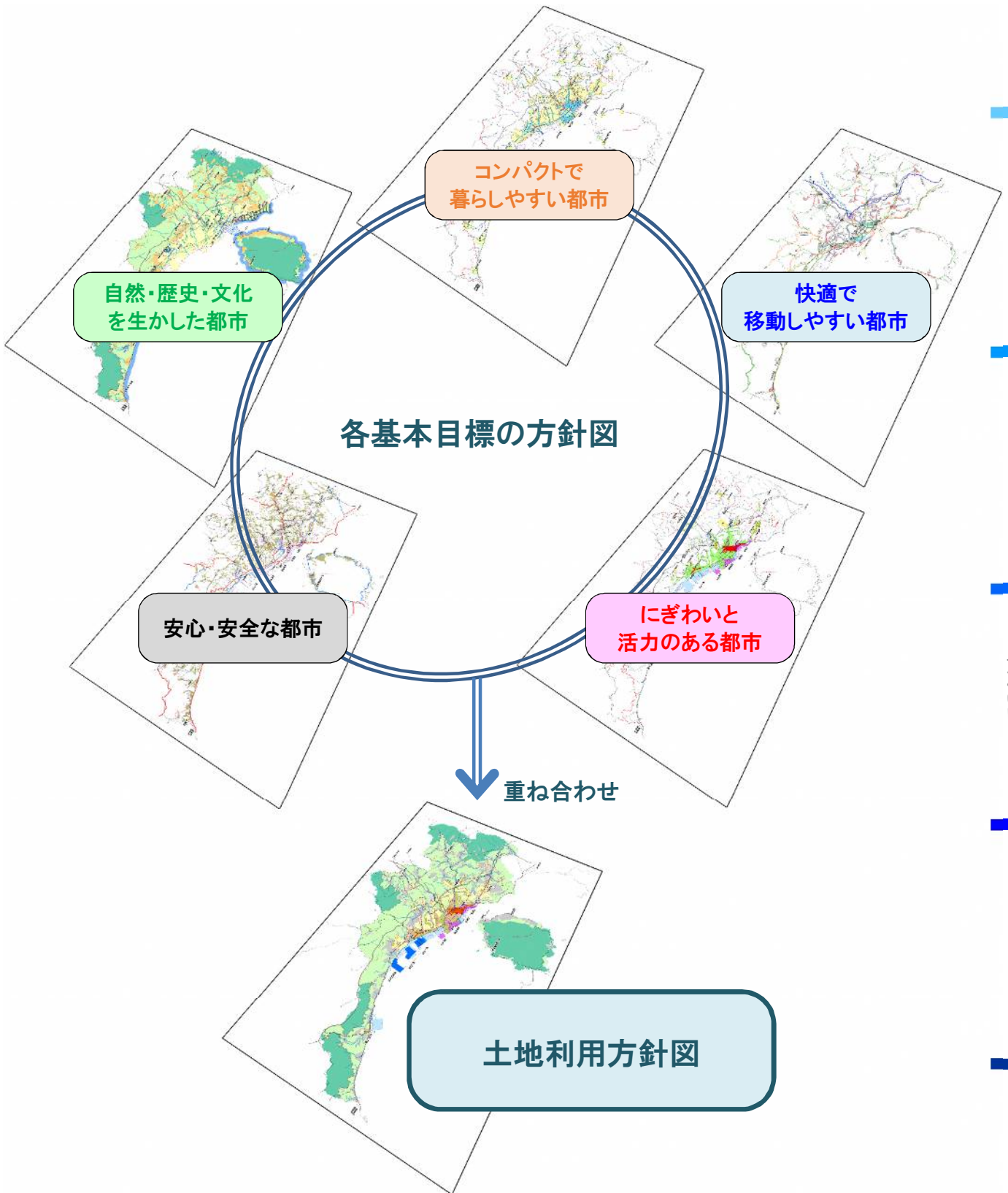
自然豊かな集落等での居住



中山間地での居住

(2) 将来都市構造の考え方

将来都市構造は、各基本目標に基づく取組を総括した「土地利用方針図」として整理することとし、具体的には、各目標の方針図を重ね合わせて作成します。



4. 土地利用の方針

本市の土地利用を10のゾーンに分け、誘導していきます。

市街地	商業系	中心商業・サービスゾーン	「商業・サービス機能」などの高度な集積を生かし、都市拠点の形成を図る地区
		広域交流・業務ゾーン	「観光交流機能」、「スポーツ・娯楽レクリエーション機能」、「業務機能」などの集積を生かし、交流拠点の形成を図る地区
		地域商業・サービスゾーン	日常生活に必要な「商業・サービス機能」の集約により地域の生活拠点の形成を図る地区
	住居系	職住共生ゾーン	都市型住宅を中心とした多機能的で利便性の高い居住環境の形成を図る地区
		生活環境保全ゾーン	低層住宅を中心とした良好な居住環境の維持・保全を図る地区
	工業系	複合産業ゾーン	「産業・物流機能」や「港湾業務機能」を中心とした複合的な土地利用を図る地区
工業ゾーン		「工業機能」の維持・増進を図る地区	
農山村地域	農業・森林系	田園集落ゾーン	農業生産環境と調和した集落環境の維持・保全を図る地区
		自然環境保全・活用ゾーン	農山村地域の一団の農地や、山林、自然海岸などの自然環境の保全・活用を図る地区
		自然公園・森林ゾーン	自然公園区域などの優れた山林自然環境の保全を図る地区

中心商業・サービスゾーン



商業・サービス施設を中心とした高次都市機能の集積、都心居住の誘導による都市拠点の形成を図るとともに、車中心から人中心への交通環境の転換を図り、歩いて楽しい都市空間を創出します。

これらを実現するために、用途地域の見直し、特別用途地区、特定用途誘導地区、地区計画、総合設計制度などの活用を図ります。

地区

- 中心市街地
- 谷山駅周辺

広域交流・業務ゾーン



「観光交流機能」や「スポーツ・娯楽レクリエーション機能」などの集積によるにぎわいあふれる交流拠点の形成を図るとともに、利便性・効率性が高い交通環境の形成を図ります。

これらを実現するために、用途地域の見直し、特定用途誘導地区、地区計画などの活用を図ります。

地区

- 鹿児島港本港区、マリンポートかごしま
- 与次郎ヶ浜地区及び県庁周辺 等

地域商業・サービスゾーン



地域の生活利便性を向上させるため、商業・サービス機能の集約、都市型居住の誘導による地域の生活拠点の形成を図るとともに、利便性・効率性が高い交通環境の形成を図ります。

これらを実現するために、特別用途地区、特定用途誘導地区、地区計画などの活用を図ります。

地区

- 市街地平坦部の幹線道路沿道
- 住宅団地の核となる地区 等

職住共生ゾーン



住宅を中心としながら、多様で柔軟な働き方の実現に向けて、多機能的で利便性の高い都市型居住の誘導を図ります。

これらを実現するために、用途地域の見直し、特別用途地区、居住環境向上用途誘導地区、地区計画などの活用を図ります。

地区

- 荒田、下荒田などの市街地平坦部
- 紫原団地
- その他住宅団地の幹線道路沿道
- 小松原地区や南郡元地区などの工場と住宅が共存する地区 等

生活環境保全ゾーン



低層住宅を中心とした居住環境を維持・保全するとともにゆとりある良好な住宅地の形成を図ります。

これらを実現するために、地区計画、建築協定などの活用を図ります。

地区

- 市街地外縁部の住宅地 等

工業系

複合産業ゾーン



従来からの産業や物流、港湾業務などの機能の維持・増進を図りつつ、交通の利便性を生かした複合的な土地利用を図ります。

これらを実現するために、用途地域の見直し、特別用途地区、地区計画などの活用を図ります。

地区

- 木材団地、金属団地、流通業務団地
- 唐湊地区
- 新港区、谷山一区・谷山二区の一部
- 喜入石油備蓄基地 等

工業ゾーン



工業系の土地利用に特化し、工業生産などの機能の維持・増進を図ります。

これらを実現するために、用途地域による土地利用の規制・誘導を図ります。

地区

- 谷山一区、谷山二区の臨海部の工業地

田園集落ゾーン



農業生産環境などの地域資源を生かしながら、田園風景と調和した集落機能の維持・保全を図ります。

これらを実現するために、特定用途制限地域や地区計画などの活用を図るほか、「市街化調整区域における住宅建築等に関する条例」の適切な運用を図るとともに開発許可の運用見直しなどを行います。

地区

- 指定既存集落 等

自然環境保全・活用ゾーン



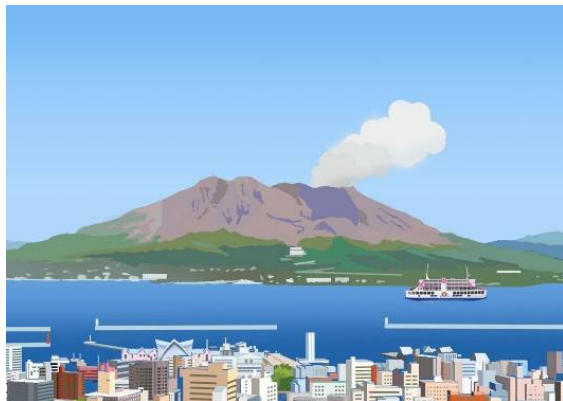
一団の農地や山林、自然海岸などの自然環境を保全しつつ、市民の自然志向に対応したレクリエーション活動の場として活用を図ります。

これらを実現するために、風致地区などによる土地利用の規制・誘導を図ります。

地区

- 郊外部で農地や山林などが中心となる地区 等

自然公園・森林ゾーン



優れた自然の風景地や一団の森林などの自然環境の保全を図ります。

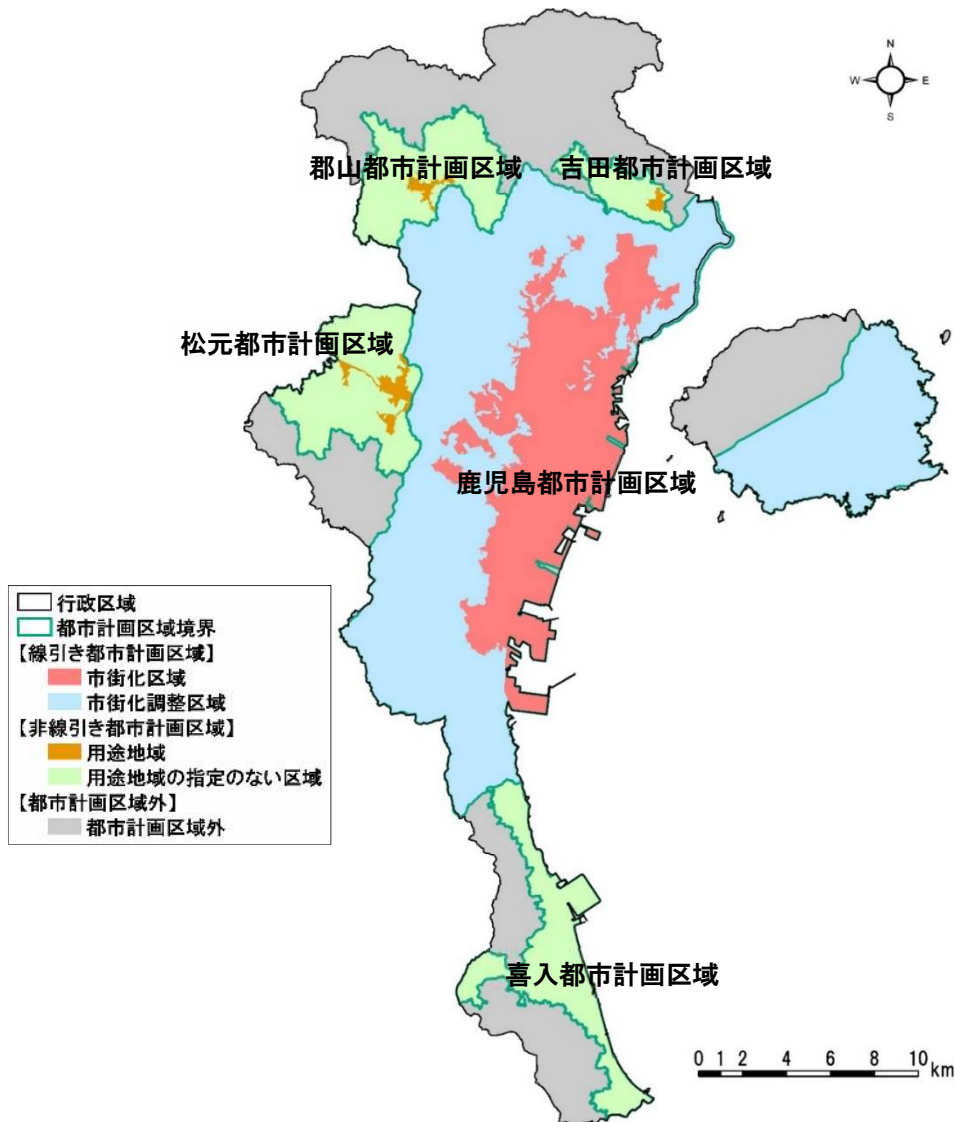
これらを実現するために、自然公園法、森林法などにに基づき、環境の保全を図ります。

地区

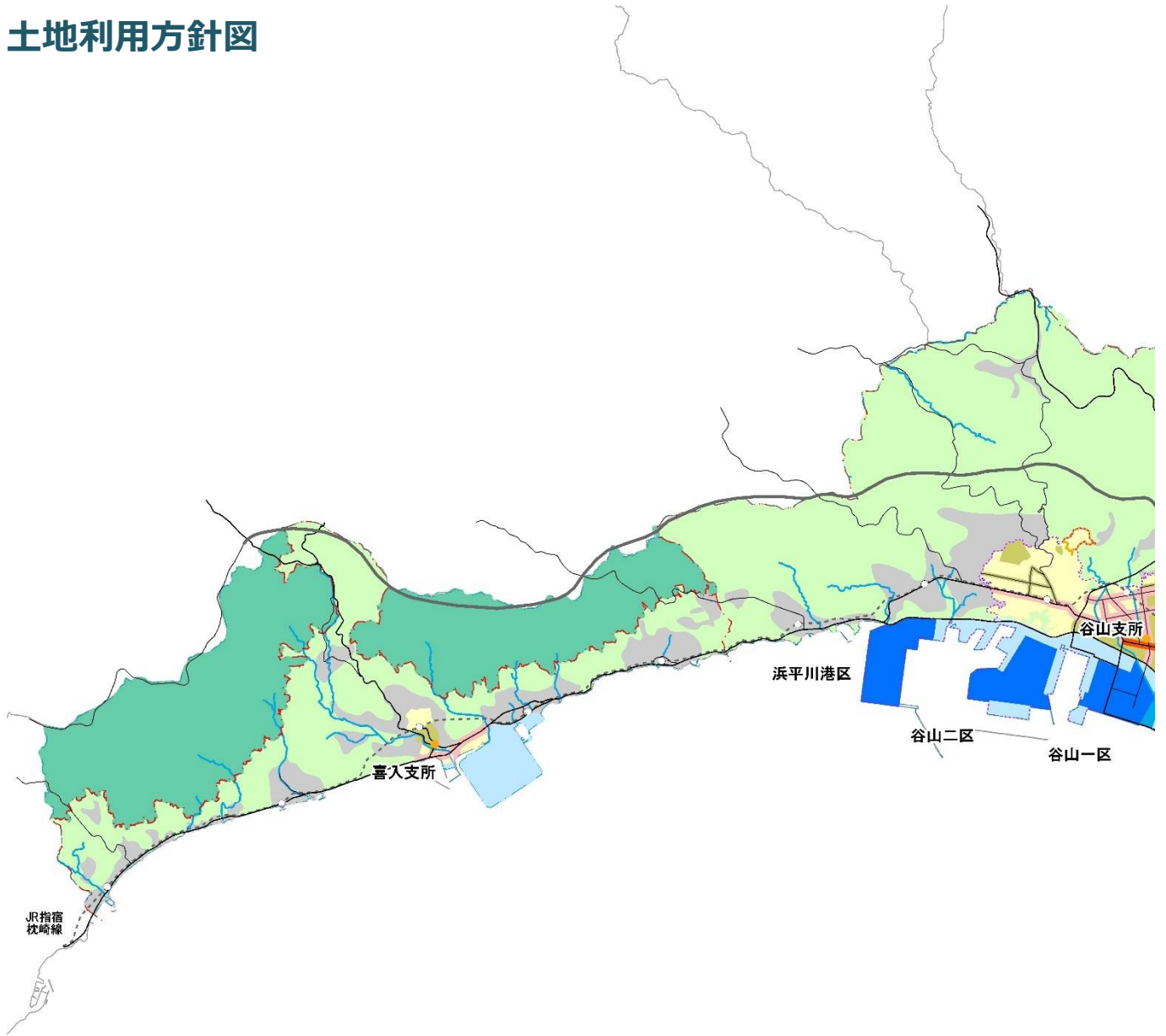
- 桜島の自然公園地域
- 都市計画区域外の一団の森林地域 等

～ 土地利用全体に係る方針 ～

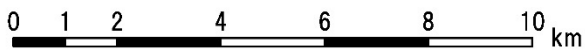
- 都市計画区域や区域区分などのあり方については、当面、現状を基本とした土地利用を維持していきませんが、今後の人口動向や土地利用動向、社会経済情勢の変化などを踏まえて、引き続き調査・検討します。
- コンパクトなまちづくりを推進するため、社会経済情勢の変化などを踏まえて、立地適正化計画における都市機能誘導区域、居住誘導区域、誘導施設などの見直しを検討します。
- 都市の活力を生み出し、地域の価値を向上させるため、中心市街地や地域の核との整合を図りながら、用途地域の見直しや特別用途地区の活用などの土地利用誘導策を検討します。
- 住宅団地などでは、職住育近接や住民が集える場の実現に向けた居住環境向上用途誘導地区の導入などの土地利用誘導策を検討します。
- 市街化調整区域の集落核では、生活利便施設を誘導するため、都市計画提案制度による地区計画の活用や開発許可の運用見直しなどを検討します。
- 非線引き都市計画区域では、良好な居住環境の形成に向けて、特定用途制限地域の活用を図るとともに、開発許可の規模の引き下げなどについて検討します。

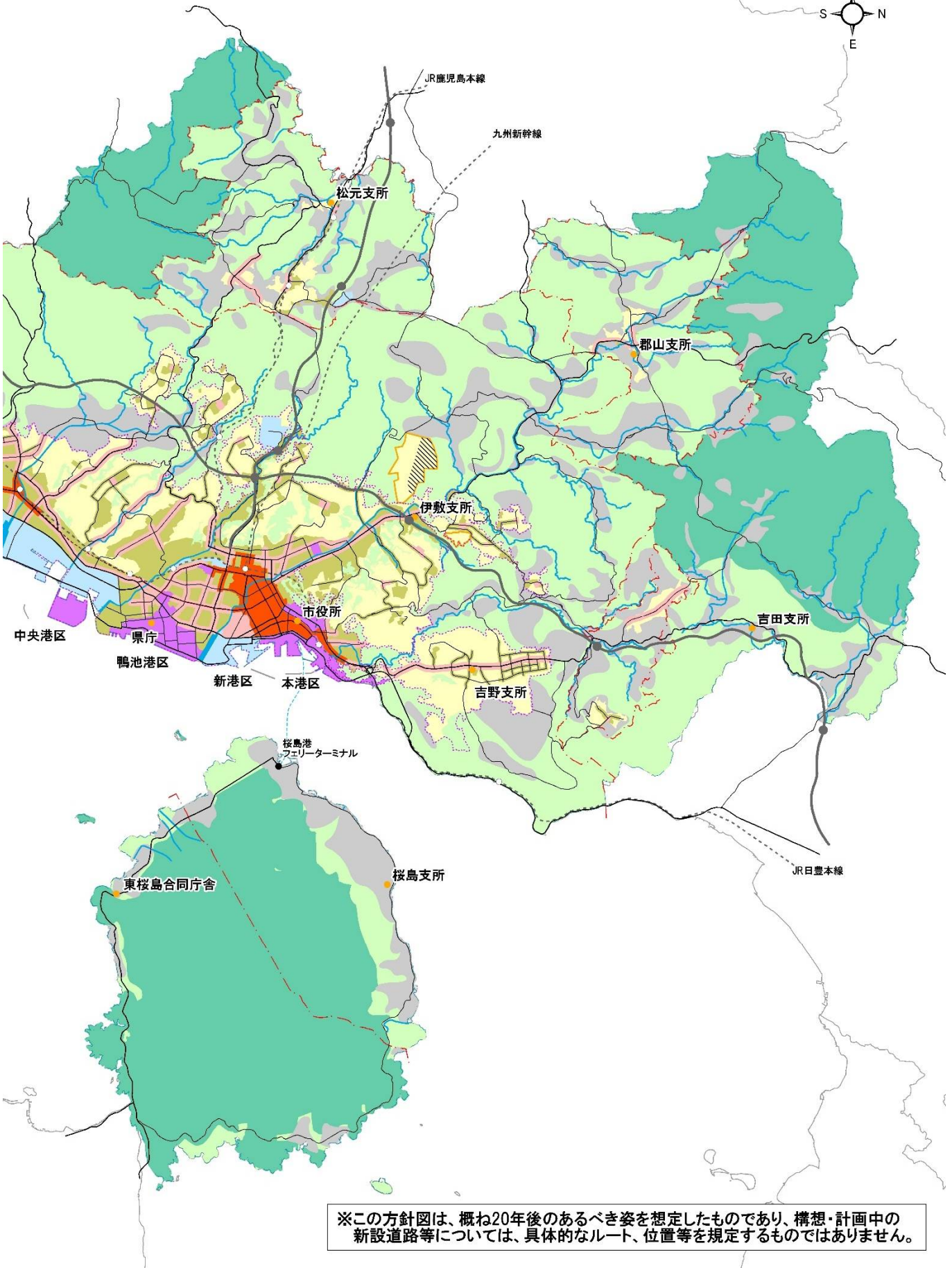


土地利用方針図



- | | |
|--|---|
| 中心商業・サービスゾーン | 河川 |
| 広域交流・業務ゾーン | 自動車専用道路 |
| 地域商業・サービスゾーン | 主要幹線道路 |
| 職住共生ゾーン | 幹線道路 |
| 生活環境保全ゾーン | 鉄道・駅 |
| 複合産業ゾーン | 市電 |
| 工業ゾーン | 桜島フェリー |
| 田園集落ゾーン | 都市計画区域 |
| 自然環境保全・活用ゾーン | 市街化区域 |
| 自然公園・森林ゾーン | 保留人口フレーム対象地 |





※この方針図は、概ね20年後のあるべき姿を想定したものであり、構想・計画中の新設道路等については、具体的なルート、位置等を規定するものではありません。

5. 各基本目標の方針

基本目標1 コンパクトで暮らしやすい都市

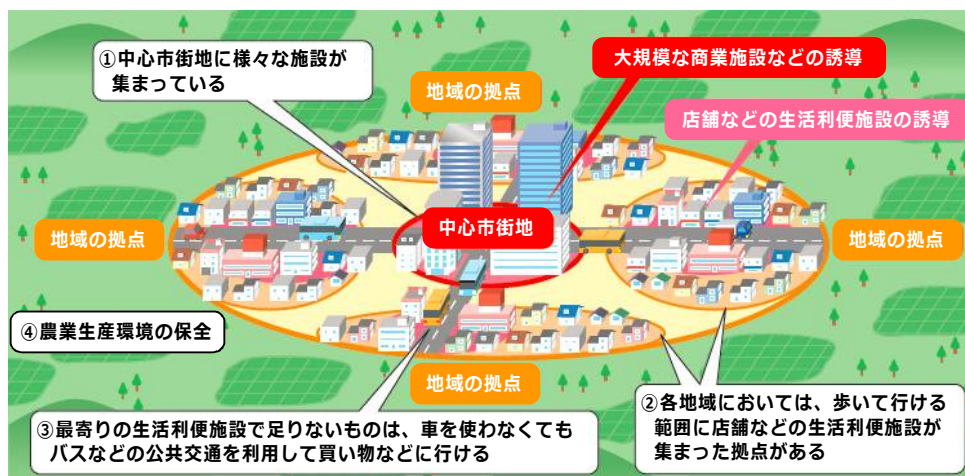
それぞれの地域特性に応じて生活に必要な施設が集約する拠点の形成などを進め、「コンパクトで暮らしやすい都市」を目指します。

基本方針

1. 利便性の高い都市の形成に向けた都市機能の誘導
2. 歩いて暮らせる生活圏の形成に向けた居住の誘導
3. 公共施設等の計画的な更新と長寿命化
4. 空き家・空き地等の民間資源の活用

1. 利便性の高い都市の形成に向けた都市機能の誘導

- 「都市機能誘導エリア」では、商業施設、子育て施設、医療・福祉施設、公共施設等の都市機能を地域の特性に応じて誘導することで、利便性の高い都市を形成します。
- 「中心市街地等」では、広域の利用者を対象とする高次都市機能の集積を図ります。
- 「地域生活拠点」や「団地核」では、店舗などの生活利便施設の集約を図ります。
- 「集落核」では、活力の維持・保全に向けて、小～中規模な店舗などの生活利便施設の誘導を図ります。



利便性の高い都市のイメージ

2. 歩いて暮らせる生活圏の形成に向けた居住の誘導

- 「居住誘導エリア」では、居住の誘導を図ることで、人口密度を維持し、生活の利便性が確保された都市を形成します。
- 「中心市街地等」では、利便性の高い地域特性を生かし、都心居住を誘導します。
- 市街地平坦部では、都市機能が集約された利便性の高い地域特性を生かし、都市型居住を誘導します。
- 住宅団地などでは、既存の住環境を生かし、ゆとりある居住を誘導します。
- 集落などでは、集落機能を維持するため、居住を誘導しますが、農業生産環境の保全などの観点から、新たな大規模開発は抑制します。
- 医療、介護、生活支援などのサービスが提供される生活圏では、高齢者の居住の誘導を図ります。

3. 公共施設等の計画的な更新と長寿命化

- 都市づくりと連携しながら、公共施設等の適正な配置を検討します。
- 道路や下水道などのインフラの計画的な更新と長寿命化を推進します。
- 公共施設等の整備・運営に民間の資金などの導入を推進するとともに、公共空間を多様な用途に活用するための取組を検討します。
- 長期未着手の都市計画道路や公園の見直しを検討します。

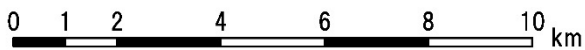
4. 空き家・空き地等の民間資源の活用

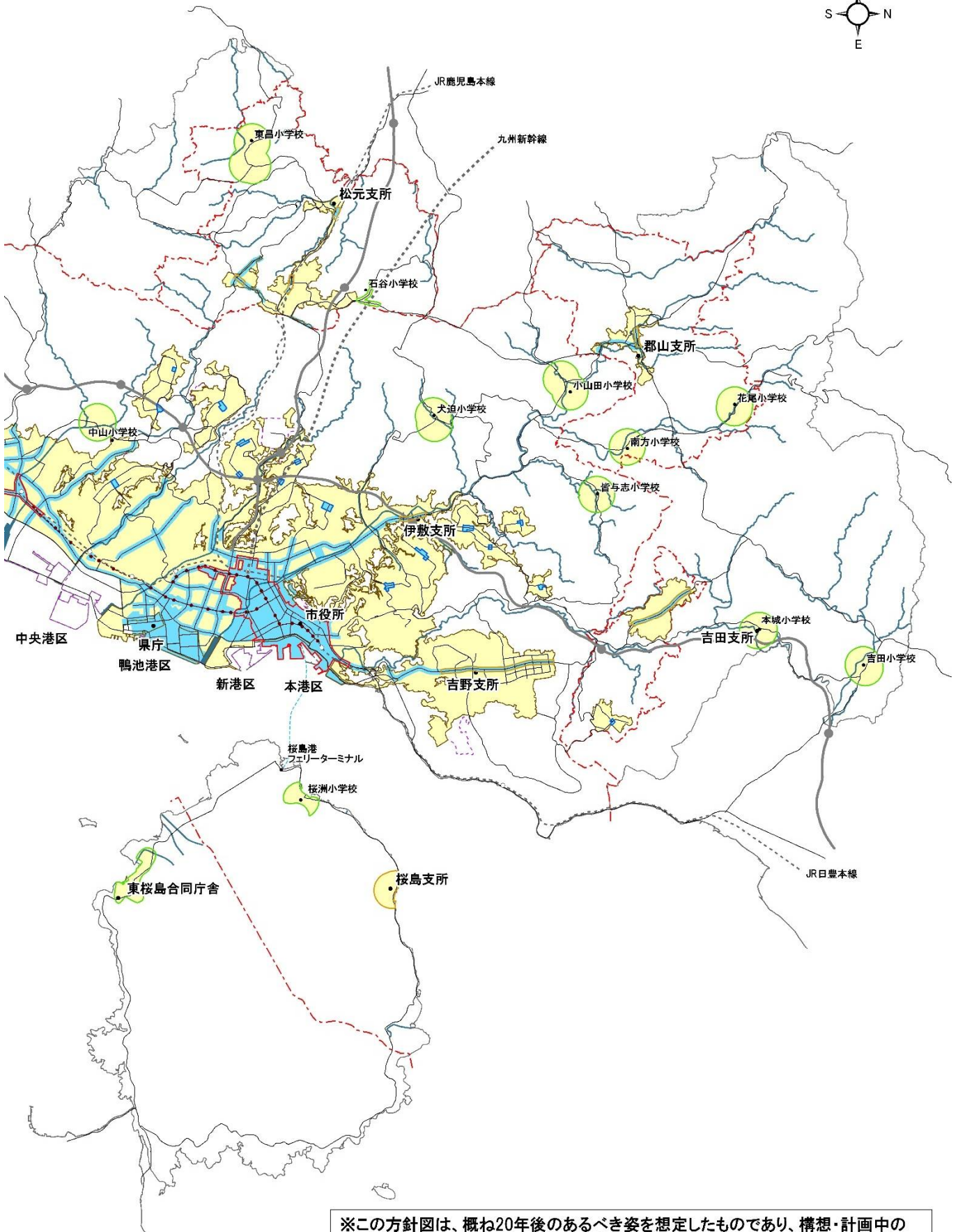
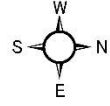
- 住宅が循環利用される環境の整備など、住宅ストックの活用を検討します。
- 都市のにぎわいを創出するため、空き店舗などの有効活用を検討します。
- 空き地を交流広場とするなど、有効活用を検討します。

コンパクトで暮らしやすい都市の方針図



※急傾斜地崩壊危険区域や農用地区域、保安林、土砂災害特別警戒区域等は、都市機能集約エリア及び居住推進エリアに含まれません。





※この方針図は、概ね20年後のあるべき姿を想定したものであり、構想・計画中の新設道路等については、具体的なルート、位置等を規定するものではありません。

基本目標2 快適で移動しやすい都市

高齢者や障がい者などを含むすべての人々が、安心して移動できる交通環境を整備し、「快適で移動しやすい都市」を目指します。

基本方針

1. 市民活動を支える道路交通環境の形成
2. 利便性・効率性が高い公共交通環境の形成
3. 安全で快適な交通環境の形成
4. 車中心から人中心への交通環境の創出

1. 市民活動を支える道路交通環境の形成

- 南九州西回り自動車道などの「高規格幹線道路」の整備を促進します。
- 鹿児島東西幹線道路、鹿児島南北幹線道路などの「地域高規格道路」の整備を促進します。
- 小山田谷山線、鹿児島吉田線などの「主要幹線道路」の整備を促進します。
- 臨港道路、向川原惣福線、武武岡線などの「幹線道路等」の整備を図ります。
- 慢性的な渋滞解消のため、交差点の改良などを図ります。
- 情報通信技術を活用した道路交通の利便性の向上を図ります。



市民活動を支える道路整備

2. 利便性・効率性が高い公共交通環境の形成

- 各地域の特性に応じた公共交通を確保し、地域の拠点間を結ぶ公共交通ネットワークを形成します。
- 郊外の交通結節点におけるパークアンドライド駐車場の整備を促進します。
- 公共交通の利用促進措置に応じて、駐車場などの附置義務の軽減を検討します。
- 鉄道及び軌道とバスなどの乗換の円滑化や、利用環境の改善に取り組み、利便性と快適性の向上を図ります。
- 公共交通不便地などでは、コミュニティバスや乗合タクシーなどの交通手段の確保を図ります。
- 公共交通の定時性や速達性の向上を図るため、公共車両優先システムの拡充を検討します。
- ICTを活用した案内情報の充実やルート検索及び支払いなどが可能なシステムの活用を検討します。



情報通信技術を活用した交通環境の向上

3. 安全で快適な交通環境の形成

- 中心市街地等では、重点的にバリアフリーに配慮した交通環境の整備を図ります。
- バリアフリーに配慮した軌道施設や旅客施設などの整備を図ります。
- 歩道の段差・勾配の解消など、歩行空間のバリアフリー化を図ります。
- 公共交通を快適に利用できるよう、バス停などにおける待合施設の改善を図ります。
- 学校等の周辺や住宅地などの生活道路では、ゾーン30を導入するなどの交通安全対策を図ります。
- 狭隘な道路では、緊急車両や小型バスが通行できるよう道路拡幅などを推進します。

4. 車中心から人中心への交通環境の創出

- 快適で移動しやすく、健康づくりにもつながる歩行者や自転車の通行空間の整備を図ります。
- 誰もが利用しやすいサービスを提供するため、シェアサイクルの利便性向上を図ります。
- 民間開発と連携したサイクルアンドライド駐輪場などの整備を検討します。
- 自動運転などの技術革新に対応するため、国の動向などを踏まえながら、利用形態や利用頻度に合わせた道路のあり方を検討します。



人にやさしい歩行空間の整備

第2章 全体構想

快適で移動しやすい都市の方針図

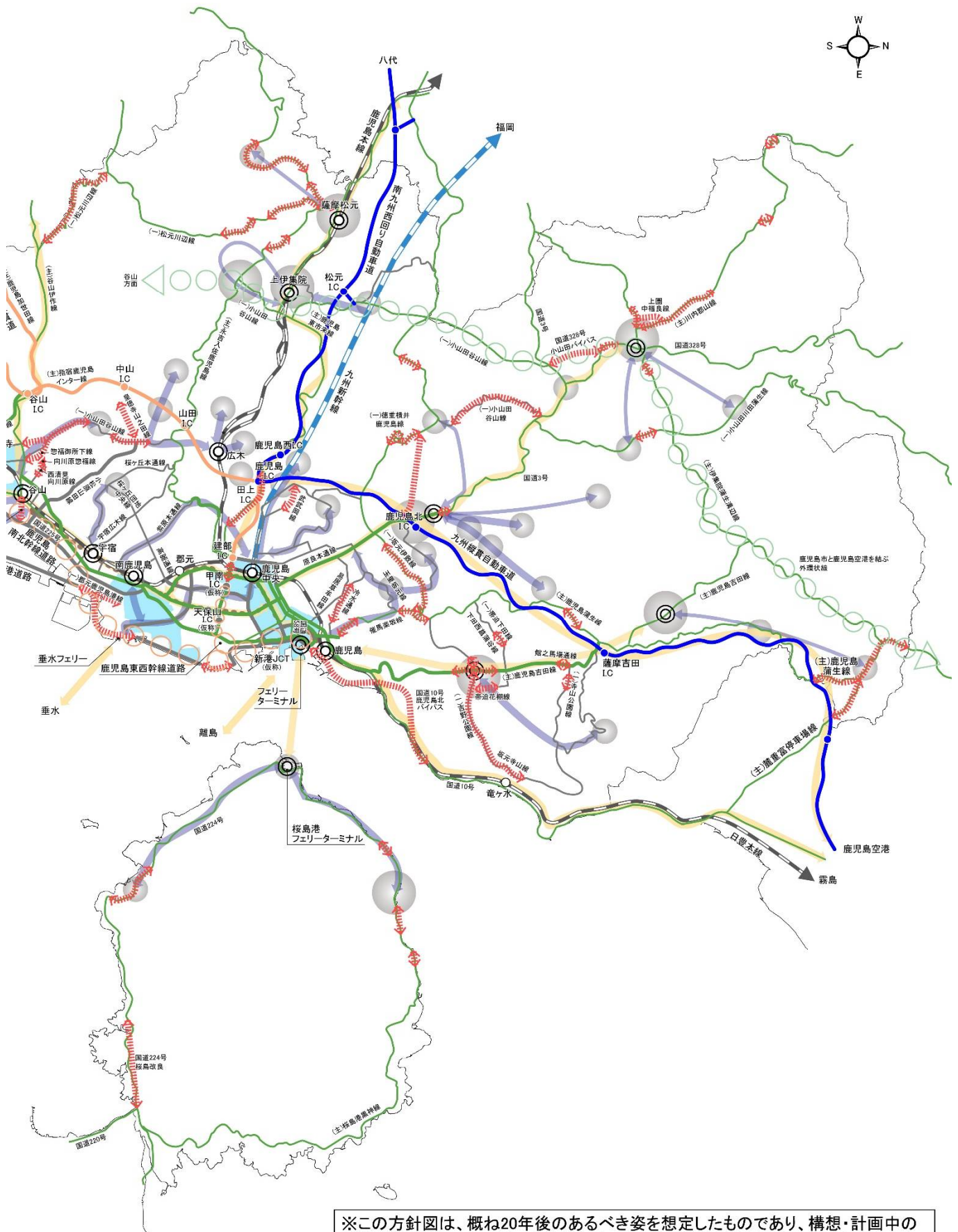
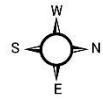


整備計画路線一覧

高規格幹線道路	地域高規格道路等	主要幹線道路	幹線道路等
高速走行ができ、全国的な自動車交通網を形成する自動車専用道路 九州縦貫自動車道 南九州西回り自動車道 等	自動車専用道路と同程度の機能を有する広域道路 鹿児島東西幹線道路 鹿児島南北幹線道路 南薩縦貫道 (主)指宿鹿児島インター線 等	周辺他市町や都市内主要地等を連絡する道路 国道3号 国道10号 国道10号鹿児島北バイパス 国道220号バイパス 国道224号桜島改良 国道225号 国道226号 国道328号 国道328号小山田バイパス (主)鹿児島蒲生線 (主)麓重富停車場線 (主)鹿児島東市来線 (主)永吉入佐鹿児島線 (主)谷山伊作線 (主)鹿児島川辺線 (主)鹿児島吉田線 (主)鹿児島加世田線 (主)伊集院蒲生溝辺線 (主)桜島港黒神線 (主)川内郡山線 (一)玉取迫鹿児島港線 (一)小山田谷山線 (一)飯山喜入線 (一)松元川辺線 (一)小山田川田蒲生線 (一)徳重横井鹿児島線 鹿児島市と鹿児島空港を結ぶ外環状道路 等	主要幹線道路を補完し、交通拠点を連絡する道路等 (一)坂元伊敷線 (一)帯迫下田線(下田西苜蒲谷線) (一)寺山公園線 坂元寺山線 帯迫花棚線 鼓川通線 冷水通線 武武岡線 高麗通線 宇宿広木線 皇徳寺山之田線 北清見薬師堂線 (仮)南清見諏訪線(延伸) 谷山支所前通線 惣福森山線 惣福御所下線 向川原惣福線 西清見向川原線 御所下和田名線 上園中福良線 臨港道路 等

0 1 2 4 6 8 10 km

※赤文字:整備計画路線



※この方針図は、概ね20年後のあるべき姿を想定したものであり、構想・計画中の新規道路等については、具体的なルート、位置等を規定するものではありません。

基本目標3 にぎわいと活力のある都市

国内外の観光客や企業が来訪・進出したくなる環境づくりや、多様で柔軟な働き方を可能とする仕組みづくり、子育て・医療・福祉が充実した次世代を育む環境づくりを進め、「にぎわいと活力のある都市」を目指します。

基本方針

1. 県都としての都市機能が集積された広域的な拠点の形成
2. 居心地がよく歩いて楽しい個性と魅力ある都市空間の創出
3. 稼ぐ観光都市の実現
4. 産業の成長促進に向けた多様な働き方の実現
5. 子育て・医療・福祉が充実した次世代を育む生活環境の形成

1. 県都としての都市機能が集積された広域的な拠点の形成

- 「都市拠点形成エリア」では、再開発事業や土地の高度利用などによる都市機能の集積と商業・業務機能の一層の充実を図ります。
- 広域的な拠点を形成するため、高度な医療を提供する病院などの高次都市機能の集積を図ります。
- 国内外の会議やイベントなどを呼び込むため、MICE施設の立地に向けた土地利用を検討します。

2. 居心地がよく歩いて楽しい個性と魅力ある都市空間の創出

- 沿道店舗でのオープンスペースの提供や低層部のガラス張りなどを促進する方策を検討します。
- 居心地がよい歩行者空間の形成を図るため、歩道のカラー舗装、ベンチの設置などを検討します。
- 道路空間を活用したオープンカフェなどの設置を促進する方策を検討します。
- 住民などが主体となって地域の価値を高める取組(エリアマネジメント)を促進します。
- にぎわいや潤いが共存する都市空間を創出するため、公共空間の利活用を検討します。



歩いて楽しい都市空間の創出

3. 稼ぐ観光都市の実現

- 「広域交流空間形成エリア」では、広域交流機能（観光交流施設、スポーツ・娯楽レクリエーション施設、公共施設等、業務施設など）の集積を生かして、にぎわいあふれる交流拠点を形成します。
- 中心市街地の回遊性を高め、にぎわいを創出するため、路面電車観光路線の新設などを検討します。
- 本港区エリアでは、いづろ・天文館地区などとの連携が図られた拠点の形成を図ります。
- マリンポートかごしまでは、国際クルーズ拠点として、ウォーターフロントの魅力向上を図ります。



ウォーターフロントの魅力向上

- スポーツを通じたまちづくりを推進するため、にぎわい創出の拠点としての役割が期待されるサッカー等スタジアム整備を推進します。

- 世界文化遺産やジオパークの魅力を高めるための環境整備を図ります。
- 景観に配慮したデザインや外国語表記の併用、情報通信技術を活用した都市サインの設置を図ります。

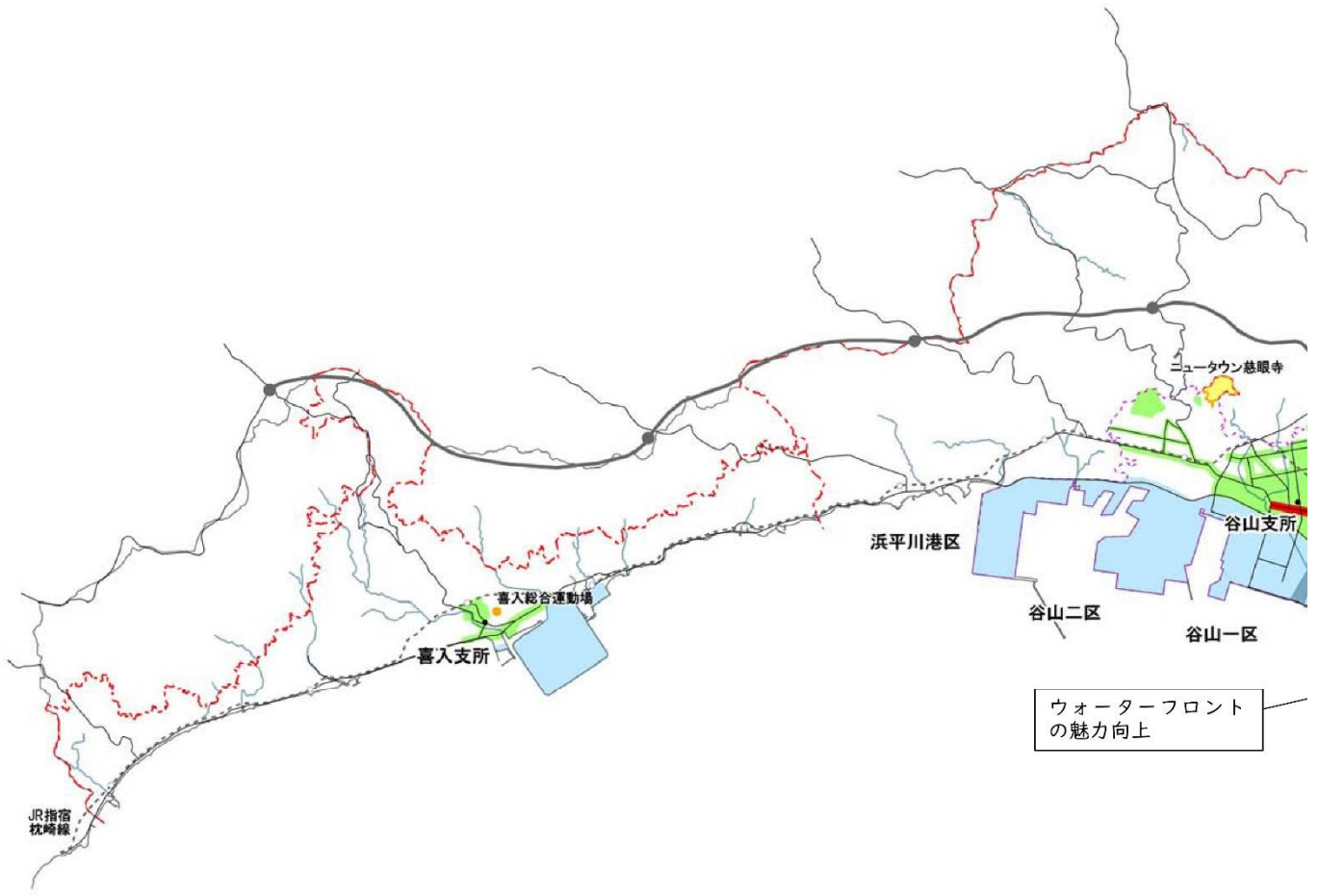
4. 産業の成長促進に向けた多様な働き方の実現

- 「産業成長促進エリア」では、既存産業の維持と活性化を図りつつ、産業構造の変化に対応した新たな産業を育成するための土地利用を図ることで、産業の成長促進を牽引する都市を形成します。
- 「多様な働き方実現エリア」では、テレワークや都市型産業などの多様な働く場の誘導を図ることで、職住近接型の都市を形成します。
- 流通業務団地の機能の保持・増進を図るとともに、物流の迅速化に対応するため、インターチェンジ周辺での工業・流通系の立地を促進します。
- 郊外部の豊かな自然環境を生かし、クリエイティブ産業やサテライトオフィスの立地に向けた土地利用の誘導を図ります。

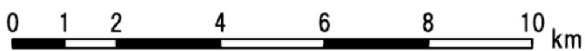
5. 子育て・医療・福祉が充実した次世代を育む生活環境の形成

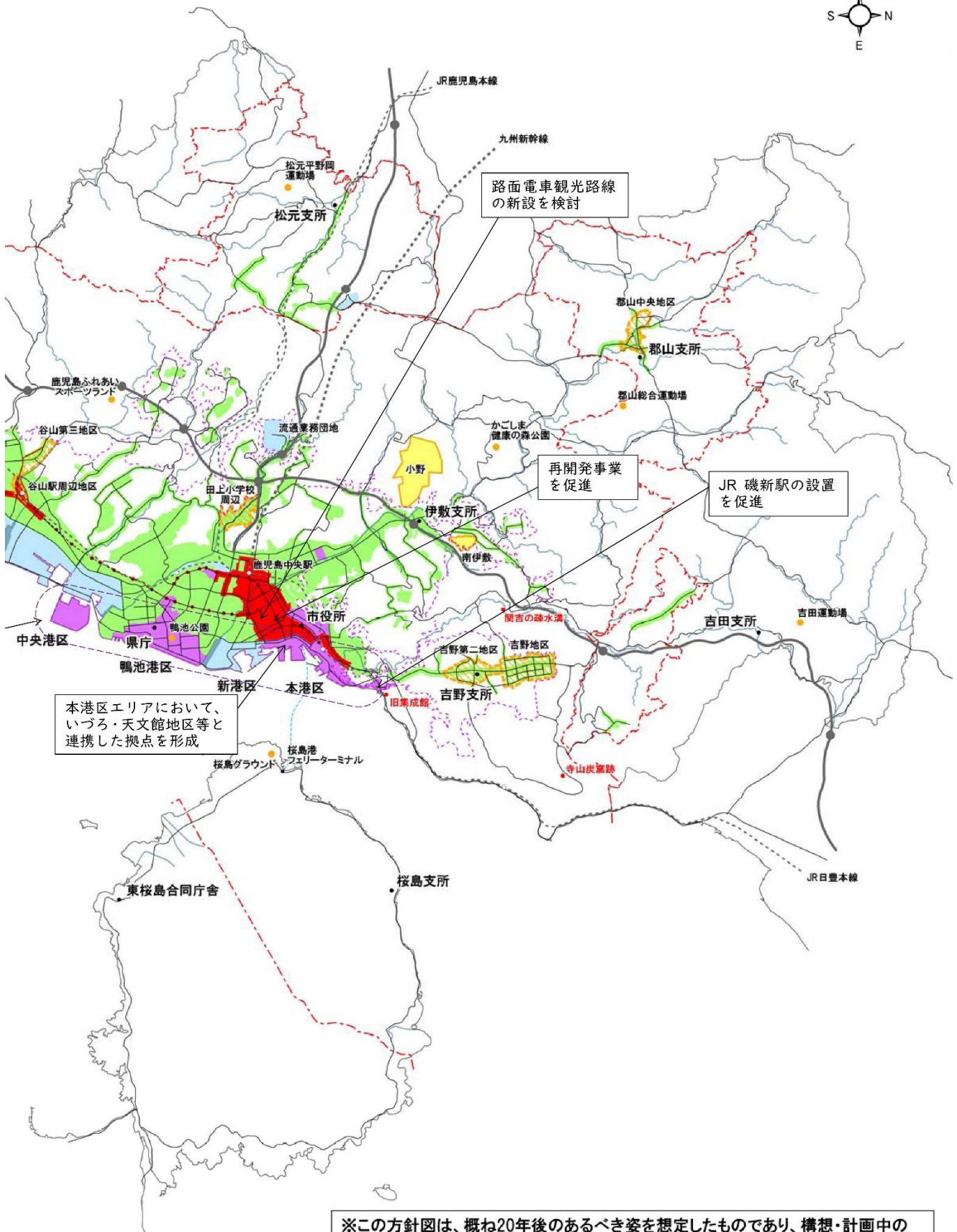
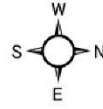
- 安心して暮らせる環境を形成するため、医療施設や福祉施設の整備・充実を図ります。
- 子育て施設併設時の要件緩和など、職住育近接型のまちづくりに向けた立地誘導を図ります。
- 児童虐待対策を強化するとともに、子どもと家庭を総合的に支援する体制の充実を図るため、児童相談所の設置に向けた取組を推進します。
- あらゆる世代が多様なスポーツに親しむことで、心身の健康増進などにつながるような環境整備を推進します。
- 住宅団地では、若い世代の居住の誘導や住民が集える場の実現など、多様な主体と連携しながら、地域主体による団地の活性化に向けた取組を促進します。

にぎわいと活力のある都市の方針図



- | | |
|---|-------------------------|
| 都市拠点形成エリア | — 河川 |
| 産業成長促進エリア | —●— 自動車専用道路・インターチェンジ |
| 広域交流空間形成エリア | — 主要道路 |
| 多様な働き方実現エリア | -○- 鉄道・駅 |
| ● スポーツ・レクリエーション拠点 | -●- 市電・駅 |
| | - - - 桜島フェリー |
| | ▭ 都市計画区域 |
| | ▭ 市街化区域 |
| | ▭ 人口フレーム保留制度による宅地開発 |
| | ▭ 土地区画整理事業の実施地区(検討中を含む) |





※この方針図は、概ね20年後のあるべき姿を想定したものであり、構想・計画中の新設道路等については、具体的なルート、位置等を規定するものではありません。

基本目標 4 安心・安全な都市

大規模自然災害などに対応するため、防災・減災・暮らしの安全などに配慮した環境整備を進め、「安心・安全な都市」を目指します。

基本方針

1. 風水害に強い都市の形成
2. 桜島爆発・降灰に強い都市の形成
3. 地震・火災に強い都市の形成
4. 早期に復旧・復興できる都市の形成
5. 暮らしの安全などに配慮した都市の形成

1. 風水害に強い都市の形成

- 「防災・減災重点エリア」の災害発生の危険性が特に高い地域（災害レッドゾーン）では、居住の誘導はせず開発抑制や住居移転を促進します。
- 「防災・減災重点エリア」の災害発生の危険性が高い地域（災害イエローゾーン）では、必要に応じて居住を誘導しない方策を検討します。
- 砂防施設などの整備を促進するとともに、急傾斜地崩壊対策事業などの推進を図ります。
- 河川改修や公共下水道（雨水）の整備など、総合的な治水対策を図ります。



土砂防災対策の推進

2. 桜島爆発・降灰に強い都市の形成

- 火山灰などの堆積による土石流や洪水を防ぐための対策を促進します。
- 降灰時でも安心して買い物ができるように、商店街におけるアーケードの整備を促進します。
- 大規模噴火時における市街地側の大量軽石火山灰の降下に備え、広域避難計画の周知などを図ります。



火山防災対策の推進

3. 地震・火災に強い都市の形成

- 円滑な避難などのため、緊急輸送道路沿道の不燃化や耐震化を促進します。
- 滑動崩落や液状化が懸念される宅地などの耐震化を促進します。
- 住宅などの耐震化やブロック塀などの安全対策を促進します。
- 避難や救助活動などの支障とならないよう、公共施設等の耐震化を推進します。
- 被災時における緊急輸送の確保などのため、道路の無電柱化を図ります。
- 津波発生時の迅速な避難を確保するため、津波避難ビルの指定を推進します。
- 公共施設の整備改善により安全で良好な都市環境を創出するため、土地区画整理事業を推進します。
- 建築物の不燃化を促進するため、防火・準防火地域の見直しなどを検討します。
- 大規模火災発生時の避難・救援活動の場となる都市公園や広場などの確保を図ります。
- 「木造建築物密集地区」では、安全で快適な居住環境の形成を図ります。



地震防災対策の推進

4. 早期に復旧・復興できる都市の形成









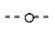




- 一時滞在施設や備蓄倉庫などを備えた施設の整備を促進します。
- 避難場所での防災設備の整備を推進します。
- 災害に強い道路網の形成を図ります。
- 大量の災害廃棄物の発生に対応するため、災害廃棄物の仮置場の確保などを図ります。
- エネルギー供給施設などの高台への分散立地を促進します。
- 大規模自然災害に被災した場合、都市基盤が未整備な地区では、面的な市街地整備による復興を、都市基盤が整備されている地区では、個別修復型の復興を検討します。

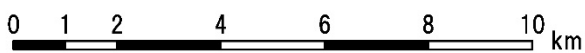
5. 暮らしの安全などに配慮した都市の形成

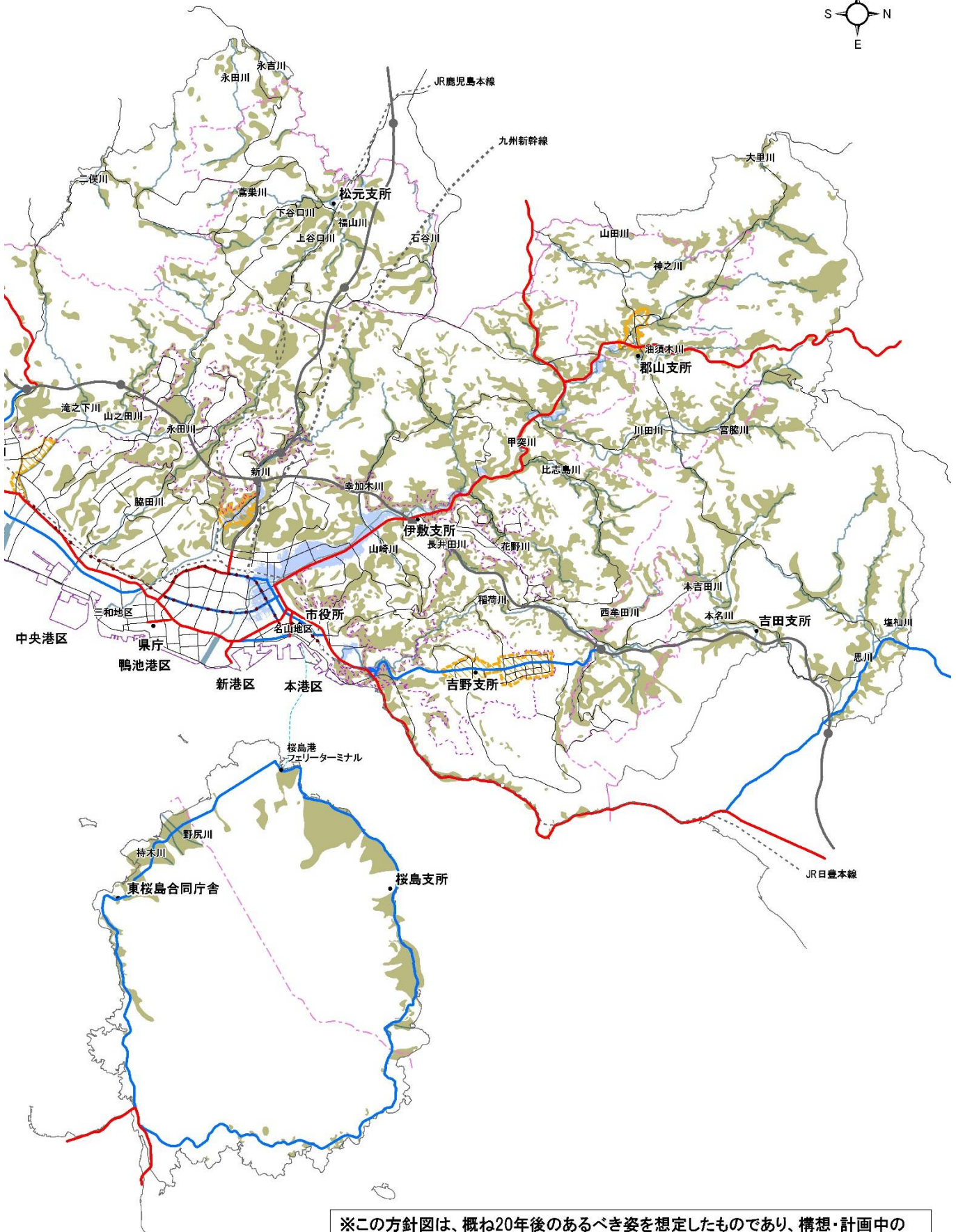
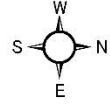
- 危険な空き家等の解体などを促進し、地域の安全性の確保を図ります。
- 防犯灯や防犯カメラの設置などを促進し、地域の安全性の向上を図ります。
- 情報通信技術により道路・公園の不具合などを把握するシステムを検討します。

安心・安全な都市の方針図



- | | |
|---|--|
|  防災・減災重点エリア(土砂) |  河川 |
|  防災・減災重点エリア(浸水) |  自動車専用道路(第1次緊急輸送道路) |
|  土地区画整理事業の実施地区(検討中を含む) |  第1次緊急輸送道路 |
| |  第2次緊急輸送道路 |
| |  主要道路 |
| |  鉄道・駅 |
| |  市電・駅 |
| |  桜島フェリー |
| |  都市計画区域 |
| |  市街化区域 |





※この方針図は、概ね20年後のあるべき姿を想定したものであり、構想・計画中の新設道路等については、具体的なルート、位置等を規定するものではありません。

基本目標 5 自然・歴史・文化を生かした都市

人と自然が共生する都市環境の構築や魅力あふれる鹿児島らしい景観づくりを進め、「自然・歴史・文化を生かした都市」を目指します。

基本方針

1. 良好な都市景観の形成
2. 緑豊かなうるおいのある都市環境の形成
3. 自然環境の保全・活用
4. ゼロカーボンシティかごしまの実現

1. 良好な都市景観の形成

- 市民や観光客に親しまれる鹿児島らしい景観を継承するため、桜島や城山への眺望など、自然と市街地が一体となった雄大な眺望景観の保全を図ります。
- 本市特有の景観が残る地区を「景観形成重点地区」に指定するなど、地域特性を生かした創造性豊かな景観の形成・活用を図ります。
- 中心市街地では、地域や通りごとの特色を生かしたまちなみ景観づくりや歴史と文化を生かした空間の創出などを図ります。
- ストーリー性のある歴史と文化の魅力を深めるため、世界文化遺産及び日本遺産の保全と活用を図ります。



歴史等を生かした市街地空間の創出

2. 緑豊かなうるおいのある都市環境の形成

- 「市街地・台地緑化推進エリア」では、まちなみと調和した生垣や花壇の設置など、宅地緑化を促進し、緑に囲まれたまちなみを形成します。
- フラワー・パートナーによる花壇などの維持管理や民間建築物の屋上・壁面緑化など、市民や事業者などとの協働による緑化活動を促進します。
- 広く市民に親しまれる公園を充実させるため、公園の再整備や安全対策を推進します。
- 身近な公園・広場の創出などに向けて、私有地の借上げなどによる公園整備を推進します。

- 市民や観光客が憩い安らぎ、自然とふれあえる場として、優れた眺望や自然環境を生かした武岡公園の整備を推進します。
- うるおいと彩りを感じられる都市空間を形成するため、市電の軌道敷緑化や街路樹、花壇などの身近な緑の育成・創出を図ります。
- 「緑のシンボル拠点」では、市民だけでなく他都市からの来園者に対する公園の充実を図るとともに、更なる活用策を検討します。
- 「緑のレクリエーション拠点」では、市民のレクリエーションや地域の交流の場としての活用などを図ります。
- 公共施設等の整備や一定規模以上の開発行為での緑化を図ります。
- 住宅と工場が共存する環境を維持するために、工場敷地内の緑化などを促進します。
- 身近な緑地を保全するため、市民農園制度や生産緑地地区の指定など、緑地保全制度の導入を検討します。

3. 自然環境の保全・活用

- 「田園集落環境エリア」では、田園風景と調和した集落環境の維持・保全を、「自然環境共生エリア」では、自然環境を保全し、農林水産業などとしての活用を、「自然環境保全エリア」では、優れた自然環境の保全を図ります。
- 「自然海岸環境エリア」では、本市では数少ない砂浜や貴重な植物が群生する自然を生かして、自然な形で海とふれあえる場として引き続き自然海岸を保全します。
- 市街地に残された貴重な緑である「斜面緑地」を保全する方策を検討します。
- 城山周辺などでは、自然観察の場としての保全・活用を図ります。
- 河川の整備では、生物の生息空間に配慮した水辺づくりを図ります。
- 自然環境が持つ多様な機能を活用するため、グリーンインフラの導入を検討します。



斜面緑地の保全

4. ゼロカーボンシティかごしまの実現

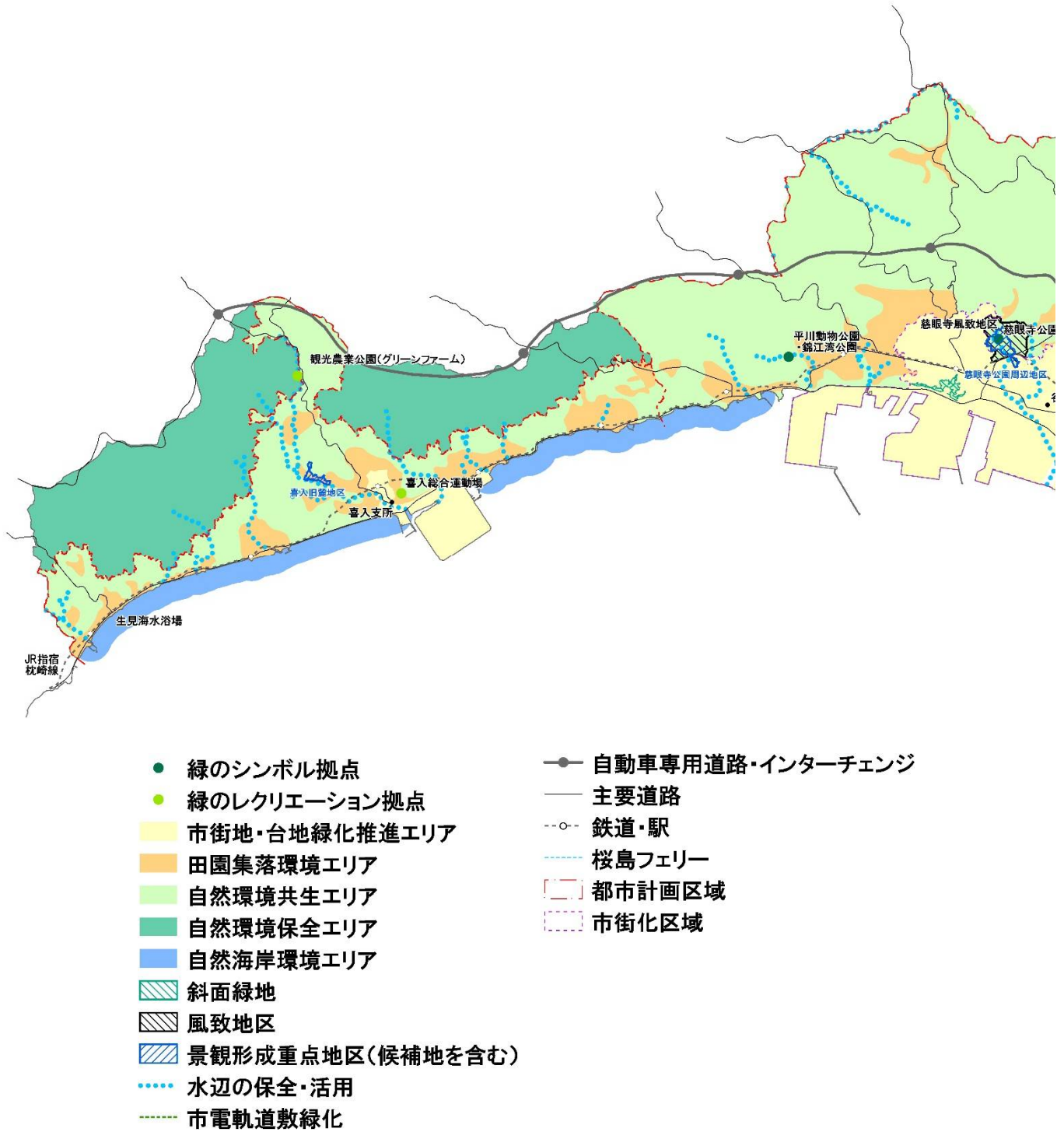
- 再生可能エネルギーの地産地消を図ります。
- エネルギーの効率的利用など、環境性能の高いまちづくりを検討します。
- 公共施設等の省エネルギー化を推進します。
- 環境性能の高い建築物を誘導する手法について検討します。



再生可能エネルギーの地産地消

第2章 全体構想

自然・歴史・文化を生かした都市の方針図



0 1 2 4 6 8 10 km

第3章 地域別構想

地域別構想の考え方

本市総合計画で区分している14の地域・地区を基に地域別構想を示します。

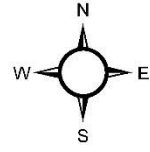
地域別構想は、全体構想に示した本市全体の方針を踏まえ、地域の課題に対応したそれぞれのまちづくりの方針を示すものです。

地域別構想は、以下の項目で構成します。

(1)地域・地区の概況	「地区の構成」「人口」「土地利用の状況」について整理します。
(2)基本目標毎の現況と課題	まちづくりの資源や、人口・土地利用の状況、市民意識調査の結果などを踏まえ、5つの基本目標毎の課題を整理します。
(3)地域・地区のまちづくり構想	5つの基本目標毎のまちづくりの方向性を示します。
(4)地域・地区の整備方針	まちづくりの方針を示します。

地域・地区の区分は、以下のとおりです。

		面積	2015(平成27)年 人口
中央地域	1.中央地区	4.0 km ² (0.7%)	40,283 人 (6.7%)
	2.上町地区	8.9 km ² (1.6%)	40,603 人 (6.8%)
	3.鴨池地区	13.1 km ² (2.4%)	106,145 人 (17.7%)
	4.城西地区	7.7 km ² (1.4%)	46,184 人 (7.7%)
	5.武・田上地区	15.2 km ² (2.8%)	59,946 人 (10.0%)
谷山地域	6.谷山北部地区	36.1 km ² (6.6%)	84,224 人 (14.0%)
	7.谷山地区	70.7 km ² (12.9%)	74,862 人 (12.5%)
8.伊敷地域		57.0 km ² (10.4%)	51,295 人 (8.6%)
9.吉野地域		33.2 km ² (6.1%)	47,268 人 (7.9%)
10.吉田地域		54.8 km ² (10.0%)	10,578 人 (1.8%)
11.桜島地域		76.8 km ² (14.0%)	4,401 人 (0.7%)
12.喜入地域		61.2 km ² (11.2%)	11,341 人 (1.9%)
13.松元地域		51.1 km ² (9.3%)	15,363 人 (2.6%)
14.郡山地域		57.8 km ² (10.6%)	7,321 人 (1.2%)
合計		547.6 km ²	599,814 人



序章
都市マスターについて

第1章
課題と方向性

第2章
全体構想

第3章
地域別構想

第4章
構想推進のために

資料

第3章 地域別構想

地域別指標

		鹿児島市	中央地域					谷山地域		
			中央地区	上町地区	鴨池地区	城西地区	武・田上地区	谷山北部地区	谷山地区	
主要指標	行政区域面積	ha	54,761	400	890	1,310	770	1,520	3,610	7,070
	市街化区域	ha	8,412	400	728	1,310	763	895	1,023	1,708
	市街化調整区域	ha	20,609	-	162	-	7	625	2,587	5,362
	非線引き用途地域	ha	428	-	-	-	-	-	-	-
	非線引き用途地域外	ha	9,038	-	-	-	-	-	-	-
	都市計画区域外	ha	16,273	-	-	-	-	-	-	-
行政区域人口(2015年)	人	599,814	40,283	40,603	106,145	46,184	59,946	84,224	74,862	
行政区域世帯数(2015年)	世帯	270,269	24,524	18,891	54,860	21,491	26,669	34,244	30,761	
市街地密度	行政区域グロス人口密度	人/ha	11.0	100.7	45.6	81.0	60.0	39.4	23.3	10.6
	市街化区域	人/ha	60.2	100.7	54.9	81.0	60.5	65.5	73.1	37.0
	市街化調整区域	人/ha	2.2	-	3.7	-	0.5	2.0	3.6	2.2
	非線引き用途地域	人/ha	30.8	-	-	-	-	-	-	-
	非線引き用途地域外	人/ha	3.0	-	-	-	-	-	-	-
	都市計画区域外	人/ha	0.5	-	-	-	-	-	-	-
居住者	世帯当たり人員数(2015年)	人	2.22	1.64	2.15	1.93	2.15	2.25	2.46	2.43
	高齢化率(2015年)	%	24.8%	21.8%	29.8%	21.4%	27.4%	25.9%	20.0%	22.2%
	人口増減率(2010~2015年)	%	-1.0%	1.8%	-2.9%	-0.1%	-2.6%	-0.9%	0.9%	-0.9%
土地・建物	宅地等の建蔽率	%	31.2%	51.9%	37.2%	40.6%	43.0%	41.3%	34.1%	28.6%
	宅地等の容積率	%	61.7%	216.0%	81.7%	113.1%	101.5%	82.4%	65.0%	48.5%
	農地転用件数(2013~2017年)	件	3,543	1	27	149	9	275	482	788
	市街化区域	件	1,979	1	24	149	9	229	105	537
	市街化調整区域	件	1,007	-	3	-	-	46	377	251
	非線引き用途地域	件	96	-	-	-	-	-	-	-
	非線引き用途地域外	件	399	-	-	-	-	-	-	-
	都市計画区域外	件	62	-	-	-	-	-	-	-
	新築件数(2013~2017年)	件	15,497	436	712	1,812	1,073	1,573	2,560	2,630
	市街化区域	件	11,277	436	705	1,812	1,073	1,453	1,442	1,969
	市街化調整区域	件	2,705	-	7	-	-	120	1,118	661
	非線引き用途地域	件	555	-	-	-	-	-	-	-
	非線引き用途地域外	件	925	-	-	-	-	-	-	-
	都市計画区域外	件	35	-	-	-	-	-	-	-
建物の築年数	5年未満	%	6.2%	5.2%	4.1%	6.3%	6.0%	6.4%	7.7%	7.1%
	5~15年	%	12.8%	9.2%	10.5%	14.4%	14.0%	11.5%	15.0%	15.8%
	15~25年	%	17.0%	12.8%	14.6%	18.5%	19.0%	17.0%	14.4%	16.6%
	25年以上	%	64.0%	72.8%	70.7%	60.8%	60.9%	65.1%	62.9%	60.5%
持家率	%	53.5%	29.3%	59.2%	39.5%	53.4%	51.0%	61.8%	47.5%	
基盤施設	道路面積率(市街化区域・用途地域)	%	18.5%	26.8%	17.9%	20.5%	16.5%	20.0%	20.8%	15.2%
	公共空地の一人当たり面積	m ²	9.0	3.0	9.1	6.5	3.7	6.6	9.2	12.0
市民意向	まちづくりの重点事項	一位	公共交通機関の充実	公園緑地やスポーツ・レクリエーション施設の整備	公共交通機関の充実	公共交通機関の充実	公共交通機関の充実	公共交通機関の充実	公共交通機関の充実	公共交通機関の充実
		二位	中心地区の再整備、活性化	中心地区の再整備、活性化	中心地区の再整備、活性化	公園緑地やスポーツ・レクリエーション施設の整備	中心地区の再整備、活性化	中心地区の再整備、活性化	中心地区の再整備、活性化	中心地区の再整備、活性化
		三位	公園緑地やスポーツ・レクリエーション施設の整備	公共交通機関の充実	街並み環境や景観の保全、形成	街並み環境や景観の保全、形成	公園緑地やスポーツ・レクリエーション施設の整備	公園緑地やスポーツ・レクリエーション施設の整備	街並み環境や景観の保全、形成	公園緑地やスポーツ・レクリエーション施設の整備
	歩いて暮らせるまちづくりの重点事項	一位	徒歩・自転車の圏内に必要な施設を立地	歩行者や自転車のための道路整備	歩行者や自転車のための道路整備	歩行者や自転車のための道路整備	徒歩・自転車の圏内に必要な施設を立地	徒歩・自転車の圏内に必要な施設を立地	公共交通機関の充実	徒歩・自転車の圏内に必要な施設を立地
		二位	歩行者や自転車のための道路整備	徒歩・自転車の圏内に必要な施設を立地	徒歩・自転車の圏内に必要な施設を立地	徒歩・自転車の圏内に必要な施設を立地	歩行者や自転車のための道路整備	歩行者や自転車のための道路整備	徒歩・自転車の圏内に必要な施設を立地	歩行者や自転車のための道路整備
		三位	公共交通機関の充実	公共交通機関の充実	公共交通機関の充実	公共交通機関の充実	コミュニティバス、乗合タクシーの充実	公共交通機関の充実	歩行者や自転車のための道路整備	公共交通機関の充実

伊敷地域	吉野地域	吉田地域	桜島地域	喜入地域	松元地域	郡山地域	備考
5,700	3,320	5,480	7,680	6,120	5,110	5,780	面積:2018(平成30)年度都市計画基礎調査 人口・世帯:2015(平成27)年国勢調査
762	822	-	-	-	-	-	
4,938	2,498	-	4,431	-	-	-	
-	-	55	-	-	270	103	
-	-	595	-	2,905	2,901	2,637	
-	-	4,830	3,249	3,215	1,939	3,040	
51,295	47,268	10,578	4,401	11,341	15,363	7,321	
20,871	18,328	4,227	2,054	4,692	5,671	2,986	人口:2015(平成27)年国勢調査、2018(平成30)年度都市計画基礎調査 面積:2018(平成30)年度都市計画基礎調査
9.0	14.2	1.9	0.6	1.9	3.0	1.3	
55.0	42.6	-	-	-	-	-	
1.9	4.9	-	0.2	-	-	-	
-	-	52.5	-	-	30.0	21.6	
-	-	7.2	-	3.9	2.5	1.5	
-	-	0.7	1.0	0.0	0.1	0.4	
2.46	2.58	2.50	2.14	2.42	2.71	2.45	2015(平成27)年国勢調査
29.3%	29.0%	31.3%	43.2%	33.7%	21.5%	34.1%	
-5.5%	2.1%	-6.4%	-17.4%	-5.1%	8.2%	-7.3%	
30.4%	28.3%	20.2%	25.1%	17.1%	23.5%	27.7%	2018(平成30)年度都市計画基礎調査 2015(平成27)年国勢調査
53.1%	45.0%	25.1%	28.8%	22.1%	31.6%	35.6%	
178	1,073	131	14	122	217	77	
106	819	-	-	-	-	-	
72	254	-	4	-	-	-	
-	-	2	-	-	53	41	
-	-	93	-	118	161	27	
-	-	36	10	4	3	9	
1,037	2,129	161	33	311	854	176	
900	1,487	-	-	-	-	-	
137	642	-	20	-	-	-	
-	-	13	-	-	428	114	
-	-	129	-	308	426	62	
-	-	19	13	3	-	-	
4.8%	10.4%	2.4%	1.1%	3.0%	7.5%	2.6%	
10.1%	16.5%	6.3%	4.1%	7.6%	15.5%	7.7%	
20.3%	18.9%	20.2%	11.7%	16.0%	18.9%	15.1%	
64.9%	54.2%	71.1%	83.0%	73.4%	58.2%	74.7%	
67.2%	73.0%	83.1%	85.9%	85.0%	79.6%	83.5%	
18.4%	15.5%	20.3%	-	-	18.2%	17.2%	
10.4	8.6	15.6	71.5	19.3	7.3	35.8	
公共交通機関の充実	公共交通機関の充実	公共交通機関の充実	公共交通機関の充実	公共交通機関の充実	公共交通機関の充実	公共交通機関の充実	2017(平成29)年度市民意識調査
中心地区の再整備、活性化	中心地区の再整備、活性化	中心地区の再整備、活性化	集落の中心地区の活性化	防災まちづくり	中心地区の再整備、活性化	中心地区の再整備、活性化	
公園緑地やスポーツ・レクリエーション施設の整備	主要な道路の整備	公園緑地やスポーツ・レクリエーション施設の整備	農地、農業生産環境の維持、保全	主要な道路の整備、地域の道路の整備	公園緑地やスポーツ・レクリエーション施設の整備	防災まちづくり	
徒歩・自転車の圏内に必要な施設を立地	徒歩・自転車の圏内に必要な施設を立地	徒歩・自転車の圏内に必要な施設を立地	徒歩・自転車の圏内に必要な施設を立地	歩行者や自転車のための道路整備	徒歩・自転車の圏内に必要な施設を立地	徒歩・自転車の圏内に必要な施設を立地	
歩行者や自転車のための道路整備	歩行者や自転車のための道路整備	公共交通機関の充実	コミュニティバス、乗合タクシーの充実	徒歩・自転車の圏内に必要な施設を立地	公共交通機関の充実	公共交通機関の充実	
公共交通機関の充実	公共交通機関の充実	歩行者や自転車のための道路整備	歩行者や自転車のための道路整備、公共交通機関の充実	駅・バス停周辺の空家・空地の有効活用	歩行者や自転車のための道路整備	歩行者や自転車のための道路整備	

1. 中央地区

(1) 地区の概況

◆地区の構成

本市のほぼ中央部に位置し、いづろ・天文館地区を含む平坦部の市街地と臨海部の新港区、本港区の一部、鹿児島中央駅東口周辺から上之園町、上荒田町で構成されています。

◆人口

人口は、約4万人で増加傾向にあり、生産年齢人口比率は68.0%と全市で最も高く、平均世帯人員は1.64人と最も少ない状況です。

◆土地利用の状況

鹿児島中央駅周辺の鉄道施設や新港区、本港区の一部の港湾用地などの「道路・交通施設用地」が最も多く、中心市街地やその周辺の「住宅用地」、鹿児島中央駅周辺からいづろ・天文館地区にかけての「商業用地」が分布しています。

(2) 基本目標毎の現況と課題



コンパクトで暮らしやすい都市

人口密度が非常に高く、商業・業務・医療施設などの都市機能が集積し、買い物や医療施設などの利便性に対する満足度も非常に高い状況です。今後も、本市の中心拠点にふさわしい土地利用の誘導などによる活性化が必要です。



快適で移動しやすい都市

本市の主要な交通施設が整備されており、市民の満足度も高い状況ですが、市内外からの交通が集中するため、交通混雑が慢性化していることから、鹿児島東西幹線道路などの広域交通ネットワークの整備などによる交通混雑の緩和が必要です。



にぎわいと活力のある都市

マンション建設などにより、土地の高度利用が図られつつあり、中心となる地区の再整備、活性化が望まれていることから、今後も、にぎわい交流空間の創出や回遊性の向上を図ることが必要です。



安心・安全な都市

地区の大部分は、浸水の備えが必要であり、名山町の一部には、木造建築物が密集しています。また、地区全体としては、治安や雰囲気に関する満足度が低い状況です。このため、自然災害と暮らしの安全性に配慮した都市の形成が必要です。



自然・歴史・文化を生かした都市

加治屋まちの杜公園や緑化された市電軌道敷など、おおいのある都市空間の整備が進められていますが、公園緑地等の整備、街並み環境や景観の保全・形成が望まれていることから、今後も、景観や歴史・文化などを生かした都市空間の形成が必要です。

●中央地区のまちづくりの資源と主要課題図



▲ 甲突川



▲ 天文館



▲ 加治屋まちの杜公園

【地区の資源】

自然	①市街地と一体となった貴重な河川空間・緑地である甲突川と河畔	
歴史 (史跡など)	②幕末の偉人を多数輩出した加治屋町	
	③歴史を伝えるザビエル公園・ザビエル教会	
	④中心市街地に隣接し、歴史性を持った空間である照国神社	
	⑤歴史的な趣を残す石造倉庫群	
	⑥鹿児島中央駅から錦江湾、桜島方向へ伸びる景観軸にもなるナポリ通り・パース通り	
まち並み ・景観	⑦天文館公園	⑩維新ふるさと館
	⑧みなと大通り公園	⑪mark MEIZAN (クリエイティブ産業創出拠点施設)
	⑨共研公園	⑫勤労者交流センター
	⑩維新ふるさと館	⑬観光交流センター
	⑪mark MEIZAN (クリエイティブ産業創出拠点施設)	⑭上荒田の杜公園
	⑫勤労者交流センター	⑮加治屋まちの杜公園
	⑬観光交流センター	
	⑭上荒田の杜公園	
	⑮加治屋まちの杜公園	
	⑯鹿児島市長寿あしん相談センター中央	
公共的施設	⑰市立病院	⑳城南児童センター
	⑱かごしま国際交流センター	㉑歴史ロード維新ふるさとの道
	⑲鹿児島市長寿あしん相談センター中央	㉒甲突川左岸・右岸緑地
	㉑東部親子つどいの広場 (なかまっち)	
その他	㉒城南児童センター	
	㉓歴史ロード維新ふるさとの道	
	㉔甲突川左岸・右岸緑地	
	㉕南九州最大の繁華街である天文館の商店街	
	㉖港の活気や雰囲気味わえる魚類市場	
	㉗市民の生活を支え、観光資源にもなる市電	



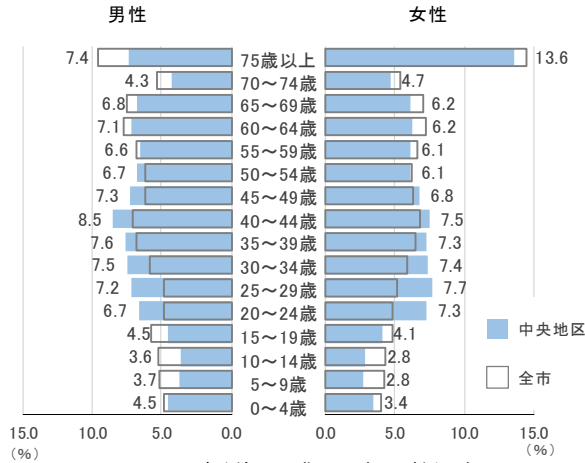
▲ パース通り



▲ 石造倉庫群

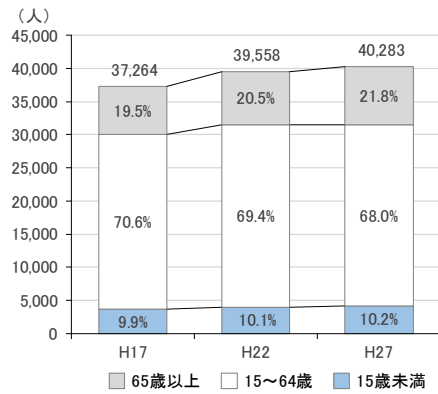
第3章 地域別構想

人口年齢構成



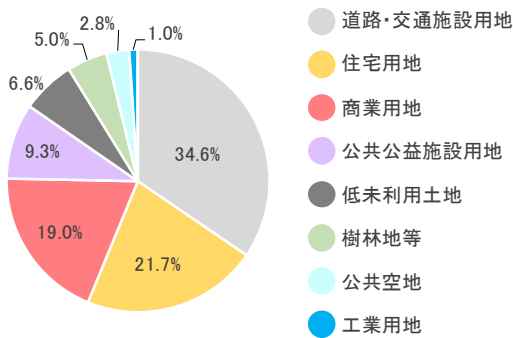
資料) 平成 27 年国勢調査

人口と年齢構成の推移



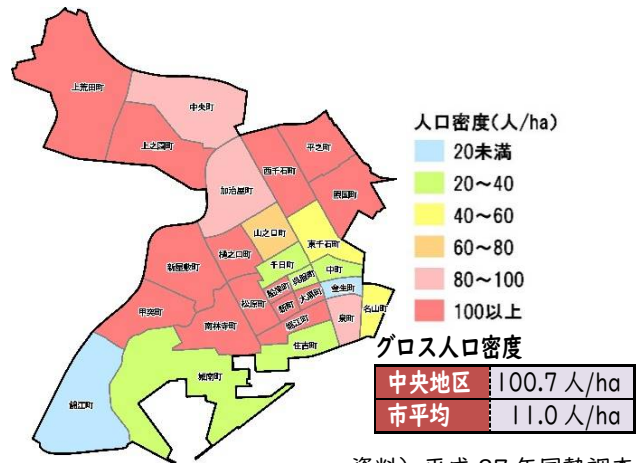
資料) 国勢調査

土地利用面積の割合



資料) 平成 30 年都市計画基礎調査

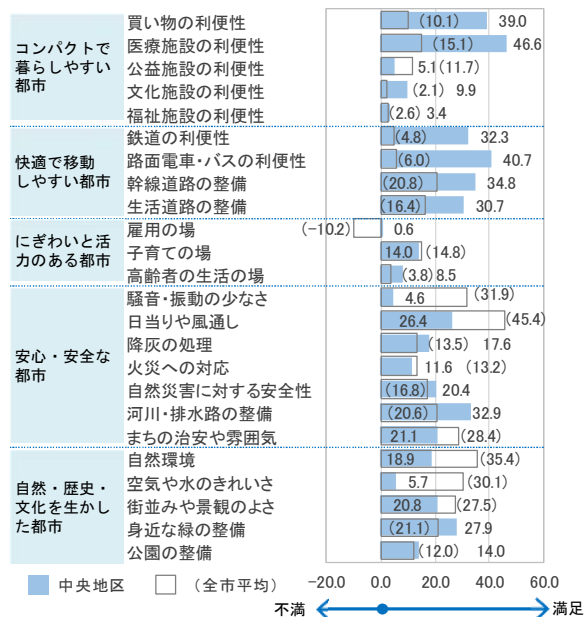
町丁目別人口密度



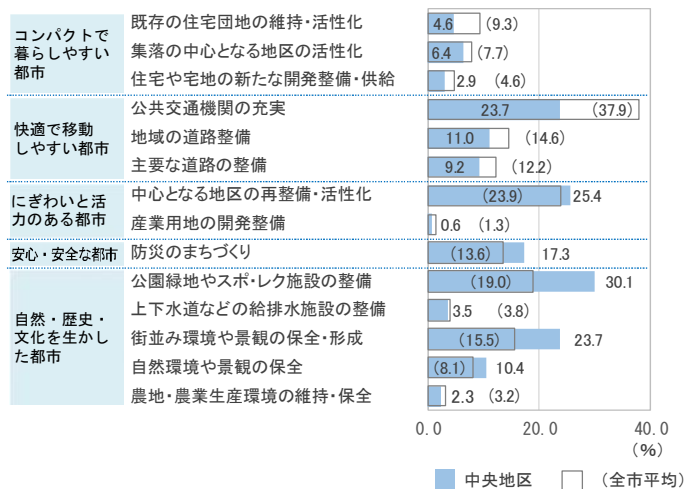
資料) 平成 27 年国勢調査

市民意識調査

地域の評価



まちづくりの優先事項



資料) 平成 29 年市民意識調査

(3) 地区のまちづくり構想



中心市街地にふさわしい多様な都市機能の集積と都心居住の誘導

- 中心市街地では、高次都市機能や多様な都市機能の集積による拠点機能の強化を図ります。
- 利便性の高い立地を生かした都心居住の誘導を図ります。
- 空き店舗の有効活用などにより、まちのにぎわい創出を図ります。



鹿児島東西幹線道路の整備促進などによる交通の円滑化

- 鹿児島東西幹線道路の整備促進などによる道路交通網の強化を図ります。
- 交通結節機能の強化などによる公共交通の利用促進を図ります。
- 徒歩で円滑に移動できるようバリアフリーに配慮した交通環境の整備を図ります。
- 公共交通や自転車利用を促進するため、車中心から人中心への道路のあり方を検討します。



県都の中心として広域的な拠点の形成と歩いて楽しい都市空間の創出

- 中心市街地では、県都の中心としての商業・業務機能などの充実による広域的な拠点形成を図ります。
- 鹿児島中央駅周辺、いづろ・天文館地区、本港区を結ぶ都市軸の機能の充実を図ります。
- 中心市街地では、居心地がよく歩いて楽しい都市空間の創出を図ります。
- 新港区周辺では、港湾業務拠点としての機能向上を促進します。
- 加治屋まちの杜公園や甲突川沿岸の緑地などを活用したにぎわいと潤いが共存する都市空間の創出を図ります。



自然災害に備えた中心市街地の形成

- 浸水への備えが必要な甲突川の流域では、総合的な治水対策を図ります。
- 緊急輸送道路を中心とした災害に強い交通ネットワークの形成を図ります。
- 商店街アーケードの整備促進など、降灰時でも安心して買い物ができる環境整備を図ります。
- 一時滞在施設や備蓄倉庫などを備えた施設の整備を促進するなど、大規模自然災害に備えた環境整備を図ります。













かごしまの景観や歴史文化を生かしたにぎわいと潤いが共存する都市空間の形成

- ナポリ通り・パース通りなどでは、シンボルロードとして景観軸の形成を図ります。
- 歴史的な資源を有する加治屋町などでは、ストーリー性のある歴史と文化の魅力を深める空間形成を図ります。
- 市電軌道敷緑化やフラワー・パートナーなどとの協働による緑化の推進などによる潤いある都市空間の形成を図ります。


(4) 地区の整備方針

◆整備方針（ゾーン毎）


■中心商業・サービスゾーン

- 土地の高度利用による広域的な拠点形成に向けて、特定用途誘導地区などの導入を検討します。
- 商業・業務機能の充実に向けて、再開発を促進します。
- 都心居住を誘導するため、総合設計制度などの活用を図ります。
- 沿道店舗のオープンスペースの提供や低層部のガラス張り、道路空間を活用したオープンカフェなどの設置を促進する方策を検討します。
- 個性的な街路空間の形成に向けて、地場産材を活用した歩道整備を図ります。
- 都市軸では、公共性の高い市街地再開発事業などへの支援を検討します。
- ナポリ通り・パース通りなどでは、景観軸にふさわしい都市空間の形成を図ります。
- にぎわいや憩える場の創出に向けて、甲突川沿岸緑地の利活用を検討します。
- 桜島の降灰に対応した商店街アーケードなどの整備を促進します。
- 名山町の木造建築物の密集地では、レトロな雰囲気を残しつつ、建築物の建替を促進する方策を検討します。



■広域交流・業務ゾーン

- 本港区周辺では、いづろ・天文館地区などとの連携が図られた土地利用の誘導を図るとともに、住吉町周辺の低未利用土地の有効活用を検討します。




■地域商業・サービスゾーン

- 生活利便性を向上させる商業・サービス機能や都市型居住を誘導するため、特定用途誘導地区の導入や特別用途地区、地区計画などの活用を検討します。

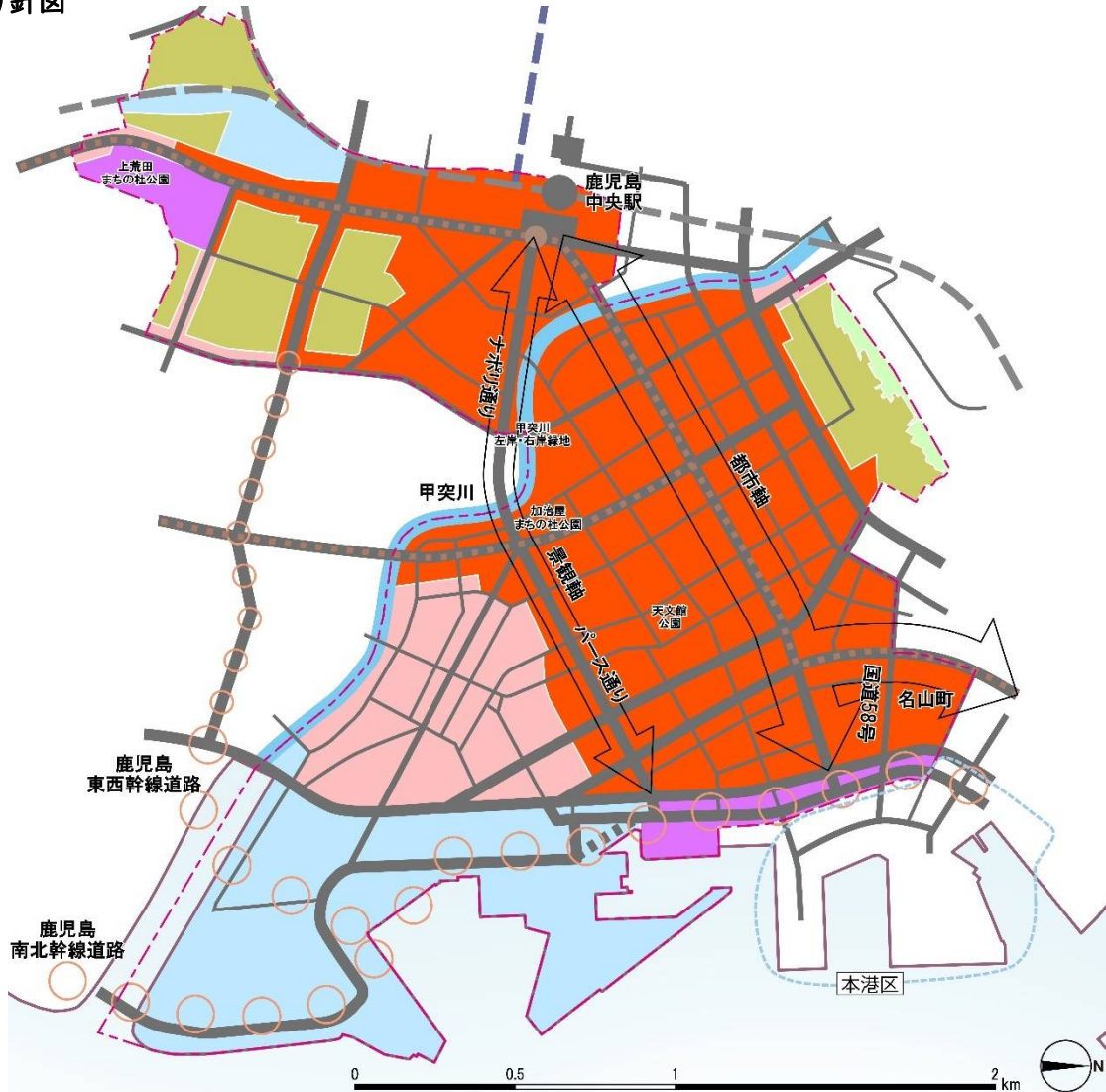
■職住共生ゾーン

- 職住育近接型のまちづくりに向けて、働く場などの立地誘導を図ります。
- 上荒田町では、住宅と地場産業の工場などの共存した環境を維持するとともに、工場などの土地利用転換の進展状況を踏まえ、住居系用途地域への見直しを検討します。

■複合産業ゾーン

- 住宅と地場産業の工場などの共存した環境の維持及び居住環境に配慮した工場などの環境整備を促進します。
- 産業構造の変化に伴って生じた低未利用土地では、居住環境との調和を図りつつ、適正規模の集客施設などの立地を誘導するため、特別用途地区の活用を図ります。
- 臨港道路、鹿児島南北幹線道路、鹿児島東西幹線道路の整備に合わせた港湾業務拠点としての機能の向上を促進します。

◆整備方針図



◆整備方針（地区全体）



- ・公共空間を多様な用途に活用するための取組の検討
- ・空き家・空き地等の民間資源の活用
- ・空き店舗の有効活用の検討



- ・鹿児島東西幹線道路・鹿児島南北幹線道路の整備促進
- ・交通混雑の著しい交差点の改良の検討
- ・公共交通の結節機能の強化
- ・公共交通の利用促進措置に応じた駐車場などの附置義務軽減の検討
- ・民間開発と連携した公共交通や自転車などの利用促進措置の検討
- ・バリアフリー環境の整備推進
- ・自転車走行ネットワークの整備推進
- ・コミュニティサイクルの運営
- ・車中心から人中心への道路のあり方の検討
- ・エリアマネジメントの促進



- ・鹿児島中央駅周辺の一体的まちづくりの推進
- ・いづろ・天文館地区のにぎわい拠点を生かした回遊性の向上
- ・天文館公園、加治屋まちなかの杜公園、甲突川左岸・右岸緑地、上荒田の杜公園の活用
- ・甲突川の流域における治水対策の推進



- ・無電柱化の促進
- ・民間開発と連携した一時滞在施設や備蓄倉庫などを備えた施設の整備促進
- ・災害時の拠点や災害廃棄物の仮置場としての公共施設等の活用
- ・危険な空き家等の解体などの促進



- ・鹿児島らしい夜間景観の形成と統一感のある都市サインの設置促進
- ・フラワー・パートナーなどとの協働による緑化の促進
- ・民間建築物などの屋上・壁面緑化の促進
- ・公園の再整備や安全対策の推進
- ・市電軌道敷緑化の維持・保全
- ・市街地における身近で貴重な河川空間の保全・活用

- 中心商業・サービスゾーン
- 広域交流・業務ゾーン
- 地域商業・サービスゾーン
- 職住共生ゾーン
- 複合産業ゾーン
- 自然環境保全・活用ゾーン

- 河川
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 補助幹線道路
- 鉄道・駅
- 市電
- ○ ○ 地域高規格道路等(計画)

2. 上町地区

(1) 地区の概況

◆地区の構成

本市の中央部北側に位置し、稲荷川下流域の平坦部の市街地と臨海部の本港区、磯周辺の自然海岸及びその後背の台地で構成されています。

◆人口

人口は、約4万人で減少傾向にあり、本市の平均的な人口構成となっています。

◆土地利用の状況

市街地を取り囲む「樹林地等」が最も多く、平坦部の住宅市街地や玉里や坂元の住宅団地などの「住宅用地」、鹿児島駅周辺や本港区の「道路・交通施設用地」、市役所や市立美術館、県立博物館などの「公共公益施設用地」が分布しています。

(2) 基本目標毎の現況と課題



コンパクトで暮らしやすい都市

市役所周辺では、歴史・文化などに関する公共施設が立地するなど、都市機能が集積した中心市街地を形成しており、文化施設などの利便性に対する満足度が高い状況です。今後も、本市の中心拠点にふさわしい土地利用の誘導などによる活性化が必要です。



快適で移動しやすい都市

本市の北の玄関口として、主要な交通施設が整備され、市民の満足度も高い状況ですが、市内外からの交通が集中し、交通混雑が慢性化していることから、幹線道路の整備などによる交通混雑の緩和が必要です。



にぎわいと活力のある都市

「明治日本の産業革命遺産」として世界文化遺産に登録された磯地区や、日本遺産「薩摩の武士が生きた町」に認定された鶴丸城の御楼門などの観光資源を有しており、中心となる地区の再整備・活性化が望まれていることから、今後も、いづろ・天文館地区などとの連携を図りながら、にぎわい交流空間の創出や回遊性の向上を図ることが必要です。



安心・安全な都市

自然災害に対する安全性への満足度は高い状況ですが、稲荷川周辺では、浸水に対して、東坂元や上竜尾町などは土砂災害に対する備えが必要です。また、易居町の一部には、木造建築物などが密集していることから、自然災害と暮らしの安全性に配慮した都市の形成が必要です。



自然・歴史・文化を生かした都市

桜島や錦江湾への眺望に優れ、市街地に近接した貴重な緑地や自然海岸、世界文化遺産の構成資産の旧集成館や石垣・石堀が残る歴史と風格ある街並みなどの恵まれた風土を有しており、街並み環境や景観の保全・形成が望まれていることから、今後も、自然や歴史・文化を生かした都市空間の形成が必要です。

●上町地区のまちづくりの資源と主要課題図



▲ 城山自然遊歩道



▲ 磯海水浴場



▲ 歴史と文化の道地区と沿道の風格ある街並み



▲ 仙巖園



▲ かんまちあ

【地区の資源】

自然	①市街地に隣接した野鳥の森 ②自然環境に親しめる城山自然遊歩道 ③稲荷川沿いの水辺環境（滝之神浄水場周辺） ④丘陵上部の団地周辺や坂元などの一団の樹林地 ⑤磯から寺山にかけての海と森林の自然環境
歴史（史跡など）	⑥南洲神社から福昌寺跡にかけての丘陵斜面の下の歴史・文教ゾーン ⑦西南戦争などの歴史を伝える墓地・神社を含む南洲公園 ⑧鹿児島歴史文化を伝える仙巖園・尚古集成館・旧鹿児島紡績所技師館（異人館） ⑨ザビエル上陸記念碑 ⑩東福寺城跡
まち並み・景観	⑪中心市街地と錦江湾・桜島を一望できる城山公園からの眺望 ⑫鹿児島城跡を中心とした歴史資源を有する歴史と文化の道地区 ⑬歴史的雰囲気や大事にした風格とまとまりのある南洲門前通り地区 ⑭歴史的価値のある建造物と周辺の美しい自然、桜島等への眺望を有する磯地区
公共的施設	⑮中央公民館 ⑯鹿児島県立博物館 ⑰かごしま近代文学館・かごしまメルヘン館 ⑱市立美術館 ⑲鹿児島歴史・美術センター黎明館 ⑳鹿児島医療センター ㉑石橋記念公園 ㉒祇園之洲公園 ㉓かごしま水族館（いおワールド） ㉔多賀山公園 ㉕中央公園 ㉖上町ふれあい広場と上町の杜公園（かんまちあ） ㉗城山公園 ㉘かごしま県民交流センター ㉙消防庁舎・かごしま市民福祉プラザ ㉚南洲神社・西郷南洲顕彰館 ㉛西郷隆盛蘇生の家
その他	㉜磯海水浴場

序章 都市マスタープランについて

第1章 課題と方向性

第2章 全体構想

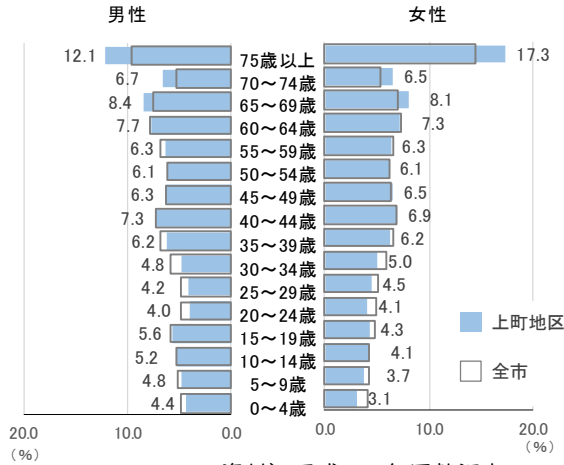
第3章 地域別構想
02. 上町地区

第4章 構想推進のために

資料

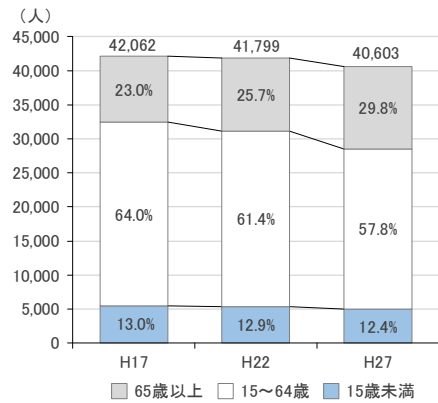
第3章 地域別構想

人口年齢構成



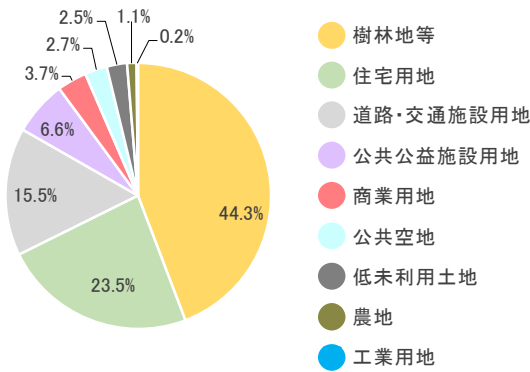
資料) 平成 27 年国勢調査

人口と年齢構成の推移



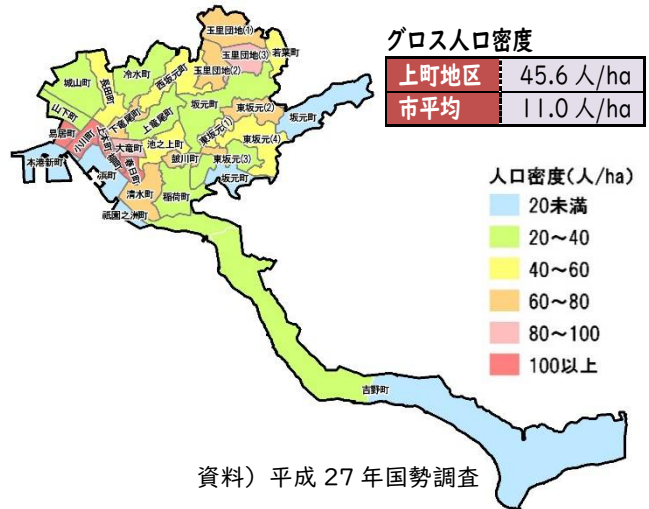
資料) 国勢調査

土地利用面積の割合



資料) 平成 30 年都市計画基礎調査

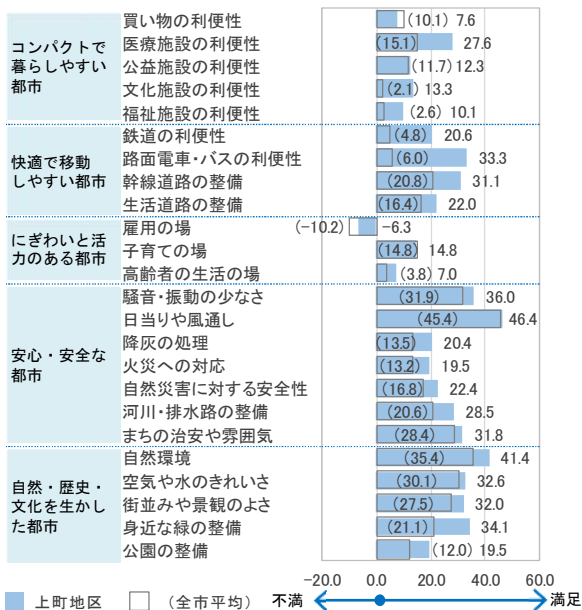
町丁目別人口密度



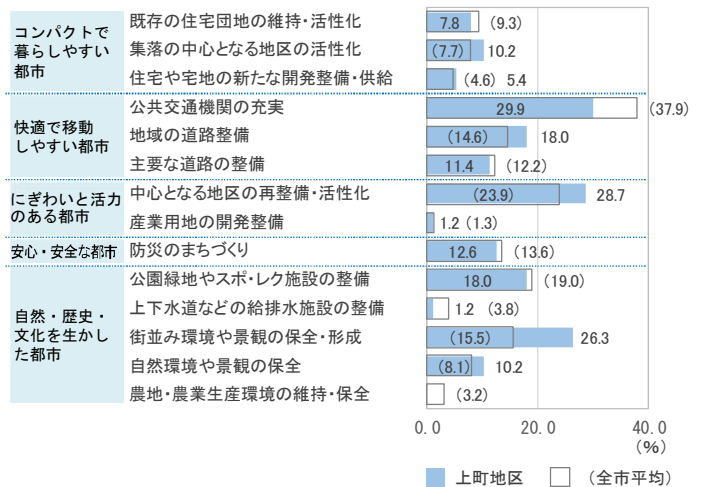
資料) 平成 27 年国勢調査

市民意識調査

地域の評価



まちづくりの優先事項



資料) 平成 29 年市民意識調査

(3) 地区のまちづくり構想



市役所や鹿児島駅周辺などにおける多様な都市機能の集積と都心居住の誘導

- 市役所や鹿児島駅周辺などでは、多様な都市機能の集積による拠点機能の強化を図ります。
- 幹線道路沿道や玉里団地の団地核では、生活利便施設の集約による拠点の形成を図ります。
- 利便性の高い立地を生かした都心居住の誘導を図ります。
- 空き店舗の有効活用などにより、まちのにぎわい創出を図ります。



国道10号鹿児島北バイパスの整備促進などによる交通の円滑化

- 国道10号鹿児島北バイパスの整備促進などによる道路交通網の強化を図ります。
- 徒歩で円滑に移動できるようバリアフリーに配慮した交通環境の整備を図ります。
- 公共交通や自転車利用を促進するため、車中心から人中心への道路のあり方を検討します。



本港区や磯地区などの魅力向上による稼ぐ観光都市の実現

- 鹿児島駅周辺では、中心市街地としてののにぎわいの増進を図ります。
- 世界文化遺産を保全・活用した環境整備を図ります。
- 本港区では、雄大な桜島や市街地中心部に近接した立地を生かした魅力的なウォーターフロントの形成を図ります。
- 住宅団地などでは、職住育近接型のまちづくりに向けて働く場などの立地誘導を図ります。
- 中央公園などを活用したのにぎわいと潤いが共存する都市空間の創出を図ります。



浸水や土砂災害などに備えた災害に強いまちづくりの推進

- 土砂災害への備えが必要な地域では、土砂災害対策を図ります。
- 浸水への備えが必要な稻荷川の流域では、総合的な治水対策を図ります。
- 緊急輸送道路を中心とした災害に強い交通ネットワークの形成を図ります。
- 自然災害に備えて、一時滞在施設や備蓄倉庫などを備えた施設の整備を促進します。



城山などの自然環境や世界文化遺産をはじめとする歴史的な景観の保全と活用

- 磯地区、南洲門前通り地区、歴史と文化の道地区の景観の保全を図ります。
- 桜島や城山への眺望などの自然と市街地が一体となった景観の保全を図ります。
- 鹿児島発祥の地としての歴史と文化を生かした魅力ある都市空間の創出を図ります。
- 市電軌道敷緑化や市民との協働による緑化の促進などによる潤いある都市空間の形成を図ります。
- 公園の再整備などにより、広く市民に親しまれる公園の充実を図ります。

(4) 地区の整備方針

◆整備方針（ゾーン毎）

■ 中心商業・サービスゾーン

- 土地の高度利用による広域的な拠点形成に向けて、特定用途誘導地区などの導入を検討します。
- 商業・業務機能の充実に向けて、再開発を促進します。
- 都心居住を誘導するため、総合設計制度などの活用を図ります。
- 易居町などでは、港町としての雰囲気を残しつつ、建築物の建替を促進する方策を検討します。

■ 広域交流・業務ゾーン

- 都市機能の充実と都市型居住を誘導するため、再開発を促進します。
- にぎわいある交流・業務空間の形成に向けて、特定用途誘導地区などの導入を検討します。
- 本港区では、いづろ・天文館地区などとの連携が図られた土地利用の誘導を図ります。
- 鹿児島駅周辺では、にぎわいの創出と交流の促進に向けて、浜町1番街区再開発事業を推進します。
- 歴史と文化の道地区では、歴史資源を生かし、品格と統一感のある景観形成に向け、同地区景観計画を活用した景観づくりを促進します。

■ 地域商業・サービスゾーン

- 幹線道路沿道では、生活利便性を向上させる商業・サービス機能や都市型居住を誘導するため、特定用途誘導地区の導入や特別用途地区、地区計画などの活用を検討します。
- 団地核では、拠点の形成に向けて、生活利便施設の立地誘導を図ります。

■ 職住共生ゾーン

- 玉里団地の幹線道路沿道では、職住育近接型のまちづくりに向けて、居住環境向上用途誘導地区、地区計画などの活用を図ります。
- 南洲門前通り地区では、歴史的雰囲気を守り、風格とまとまりのある景観形成に向け、同地区景観計画を活用した景観づくりを促進します。
- 大竜町などでは、中心市街地への近接性、交通利便性を生かした都市型居住の立地誘導を図ります。

■ 生活環境保全ゾーン

- 良好な居住環境の形成に向けて、住民主導による地区計画や建築協定などの活用を促進します。
- 玉里団地などの大規模盛土造成地では、滑動崩落が懸念される宅地などの耐震化を促進します。

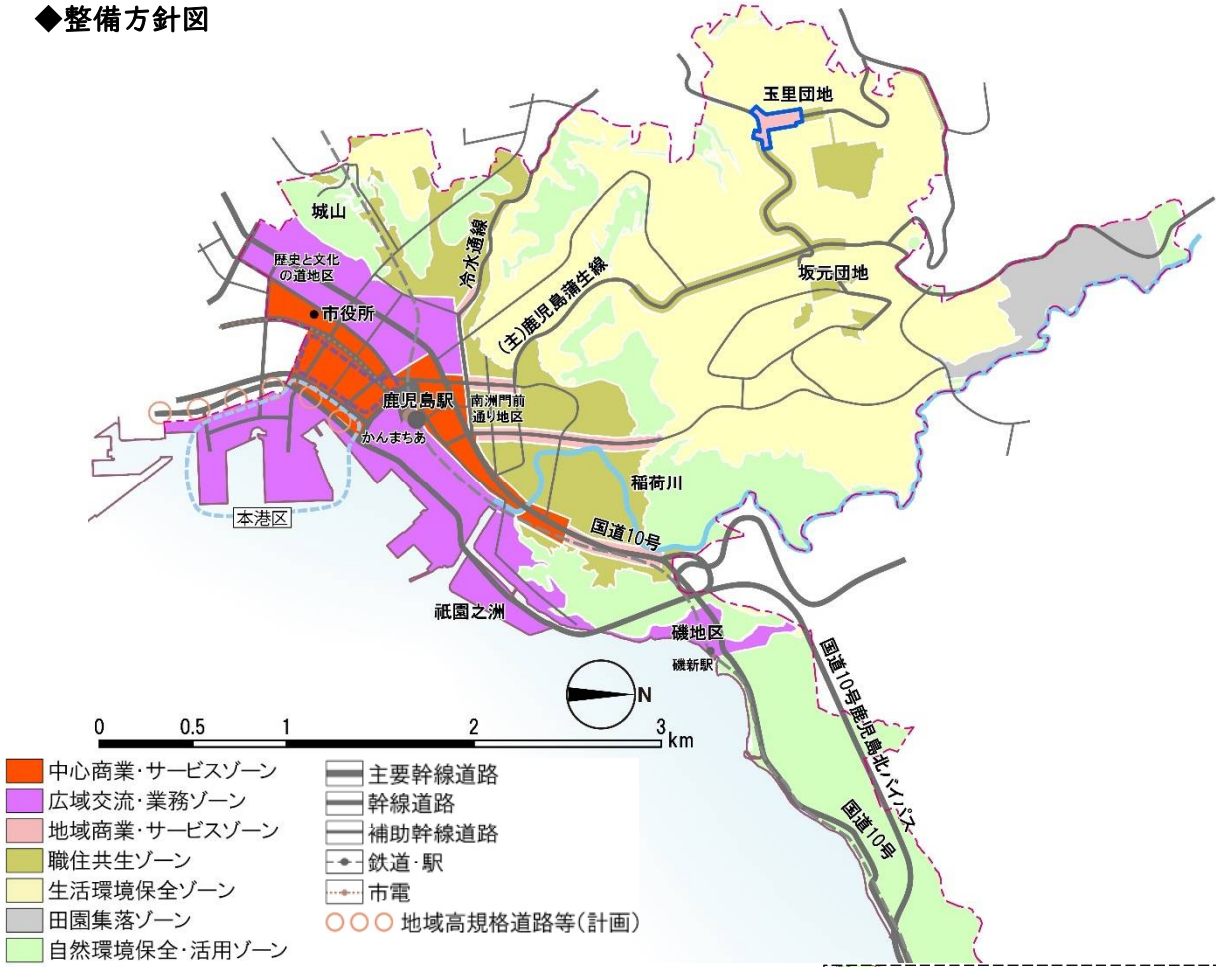
■ 田園集落ゾーン

- 良好な集落機能を維持するため、「市街化調整区域における住宅建築等に関する条例」の適切な運用を図ります。

■ 自然環境保全・活用ゾーン

- 磯地区では、歴史的建造物、自然、桜島等への眺望が一体的となる景観形成に向け、同地区景観計画を活用した景観づくりを促進します。
- 市街地に残された貴重な緑である斜面緑地を保全するため、緑地保全制度の活用を図ります。
- 城山では、眺望景観の保全や自然遊歩道などの活用を図ります。
- 一団の山林、自然海岸を保全するため、風致地区などの活用を図ります。

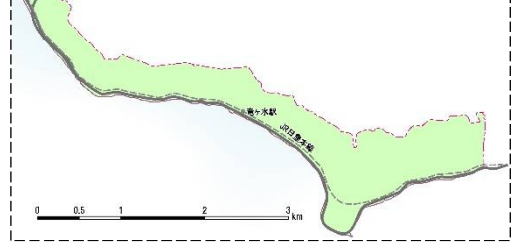
◆整備方針図



	中心商業・サービスゾーン		主要幹線道路
	広域交流・業務ゾーン		幹線道路
	地域商業・サービスゾーン		補助幹線道路
	職住共生ゾーン		鉄道・駅
	生活環境保全ゾーン		市電
	田園集落ゾーン		地域高規格道路等(計画)
	自然環境保全・活用ゾーン		
	団地核		

◆整備方針（地区全体）

- ・公共空間を多様な用途に活用するための取組の検討
 - ・空き家・空き地等の民間資源の活用
 - ・空き店舗の有効活用の検討
- ・国道10号鹿兒島北バイパス、県道鹿兒島蒲生線の整備促進
 - ・冷水通線の整備推進
 - ・地域生活道路の整備推進
 - ・交通混雑の著しい交差点改良の検討
 - ・公共交通の利用促進措置に応じた駐車場などの附置義務軽減の検討
 - ・民間開発と連携した公共交通や自転車などの利用促進措置の検討
 - ・バリアフリー環境の整備推進
 - ・自転車走行ネットワークの整備推進
 - ・コミュニティサイクルの運営
 - ・車中心から人中心への道路のあり方の検討
- ・エリアマネジメントの促進
 - ・路面電車観光路線の新設検討
 - ・磯新駅の設置促進
 - ・地域主体による住宅団地の活性化に向けた取組の促進
 - ・中央公園、上町ふれあい広場（かんまちあ）の活用
 - ・崖地に近接する住宅の移転促進
 - ・急傾斜地崩壊対策事業の推進及び治山事業・砂防事業の促進
 - ・稲荷川の流域における治水対策の推進
- ・無電柱化の促進
 - ・民間開発と連携した一時滞在施設や備蓄倉庫などを備えた施設の整備促進
 - ・災害時の拠点や災害廃棄物の仮置場としての公共施設等の活用
 - ・危険な空き家等の解体などの促進
- ・鹿兒島らしい夜間景観の形成と統一感のある都市サインの設置促進
 - ・市民や事業者などとの協働による緑化の促進
 - ・公園の再整備や安全対策の推進
 - ・民有地の借上げなどによる公園整備の推進
 - ・市電軌道敷緑化の維持・保全
 - ・城山公園自然の森再生、城山自然遊歩道の活用
 - ・世界文化遺産の保全・活用



3. 鴨池地区

(1) 地区の概況

◆地区の構成

本市の中央部南側に位置し、甲突川と新川に囲まれた平坦部の市街地と脇田川沿岸から新川にかけての丘陵部及び平坦部、与次郎ヶ浜から金属団地に至る臨海部で構成されています。

◆人口

人口は、約10万6千人で横ばいに推移しており、生産年齢人口比率は65.4%と中央地区に次いで高く、20歳代の比率は、全市平均を大きく上回っています。

◆土地利用の状況

平坦部の住宅市街地や紫原の住宅団地などの「住宅用地」が最も多く、鴨池港区などの「道路・交通施設用地」や県庁などの「公共公益施設用地」、与次郎ヶ浜や国道225号沿道などに「商業用地」が分布しています。

(2) 基本目標毎の現況と課題



コンパクトで暮らしやすい都市

与次郎ヶ浜や県庁周辺を中心に商業・業務施設や医療施設などの都市機能が集約し、買い物や医療施設などの利便性に対する満足度も高い状況です。今後は、中心市街地への近接性や交通利便性を生かし、さらなる都市機能の集約が必要です。



快適で移動しやすい都市

国道225号や産業道路などの広域的な道路や丘陵部と平坦部を結ぶアクセス道路が多数あり、交通混雑が慢性化していることから、鹿児島東西幹線道路などの広域交通ネットワークの整備などによる交通混雑の緩和が必要です。



にぎわいと活力のある都市

与次郎ヶ浜や県庁周辺では、スポーツや業務施設などの都市機能が集約しているものの、一部に低未利用土地も見られることから、これらを生かした交流空間の形成や、臨港道路などの整備が進む金属団地では、土地利用の転換を図ることが必要です。



安心・安全な都市

甲突川や新川周辺の平坦部では、浸水に対して、丘陵部の住宅地などでは、土砂災害に対して備えが必要なエリアが広く分布し、唐湊や郡元の住宅地や三和町の一部には、木造建築物などが密集していることから、自然災害と暮らしの安全性に配慮した都市の形成が必要です。



自然・歴史・文化を生かした都市

与次郎ヶ浜や県庁周辺では、地区計画を活用した現代的な都市景観の形成が図られていますが、公園緑地などの整備・街並み環境や景観の保全・形成が望まれていることから、桜島を眼前に望むロケーションを生かした緑地整備や景観形成などが必要です。

●鴨池地区のまちづくりの資源と主要課題図



▲ 斜面緑地



▲ 荒田八幡宮



▲ 鴨池ニュータウン業務地区



▲ マリンポートかごしま



▲ 与次郎ヶ浜長水路

序章
都市マスタープランについて

第1章
課題と方向性

第2章
全体構想

第3章
地域別構想
03. 鴨池地区

第4章
構想推進のために

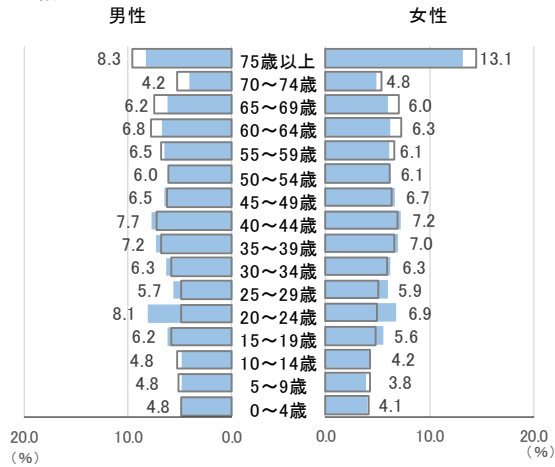
資料

【地区の資源】

自然	①紫原団地などの住宅団地周辺の斜面緑地 ②市街地に身近な水辺環境である甲突川河畔	
歴史 (史跡など)	③歴史と緑あふれる一之宮神社 ④市街地に隣接し、歴史と緑あふれる荒田八幡宮	
まち並み ・景観	⑤良好な沿道景観を有する鴨池ニュータウン業務地区	
公共的施設	⑥鴨池公園 ⑦県立鴨池野球場 ⑧県立鴨池陸上競技場 ⑨県総合体育センター武道館 ⑩鴨池市民球場 ⑪鴨池公園水泳プール ⑫鴨池公園多目的屋内運動場 ⑬県総合体育センター体育館 ⑭市立図書館・科学館 ⑮市民文化ホール ⑯鹿児島県庁舎 ⑰サンエールかごしま ⑱すこやか子育て交流館(りぼんかん) ⑲マリンポートかごしま ⑳鴨池海づり公園 ㉑鴨池緑地公園	⑳天保山公園 ㉒甲突川右岸緑地 ㉓鹿児島大学 ㉔志学館大学 ㉕鹿児島女子短期大学 ㉖鹿児島純心女子短期大学 ㉗キラメキテラス ㉘鹿児島大学付属病院 ㉙鴨池公民館 ㉚中央保健センター ㉛高齢者福祉センター与次郎 ㉜鹿児島市長寿あんしん相談センター鴨池南 ㉝心身障害者総合福祉センター(ゆうあい館) ㉞三和児童センター ㉟大島紬織機センター
その他	㊱健康づくりや散策を楽しめる与次郎ヶ浜長水路	

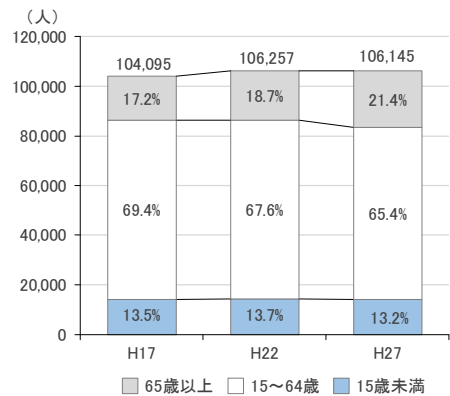
第3章 地域別構想

人口年齢構成



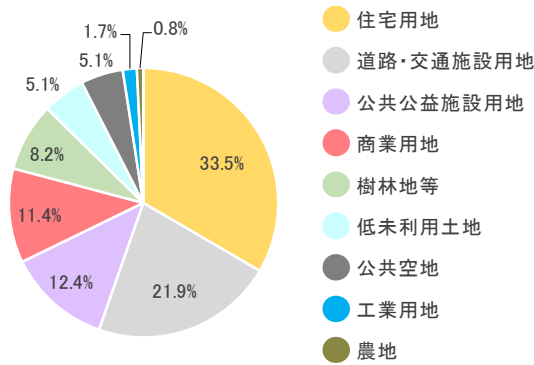
資料) 平成 27 年国勢調査

人口と年齢構成の推移



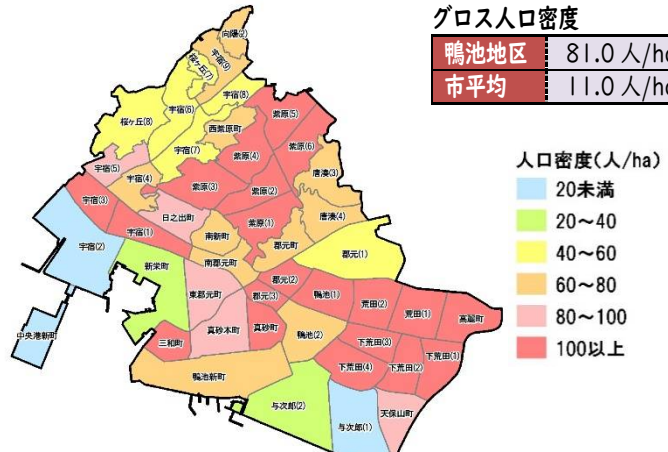
資料) 国勢調査

土地利用面積の割合



資料) 平成 30 年都市計画基礎調査

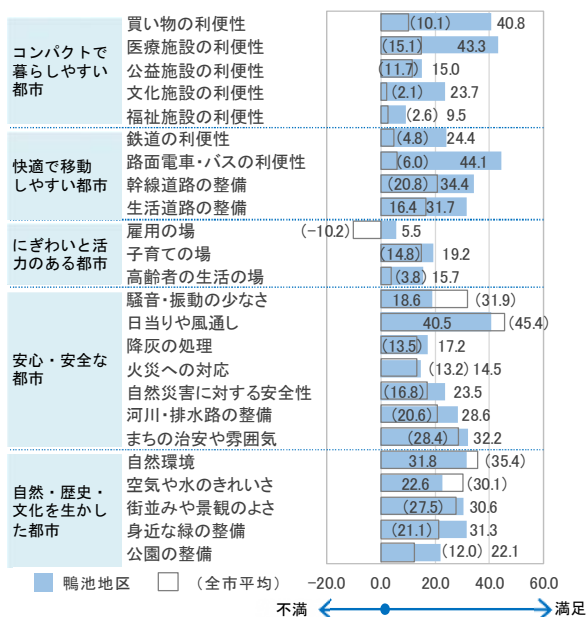
町丁目別人口密度



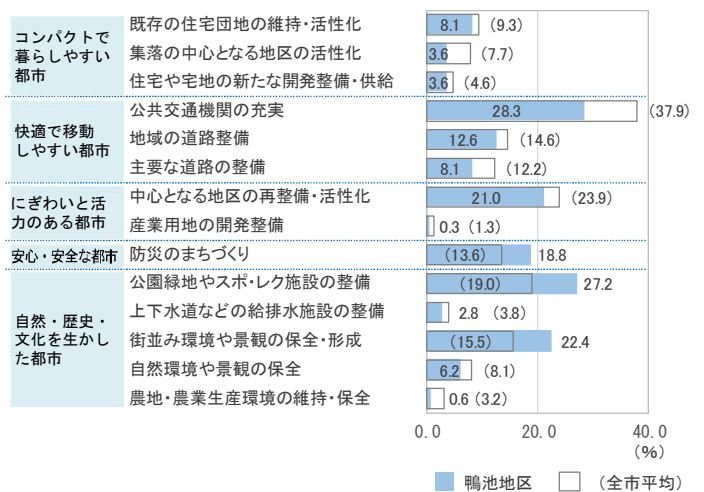
資料) 平成 27 年国勢調査

市民意識調査

地域の評価



まちづくりの優先事項



資料) 平成 29 年市民意識調査

(3) 地区のまちづくり構想



幹線道路沿道における都市機能の集約と都市型居住の誘導

- 与次郎ヶ浜では、商業・医療施設などの都市機能の集約を生かした広域的な拠点の形成を図ります。
- 幹線道路沿道では、生活利便施設の集約による利便性向上を図ります。
- 中心市街地への近接性や交通の利便性を生かし、都市型居住の誘導を図ります。
- 空き店舗の有効活用などにより、まちのにぎわい創出を図ります。



臨港道路の整備促進などによる交通の円滑化

- 臨港道路の整備促進などによる道路交通網の強化を図ります。
- 公共交通への乗換機能の強化や利便性の向上による公共交通の利用促進を図ります。
- 徒歩で円滑に移動できるようバリアフリーに配慮した交通環境の整備を図ります。



スポーツ・娯楽レクリエーション機能などを生かした広域的な交流空間の形成

- 与次郎ヶ浜では、スポーツ・娯楽レクリエーション機能を生かした広域的な交流空間の形成を図ります。
- 県庁周辺では、業務機能の集約を生かした広域的な業務拠点の形成を図ります。
- マリンポートかごしまでは、国際クルーズ拠点としての活用を促進します。
- 金属団地では、臨港道路などの進展状況にあわせた活力のある土地利用への転換を図ります。
- 住宅団地などでは、職住育近接型のまちづくりに向けて働く場などの立地誘導を図ります。



浸水や土砂災害などに備えた災害に強いまちづくりの推進

- 土砂災害への備えが必要な地域では、土砂災害対策を図ります。
- 浸水への備えが必要な甲突川や新川などの流域では、総合的な治水対策を図ります。
- 緊急輸送道路を中心とした災害に強い交通ネットワークの形成を図ります。
- 自然災害に備えて、一時滞在施設や備蓄倉庫などを備えた施設の整備を促進します。






桜島を望むロケーションを生かした親水性と緑あふれる都市空間の形成

- 桜島を眼前に望むロケーションを生かし、海辺に親しむ交流空間の形成を図ります。
- 市電軌道敷緑化や市民との協働による緑化の促進などによる潤いある都市空間の形成を図ります。
- 公園の再整備などにより、広く市民に親しまれる公園として充実を図ります。
- 甲突川沿岸や紫原団地の桜並木の保全・活用を図ります。






(4) 地区の整備方針

◆整備方針（ゾーン毎）


■ 中心商業・サービスゾーン

- 土地の高度利用による広域的な拠点形成に向けて、特定用途誘導地区などの導入を検討します。
- 商業・業務機能の充実に向けて、再開発を促進します。
- 都心居住を誘導するため、総合設計制度などの活用を図ります。








■ 広域交流・業務ゾーン

- 与次郎ヶ浜では、スポーツ・娯楽レクリエーション機能と県庁周辺に隣接した業務機能を中心とした土地の有効活用を促進します。
- 県庁周辺では、地区計画による環境整備の促進や県有地の有効活用の促進などによる業務拠点としての交流空間の形成を図ります。
- マリンポートかごしまでは、国際クルーズ拠点などとしての活用を図ります。
- 桜島を眼前に望むロケーションを生かした、親水性と緑にあふれたウォーターフロントの魅力向上を図ります。
- 都市機能の適切な誘導や良好な都市空間を維持・保全するため、特定用途誘導地区の導入や地区計画などの活用を検討します。


■ 地域商業・サービスゾーン

- 生活利便性を向上させる商業・サービス機能や都市型居住を誘導するため、特定用途誘導地区の導入や特別用途地区、地区計画などの活用を検討します。



■ 職住共生ゾーン

- 職住育近接型のまちづくりに向けて、鴨池ニュータウンの中高層住宅地区では、用途地域の見直しを検討するとともに、桜ヶ丘団地などの幹線道路沿道では、団地核との整合を図りながら、特別用途地区を併用した用途地域の見直しや居住環境向上用途誘導地区などの活用を図ります。
- 市電沿線の後背地では、中心市街地への近接性、交通利便性を生かした都市型居住の立地誘導を図ります。
- 東郡元町や郡元では、住宅と地場産業の工場などの共存した環境を維持するとともに、工場などの土地利用転換の進展状況を踏まえ、住居系用途地域への見直しを検討します。
- 唐湊や郡元の木造建築物などの密集地では、生活環境を改善するため、地域生活道路の整備を推進します。
- 三和町の木造建築物の密集地では、安全で快適な居住環境の形成に向けて、都市防災などに配慮した市有地空き家対策事業を推進します。
- にぎわいや憩える場の創出に向けて、甲突川沿岸緑地の利活用を検討します。
- 紫原団地などの大規模盛土造成地では、滑動崩落や液状化が懸念される宅地などの耐震化を促進します。


■ 生活環境保全ゾーン

- 良好な居住環境の形成に向けて、住民主導による地区計画や建築協定などの活用を促進します。

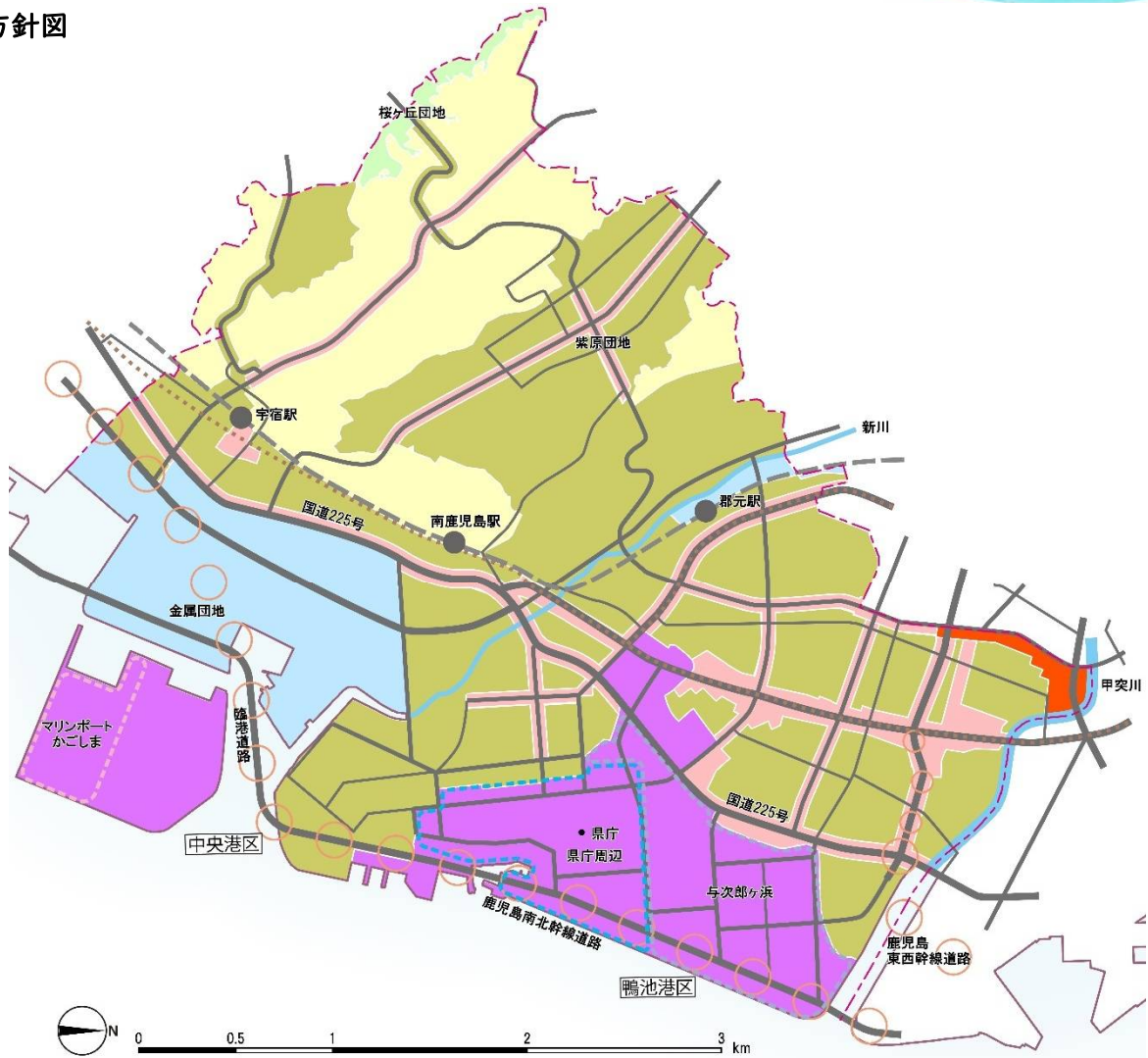
■ 複合産業ゾーン

- 周辺の居住環境に配慮した工場などの環境整備を促進します。
- 金属団地では、臨港道路などの進展状況に併せ、中心市街地等との整合を図りながら、地区計画などを併用した用途地域の見直しを検討します。

■ 自然環境保全・活用ゾーン

- 市街地に残された貴重な緑である斜面緑地を保全するため、緑地保全制度の活用を図ります。

◆整備方針図



◆整備方針（地区全体）



- ・公共空間を多様な用途に活用するための取組の検討
- ・空き家・空き地等の民間資源の活用
- ・空き店舗の有効活用の検討



- ・臨港道路・鹿児島東西幹線道路・鹿児島南北幹線道路の整備促進
- ・地域生活道路の整備推進
- ・交通混雑の著しい交差点改良の検討
- ・公共交通の利用促進措置に応じた駐車場などの附置義務軽減の検討
- ・民間開発と連携した公共交通や自転車などの利用促進措置の検討
- ・バリアフリー環境の整備推進
- ・自転車走行ネットワークの整備推進
- ・コミュニティサイクルの運営
- ・車中心から人中心への道路のあり方の検討



- ・エリアマネジメントの促進
- ・児童相談所の候補地としての検討
- ・地域主体による住宅団地の活性化に向けた取組の促進
- ・崖地に近接する住宅の移転促進
- ・急傾斜地崩壊対策事業の推進及び治山事業・砂防事業の促進
- ・甲突川などの流域における治水対策の推進



- ・無電柱化の促進
- ・民間開発と連携した一時滞在施設や備蓄倉庫などを備えた施設の整備促進
- ・災害時の拠点や災害廃棄物の仮置場としての公共施設等の活用
- ・危険な空き家等の解体などの促進



- ・市民や事業者などとの協働による緑化の促進
- ・公園の再整備や安全対策の推進
- ・市電軌道敷緑化の維持・保全
- ・市街地における身近で貴重な河川空間の保全・活用

- 中心商業・サービスゾーン
- 広域交流・業務ゾーン
- 地域商業・サービスゾーン
- 職住共生ゾーン
- 生活環境保全ゾーン
- 複合産業ゾーン
- 自然環境保全・活用ゾーン
- 河川
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 補助幹線道路
- 鉄道・駅
- 市電
- ○ ○ 地域高規格道路等(計画)

4. 城西地区

(1) 地区の概況

◆地区の構成

本市の中央部北西側に位置し、甲突川沿岸の平坦地と丘陵部の住宅団地などで構成されています。

◆人口

人口は、約4万6千人で減少傾向にあり、本市の平均的な人口構成となっています。

◆土地利用の状況

西田から永吉にかけての平坦地や、原良、城山などの住宅団地の「住宅用地」が最も多く、丘陵斜面の「樹林地等」、かごしま環境未来館、鹿児島アリーナなどの「公共公益施設用地」が分布しています。

(2) 基本目標毎の現況と課題



コンパクトで暮らしやすい都市

国道3号や原良本通線などの幹線道路沿道、鹿児島中央駅西口周辺を中心に都市機能が集約しており、買い物などの利便性に対する満足度が高い状況ですが、既存の住宅団地の維持・活性化等が望まれていることから、住宅団地の活性化や各拠点への生活利便施設の誘導が必要です。



快適で移動しやすい都市

西田から永吉にかけての平坦地が土地区画整理事業により基盤整備されていることや公共交通が充実していることなどから、交通に対する満足度は高い状況ですが、公共交通の不便な地域もあることから、公共交通の確保が必要です。



にぎわいと活力のある都市

鹿児島中央駅西口周辺では、商業施設やホテルなどが多く立地していますが、中心市街地の再整備・活性化が望まれていることから、鹿児島中央駅西口周辺を中心とした活性化が必要です。



安心・安全な都市

河川の整備や治安などに対する満足度は高い状況ですが、甲突川周辺の平坦地などは浸水に対して、常盤などは土砂災害に対して備えが必要であり、これらに対応した災害に強いまちづくりが必要です。



自然・歴史・文化を生かした都市

地区の中央を流れる甲突川や護国神社周辺のまとまった山林など、市街地に近い貴重な自然を保全するとともに、環境学習・環境保全活動の拠点施設であるかごしま環境未来館の活用を図ることが必要です。

●城西地区のまちづくりの資源と主要課題図



▲ 甲突川



▲ 旧島津氏玉里邸庭園



▲ 夏陰公園からの眺望

【地区の資源】

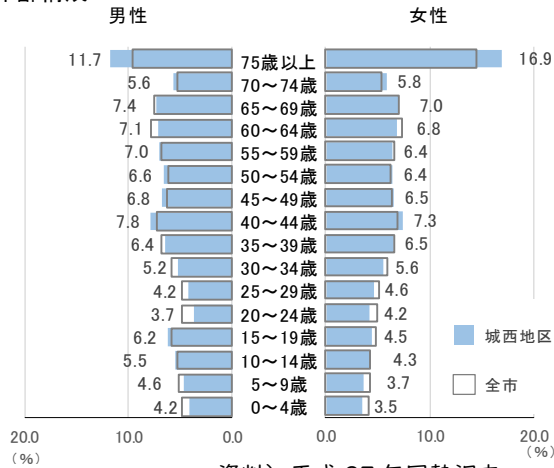
自然	①原良団地周辺などにみられる一団の斜面緑地 ②市街地に身近な自然環境である甲突川
歴史 (史跡など)	③歴史性のある旧島津氏玉里邸庭園 ④鹿児島神社 ⑤市街地と隣接し、豊かな緑に囲まれた護国神社 ⑥歴史性のある日枝神社
まち並み ・景観	⑦玉里町などの丘陵斜面下の歴史、文教ゾーン ⑧夏陰公園からの城西地区の眺望
公共的施設	⑨城西公民館 ⑩鹿児島アリーナ ⑪かごしま環境未来館 ⑫西部保健センター、かごしま温泉健康プラザ ⑬西消防署 ⑭職業訓練センター ⑮明和中央公園



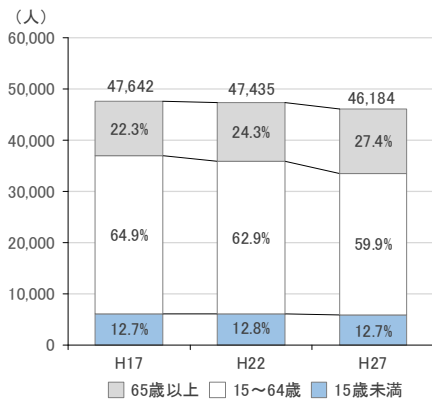
▲ かごしま環境未来館

第3章 地域別構想

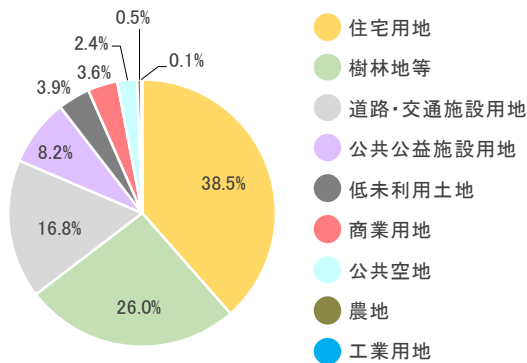
人口年齢構成



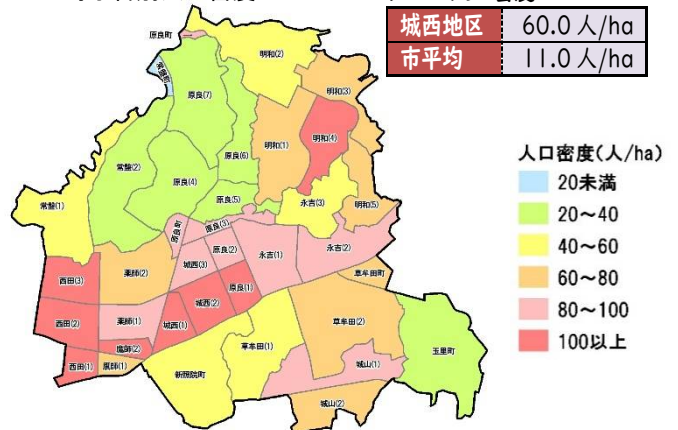
人口と年齢構成の推移



土地利用面積の割合

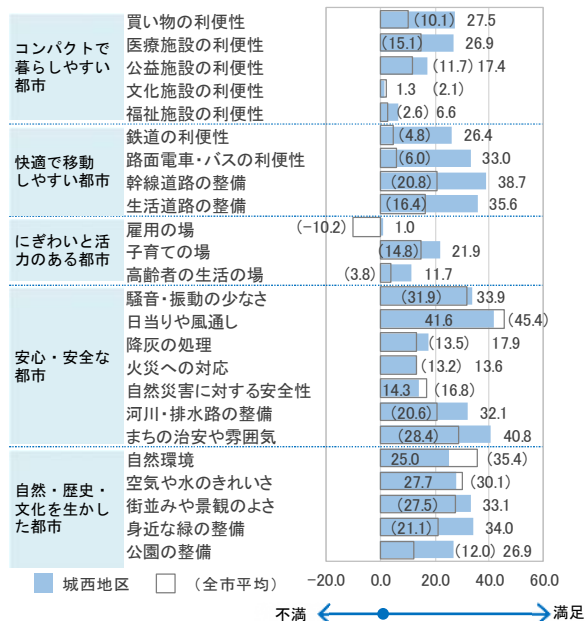


町丁目別人口密度

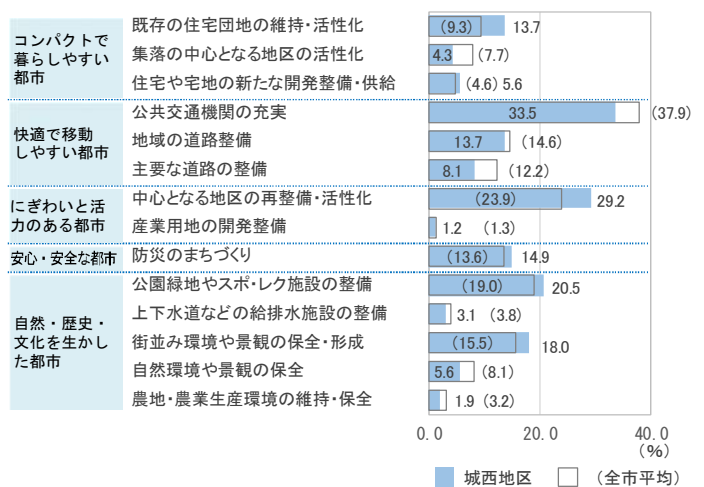


市民意識調査

地域の評価



まちづくりの優先事項



(3) 地区のまちづくり構想



幹線道路沿道などにおける拠点性の向上と都市型居住の誘導

- 鹿児島中央駅西口周辺では、多様な都市機能の集積による拠点機能の強化を図ります。
- 幹線道路沿道や原良団地の団地核では、生活利便施設の集約による拠点の形成を図ります。
- 中心市街地への近接性や交通利便性を生かし、都市型居住の誘導を図ります。
- 空き店舗の有効活用などにより、まちのにぎわい創出を図ります。



冷水通線の整備促進などによる交通の円滑化や交通手段の確保による利便性の向上

- 冷水通線の整備促進などによる道路交通網の強化を図ります。
- 生活道路の整備による交通の円滑化などを図ります。
- 公共交通の利便性が低い地域では、日常生活における交通手段の確保を図ります。



鹿児島中央駅西口周辺を中心とした都市空間の形成

- 鹿児島中央駅西口周辺では、土地の高度利用による地区の活性化を図ります。
- 鹿児島アリーナ周辺では、広域的な交流空間の形成を図ります。
- 住宅団地などでは、職住育近接型のまちづくりに向けて働く場などの立地誘導を図ります。



浸水や土砂災害などに備えた災害に強いまちづくりの推進

- 土砂災害への備えが必要な地域では、土砂災害対策を図ります。
- 浸水への備えが必要な甲突川の流域では、総合的な治水対策を図ります。
- 緊急輸送道路を中心とした災害に強い交通ネットワークの形成を図ります。
- 自然災害に備えて、一時滞在施設や備蓄倉庫などを備えた施設の整備を促進します。






甲突川や護国神社周辺などの自然環境の保全・活用

- 市民との協働による緑化の促進などによる潤いある都市空間の形成を図ります。
- 公園の再整備などにより、広く市民に親しまれる公園の充実を図ります。
- 甲突川や護国神社周辺などの市街地に残された貴重な自然環境の保全を図ります。
- 甲突川沿岸などの良好な街並み景観の保全を図ります。
- かごしま環境未来館を活用し、環境学習や環境保全活動を推進します。
- 旧島津氏玉里邸庭園などの地域資源の活用を図ります。


(4) 地区の整備方針

◆整備方針（ゾーン毎）




- 中心商業・サービスゾーン

 - 土地の高度利用による広域的な拠点形成に向けて、特定用途誘導地区などの導入や、建築物の容積率の緩和について検討します。
 - 商業・業務機能の充実に向けて、再開発を促進します。
 - 都心居住を誘導するため、総合設計制度などの活用を図ります。




- 広域交流・業務ゾーン

 - 鹿児島アリーナを中心とした、広域的な交流空間の形成に向けて、用途地域の見直しを検討します。




- 地域商業・サービスゾーン

 - 幹線道路沿道では、生活利便性を向上させる商業・サービス機能や都市型居住を誘導するため、特定用途誘導地区の導入や特別用途地区、地区計画などの活用を検討します。
 - 団地核では、拠点の形成に向けて、生活利便施設の立地誘導を図ります。
 - 緊急輸送道路である国道3号沿道では、建物の不燃化や耐震化の促進を図ります。


- 職住共生ゾーン

 - 住宅団地の幹線道路沿道などでは、職住育近接型のまちづくりに向けて、団地核や周辺の居住環境との調和を図りながら、特別用途地区を併用した用途地域の見直しや居住環境向上用途誘導地区などの活用を図ります。
 - 城西や薬師などでは、中心市街地への近接性、交通利便性を生かした都市型居住の立地誘導を図ります。
 - 草牟田や玉里町などの甲突川左岸にある密集住宅地では、道路改良に合わせた生活環境の改善を図ります。

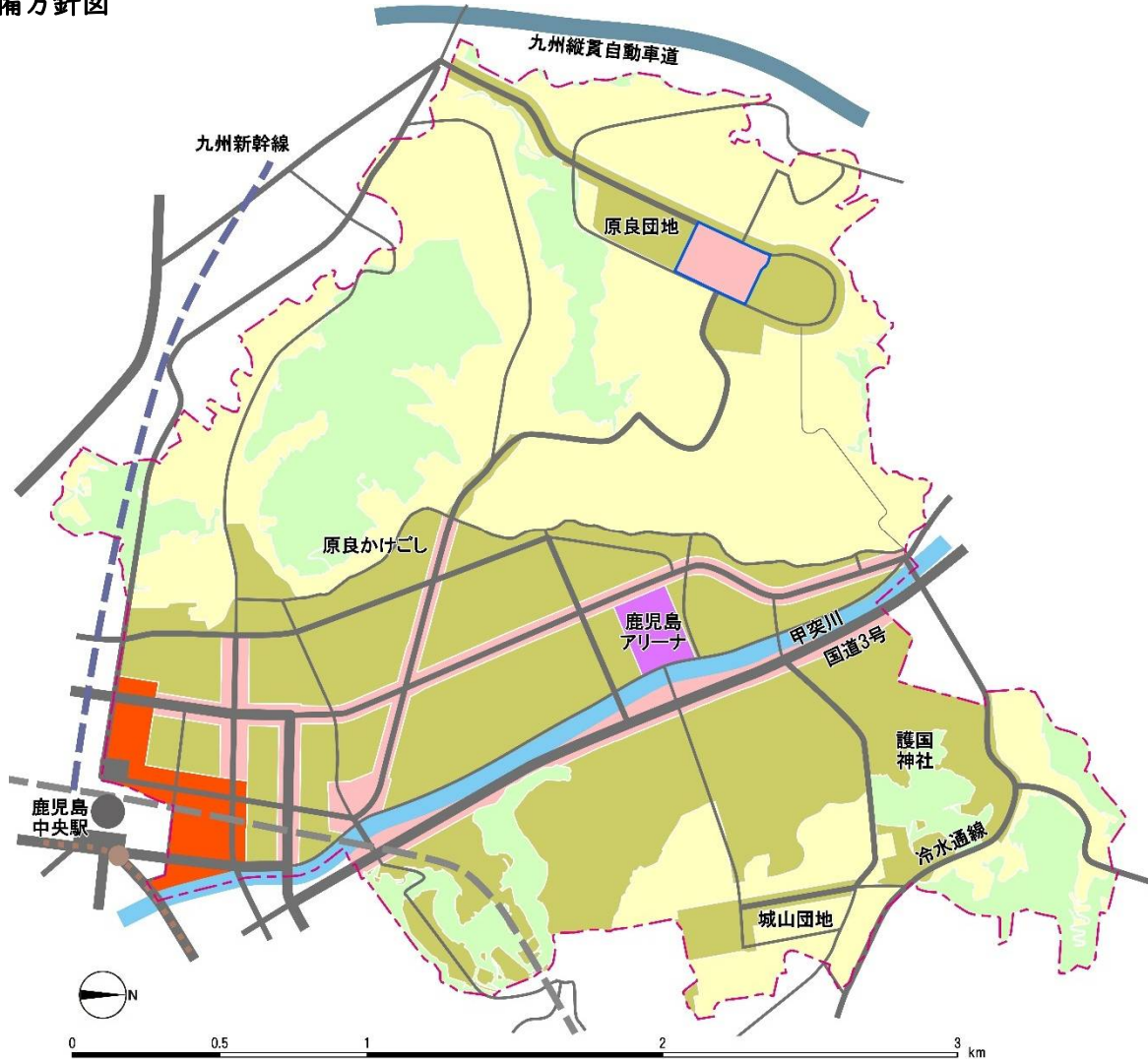
- 生活環境保全ゾーン

 - 良好な居住環境の形成に向けて、住民主導による地区計画や建築協定などの活用を促進します。
 - 原良かけごし周辺の密集住宅地では、道路改良に合わせた生活環境の改善を図ります。
 - 原良団地などの大規模盛土造成地では、滑動崩落が懸念される宅地などの耐震化を促進します。

- 自然環境保全・活用ゾーン

 - 市街地に残された貴重な緑である斜面緑地を保全するため、緑地保全制度の活用を図ります。

◆整備方針図



◆整備方針（地区全体）



- ・公共空間を多様な用途に活用するための取組の検討
- ・空き家・空き地等の民間資源の活用
- ・空き店舗の有効活用の検討



- ・冷水通線などの整備推進
- ・交通混雑の著しい交差点改良の検討
- ・公共交通の利用促進措置に応じた駐車場などの附置義務軽減の検討
- ・民間開発と連携した公共交通や自転車などの利用促進措置の検討
- ・公共交通不便地における交通手段の確保
- ・自転車走行ネットワークの整備推進
- ・コミュニティサイクルの運営



- ・エリアマネジメントの促進
- ・地域主体による住宅団地の活性化に向けた取組の促進



- ・崖地に近接する住宅の移転促進
- ・急傾斜地崩壊対策事業の推進及び治山事業・砂防事業の促進
- ・甲突川の流域における治水対策の推進
- ・無電柱化の推進
- ・民間開発と連携した一時滞在施設や備蓄倉庫などを備えた施設の整備促進
- ・災害時の拠点や災害廃棄物の仮置場としての公共施設等の活用
- ・危険な空き家等の解体などの促進



- ・市民や事業者などとの協働による緑化の促進
- ・公園の再整備や安全対策の推進
- ・私有地の借上げなどによる公園整備の推進
- ・かごしま環境未来館・旧島津氏玉里邸庭園の活用
- ・市街地における身近で貴重な河川空間の保全・活用

- 中心商業・サービスゾーン
- 広域交流・業務ゾーン
- 地域商業・サービスゾーン
- 職住共生ゾーン
- 生活環境保全ゾーン
- 自然環境保全・活用ゾーン
- 団地核
- 河川
- 自動車専用道路
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 補助幹線道路
- 鉄道・駅
- 市電

5. 武・田上地区

(1) 地区の概況

◆地区の構成

本市の中央部西側に位置し、新川、脇田川の上流域の平坦地、丘陵部の住宅団地、西部の山地で構成されています。

◆人口

人口は、約5万9千人で減少傾向にあり、本市の平均的な人口構成となっています。

◆土地利用の状況

西別府町の一団の山林などの「樹林地等」が最も多く、次いで新川沿岸の平坦地や武岡団地などの「住宅用地」、九州新幹線鹿児島ルートや鹿児島東西幹線道路などの「道路・交通施設用地」が分布しています。

(2) 基本目標毎の現況と課題



コンパクトで暮らしやすい都市

鹿児島中央駅西口周辺や住宅団地の一部に商業施設などの都市機能が集約し、買い物などの利便性に対する満足度は高い状況ですが、住宅団地の維持・活性化などが望まれていることから、住宅団地の活性化や各拠点への生活利便施設の誘導が必要です。



快適で移動しやすい都市

鹿児島中央駅のほか、自動車専用道路のインターチェンジが集中するなど、交通の要衝となっており、交通の利便性に関する満足度は高い状況ですが、丘陵部の大型団地と中心市街地間の交通が県道鹿児島東市来線など限られた道路へ集中することから、交通混雑が慢性化しています。



にぎわいと活力のある都市

鹿児島中央駅西口周辺では、広大な低未利用土地がみられることから、これらを活用した拠点性の向上を図るとともに、鹿児島流通業務団地では、広域的な道路網を生かした機能の保持・増進が必要です。



安心・安全な都市

新川流域の平坦地などでは浸水に対して、丘陵部縁辺などでは土砂災害に対して備えが必要なエリアが分布し、新川沿岸の田上小学校周辺の密集住宅地などでは、狭隘な道路など脆弱な生活基盤が見られることから、自然災害と暮らしの安全性に配慮した都市の形成が必要です。



自然・歴史・文化を生かした都市

新川上流域の豊かな自然環境や鹿児島中央駅西口から眺望できる斜面緑地など、市街地に残された貴重な自然的資源を有していますが、自然環境などへの満足度が低いことから、緑地の保全や優れた眺望を生かした憩いや散策の場の整備が必要です。

● 武・田上地区のまちづくりの資源と主要課題図



▲ 斜面緑地



▲ 建部神社



▲ かごしま文化工芸村



▲ 武岡公園整備予定地からの眺望

序章
都市マスタープランについて

第1章
課題と方向性

第2章
全体構想

第3章 地域別構想
05. 武・田上地区

第4章
構想推進のために

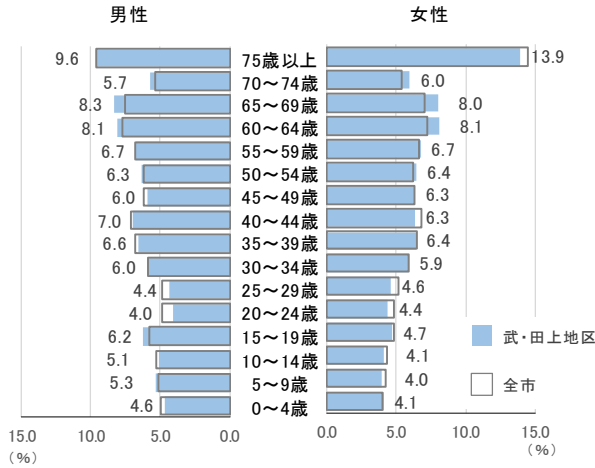
資料

【地区の資源】

自然	①市街地に残された貴重な緑である斜面緑地
歴史 (史跡など)	②田上八幡神社 (西武田村の鎮守社)
	③建部神社 (武の産土神)
	④毘沙門天
	⑤西郷屋敷跡
	⑥武岡公園整備予定地からの眺望
まち並み・景観	⑦武・田上公民館
公共的施設	⑧かごしま文化工芸村
	⑨長島美術館

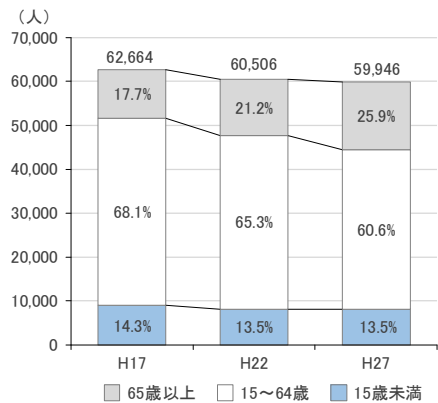
第3章 地域別構想

人口年齢構成



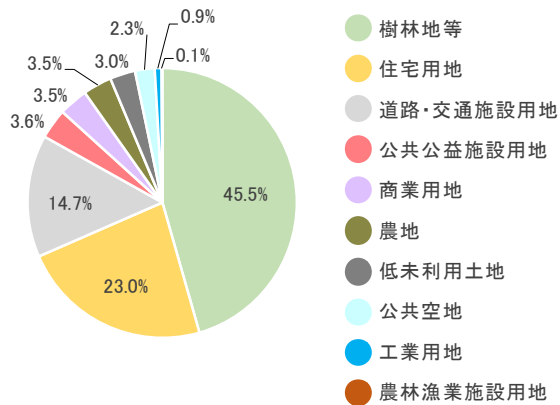
資料) 平成 27 年国勢調査

人口と年齢構成の推移



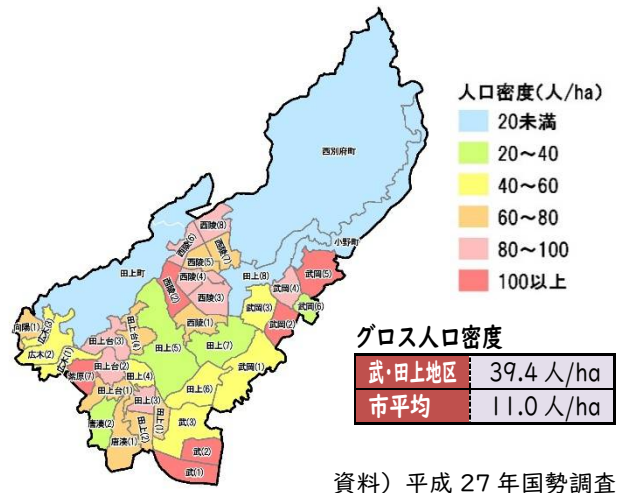
資料) 国勢調査

土地利用面積の割合



資料) 平成 30 年都市計画基礎調査

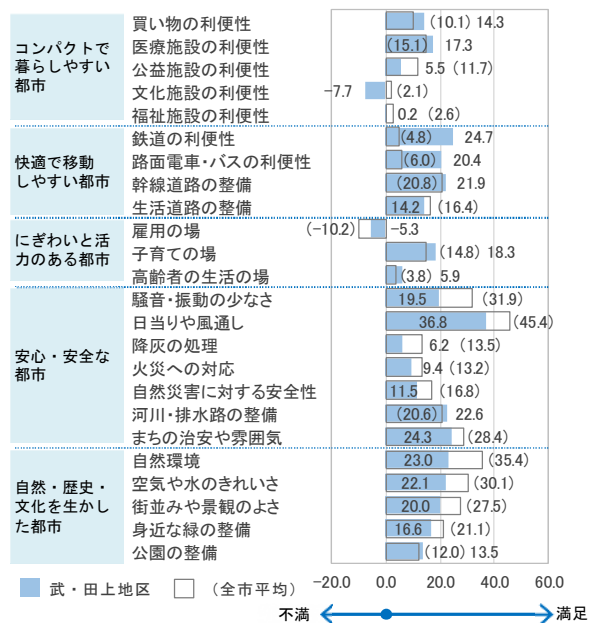
町丁目別人口密度



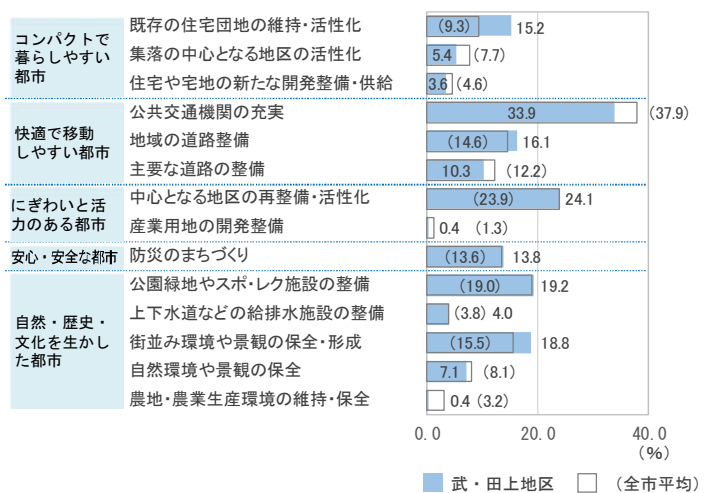
資料) 平成 27 年国勢調査

市民意識調査

地域の評価



まちづくりの優先事項



資料) 平成 29 年市民意識調査

(3) 地区のまちづくり構想



幹線道路沿道などにおける拠点性の向上と都市型居住の誘導

- 鹿児島中央駅西口周辺では、多様な都市機能の集積による拠点機能の強化を図ります。
- 幹線道路沿道や武岡団地などの団地核では、生活利便施設の集約による拠点の形成を図ります。
- 中心市街地への近接性や交通利便性を生かし、都市型居住の誘導を図ります。
- 豊かな自然を有する農村集落では、良好な集落環境の保全を図ります。
- 空き店舗の有効活用などにより、まちのにぎわい創出を図ります。



鹿児島東西幹線道路の整備促進などによる交通の円滑化

- 鹿児島東西幹線道路の整備促進などによる道路交通網の強化を図ります。
- 生活道路の整備による交通の円滑化などを図ります。



陸の玄関口にふさわしい都市空間の創出

- 鹿児島中央駅西口周辺では、陸の玄関口にふさわしい都市空間の創出を図ります。
- 住宅団地などでは、職住育近接型のまちづくりに向けて働く場などの立地誘導を図ります。
- 鹿児島流通業務団地では、産業・物流の拠点として機能の保持・増進を図ります。
- 豊かな自然環境を生かし、クリエイティブ産業やサテライトオフィスの立地に向けた土地利用の誘導を図ります。



浸水や土砂災害などに備えた災害に強いまちづくりの推進

- 土砂災害への備えが必要な地域では、土砂災害対策を図ります。
- 浸水への備えが必要な新川などの流域では、総合的な治水対策を図ります。
- 緊急輸送道路を中心とした災害に強い交通ネットワークの形成を図ります。
- 自然災害に備えて、一時滞在施設や備蓄倉庫などを備えた施設の整備を促進します。





















武岡公園の整備などによる市民のふれあいの場の充実

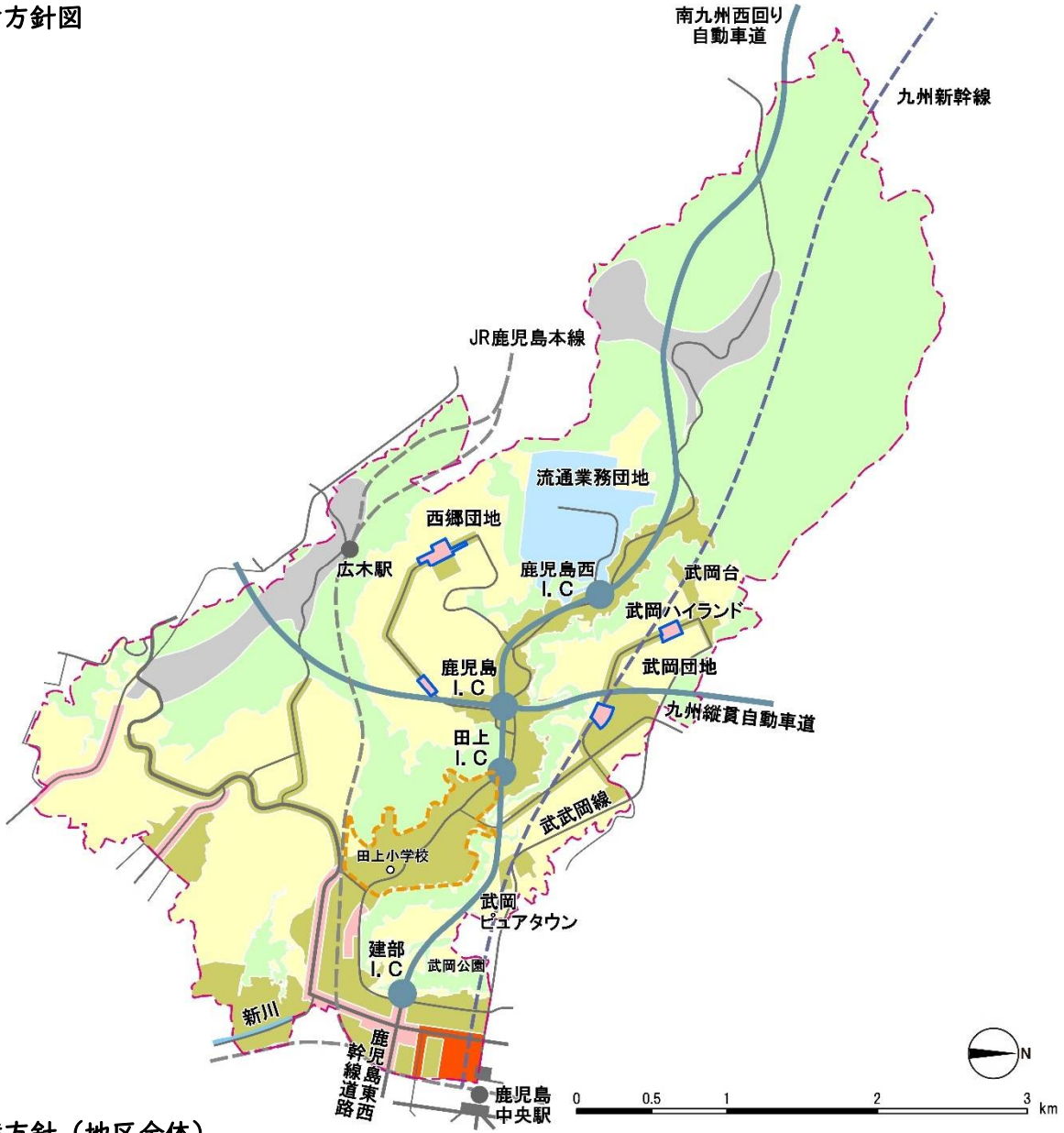
- 市民との協働による緑化の促進などによる潤いある都市空間の形成を図ります。
- 武岡公園の整備などによる市民のふれあいの場の充実を図ります。
- 新川上流域の豊かな自然環境や市街地に残された貴重な緑の保全を図ります。
- かごしま文化工芸村などを活用し、交流の促進を図ります。

(4) 地区の整備方針







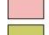
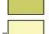
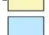





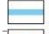


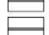


◆整備方針（ゾーン毎）

- 中心商業・サービスゾーン
 - 土地の高度利用による広域的な拠点形成に向けて、特定用途誘導地区などの導入や、建築物の容積率の緩和について検討します。
 - 商業・業務機能の充実に向けて、再開発を促進します。
 - 都心居住を誘導するため、総合設計制度などの活用を図ります。
 - 鹿児島中央駅西口周辺では、陸の玄関口にふさわしい都市空間の創出に向けて、低未利用土地の有効活用の促進や周辺道路の整備などを図ります。
- 地域商業・サービスゾーン
 - 幹線道路沿道では、生活利便性を向上させる商業・サービス機能や都市型居住を誘導するため、特定用途誘導地区の導入や特別用途地区、地区計画などの活用を検討します。
 - 団地核では、拠点の形成に向けて、生活利便施設の立地誘導を図ります。
- 職住共生ゾーン
 - 住宅団地の幹線道路沿道などでは、職住育近接型のまちづくりに向けて、団地核や周辺の居住環境との調和を図りながら、特別用途地区を併用した用途地域の見直しや居住環境向上用途誘導地区などの活用を図ります。
 - 武や田上などでは、中心市街地への近接性、交通利便性を生かした都市型居住の立地誘導を図ります。
 - 田上小学校周辺では、生活環境の改善に向けて、土地区画整理事業を検討します。
- 生活環境保全ゾーン
 - 良好な居住環境の形成に向けて、住民主導による地区計画や建築協定などの活用を促進します。
 - 西郷団地や武岡団地などの大規模盛土造成地では、滑動崩落が懸念される宅地などの耐震化を促進します。
- 複合産業ゾーン
 - 鹿児島流通業務団地では、産業・物流機能を保持・増進するため、土地利用状況を踏まえながら流通業務地区・団地の見直しを検討します。
- 田園集落ゾーン
 - 良好な集落機能を維持するため、「市街化調整区域における住宅建築等に関する条例」の適切な運用を図ります。
 - クリエイティブ産業やサテライトオフィスの立地を誘導するため、開発許可の運用見直しなどを検討します。
 - 生活環境を改善するため、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- 自然環境保全・活用ゾーン
 - 優れた眺望スポットを生かした癒しと散策の場となる武岡公園の整備を推進します。
 - 市街地に残された貴重な緑である斜面緑地を保全するため、緑地保全制度の活用を図ります。
 - 西別府の山林など豊富な自然環境の保全を図ります。

◆整備方針図



◆整備方針（地区全体）

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">  <ul style="list-style-type: none"> ・公共空間を多様な用途に活用するための取組の検討 ・空き家・空き地等の民間資源の活用 ・空き店舗の有効活用の検討  <ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島東西幹線道路の整備促進／武武岡線の整備推進 ・交通混雑の著しい交差点改良の検討 ・公共交通の利用促進措置に応じた駐車場などの附置義務軽減の検討 ・民間開発と連携した公共交通や自転車などの利用促進措置の検討 ・自転車走行ネットワークの整備推進  <ul style="list-style-type: none"> ・エリアマネジメントの促進 ・地域主体による住宅団地の活性化に向けた取組の促進  <ul style="list-style-type: none"> ・崖地に近接する住宅の移転促進 ・急傾斜地崩壊対策事業の推進及び治山事業・砂防事業の促進 ・新川などの流域における治水対策の推進 ・無電柱化の促進 ・民間開発と連携した一時滞在施設や備蓄倉庫などを備えた施設の整備促進 ・災害時の拠点や災害廃棄物の仮置場としての公共施設等の活用 ・危険な空き家等の解体などの促進  <ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者などとの協働による緑化の促進 ・公園の再整備や安全対策の推進 ・民有地の借上げなどによる公園整備の推進 ・かごしま文化工芸村などの活用 | <ul style="list-style-type: none">  中心商業・サービスゾーン  地域商業・サービスゾーン  職住共生ゾーン  生活環境保全ゾーン  複合産業ゾーン  田園集落ゾーン  自然環境保全・活用ゾーン  団地核  土地区画整理事業の検討地区
<ul style="list-style-type: none">  河川  自動車専用道路・インターチェンジ  主要幹線道路  幹線道路  補助幹線道路  鉄道・駅 |
|---|--|

6. 谷山北部地区

(1) 地区の概況

◆地区の構成

本市の南部、谷山地域の北側に位置し、永田川上流域と下流域左岸の平坦地、丘陵部の住宅団地、臨海部の埋立地で構成されています。

◆人口

人口は、約8万4千人で、増加傾向にあります。また、老年人口比率は20.0%と全市で最も低く、年少人口比率は16.2%と松元地域に次いで高い状況です。

◆土地利用の状況

地区の概ね半分は「樹林地等」であり、星ヶ峯などの住宅団地や永田川下流に「住宅用地」、国道225号及び産業道路沿道に「商業用地」、臨海部に「工業用地」が分布しています。

(2) 基本目標毎の現況と課題



コンパクトで暮らしやすい都市

幹線道路沿道に商業施設などが立地し、買い物などへの利便性に対する満足度は高い状況ですが、既存の住宅団地の維持・活性化などが望まれていることから、住宅団地の活性化や各拠点への生活利便施設の誘導が必要です。



快適で移動しやすい都市

東西方向を結ぶ交通ネットワークが不十分で、国道225号や産業道路などの広域的な道路では、交通混雑が慢性化しているため地区内交通の緩和が必要です。また、公共交通への満足度が低く、公共交通の確保が必要です。



にぎわいと活力のある都市

子育ての場に対する満足度は高い一方、雇用の場に対する満足度が低く、住宅団地では、雇用の場が限られていることから、多様で柔軟な働き方の実現に向けた環境整備を推進するとともに、臨海部などの低未利用土地を生かした産業機能の充実が必要です。



安心・安全な都市

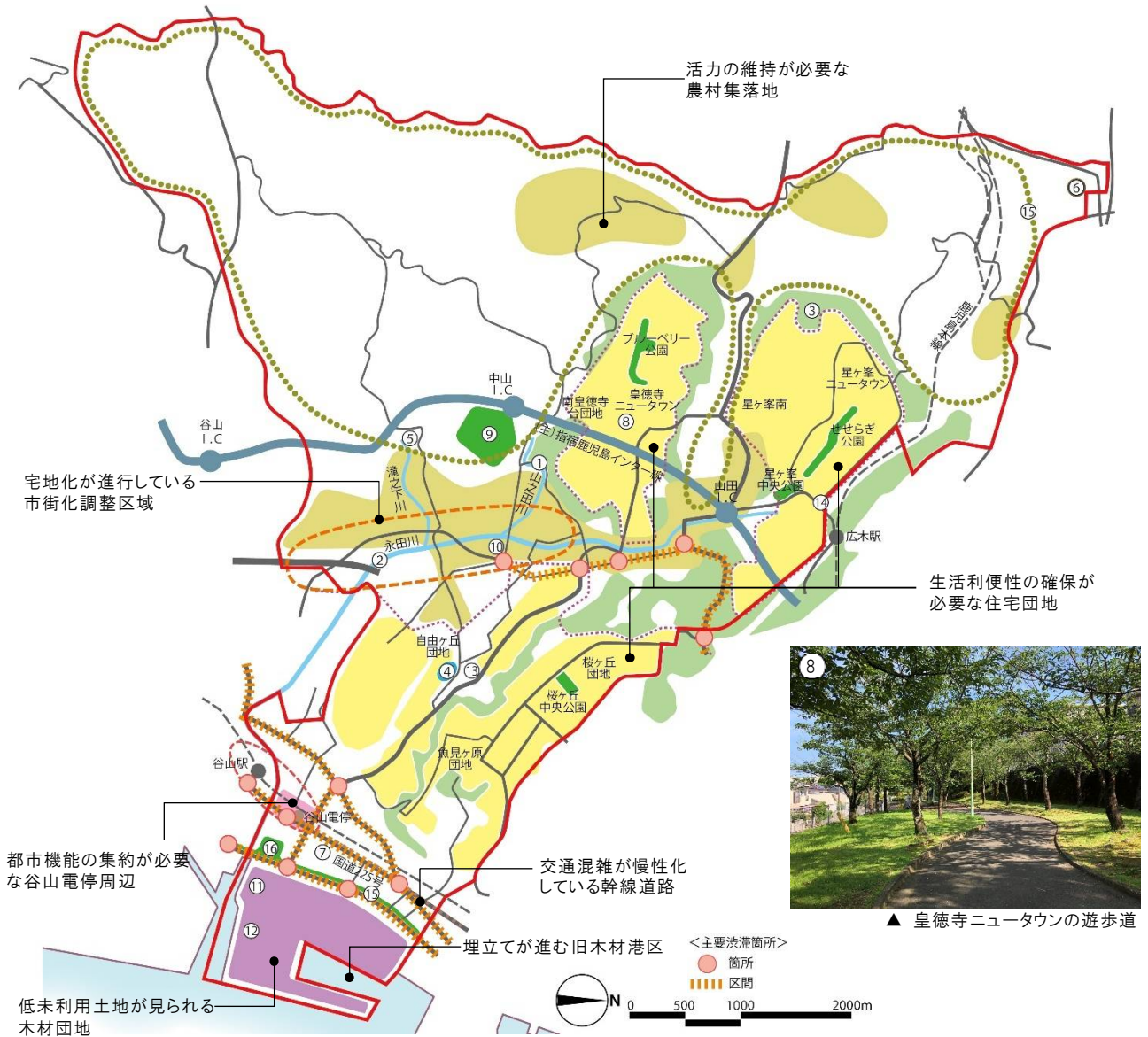
安心・安全な都市の満足度は相対的に高い状況ですが、永田川下流域や丘陵部縁辺を中心に、浸水や土砂災害に対して備えが必要なエリアが分布していることから、災害に強いまちづくりが必要です。



自然・歴史・文化を生かした都市

山間部や永田川上流域には、良好な田園集落環境が残されており、自然環境などの満足度は概ね高いことから、これらの良好な自然環境を保全するとともに、地域の特性を生かした農業振興や都市部との交流促進を図ることが必要です。

●谷山北部地区のまちづくりの資源と主要課題図



活力の維持が必要な農村集落地

生活利便性の確保が必要な住宅団地

交通混雑が慢性化している幹線道路

埋立てが進む旧木材港区

低未利用土地が見られる木材団地

都市機能の集約が必要な谷山電停周辺

宅地化が進行している市街化調整区域



▲ 皇徳寺ニュータウンの遊歩道



▲ 牟田池



▲ 塩釜神社



▲ ふれあいスポーツランド

【地区の資源】

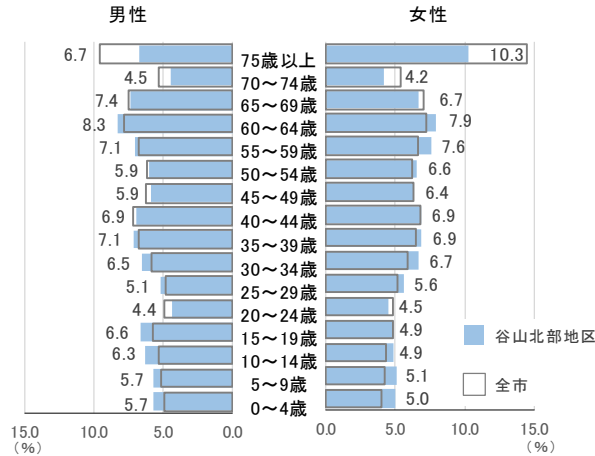
自然	①農村集落地の良好な水辺環境の山之田川 ②農村集落地から市街地へ至る良好な水辺環境の永田川 ③星ヶ峯ニュータウンなどの丘陵部住宅団地周辺の斜面緑地 ④市街地内の貴重な自然環境である牟田池 ⑤滝之下大滝公園	
歴史(史跡など)	⑥饅頭石 ⑦塩釜神社	
まち並み・景観	⑧住民に親しまれている皇徳寺ニュータウンの遊歩道	
公共的施設	⑨鹿児島ふれあいスポーツランド ⑩谷山北公民館 ⑪東開庭球場 ⑫青果市場	⑬鹿児島市長寿あんしん相談センター谷山北 ⑭知的障害者福祉センター(ふれあい館) ⑮谷山緑地 ⑯小松原公園
その他	⑰自然環境と一体となった農村集落地環境	



▲ 農村集落地

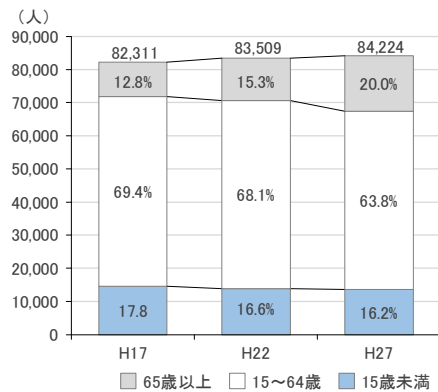
第3章 地域別構想

人口年齢構成



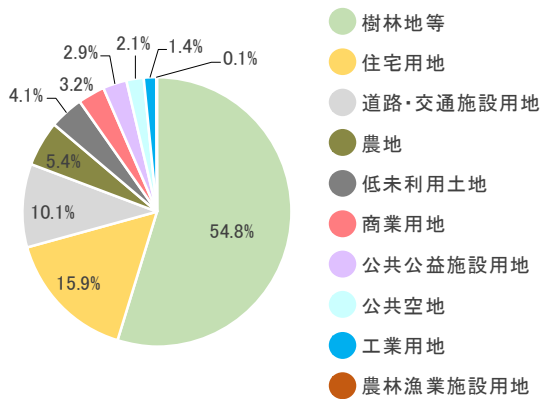
資料) 平成 27 年国勢調査

人口と年齢構成の推移



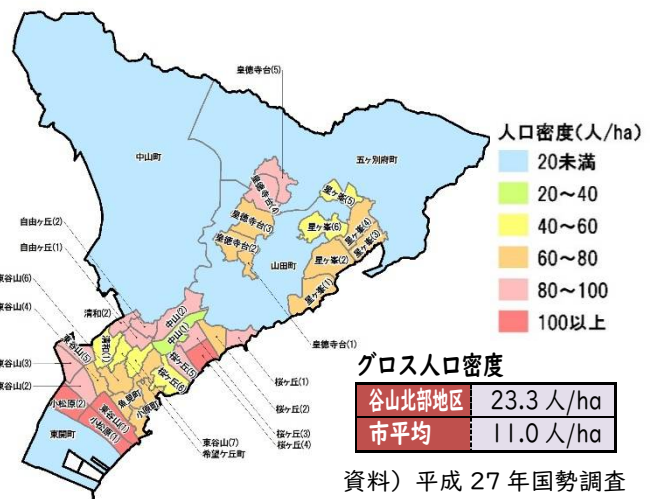
資料) 国勢調査

土地利用面積の割合



資料) 平成 30 年都市計画基礎調査

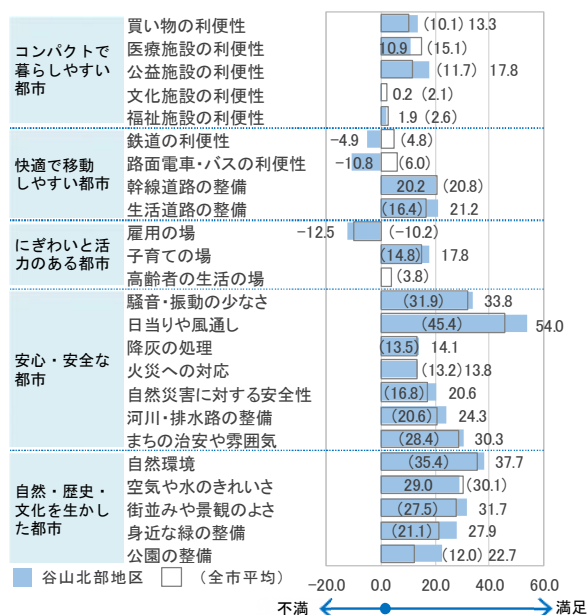
町丁目別人口密度



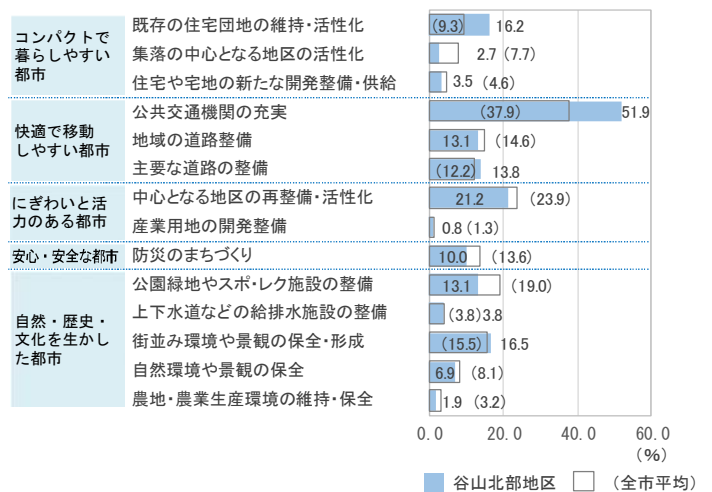
資料) 平成 27 年国勢調査

市民意識調査

地域の評価



まちづくりの優先事項



資料) 平成 29 年市民意識調査

(3) 地区のまちづくり構想



谷山電停周辺における都市機能の集約と都市型居住の誘導

- 谷山電停周辺では、都市機能の集約や都市型居住の誘導による拠点の形成を図ります。
- 幹線道路沿道や星ヶ峯ニュータウンなどの団地核では、生活利便施設の集約による拠点の形成を図ります。
- 中山周辺の集落核では、小～中規模の店舗などの誘導による生活利便性の確保を図ります。
- 豊かな田園環境を有する市街化調整区域では、良好な集落環境の保全を図ります。



県道小山田谷山線の整備促進などによる交通の円滑化や交通手段の確保による利便性の向上

- 県道小山田谷山線の整備促進などによる道路交通網の強化を図ります。
- 生活道路の整備による交通の円滑化などを図ります。
- 公共交通への乗換機能の強化や利便性の向上による公共交通の利用促進を図ります。
- 公共交通の利便性が低い地域では、日常生活における交通手段の確保を図ります。
- 徒歩で円滑に移動できるようバリアフリーに配慮した交通環境の整備を図ります。



臨海部の低未利用土地の活用による土地利用の促進

- 臨海部の低未利用土地を活用し、地域の特性に応じた土地利用を促進します。
- 住宅団地などでは、職住育近接型のまちづくりに向けて働く場などの立地誘導を図ります。
- 豊かな自然環境を生かし、クリエイティブ産業やサテライトオフィスの立地に向けた土地利用の誘導を図ります。
- 鹿児島ふれあいスポーツランドなどを活用し、スポーツを通じた交流を促進します。



浸水や土砂災害などに備えた災害に強いまちづくりの推進

- 土砂災害への備えが必要な地域では、土砂災害対策を図ります。
- 浸水への備えが必要な永田川の流域では、総合的な治水対策を図ります。
- 緊急輸送道路を中心とした災害に強い交通ネットワークの形成を図ります。
- 自然災害に備えて、備蓄倉庫などを備えた施設の整備を促進します。




永田川上流域などの良好な自然環境の保全・活用



- 市民との協働による緑化の促進などによる潤いある都市空間の形成を図ります。
- 公園の再整備などにより、広く市民に親しまれる公園の充実を図ります。
- 豊かな自然環境や市街地に残された緑の保全を図ります。
- 山間部や永田川上流域の良好な田園集落環境の保全を図ります。
- 鹿児島ふれあいスポーツランドを生かしたレクリエーション機能の充実を図ります。
- 地域の特性を生かした農業振興やグリーン・ツーリズムを推進します。




(4) 地区の整備方針




◆整備方針（ゾーン毎）


- 中心商業・サービスゾーン





- 谷山電停周辺では、地域の拠点となる商業・サービス機能や都市型居住を誘導するため、特定用途誘導地区の導入や特別用途地区、地区計画などの活用を検討します。
- 地域商業・サービスゾーン


- 幹線道路沿道では、生活利便性を向上させる商業・サービス機能や都市型居住を誘導するため、特定用途誘導地区の導入や特別用途地区、地区計画などの活用を図ります。
 - 団地核では、拠点の形成に向けて、生活利便施設の立地誘導を図ります。
- 職住共生ゾーン

- 住宅団地の幹線道路沿道などでは、職住育近接型のまちづくりに向けて、団地核や周辺の居住環境との調和を図りながら、特別用途地区を併用した用途地域の見直しや居住環境向上用途誘導地区などの活用を図ります。
 - 谷山電停周辺では、交通便利性を生かした都市型居住の立地誘導を図ります。
 - 小松原周辺では、住宅と地場産業の工場などの共存した環境を維持するとともに、工場などの土地利用転換の進展状況を踏まえ、住居系用途地域への見直しを検討します。
- 生活環境保全ゾーン

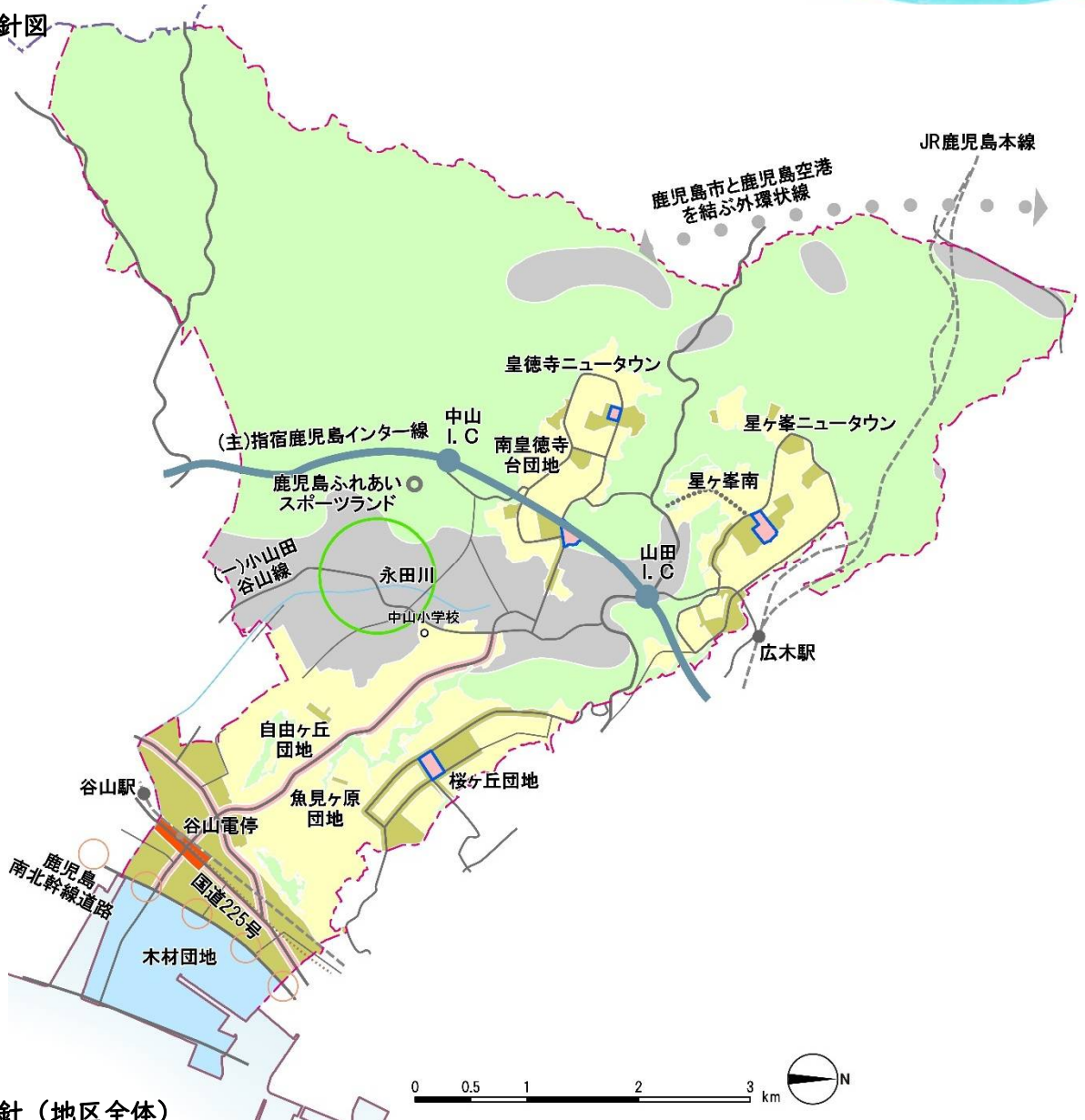
- 良好な居住環境の形成に向けて、住民主導による地区計画や建築協定などの活用を促進します。
 - 生活環境を改善するため、生活道路の整備などを推進します。
 - 星ヶ峯ニュータウンなどの大規模盛土造成地では、滑動崩落が懸念される宅地などの耐震化を促進します。
- 複合産業ゾーン

- 木材団地などでは、土地利用の適正な誘導に向けて、地区計画や特別用途地区などの活用を図るとともに、旧木材港区の埋立地では、周辺の土地利用との調和を図りつつ、活力ある土地の有効活用を促進します。
- 田園集落ゾーン

- 良好な集落機能を維持するため、「市街化調整区域における住宅建築等に関する条例」の適切な運用を図ります。
 - 集落核では、小～中規模な店舗などの生活利便施設を誘導するため、都市計画提案制度による地区計画の活用や開発許可の運用見直しなどを検討します。
 - クリエイティブ産業やサテライトオフィスの立地を誘導するため、開発許可の運用見直しなどを検討します。
 - 生活環境を改善するため、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- 自然環境保全・活用ゾーン

- 市街地に残された貴重な緑である斜面緑地を保全するため、緑地保全制度の活用を図ります。

◆整備方針図



◆整備方針（地区全体）



- ・公共空間を多様な用途に活用するための取組の検討
- ・空き家・空き地等の民間資源の活用



- ・鹿児島南北幹線道路・県道小山田谷山線の整備促進
- ・地域生活道路の整備推進
- ・交通混雑の著しい交差点改良の検討
- ・公共交通の利用促進措置に応じた駐車場などの附置義務軽減の検討
- ・民間開発と連携した公共交通や自転車などの利用促進措置の検討
- ・公共交通不便地における交通手段の確保
- ・バリアフリー環境の整備推進
- ・車中心から人中心への道路のあり方の検討



- ・エリアマネジメントの促進
- ・地域主体による住宅団地の活性化に向けた取組の促進



- ・崖地に近接する住宅の移転促進
- ・急傾斜地崩壊対策事業の推進及び治山事業・砂防事業の促進
- ・永田川などの流域における治水対策の推進
- ・無電柱化の促進
- ・民間開発と連携した一時滞在施設や備蓄倉庫などを備えた施設の整備促進
- ・災害時の拠点や災害廃棄物の仮置場としての公共施設等の活用
- ・危険な空き家等の解体などの促進



- ・市民や事業者などとの協働による緑化の促進
- ・公園の再整備や安全対策の推進
- ・民有地の借上げなどによる公園整備の推進

- 中心商業・サービスゾーン
- 地域商業・サービスゾーン
- 職住共生ゾーン
- 生活環境保全ゾーン
- 複合産業ゾーン
- 田園集落ゾーン
- 自然環境保全・活用ゾーン
- 団地核
- 集落核

- 河川
- 自動車専用道路・インターチェンジ
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 補助幹線道路
- 鉄道・駅
- 市電
- 地域高規格道路等(計画)

7. 谷山地区

(1) 地区の概況

◆地区の構成

本市の南部、谷山地域の南側に位置し、永田川、和田川など下流域の平坦地やそれらを囲む丘陵部、内陸の山間地、臨海部の埋立地及び自然海岸で構成されています。

◆人口

人口は、約7万5千人で減少傾向にありますが、年少人口比率は15.2%と松元地域、谷山北部地区に次いで高い状況です。

◆土地利用の状況

地区の大半は権現ヶ尾や錫山、烏帽子岳などを含む「樹林地等」であり、坂之上などの丘陵部や永田川などの下流域の平坦地に広がる「住宅用地」や「道路・交通施設用地」、臨海部の「工業用地」が分布しています。

(2) 基本目標毎の現況と課題



コンパクトで暮らしやすい都市

谷山駅周辺や国道225号沿道などに商業施設や医療施設などが立地しており、買い物や医療施設の利便性に対する満足度も高い状況です。今後も、本市南部の中心拠点にふさわしい土地利用の誘導などによる活性化が必要です。



快適で移動しやすい都市

交通結節点である谷山駅を中心に土地区画整理事業などによる基盤整備が進んでいますが、県道鹿児島加世田線や産業道路などでは、交通混雑が慢性化しているほか、農村集落などでは、公共交通の不便な地域もあることから、通過交通の分散や公共交通の確保が必要です。



にぎわいと活力のある都市

広域的な文教・福祉の拠点である県農業試験場跡地周辺地区や、工業に特化した利便性が確保されている臨海部の工業地など、地区の特性に応じた土地利用が図られていますが、一部に低未利用土地も見られることから、これらの活用を図ることが必要です。



安心・安全な都市

永田川周辺の平坦地では浸水に対して、丘陵部の住宅地などでは、土砂災害に対して備えが必要なエリアが広く分布しているほか、国道225号沿道の後背地や坂之上などの住宅地では、狭隘な道路なども見られることから、災害に強いまちづくりが必要です。



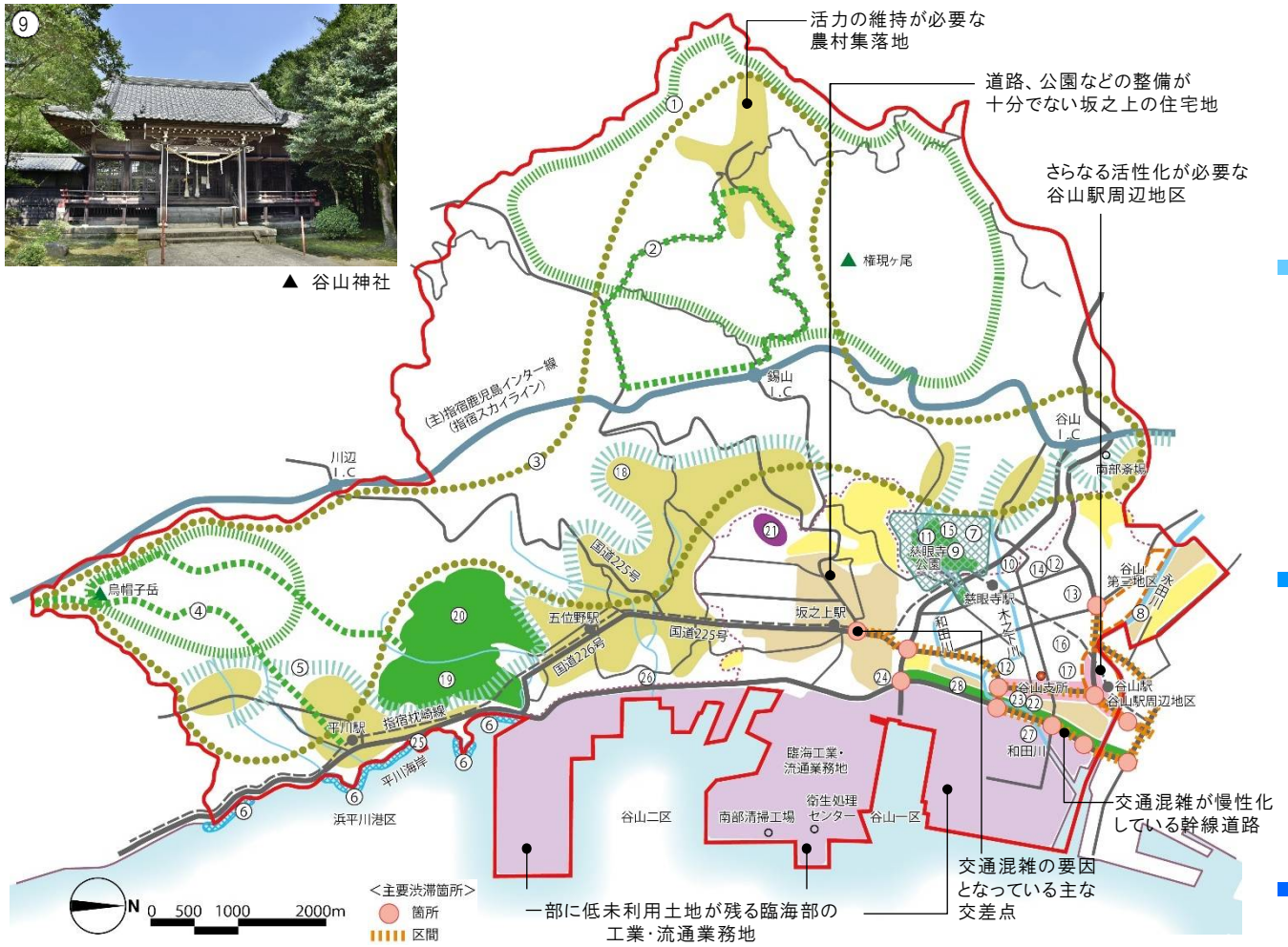
自然・歴史・文化を生かした都市

西部の権現ヶ尾や烏帽子岳などの山地や平川の自然海岸、慈眼寺の風致地区などの一団の自然環境が多く残されているほか、平川動物公園や錦江湾公園などのレクリエーション機能を有する施設も充実していることから、これらの保全・活用を図ることが必要です。

● 谷山地区のまちづくりの資源と主要課題図



▲ 谷山神社



▲ 烏帽子岳自然遊歩道



▲ 慈眼寺公園周辺

【地区の資源】

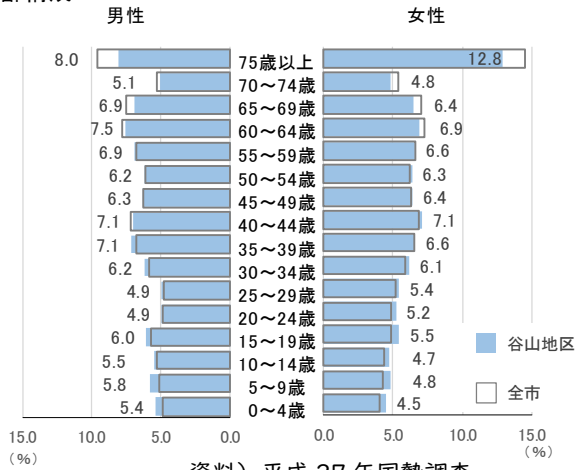
自然	① 錫山や権現ヶ尾の一角で重要な山林自然環境 ② 山林自然環境に親しめる錫山自然遊歩道 ③ 平川町から錫山、下福元町へかけての山林自然環境と一体となった農村集落環境 ④ 山林自然環境に親しめる烏帽子岳自然遊歩道 ⑤ 集落地外縁のグリーンベルトを形成する斜面緑地 ⑥ 平川に残る貴重な自然海岸 ⑦ 慈眼寺風致地区 ⑧ 市街地内を流れる永田川などの水辺環境
歴史 (史跡など)	⑨ 谷山神社 ⑩ 地区のシンボルとして親しまれている谷山城(千々輪城)跡
まち並み ・景観	⑪ 豊かな自然と歴史的資源を有する慈眼寺公園周辺地区
公共的施設	⑫ 南部親子つどいの広場(たにっこりん) ⑬ 高齢者福祉センター谷山 ⑭ 南部保健センター ⑮ ふるさと考古歴史館 ⑯ 三宅美術館 ⑰ 谷山サザンホール ⑱ 児玉美術館 ⑲ 錦江湾公園 ⑳ 平川動物公園 ㉑ 鹿児島国際大学 ㉒ 谷山市民会館 ㉓ 鹿児島市長寿あしん相談センター(谷山中央) ㉔ 鹿児島市民体育館 ㉕ 平川ヨット艇庫 ㉖ 食肉センター ㉗ 大島紬のり張りセンター ㉘ 谷山緑地



▲ 平川動物公園

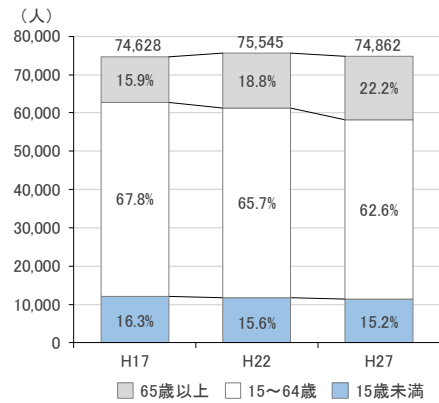
第3章 地域別構想

人口年齢構成



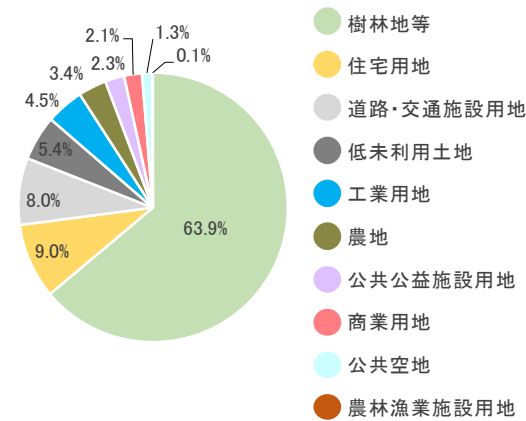
資料) 平成 27 年国勢調査

人口と年齢構成の推移



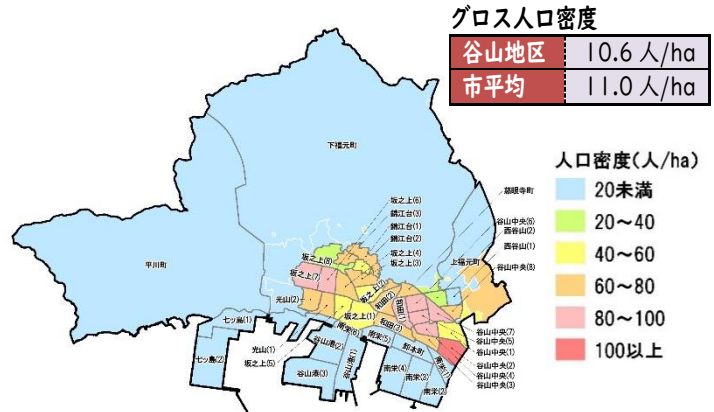
資料) 国勢調査

土地利用面積の割合



資料) 平成 30 年都市計画基礎調査

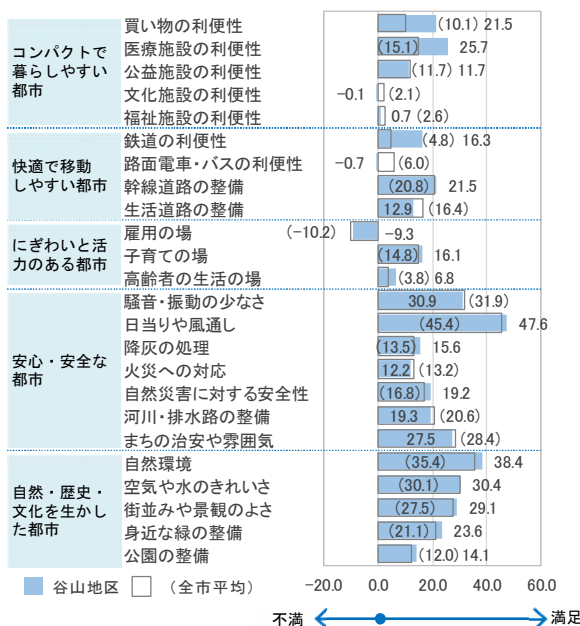
町丁目別人口密度



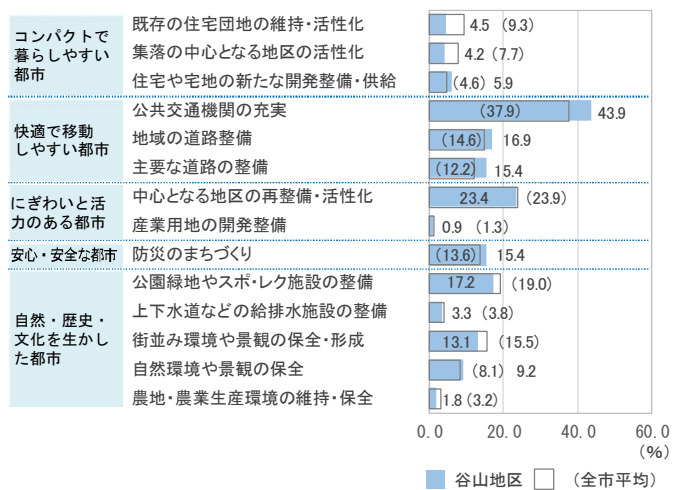
資料) 平成 27 年国勢調査

市民意識調査

地域の評価



まちづくりの優先事項



資料) 平成 29 年市民意識調査

(3) 地区のまちづくり構想



谷山駅周辺における都市機能の集約と都市型居住の誘導

- 谷山駅周辺や国道225号沿道では、都市機能の集約や都市型居住の誘導による拠点の形成を図ります。
- 五位野駅や平川駅周辺の集落核では、小～中規模の店舗などの誘導による生活利便性の確保を図ります。
- 錫山などの豊かな自然を有する農村集落では、良好な集落環境の保全を図ります。



鹿児島南北幹線道路の整備促進などによる交通の円滑化や交通手段の確保による利便性の向上

- 鹿児島南北幹線道路の整備促進などによる道路交通網の強化を図ります。
- 公共交通の利便性が低い地域では、日常生活における交通手段の確保を図ります。
- 徒歩で円滑に移動できるようバリアフリーに配慮した交通環境の整備を図ります。
- 公共交通や自転車利用を促進するため、車中心から人中心への道路のあり方を検討します。



臨海部などの低未利用土地の活用による土地利用の促進

- 県農業試験場跡地周辺や臨海部の工業地などのまとまった低未利用土地を活用し、地区の特性に応じた土地利用を促進します。
- 坂之上などの低層住宅地では、職住育近接型のまちづくりに向けて働く場などの立地誘導を図ります。
- 臨海部の工業地では産業構造の変化に対応した土地利用のあり方について検討します。
- 豊かな自然環境を生かし、クリエイティブ産業やサテライトオフィスの立地に向けた土地利用の誘導を図ります。



土地区画整理事業の推進などによる安心・安全な市街地の形成

- 土砂災害への備えが必要な地域では、土砂災害対策を図ります。
- 浸水への備えが必要な永田川の流域では、総合的な治水対策を図ります。
- 緊急輸送道路を中心とした災害に強い交通ネットワークの形成を図ります。
- 土地区画整理事業の推進などによる良好な生活環境の形成を図ります。
- 自然災害に備えて、備蓄倉庫などを備えた施設の整備を促進します。



良好な自然環境と田園集落環境の保全・活用

- 慈眼寺公園周辺では、緑豊かな景観・風致を保全し、自然環境と調和した景観形成を図ります。
- 市民との協働による緑化の促進などによる潤いある都市空間の形成を図ります。
- 公園の再整備などにより、広く市民に親しまれる公園の充実を図ります。
- 平川動物公園や錦江湾公園、谷山緑地を生かしたレクリエーション機能の充実を図ります。
- 地域の特性を生かした農業振興やグリーン・ツーリズムを推進します。
- 烏帽子岳や錫山などを有する一団の雄大な自然環境の保全・活用を図ります。

第3章 地域別構想

(4) 地区の整備方針

◆整備方針（ゾーン毎）

■中心商業・サービスゾーン

- 谷山駅周辺では、土地区画整理事業による都市空間の形成と都市機能の集約を図ります。
- 国道225号沿道では、地域の拠点となる商業・サービス機能や都市型居住を誘導するため、特定用途誘導地区の導入や特別用途地区、地区計画などの活用を検討します。

■地域商業・サービスゾーン

- 幹線道路沿道では、生活利便性を向上させる商業・サービス機能や都市型居住を誘導するため、特定用途誘導地区の導入や特別用途地区、地区計画などの活用を検討します。

■職住共生ゾーン

- 坂之上などの幹線道路沿道では、職住育近接型のまちづくりに向けて、居住環境向上用途誘導地区、地区計画などの活用を図ります。
- 谷山駅から和田周辺にかけての国道225号沿道後背地の住宅地では、生活環境を改善するため、生活道路の整備を推進します。
- 県農業試験場跡地周辺における、広域的な文教・福祉の拠点としての土地の有効利用を促進します。

■生活環境保全ゾーン

- 谷山第三地区では、良好な生活環境を形成するため、土地区画整理事業を推進します。
- 良好な居住環境の形成に向けて、住民主導による地区計画や建築協定などの活用を促進します。
- 坂之上の住宅地では、生活環境を改善するため、生活道路や踏切改善、公園などの整備を推進します。
- 人口フレーム保留制度により、開発されるニュータウン慈眼寺の住宅団地では、地区計画による良好な居住環境の形成を図ります。

■複合産業ゾーン

- 幹線道路沿道では、後背地の工業地の利便性に供する施設などの立地を許容する複合的な土地利用の誘導を図ります。
- 適正規模の集客施設などの立地を誘導するため、特別用途地区の活用を図ります。

■工業ゾーン

- 工業機能の充実に向けて、低未利用土地の有効活用を促進します。

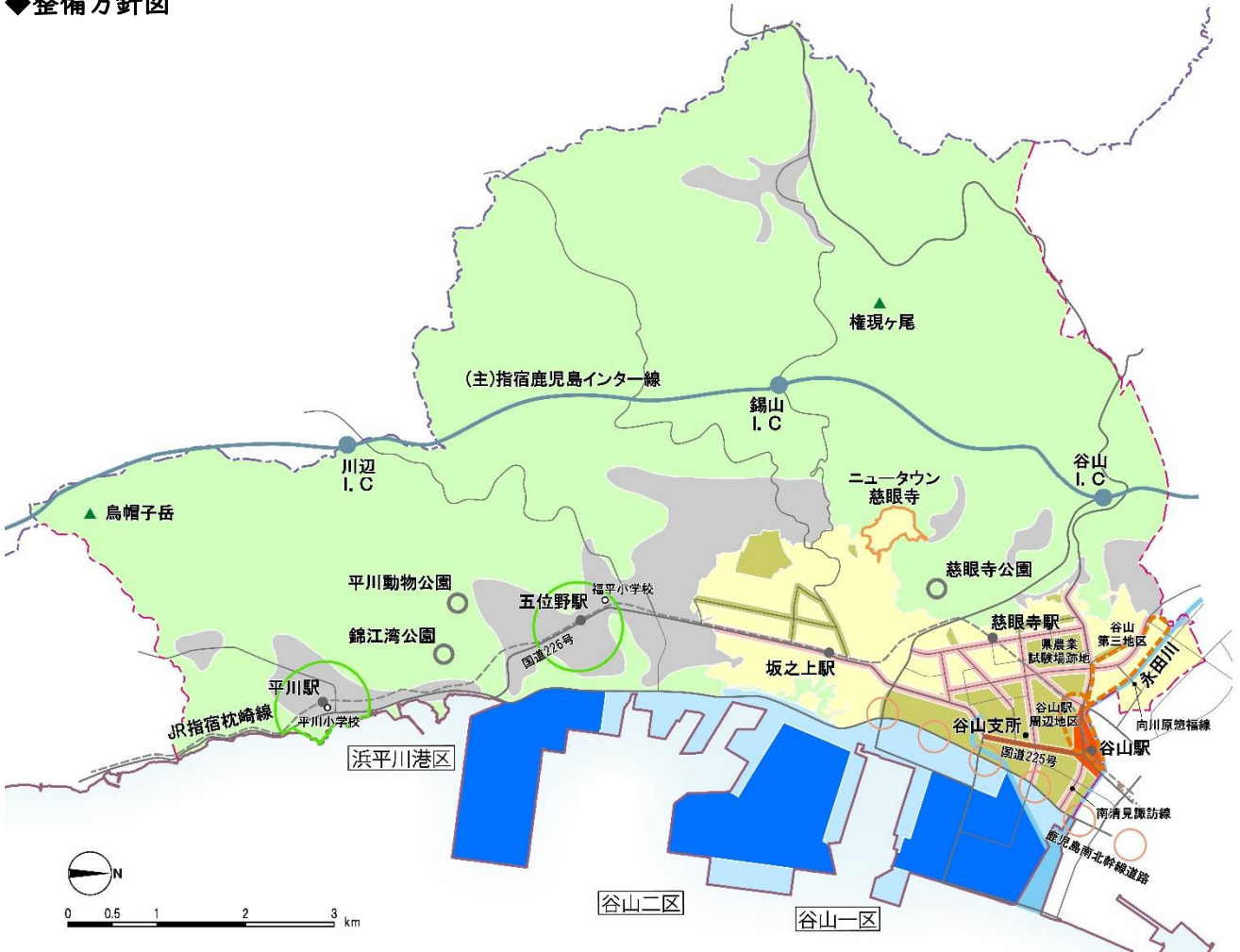
■田園集落ゾーン

- 良好な集落機能を維持するため、「市街化調整区域における住宅建築等に関する条例」の適切な運用を図ります。
- 集落核では、小～中規模な店舗などの生活利便施設を誘導するため、都市計画提案制度による地区計画の活用や開発許可の運用見直しなどを検討します。
- クリエイティブ産業やサテライトオフィスの立地を誘導するため、開発許可の運用見直しなどを検討します。
- 生活環境を改善するため、道路・公園などの計画的な整備や合併処理浄化槽の設置を促進します。

■自然環境保全・活用ゾーン

- 慈眼寺公園周辺地区では、自然環境と調和した景観形成に向けて、風致地区や同地区景観計画を活用した景観づくりを促進します。
- 市街地に残された貴重な緑である斜面緑地を保全するため、緑地保全制度の活用を図ります。
- 平川動物公園及び錦江湾公園では、レクリエーション機能の充実に向けて、計画的な施設整備を推進するとともに、一体的な活用を図ります。

◆整備方針図



◆整備方針（地区全体）



- ・公共空間を多様な用途に活用するための取組の検討
- ・空き家・空き地等の民間資源の活用



- ・鹿児島南北幹線道路の整備促進/向川原惣福線などの整備推進
- ・南清見諏訪線の延伸の検討
- ・公共交通の利用促進措置に応じた駐車場などの附置義務軽減の検討
- ・民間開発と連携した公共交通や自転車などの利用促進措置の検討
- ・公共交通不便地における交通手段の確保
- ・バリアフリー環境の整備推進
- ・車中心から人中心への道路のあり方の検討



- ・エリアマネジメントの促進
- ・臨海部の工業地における産業構造の変化に対応した土地利用のあり方の検討



- ・崖地に近接する住宅の移転促進
- ・急傾斜地崩壊対策事業の推進及び治山事業・砂防事業の促進
- ・永田川などの流域における治水対策の推進
- ・無電柱化の促進
- ・民間開発と連携した一時滞在施設や備蓄倉庫などを備えた施設の整備促進
- ・災害時の拠点や災害廃棄物の仮置場としての公共施設等の活用
- ・危険な空き家等の解体などの促進



- ・市民や事業者などとの協働による緑化の促進
- ・公園の再整備や安全対策の推進
- ・民有地の借上げなどによる公園整備の推進
- ・平川動物公園や錦江湾公園、市民体育館の活用
- ・烏帽子岳や錫山の自然遊歩道などの有効活用の推進

- 中心商業・サービスゾーン
- 地域商業・サービスゾーン
- 職住共生ゾーン
- 生活環境保全ゾーン
- 複合産業ゾーン
- 工業ゾーン
- 田園集落ゾーン
- 自然環境保全・活用ゾーン
- 集落核
- 土地区画整理事業の実施地区

- 河川
- 自動車専用道路・インターチェンジ
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 補助幹線道路
- 鉄道・駅
- 人口フレーム保留制度による宅地開発
- 地域高規格道路等(計画)

8. 伊敷地域

(1) 地域の概況

◆地域の構成

本市の北西部、甲突川の中流域に位置し、幹線道路沿道や甲突川沿岸の限られた平坦地と丘陵部の住宅団地、山林と山間部の農村集落で構成されています。

◆人口

人口は約5万1千人で減少傾向にあり、老年人口比率は29.3%と全市平均を上回っています。

◆土地利用の状況

地域の大半は「樹林地等」であり、その中に「農地」を含む農村集落が分布しています。伊敷や花野などの住宅団地や甲突川沿岸の平坦地などの「住宅用地」、国道3号沿道や住宅団地の中心部の「商業用地」が分布しています。

(2) 基本目標毎の現況と課題



コンパクトで暮らしやすい都市

国道3号沿道や住宅団地の一部には生活利便施設が立地していますが、買い物や医療施設の利便性に対する満足度が低い状況です。既存の住宅団地の維持・活性化などが望まれていることから、住宅団地の活性化や各拠点への生活利便施設の誘導が必要です。



快適で移動しやすい都市

国道3号には、広域交通や地域の生活交通が入り込み、交通混雑が慢性化しているほか、農村集落などでは、公共交通の不便な地域もあることから、通過交通の分散や公共交通の確保が必要です。



にぎわいと活力のある都市

子育ての場に対する満足度は高い一方、住宅団地では、雇用の場が限られ、満足度も低い状況です。中心となる地区の再整備・活性が望まれていることから多様で柔軟な働き方の実現に向けた、環境整備を推進することが必要です。



安心・安全な都市

未整備の河川が多く、甲突川周辺の平坦地では浸水に対して、丘陵部の住宅地などでは、土砂災害に対して備えが必要なエリアが広く分布するとともに、自然災害に対する安全性への満足度が低いことから、災害に強いまちづくりが必要です。

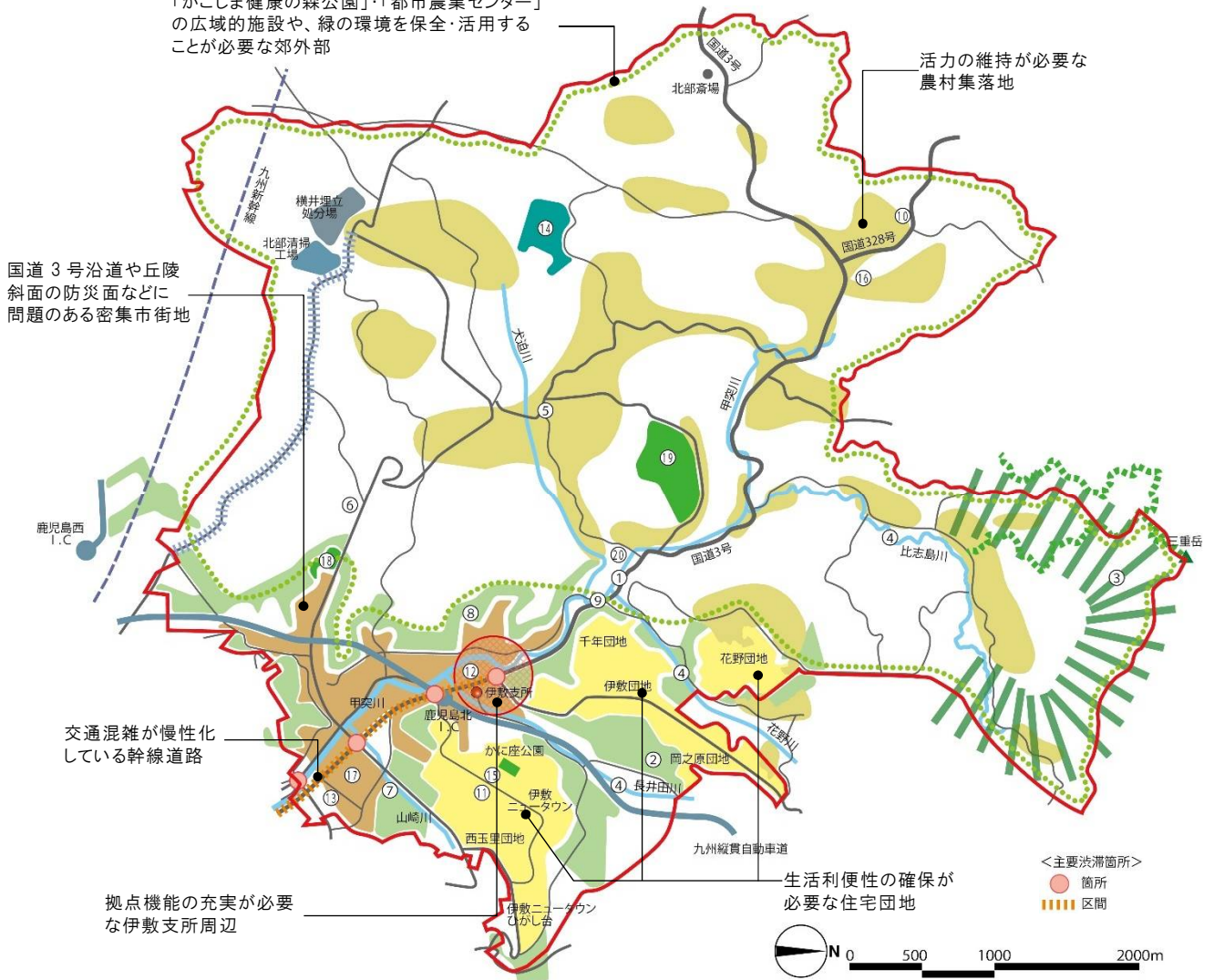


自然・歴史・文化を生かした都市

三重岳や甲突川などの良好な自然環境が多く残されているほか、かごしま健康の森公園や都市農業センターなどの施設も充実していることから、これらの保全・活用を図ることが必要です。

●伊敷地域のまちづくりの資源と主要課題図

「かごしま健康の森公園」・「都市農業センター」の広域的施設や、緑の環境を保全・活用することが必要な郊外部



序章
都市マスタープランについて

第1章
課題と方向性

第2章
全体構想

第3章 地域別構想
08. 伊敷地域

第4章
構想推進のために

資料



▲ 都市農業センター



▲ かごしま健康の森公園

【地域の資源】

自然	①市街地や住宅団地の身近な水辺環境である甲突川河畔 ②伊敷団地、花野団地など周辺の一団の斜面緑地 ③三重岳自然遊歩道など、三重岳を中心とする貴重な自然環境 ④比志島の滝がある比志島川・花野川・長井田川などの甲突川支流の自然環境
歴史 (史跡など)	⑧名突観音(梅ヶ淵観音) ⑥幸加木神社 ⑦伊瀬色神社 ⑨石井手取水堰跡 ⑩川路大警視誕生地記念碑
まち並み ・景観	⑪建築協定による住宅地を形成している 伊敷ニュータウン ノースリバーヒルズ地区
公共的施設	⑫伊敷公民館 ⑬高齢者福祉センター伊敷・西部親子つどいの広場(いしきらら) ⑭都市農業センター ⑮鹿児島市長寿あんしん相談センター伊敷台 ⑯竹産業振興センター ⑰鹿児島県立短期大学 ⑱小野公園 ⑲かごしま健康の森公園 ⑳河頭浄水場



▲ ノースリバーヒルズ

(3) 地域のまちづくり構想



伊敷支所周辺などの拠点性の向上と農村集落における生活利便性の確保

- 伊敷支所周辺の地域生活拠点では、都市機能の集約による拠点機能の充実を図ります。
- 幹線道路沿道や伊敷団地などの団地核では、生活利便施設の集約による拠点の形成を図ります。
- 犬迫小学校や小山田小学校周辺などの集落核では、小～中規模の店舗などの誘導による生活利便性の確保を図ります。
- 豊かな田園環境を有する農村集落では、良好な集落環境の保全を図ります。



県道坂元伊敷線の整備促進などによる交通の円滑化や交通手段の確保による利便性の向上

- 県道坂元伊敷線の整備促進などによる道路交通網の強化を図ります。
- 生活道路の整備による交通の円滑化などを図ります。
- 公共交通の利便性が低い地域では、日常生活における交通手段の確保を図ります。



住宅団地における職住育近接型のまちづくりの推進

- 住宅団地などでは、職住育近接型のまちづくりに向けて働く場などの立地誘導を図ります。
- 豊かな自然環境を生かし、クリエイティブ産業やサテライトオフィスの立地に向けた土地利用の誘導を図ります。
- かごしま健康の森公園・パークゴルフ場などを活用し、スポーツを通じた交流を促進します。



浸水や土砂災害などに備えた災害に強いまちづくりの推進

- 土砂災害への備えが必要な地域では、土砂災害対策を図ります。
- 浸水への備えが必要な甲突川などの流域では、総合的な治水対策を図ります。
- 緊急輸送道路を中心とした災害に強い交通ネットワークの形成を図ります。
- 自然災害に備えて、備蓄倉庫などを備えた施設の整備を促進します。




















甲突川などの良好な自然環境の保全・活用

- 市民との協働による緑化の促進などによる潤いある都市空間の形成を図ります。
- 公園の再整備などにより、広く市民に親しまれる公園としての充実を図ります。
- 甲突川などの恵まれた山林や地域を流れる河川の環境の保全を図ります。
- 都市農業センターなどの自然を生かした施設の活用による交流の促進を図ります。
- 地域の特性を生かした農業振興やグリーン・ツーリズムを推進します。

(4) 地域の整備方針

◆整備方針（ゾーン毎）

- 地域商業・サービスゾーン
 - 地域生活拠点では、拠点機能の充実に向けて、特定用途誘導地区の導入や地区計画などの活用を検討します。
 - 幹線道路沿道では、生活利便性を向上させる商業・サービス機能や都市型居住を誘導するため、特定用途誘導地区の導入や特別用途地区、地区計画などの活用を図ります。
 - 団地核では、拠点の形成に向けて、生活利便施設の立地誘導を図ります。
- 職住共生ゾーン
 - 住宅団地の幹線道路沿道などでは、職住育近接型のまちづくりに向けて、団地核や周辺の居住環境との調和を図りながら、特別用途地区を併用した用途地域の見直しや居住環境向上用途誘導地区などの活用を図ります。
 - 国道3号沿道の下伊敷や日当平などの住宅地では、道路の改良に合わせた生活環境の整備を推進します。
 - 桂庵小路などの歴史性のある小路を含む住宅地では、路地空間の魅力を保全しながら必要な生活環境の整備を推進します。
- 生活環境保全ゾーン
 - 良好な居住環境の形成に向けて、住民主導による地区計画や建築協定などの活用を促進します。
 - 伊敷団地や花野団地などの大規模盛土造成地では、滑動崩落が懸念される宅地などの耐震化を促進します。
 - 人口フレーム保留制度により、開発される南伊敷地区や小野地区の住宅団地では、地区計画による良好な居住環境の形成を図ります。
- 田園集落ゾーン
 - 良好な集落機能を維持するため、「市街化調整区域における住宅建築等に関する条例」の適切な運用を図ります。
 - 集落核では、小～中規模な店舗などの生活利便施設を誘導するため、都市計画提案制度による地区計画の活用や開発許可の運用見直しなどを検討します。
 - クリエイティブ産業やサテライトオフィスの立地を誘導するため、開発許可の運用見直しなどを検討します。
 - 生活環境を改善するため、合併処理浄化槽の設置を促進します。
 - 小山田町や犬迫町などの簡易水道は、地元と協議を行い、市水道事業への編入を図ります。
- 自然環境保全・活用ゾーン
 - 市街地に残された貴重な緑である斜面緑地を保全するため、緑地保全制度の活用を図ります。
 - 三重岳を中心とした一団の自然環境の保全を図ります。
 - 国道3号沿いの河頭付近から小山田町にかけての斜面では、治山事業などによる安全対策を図ります。

9. 吉野地域

(1) 地域の概況

◆地域の構成

本市の北部、稻荷川の上流域に位置し、吉野や岡之原の台地、河川沿岸の平坦地から構成されています。

◆人口

人口は、約4万7千人で増加傾向にあり、年少人口比率は15.2%と松元地域、谷山北部地区に次いで高い状況です。

◆土地利用の状況

地域の概ね半分は「樹林地等」であり、大明ヶ丘団地などの住宅団地のほか、県道鹿児島吉田線を軸として「住宅用地」が形成され、これらの市街地周辺に農村集落や山林が分布しています。

(2) 基本目標毎の現況と課題



コンパクトで暮らしやすい都市

県道鹿児島吉田線沿道や住宅団地には生活利便施設が立地し、買い物への利便性に対する満足度は高い状況ですが、既存の住宅団地の維持・活性化等が望まれていることから、住宅団地の活性化や各拠点への生活利便施設の誘導が必要です。



快適で移動しやすい都市

県道鹿児島吉田線では、通過交通と生活交通が集中することによる交通混雑が慢性化しているほか、農村集落などでは、公共交通の不便な地域もあることから、幹線道路の整備や公共交通の確保が必要です。



にぎわいと活力のある都市

吉野地区土地区画整理事業の推進により、県道鹿児島吉田線を中心に活発な土地利用が行われ、人口は増加傾向ですが、雇用の場に対する満足度が低いことから、多様で柔軟な働き方の実現に向けた環境整備が必要です。



安心・安全な都市

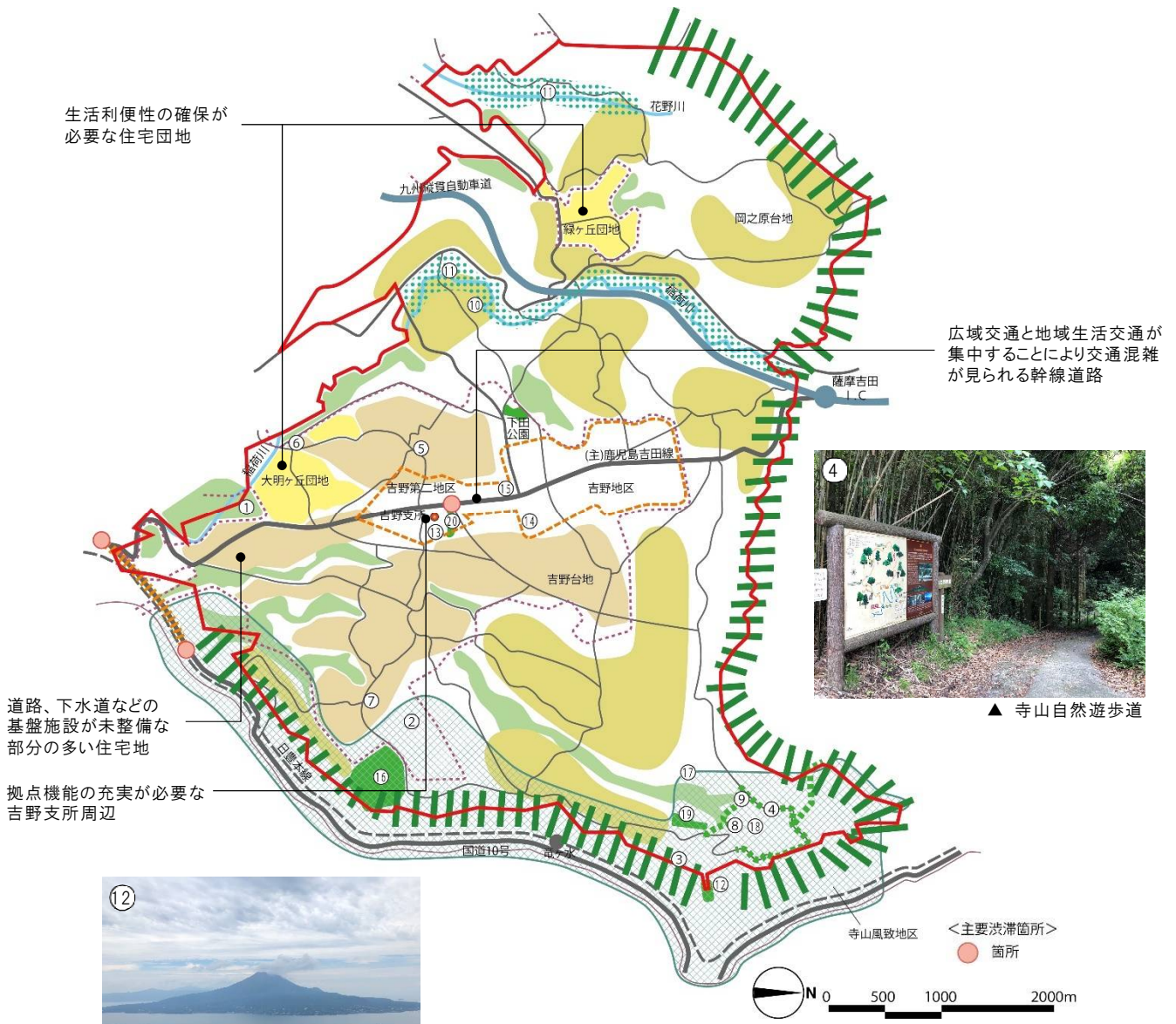
騒音・振動や自然災害に対する安全性の満足度は高い状況ですが、河川沿いなどに土砂災害に対して備えが必要なエリアが分布するとともに、生活基盤が未整備の住宅地もみられるため、災害に強いまちづくりが必要です。



自然・歴史・文化を生かした都市

「明治日本の産業革命遺産」として世界文化遺産に登録された「寺山炭窯跡」や「関吉の疎水溝」に加え、寺山の風致地区をはじめとした豊かな自然環境や吉野公園などのレクリエーション施設を有することから、これらの保全・活用を図ることが必要です。

●吉野地域のまちづくりの資源と主要課題図



▲ 寺山自然遊歩道



▲ 寺山展望所



▲ 関吉の疎水溝



▲ 吉野公園

【地域の資源】

自然	①市街地や集落地に隣接する一団の樹林地 ②風致地区に指定されている吉野地域東部地区 ③寺山を中心とする一団の自然環境 ④寺山自然遊歩道、牟礼岡自然遊歩道
歴史 (史跡など)	⑤鎮守神社 ⑥実方神社 ⑦七社神社 ⑧南洲翁開墾地の碑 ⑨⑩世界遺産「明治日本の産業革命遺産」を構成する⑨寺山炭窯跡、⑩関吉の疎水溝
まち並み ・景観	⑪稲荷川や花野川沿岸の水田を中心とした田園景観 ⑫眺望に優れた寺山展望所
公共的施設	⑬高齢者福祉センター吉野・北部保健センター・北部親子つどいの広場(なかよしの) ⑭吉野公民館 ⑮鹿兒島市長寿あんしん相談センター吉野 ⑯吉野公園 ⑰少年自然の家 ⑱寺山公園 ⑲寺山ふれあい公園 ⑳御召覧公園

序章
都市マスタープランについて

第1章
課題と方向性

第2章
全体構想

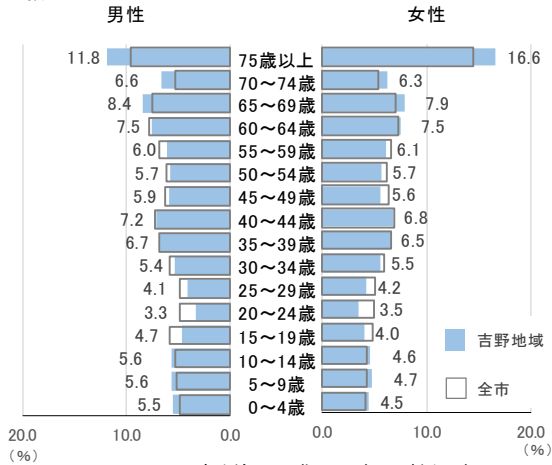
第3章
地域別構想
09. 吉野地域

第4章
構想推進のために

資料

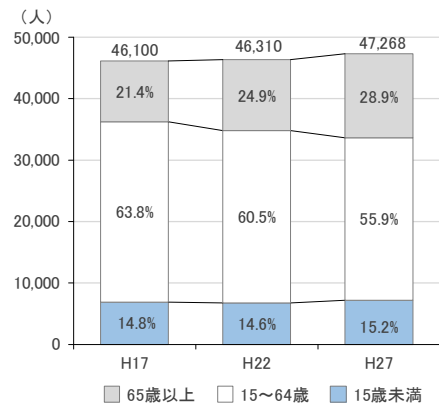
第3章 地域別構想

人口年齢構成



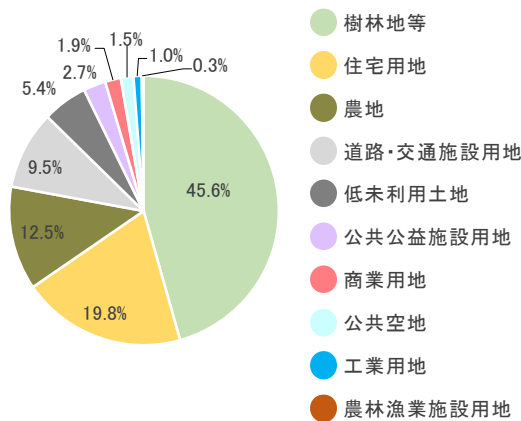
資料) 平成 27 年国勢調査

人口と年齢構成の推移



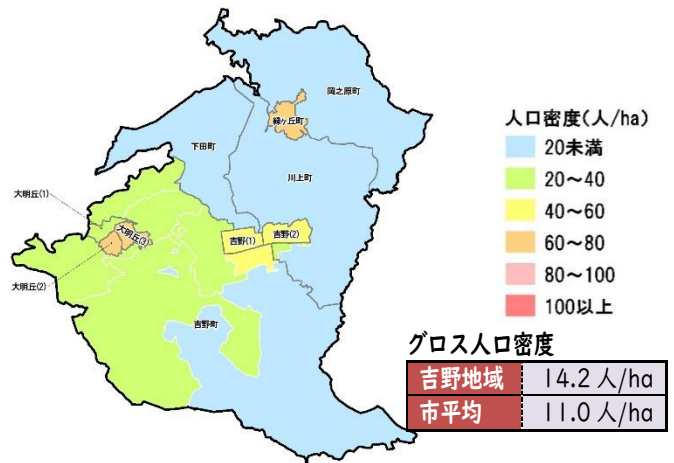
資料) 国勢調査

土地利用面積の割合



資料) 平成 30 年都市計画基礎調査

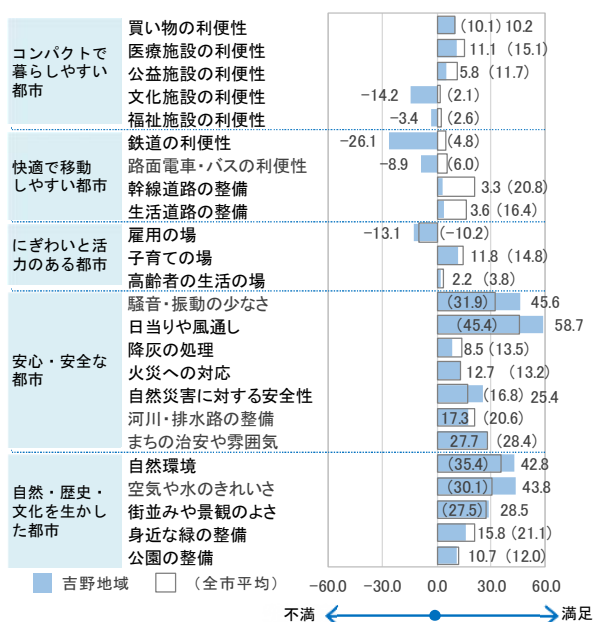
町丁目別人口密度



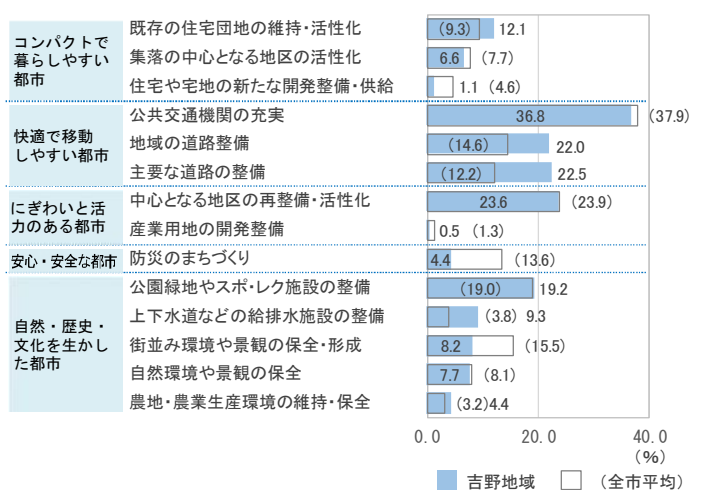
資料) 平成 27 年国勢調査

市民意識調査

地域の評価



まちづくりの優先事項



資料) 平成 29 年市民意識調査

(3) 地域のまちづくり構想



県道鹿児島吉田線沿道などの拠点性の向上

- 県道鹿児島吉田線沿道の地域生活拠点では、都市機能の集約による拠点機能の充実を図ります。
- 幹線道路沿道や緑ヶ丘団地の団地核では、生活利便施設の集約による拠点の形成を図ります。
- 豊かな田園環境を有する農村集落では、良好な集落環境の保全を図ります。



県道鹿児島吉田線の整備促進などによる交通の円滑化や交通手段の確保による利便性の向上

- 県道鹿児島吉田線の整備促進などによる道路交通網の強化を図ります。
- 生活道路の整備による交通の円滑化などを図ります。
- 公共交通の利便性が低い地域では、日常生活における交通手段の確保を図ります。
- 土地区画整理事業などにあわせ、人にやさしい歩行空間の形成を図ります。



住宅団地などにおける職住育近接型のまちづくりの推進

- 住宅団地などでは、職住育近接型のまちづくりに向けて働く場などの立地誘導を図ります。
- 豊かな自然環境を生かし、クリエイティブ産業やサテライトオフィスの立地に向けた土地利用の誘導を図ります。



土地区画整理事業の推進などによる安心・安全な市街地の形成

- 土砂災害への備えが必要な地域では、土砂災害対策を図ります。
- 稻荷川などの流域では、総合的な治水対策を図ります。
- 緊急輸送道路を中心とした災害に強い交通ネットワークの形成を図ります。
- 土地区画整理事業の推進などによる良好な生活環境の形成を図ります。
- 自然災害に備えて、備蓄倉庫などを備えた施設の整備を促進します。







関吉の疎水溝などの世界文化遺産や自然環境の保全・活用






- 世界文化遺産に登録された「寺山炭窯跡」や「関吉の疎水溝」の保全・活用を図ります。
- 市民との協働による緑化の促進などによる潤いある都市空間の形成を図ります。
- 公園の再整備などにより、広く市民に親しまれる公園の充実を図ります。
- 住宅地に残された身近な緑地の保全・活用を図ります。
- 稻荷川上流域では、農村風景の保全・活用を図ります。
- 吉野公園や寺山公園周辺などでは、緑豊かな風致の保全を図ります。
- 地域の特性を生かした農業振興やグリーン・ツーリズムを推進します。




(4) 地域の整備方針




◆整備方針（ゾーン毎）

- 地域商業・サービスゾーン
 - 地域生活拠点では、拠点機能の充実に向けて、特定用途誘導地区の導入や地区計画などの活用を検討します。
 - 幹線道路沿道では、生活利便性を向上させる商業・サービス機能や都市型居住を誘導するため、特定用途誘導地区の導入や特別用途地区、地区計画などの活用を検討します。
 - 団地核では、拠点の形成に向けて、生活利便施設の立地誘導を図ります。

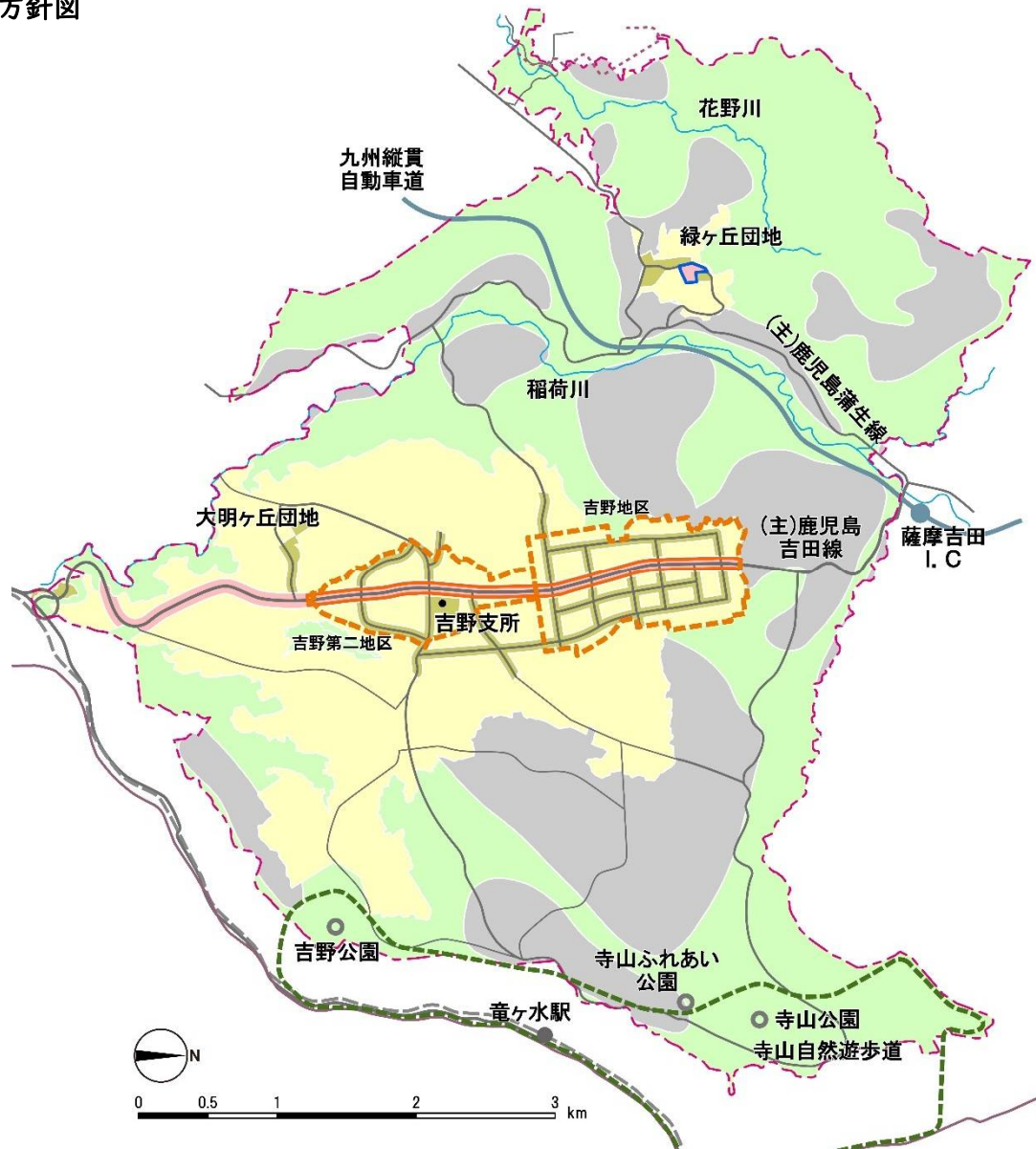
- 職住共生ゾーン
 - 大明ヶ丘団地の幹線道路沿道などでは、職住育近接型のまちづくりに向けて、団地核や周辺の居住環境との調和を図りながら、特別用途地区を併用した居住環境向上用途誘導地区、地区計画などの活用を図ります。

- 生活環境保全ゾーン
 - 吉野・吉野第二地区では、良好な生活環境を形成するため、土地区画整理事業を推進します。
 - 良好な居住環境の形成に向けて、住民主導による地区計画や建築協定などの活用を促進します。
 - 都市基盤が未整備の住宅地では、生活環境を改善するため、生活道路などの整備を推進します。
 - 大明ヶ丘団地などの大規模盛土造成地では、滑動崩落が懸念される宅地などの耐震化を促進します。
 - 身近な緑地を保全するため、市民農園制度や生産緑地地区の指定など緑地保全制度の導入を検討します。

- 田園集落ゾーン
 - 良好な集落機能を維持するため、「市街化調整区域における住宅建築等に関する条例」の適切な運用を図ります。
 - クリエイティブ産業やサテライトオフィスの立地を誘導するため、開発許可の運用見直しなどを検討します。
 - 生活環境を改善するため、道路・公園などの計画的な整備や合併処理浄化槽の設置を促進します。

- 自然環境保全・活用ゾーン
 - 市街地に残された貴重な緑である斜面緑地を保全するため、緑地保全制度の活用を図ります。
 - 吉野公園では、さらなる利活用に向けて、民間活力の導入を検討します。
 - 一団の自然環境を保全・活用するため、新たな住宅開発の抑制、自然とのふれあいの場の整備を推進します。

◆整備方針図



◆整備方針（地域全体）



- ・公共空間を多様な用途に活用するための取組の検討
- ・空き家・空き地等の民間資源の活用



- ・県道鹿児島吉田線、県道鹿児島蒲生線の整備促進
- ・交通混雑の著しい交差点改良の検討
- ・公共交通不便地における交通手段の確保



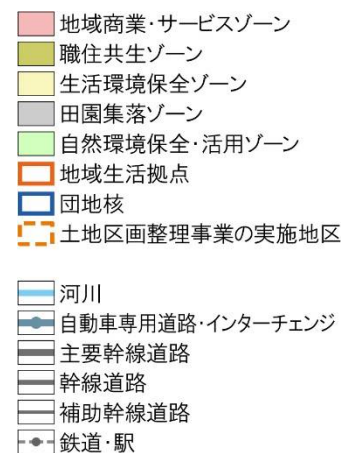
- ・エリアマネジメントの促進
- ・地域主体による住宅団地の活性化に向けた取組の促進



- ・崖地に近接する住宅の移転促進
- ・急傾斜地崩壊対策事業の推進及び治山事業・砂防事業の促進
- ・稲荷川などの流域における治水対策の推進
- ・民間開発と連携した一時滞在施設や備蓄倉庫などを備えた施設の整備促進
- ・災害時の拠点や災害廃棄物の仮置場としての公共施設等の活用
- ・危険な空き家等の解体などの促進



- ・市民や事業者などとの協働による緑化の促進
- ・公園の再整備や安全対策の推進
- ・民有地の借上げなどによる公園整備の推進
- ・吉野公園、寺山ふれあい公園、寺山自然遊歩道などの活用
- ・グリーン・ツーリズムの推進
- ・世界文化遺産の保全・活用



10. 吉田地域

(1) 地域の概況

◆地域の構成

本市の北部に位置し、周りを山々に囲まれ、河川沿岸や幹線道路沿道の限られた平坦地と丘陵部の住宅団地、山間部の農村集落で構成されています。

◆人口

人口は、約1万人で減少傾向にあり、老年人口比率が31.3%と全市平均を上回っています。

◆土地利用の状況

地域の大半は「樹林地等」であり、その中に「農地」を含む農村集落が分布しており、丘陵部の牟礼岡団地や県道鹿児島吉田線沿道に「住宅用地」が分布しています。

(2) 基本目標毎の現況と課題



コンパクトで暮らしやすい都市

買い物や医療施設の利便性に対する満足度が低く、集落の中心となる地区の活性化が望まれていることから、各拠点への生活利便施設の誘導が必要です。



快適で移動しやすい都市

県道鹿児島蒲生線などの都心部と鹿児島空港や県北部とを結ぶ幹線道路を有していますが、一部に未整備区間が見られるほか、農村集落などでは、公共交通の不便な地域もあることから、幹線道路などの整備や公共交通の確保が必要です。



にぎわいと活力のある都市

雇用の場に対する満足度が低く、産業用地の開発整備が望まれていることから、多様で柔軟な働き方の実現や、薩摩吉田インターチェンジ周辺の広域交通網の活用や低未利用土地の活用などによる産業機能の充実が必要です。



安心・安全な都市

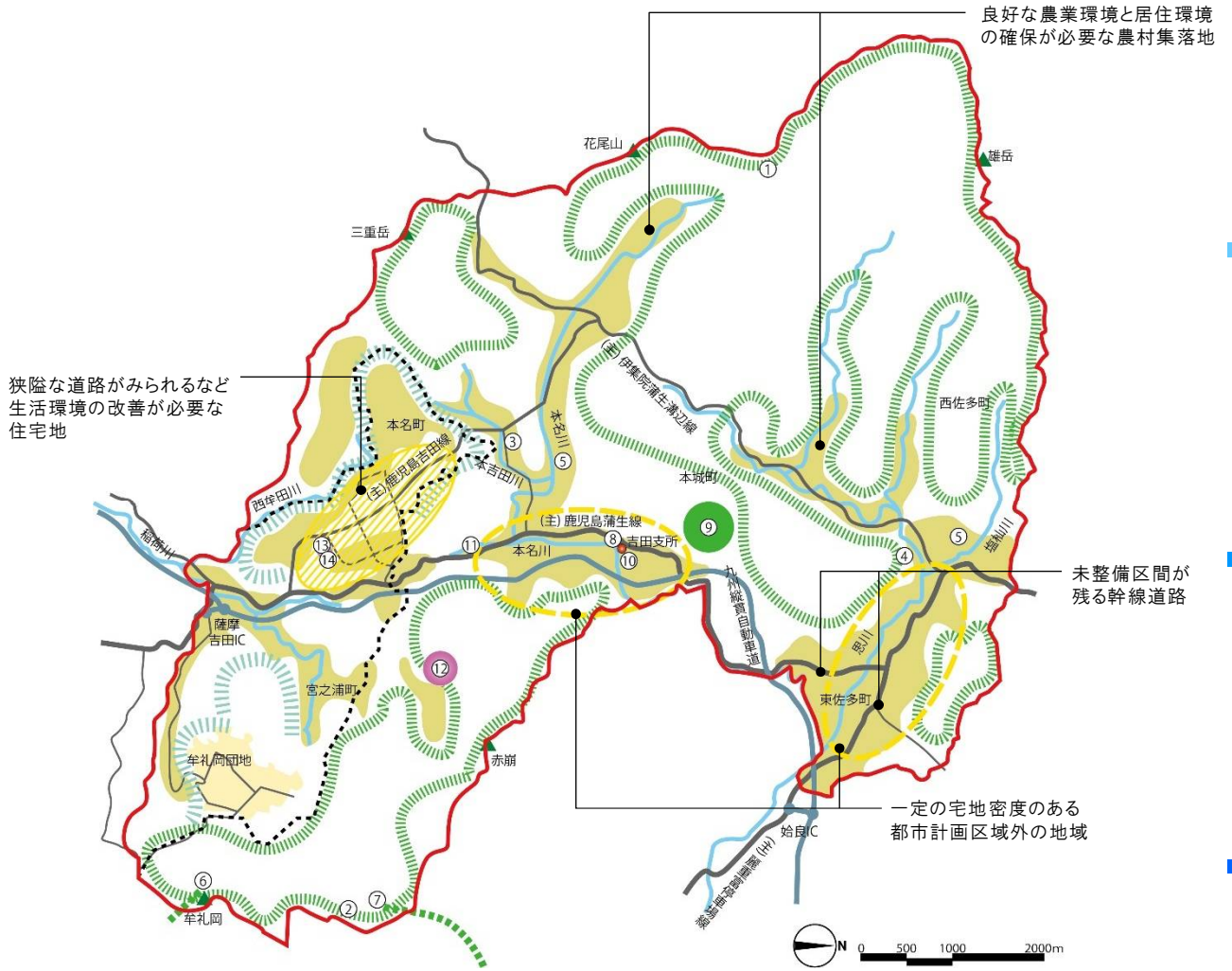
河川・排水路の整備に対する満足度が低く、農村地域などでは、土砂災害に対して備えが必要なエリアが広く分布することから、災害に強いまちづくりが必要です。



自然・歴史・文化を生かした都市

周辺の山々とこれらの高峰を源とする思川や本名川の渓流など、豊かな自然環境が残されており、農地・農業生産環境の維持・保全が望まれていることから、今後も美しい農村景観や豊かな自然環境と調和した良好な環境の維持が必要です。

●吉田地域のまちづくりの資源と主要課題図



序章
都市マスターについて

第1章
課題と方向性

第2章
全体構想

第3章 地域別構想
10. 吉田地域

第4章
構想推進のために

資料



▲ 一団の山林自然環境



▲ 八幡神社

【地域の資源】

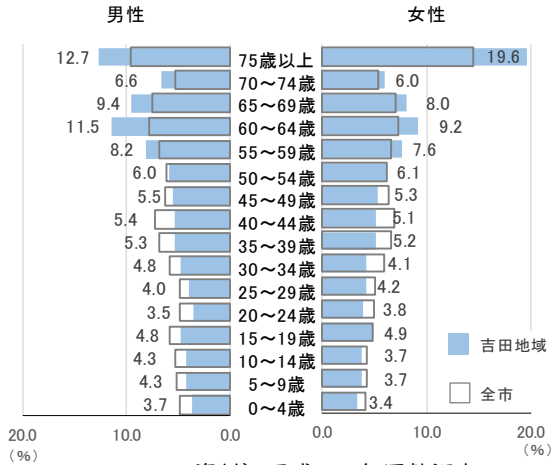
自然	①花尾山・雄岳周辺の一団の山林自然環境 ②牟礼岡・寺山に連なる山林自然環境
歴史 (史跡など)	③八幡神社 ④金峰神社
まち並み ・景観	⑤本名川、思川沿いに広がる田園風景 ⑥眺望に優れた牟礼岡自然遊歩道 ⑦大口筋白銀坂
公共的施設	⑧吉田公民館 ⑨吉田多目的屋内運動場・吉田文化体育センター ⑩吉田地区保健センター ⑪輝菜里よしだ館 ⑫県立青少年研修センター ⑬県総合教育センター ⑭鹿児島県市町村振興協会自治研修センター



▲ 吉田文化体育センター

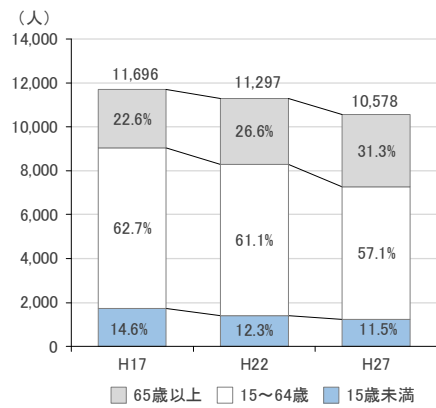
第3章 地域別構想

人口年齢構成



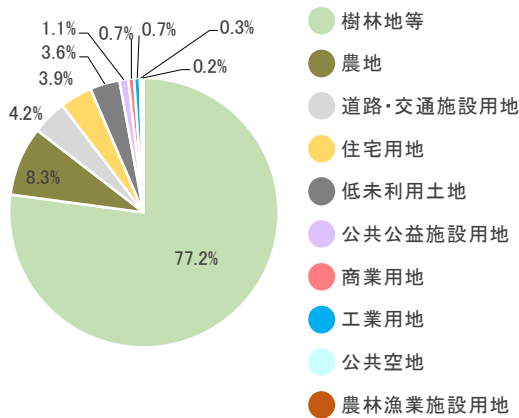
資料) 平成 27 年国勢調査

人口と年齢構成の推移



資料) 国勢調査

土地利用面積の割合



資料) 平成 30 年都市計画基礎調査

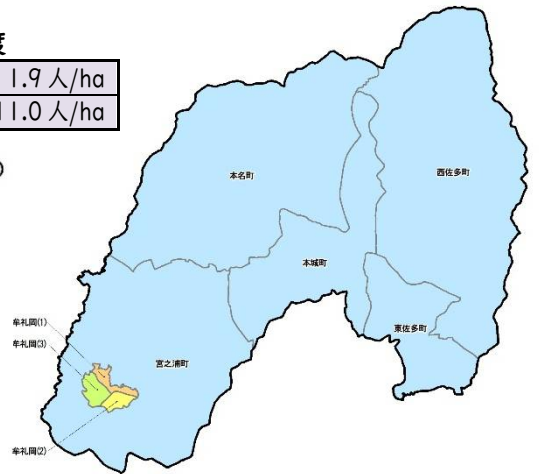
町丁目別人口密度

グロス人口密度

吉田地域	1.9 人/ha
市平均	11.0 人/ha

人口密度(人/ha)

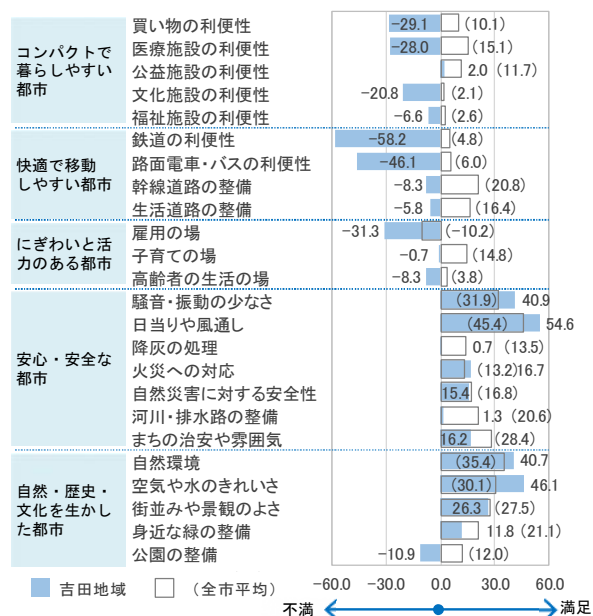
- 20未満
- 20~40
- 40~60
- 60~80
- 80~100
- 100以上



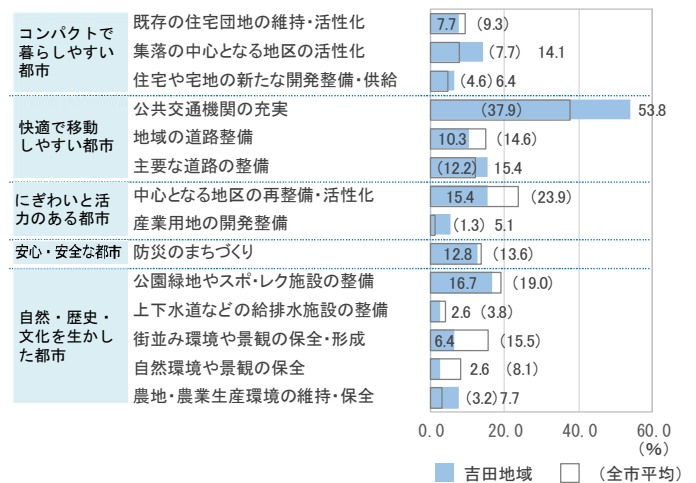
資料) 平成 27 年国勢調査

市民意識調査

地域の評価



まちづくりの優先事項



資料) 平成 29 年市民意識調査

(3) 地域のまちづくり構想



県道鹿児島吉田線沿道などの拠点性の向上と農村集落における生活利便性の確保

- 大原地区の県道鹿児島吉田線沿道の地域生活拠点では、都市機能の集約による拠点機能の充実を図ります。
- 牟礼岡団地の団地核では、生活利便施設の集約による拠点の形成を図ります。
- 吉田支所や吉田小学校周辺の集落核では、小～中規模の店舗などの誘導による生活利便性の確保を図ります。
- 豊かな田園環境を有する農村集落では、良好な集落環境の保全を図ります。



県道鹿児島蒲生線の整備促進などによる交通の円滑化や交通手段の確保による利便性の向上

- 県道鹿児島蒲生線の整備促進などによる道路交通網の強化を図ります。
- 生活道路の整備による交通の円滑化などを図ります。
- 公共交通の利便性が低い地域では、日常生活の交通手段の確保を図ります。



薩摩吉田インターチェンジ周辺などにおける産業機能の充実

- 住宅団地などでは、職住育近接型のまちづくりに向けて働く場などの立地誘導を図ります。
- 広域交通網の活用による工業・流通などの産業の立地を促進します。
- 豊かな自然環境を生かし、クリエイティブ産業やサテライトオフィスの立地に向けた土地利用の誘導を図ります。
- 吉田文化体育センターなどのスポーツ施設をスポーツ振興・健康づくりの場として活用を図ります。



浸水や土砂災害などに備えた災害に強いまちづくりの推進

- 土砂災害への備えが必要な地域では、土砂災害対策を図ります。
- 思川などの流域では、総合的な治水対策を図ります。
- 緊急輸送道路を中心とした災害に強い交通ネットワークの形成を図ります。



農村地域や豊かな自然環境の保全・活用

- 市民との協働による緑化の促進などによる潤いある都市空間の形成を図ります。
- 公園の再整備などにより、広く市民に親しまれる公園の充実を図ります。
- 優良な農業生産環境や緑豊かな集落景観の保全・活用を図ります。
- 周囲を山並みに囲まれた田園風景や、本名川、思川などの河川の環境の保全を図ります。
- 豊かな自然や農地を生かし、グリーン・ツーリズムを推進します。

(4) 地域の整備方針

◆整備方針（ゾーン毎）

- 地域商業・サービスゾーン

○地域生活拠点や団地核では、拠点機能の充実と拠点の形成に向けて、生活利便施設の立地誘導を図ります。📍
- 職住共生ゾーン

○牟礼岡団地の幹線道路沿道では、職住育近接型のまちづくりに向けて、働く場などの立地誘導を図ります。📍
- 生活環境保全ゾーン

○低層住宅を中心とした良好な居住環境を維持・保全するため、住民主導による地区計画や建築協定などの活用を促進します。📍

○都市基盤が未整備の住宅地では、生活環境を改善するため、生活道路などの整備を推進します。📍

○田園環境と調和した土地利用の誘導による良好な居住環境を形成し、一定の整備水準を確保するため、開発許可の規模の引き下げなどを検討します。📍
- 田園集落ゾーン

○農業生産環境と調和した土地利用を誘導するため、地域北部や東部では、都市計画区域などの指定について検討するとともに、地域南部では、特定用途制限地域の活用を図るほか、開発許可の規模の引き下げなどを検討します。📍

○集落核では、生活利便施設を誘導するため、特定用途制限地域の活用を図ります。📍

○クリエイティブ産業やサテライトオフィスの立地誘導を図ります。📍

○幹線道路沿道では、周辺の集落環境と調和しつつ、工業・流通系などの立地を促進するため、特定用途制限地域や地区計画などの活用を図ります。📍

○農村集落の生活環境を改善するため、道路・公園などの計画的な整備を図ります。📍
- 自然環境保全・活用ゾーン

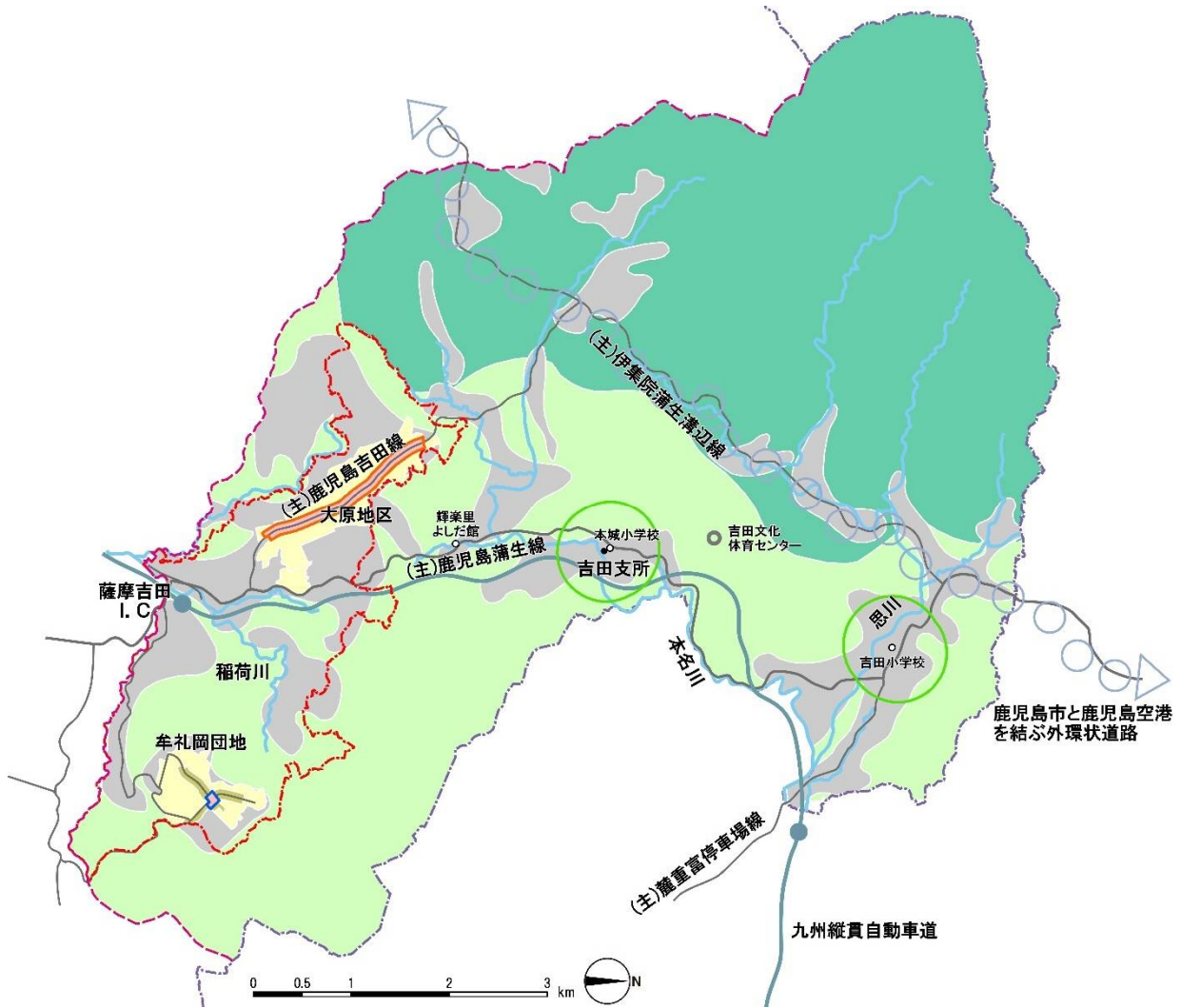
○地域南部では、一団の自然環境を保全するため、特定用途制限地域の活用を図るとともに、開発許可の規模の引き下げなどを検討します。📍

○地域北部や東部では、田園集落ゾーンと一体となった都市計画区域などの指定について検討します。📍






○地域を特徴づける歴史資源を生かした自然環境の有効活用を図ります。📍
- 自然公園・森林ゾーン

○一団の山林自然環境の保全を図るとともに、市民が身近に自然とのふれあいを深める場として有効活用を図ります。📍

◆整備方針図



◆整備方針（地域全体）

- 
 - ・公共空間を多様な用途に活用するための取組の検討
 - ・空き家・空き地等の民間資源の活用
- 
 - ・県道鹿児島蒲生線などの整備促進
 - ・公共交通不便地における交通手段の確保
- 
 - ・エリアマネジメントの促進
 - ・地域主体による住宅団地の活性化に向けた取組の促進
 - ・吉田文化体育センターなどの活用
- 
 - ・崖地に近接する住宅への移転促進
 - ・急傾斜地崩壊対策事業の推進及び治山事業・砂防事業の促進
 - ・恩川などの流域における治水対策の推進
 - ・災害時の拠点や災害廃棄物の仮置場としての公共施設等の活用
 - ・危険な空き家等の解体などの促進
- 
 - ・市民や事業者などとの協働による緑化の促進
 - ・公園の再整備や安全対策の推進
 - ・民有地の借上げなどによる公園整備の推進
 - ・牟礼岡自然遊歩道、輝楽里よしだ館などの活用
 - ・合併処理浄化槽の設置促進
 - ・河川環境の保全と身近に水辺が感じられる空間としての活用
 - ・森林資源の育成、水源かん養のための森林整備

-  地域商業・サービスゾーン
-  職住共生ゾーン
-  生活環境保全ゾーン
-  田園集落ゾーン
-  自然環境保全・活用ゾーン
-  自然公園・森林ゾーン
-  地域生活拠点
-  団地核
-  集落核
-  都市計画区域
-  河川
-  自動車専用道路・インターチェンジ
-  主要幹線道路
-  幹線道路

1.1. 桜島地域

(1) 地域の概況

◆地域の構成

錦江湾に浮かぶ火山活動が活発な桜島にあり、地域の大半を占める溶岩原、山林及び原野と、海岸線に沿った帯状の住宅地で構成されています。

◆人口

人口は、約4千4百人で減少傾向にあり、老年人口比率は43.2%と全市で最も高い状況です。

◆土地利用の状況

地域の大半は溶岩原や原野などの「樹林地等」であり、その中に「農地」を含む農村集落が分布しており、桜島港などの「道路・交通施設用地」、海岸沿いの「住宅用地」が分布しています。

(2) 基本目標毎の現況と課題



コンパクトで暮らしやすい都市

生活利便施設が桜島港周辺の一部に限られており、買い物や医療施設の利便性に対する満足度が低いことから、各拠点への生活利便施設の誘導が必要です。



快適で移動しやすい都市

24時間運航の桜島フェリーにより、市街地へのアクセスが確保され、幹線道路などの整備も進んでいますが、公共交通の利便性や道路整備に対する満足度が低いことから、引き続き、公共交通の利便性向上に向けた取組や幹線道路などの整備促進が必要です。



にぎわいと活力のある都市

桜島・錦江湾ジオパークの主要なエリアであり、桜島港周辺には、国民宿舎レインボー桜島や火の島めぐみ館などの観光・レクリエーションの拠点となる施設が集約されていますが、一部、低未利用土地も見られることから、これらを生かしたまちづくりが必要です。



安心・安全な都市

桜島の火山活動に伴う降灰や土石流などの災害が発生しやすい環境にあることから、今後も、日常的な降灰除去対策を図るとともに、大規模な噴火を想定して火山防災対策を踏まえた施設整備などが必要です。



自然・歴史・文化を生かした都市

ほぼ全域が霧島錦江湾国立公園に指定されており、自然海岸や溶岩原などの桜島独自の貴重な自然環境を有していることから、これらを保全するとともに、良好な景観資源としての活用が必要です。

●桜島地域のまちづくりの資源と主要課題図

観光・レクリエーション機能の充実
が必要な溶岩採石場跡地

避難港としての機能の充実が
必要な港

拡幅・整備が必要な
幹線道路

低未利用土地が見られる
桜島港周辺

火山活動に伴う降灰や土石流
などの災害の防止や、良好な
農漁業環境と居住環境の確保
が必要な農漁村集落地

避難経路としての
改良整備が必要
な幹線道路

避難港としての
機能の充実が
必要な港



▲ 桜島フェリー

【地域の資源】

自然	①火山活動が続く、鹿児島市のシンボルである桜島 ②天然観光資源として貴重な溶岩原 ③良好な漁業環境と自然海岸が多く残されている海 ④地獄河原
歴史 (史跡など)	⑤月読神社 ⑥林芙美子文学碑 ⑦火山噴火の痕跡が見られる黒神埋没鳥居及び門柱 ⑧腹五社神社
まち並み ・景観	⑨景観重要建造物に指定された藤崎家武家門 ⑩景観重要樹木に指定された藤野地区のアコウ群 ⑪新島 ⑫湯之平展望所、古里公園、有村溶岩展望所からの眺望
公共的施設	⑬桜島港フェリーターミナル ⑭溶岩なぎさ公園 ⑮桜島海づり公園 ⑯桜島溶岩グラウンド、 桜島多目的広場 ⑰桜島総合体育館 ⑱鳥島展望所 ⑲道の駅「桜島」火の島めぐみ館 ⑳赤水展望広場 ㉑桜島国際火山砂防センター ㉒湯之平展望所 ㉓古里公園 ㉔有村溶岩展望所 ㉕さくらじま白浜温泉センター ㉖クロマツ親水公園 ㉗桜島自然恐竜公園 ㉘改新交流センター ㉙東桜島公民館 ㉚桜島公民館、高齢者福祉センター桜島 ㉛桜島地区保健センター ㉜高齢者福祉センター東桜島
その他	⑳国民宿舎レインボー桜島 ㉑古里温泉 ㉒有村溶岩採石場跡地 ㉓西道海水浴場



▲ 湯之平展望所



▲ 溶岩なぎさ公園

序章
都市マスタープランについて

第1章
課題と方向性

第2章
全体構想

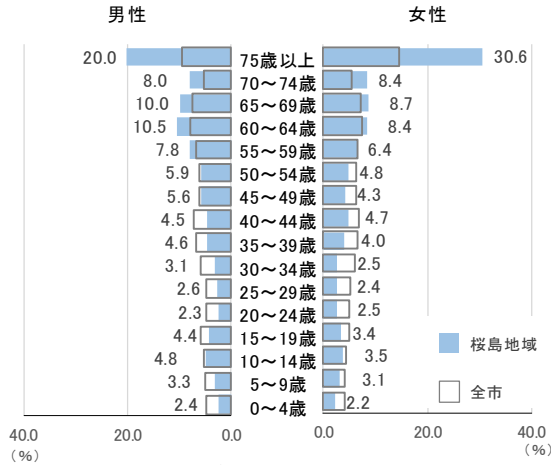
第3章
地域別構想
1.1. 桜島地域

第4章
構想推進のために

資料

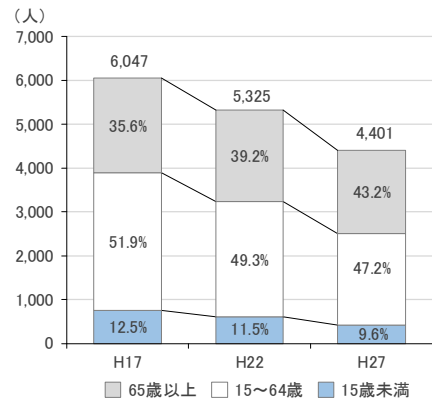
第3章 地域別構想

人口年齢構成



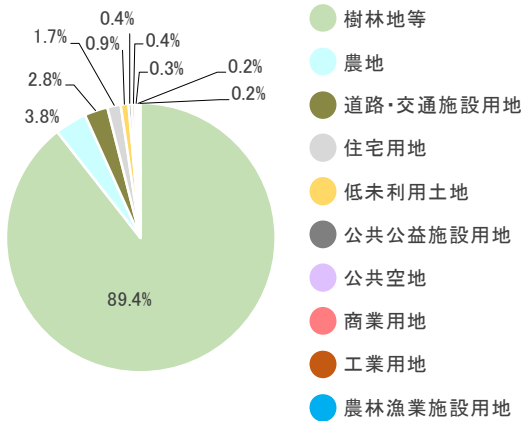
資料) 平成 27 年国勢調査

人口と年齢構成の推移



資料) 国勢調査

土地利用面積の割合



資料) 平成 30 年都市計画基礎調査

町丁目別人口密度



グロス人口密度

桜島地域	0.6 人/ha
市平均	11.0 人/ha

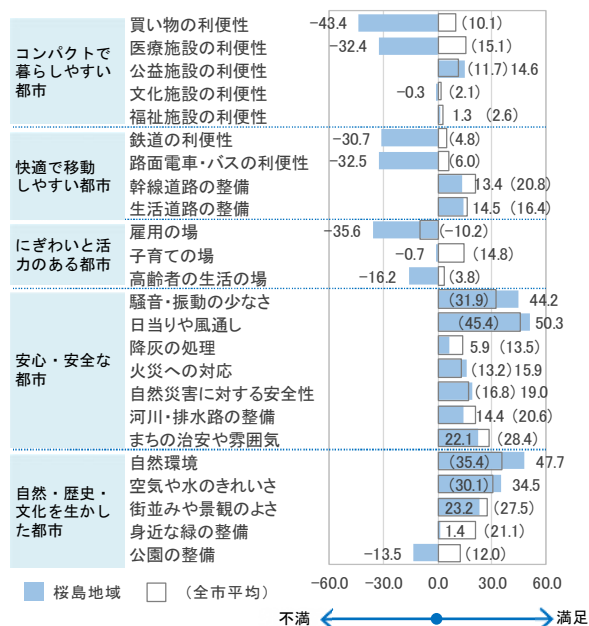
人口密度(人/ha)

- 20未満
- 20~40
- 40~60
- 60~80
- 80~100
- 100以上

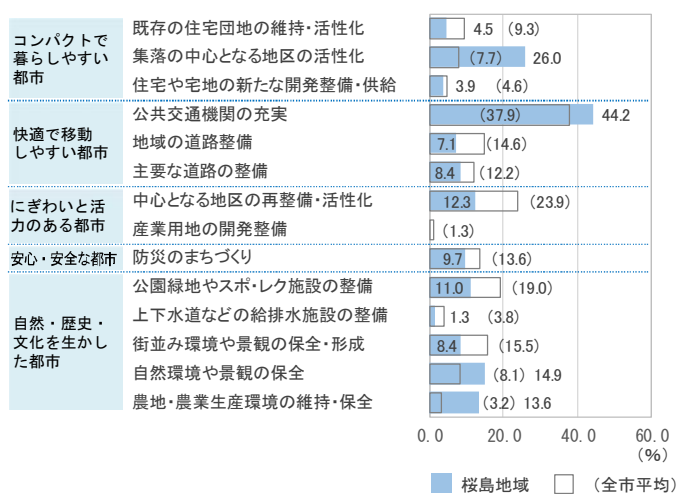
資料) 平成 27 年国勢調査

市民意識調査

地域の評価



まちづくりの優先事項



資料) 平成 29 年市民意識調査

(3) 地域のまちづくり構想



桜島支所周辺の拠点機能の充実と東桜島合同庁舎などにおける生活利便性の確保

- 桜島支所周辺の地域生活拠点では、拠点機能の充実を図ります。
- 東桜島合同庁舎や桜洲小学校周辺の集落核では、小～中規模の店舗などの誘導による生活利便性の確保を図ります。
- 豊かな田園環境を有する農村集落では、良好な集落環境の保全を図ります。



国道224号の整備促進などによる交通の円滑化や陸上交通機関との連携による利便性の向上

- 国道224号の整備促進などによる道路交通網の強化を図ります。
- 生活道路の整備による交通の円滑化などを図ります。
- 陸上交通機関との連携など、公共交通の利便性向上を図ります。



広域的な観光・レクリエーションゾーンとしての魅力の向上

- 桜島・錦江湾ジオパークにおける活動など、体感的な観光・レクリエーションを推進します。
- 豊かな自然環境を生かし、クリエイティブ産業やサテライトオフィスの立地に向けた土地利用の誘導を図ります。
- 桜島総合体育館や桜島溶岩グラウンドなどを活用し、イベントやスポーツを通じた交流を促進します。



火山防災対策の充実による桜島と共生したまちづくりの推進

- 土砂災害への備えが必要な地域では、土砂災害対策を図ります。
- 砂防施設の整備促進や避難体制の充実により、火山防災対策を図ります。
- 降灰の早期除去体制を維持し、快適な生活環境の確保を図ります。
- 大規模噴火時においても速やかに復旧・復興できるまちづくりを推進します。
- 緊急輸送道路を中心とした災害に強い交通ネットワークの形成を図ります。







桜島や錦江湾などの豊かな自然環境の保全・活用

- 市民との協働による緑化の促進などによる潤いある都市空間の形成を図ります。
- 公園の再整備などにより、広く市民に親しまれる公園の充実を図ります。
- 霧島錦江湾国立公園内の自然海岸や溶岩原などの桜島独自の貴重な自然環境の保全を図ります。
- 地域の特性を生かした農業振興やグリーン・ツーリズムを推進します。
- 桜島や錦江湾などの雄大な自然環境の活用を図ります。

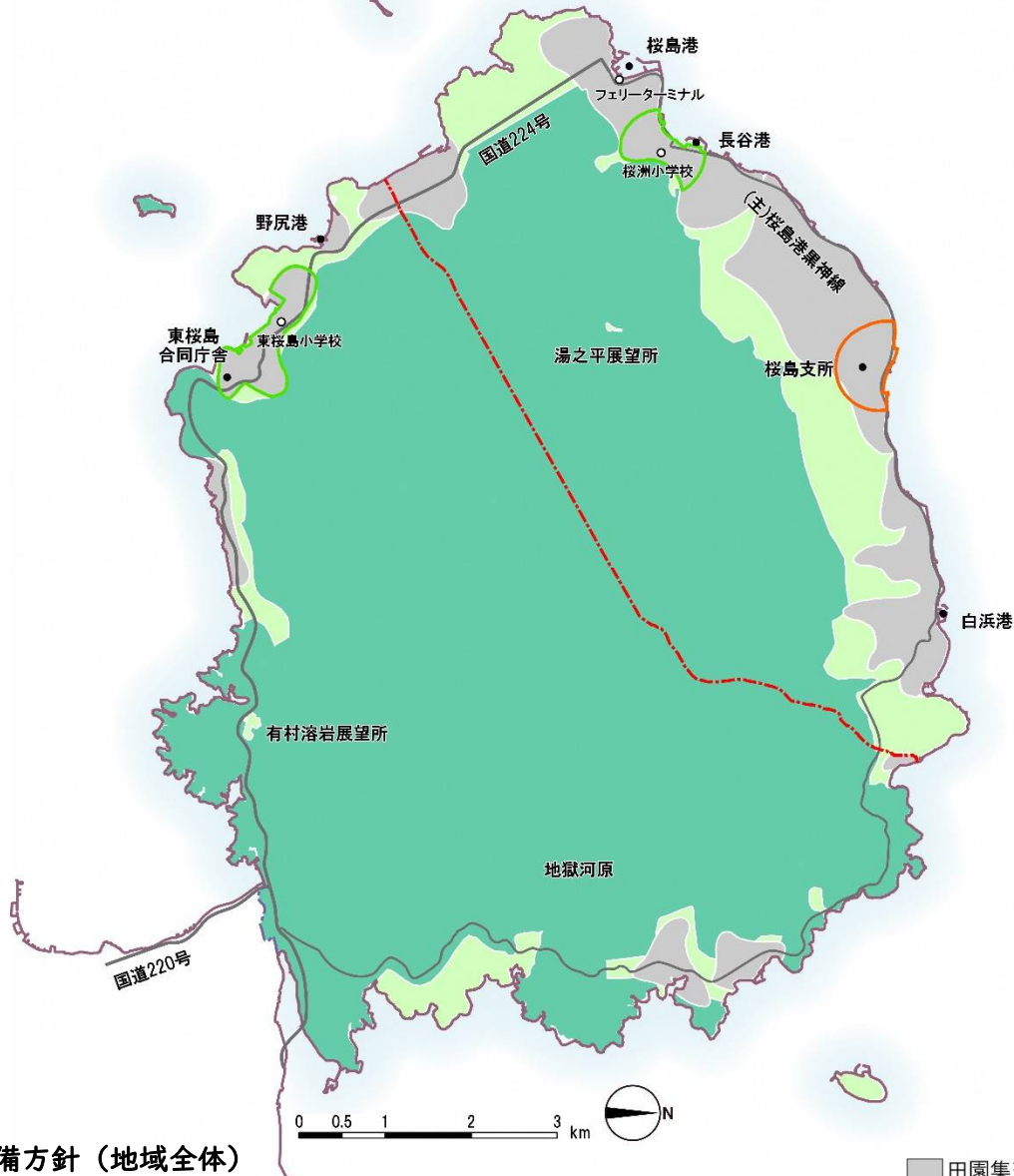
第3章 地域別構想

(4) 地域の整備方針

◆整備方針（ゾーン毎）

- 田園集落ゾーン
 - 桜島支所周辺の地域生活拠点では、拠点機能の充実に向けて、生活利便施設の立地誘導を図ります。
 - 地域東部では、良好な集落機能を維持するため、「市街化調整区域における住宅建築等に関する条例」の適切な運用を図ります。
 - 東桜島合同庁舎周辺の集落核では、小～中規模な店舗などの生活利便施設を誘導するため、都市計画提案制度による地区計画の活用や開発許可の運用見直しなどを検討します。
 - 桜洲小学校周辺の集落核では、小～中規模な店舗などの生活利便施設の立地誘導を図ります。
 - 地域西部では、農業生産環境と調和した土地利用を誘導するため、都市計画区域などの指定について検討します。
 - 桜島港周辺では、観光・レクリエーション機能の充実に向けた既存施設や低未利用土地の活用を図ります。
 - クリエイティブ産業やサテライトオフィスの立地誘導を図ります。
 - 農村集落の生活環境を改善するため、道路などの計画的な整備を図ります。
 - 避難港としての機能の充実に向けて、野尻港や白浜港などの改修を推進します。
 - 桜島港周辺では、桜島の玄関口にふさわしい街並みの形成に向けて、景観形成重点地区の指定について検討します。
- 自然環境保全・活用ゾーン
 - 桜島や錦江湾などの雄大な自然環境の保全・活用を図ります。
- 自然公園・森林ゾーン
 - 自然公園法に基づき、地獄河原などの桜島独自の貴重な自然環境の保全を図ります。

◆整備方針図



◆整備方針（地域全体）



- ・公共空間を多様な用途に活用するための取組の検討
- ・空き家・空き地等の民間資源の活用
- ・改新交流センターの活用



- ・国道 224 号・県道桜島港黒神線の整備促進



- ・エリアマネジメントの促進
- ・体感的な観光・レクリエーションの推進
- ・湯之平展望所、有村溶岩展望所、溶岩なぎさ公園足湯などの活用
- ・桜島総合体育館、桜島溶岩グラウンドなどの活用
- ・よりみちクルーズ船の運航及びサクラジマアイランドビューの運行・活用



- ・崖地に近接する住宅の移転促進
- ・急傾斜地崩壊対策事業の推進及び治山事業・砂防事業の促進
- ・降灰の早期除去体制の維持や降灰除去事業の推進
- ・桜島火山観測研究体制の維持、避難体制の充実及び避難施設などの維持管理
- ・災害時の拠点や災害廃棄物の仮置場としての公共施設等の活用
- ・危険な空き家等の解体などの促進



- ・市民や事業者などとの協働による緑化の促進
- ・公園の再整備や安全対策の推進
- ・裾野にひろがる溶岩原や錦江湾などの霧島錦江湾国立公園の恵まれた自然環境の保全
- ・火の島めぐみ館の活用
- ・合併処理浄化槽の設置促進

- 田園集落ゾーン
- 自然環境保全・活用ゾーン
- 自然公園・森林ゾーン
- 地域生活拠点
- 集落核
- 都市計画区域
- 河川
- 主要幹線道路
- 幹線道路

1 2. 喜入地域

(1) 地域の概況

◆地域の構成

本市の南部に位置し、地域の大半を占める山地と、山間部の農村集落、錦江湾沿いの限られた平坦地で構成されています。

◆人口

人口は、約1万1千人で減少傾向にあり、老年人口比率は33.7%と桜島地域、郡山地域に次いで高くなっており、地域の北中部に比べて南部の過疎化・高齢化が進んでいます。

◆土地利用の状況

地域の大半は「樹林地等」であり、その中に「農地」を含む農村集落が分布しており、臨海部には、石油備蓄基地などの「工業用地」、平坦地に広がる「住宅用地」が分布しています。

(2) 基本目標毎の現況と課題



コンパクトで暮らしやすい都市

生活利便施設が集約した地区が喜入支所周辺や国道226号沿いの一部に限られており、買い物や医療施設の利便性に対する満足度が低い状況です。集落の中心となる地区の活性化が望まれていることから、各拠点への生活利便施設の誘導が必要です。



快適で移動しやすい都市

都心部へのアクセス道路が国道226号などに限られるため交通混雑が慢性化しており、また、鉄道の利便性に対する満足度が高い一方で、バスの利便性に対する満足度が低い状況もあることから、幹線道路などの整備や公共交通の確保が必要です。



にぎわいと活力のある都市

プロサッカーチームのトレーニング施設や石油備蓄基地、一倉工業団地などがありますが、雇用の場に対する満足度は低く、産業用地の開発整備が望まれていることから、スポーツを生かしたまちづくりや低未利用土地の活用などによる産業機能の充実が必要です。



安心・安全な都市

錦江湾沿いの平坦地を中心とした住宅地では、津波や土砂災害への備えが必要なエリアが広く分布しており、自然災害に対する安全性への満足度は低く、防災のまちづくりが望まれていることから、災害に強いまちづくりが必要です。



自然・歴史・文化を生かした都市

美しい自然海岸や一団の山林自然環境が残され、農業体験や学習ができる観光農業公園や、日本遺産「薩摩の武士が生きた町」に認定された喜入旧麓地区などがあり、農地・農業生産環境の維持・保全が望まれていることから、これらの保全・活用を図ることが必要です。

●喜入地域のまちづくりの資源と主要課題図

良好な農業環境と居住環境の確保が必要な農村集落地



序章
都市マスタープランについて

第1章
課題と方向性

第2章
全体構想

第3章
地域別構想
1.2. 喜入地域

第4章
構想推進のために

資料



▲ メヒルギの北限自生地



▲ 南方神社



▲ 喜入旧麓地区

【地域の資源】

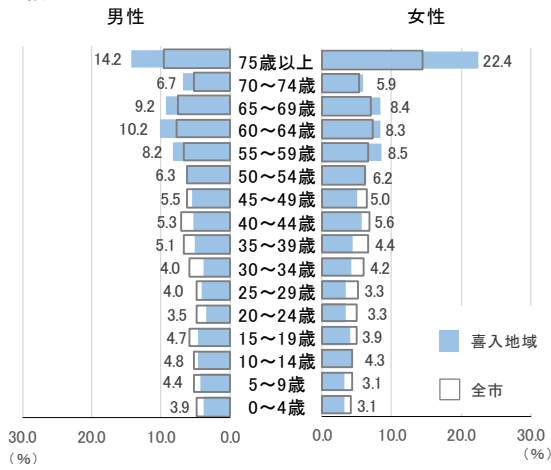
自然	①地域西部の一団の山林自然環境 ②錦江湾沿いの自然海岸 ③メヒルギの北限自生地
歴史 (史跡など)	④摩崖仏 ⑤南方神社
まち並み ・景観	⑥指宿スカイラインなどからの雄大で良好な眺望 ⑦日本遺産「薩摩の武士が生きた町」に認定された喜入旧麓地区 ⑧景観重要建造物に指定された喜入小正門、西門と石垣
公共的施設	⑨喜入公民館 ⑩観光農業公園(グリーンファーム) ⑪生見海水浴場 ⑫喜入総合体育館・運動場 ⑬マリニピア喜入 ⑭喜入地区保健センター ⑮喜入武道館 ⑯喜入農業構造改善センター
その他	⑰鹿児島ユナイテッドFCトレーニング施設



▲ 観光農業公園(グリーンファーム)

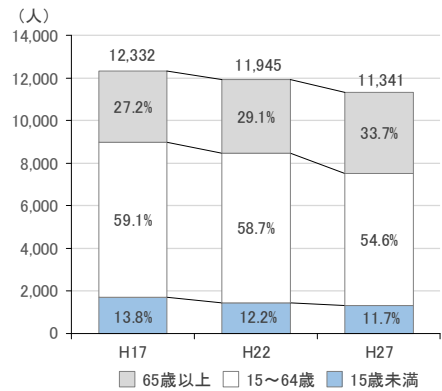
第3章 地域別構想

人口年齢構成



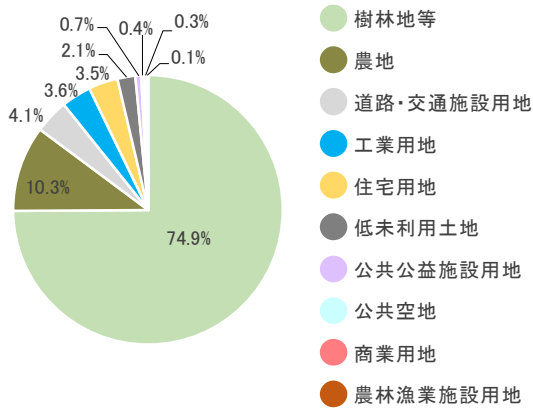
資料) 平成 27 年国勢調査

人口と年齢構成の推移



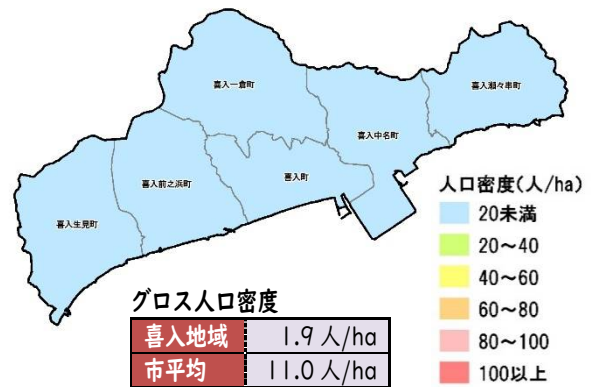
資料) 国勢調査

土地利用面積の割合



資料) 平成 30 年都市計画基礎調査

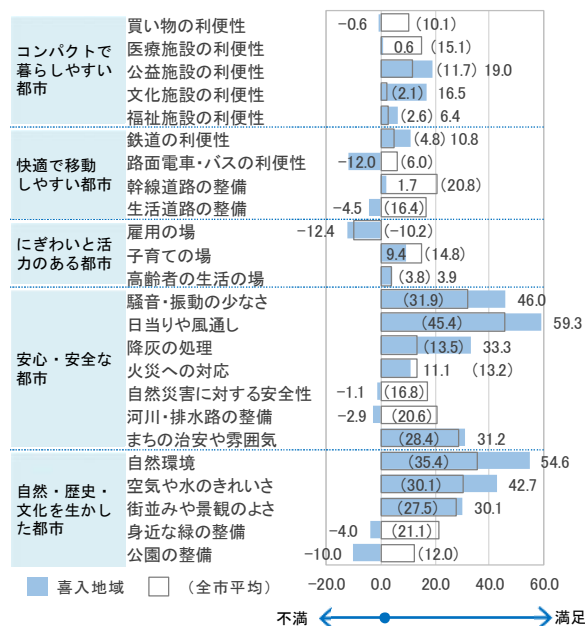
町丁目別人口密度



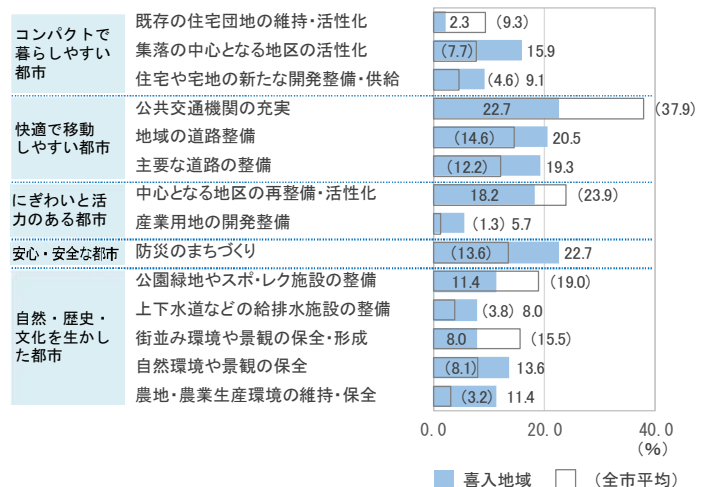
資料) 平成 27 年国勢調査

市民意識調査

地域の評価



まちづくりの優先事項



資料) 平成 29 年市民意識調査

(3) 地域のまちづくり構想



喜入支所周辺の拠点性の向上と鉄道駅周辺などにおける生活利便性の確保

- 喜入支所周辺の地域生活拠点では、都市機能の集約による拠点機能の充実を図ります。
- 瀬々串駅や中名駅周辺などの集落核では、小～中規模の店舗などの誘導による生活利便性の確保を図ります。
- 豊かな田園環境を有する農村集落では、良好な集落環境の保全を図ります。



国道226号の整備促進などによる交通の円滑化や交通手段の確保による利便性の向上

- 国道226号の整備促進などによる道路交通網の強化を図ります。
- 生活道路の整備による交通の円滑化などを図ります。
- 公共交通の利便性が低い地域では、日常生活の交通手段の確保を図ります。



臨海部などの低未利用土地の活用による産業機能の充実

- 広域交通網や臨海部の低未利用土地の活用による工業・流通などの産業の立地を促進します。
- 豊かな自然環境を生かし、クリエイティブ産業やサテライトオフィスの立地に向けた土地利用の誘導を図ります。
- プロサッカーチームのトレーニング施設を生かしたまちづくりを推進します。
- 喜入総合体育館などのスポーツ施設をスポーツ振興・健康づくりの場として活用を図ります。



津波や土砂災害などに備えた災害に強いまちづくりの推進

- 土砂災害への備えが必要な地域では、土砂災害対策を図ります。
- 八幡川などの流域では、総合的な治水対策を図ります。
- 津波災害への備えが必要な地域では、避難経路の確保を図ります。
- 緊急輸送道路などを中心とした災害に強い交通ネットワークの形成を図ります。
















自然海岸や山林などの豊かな自然環境や景観の保全・活用

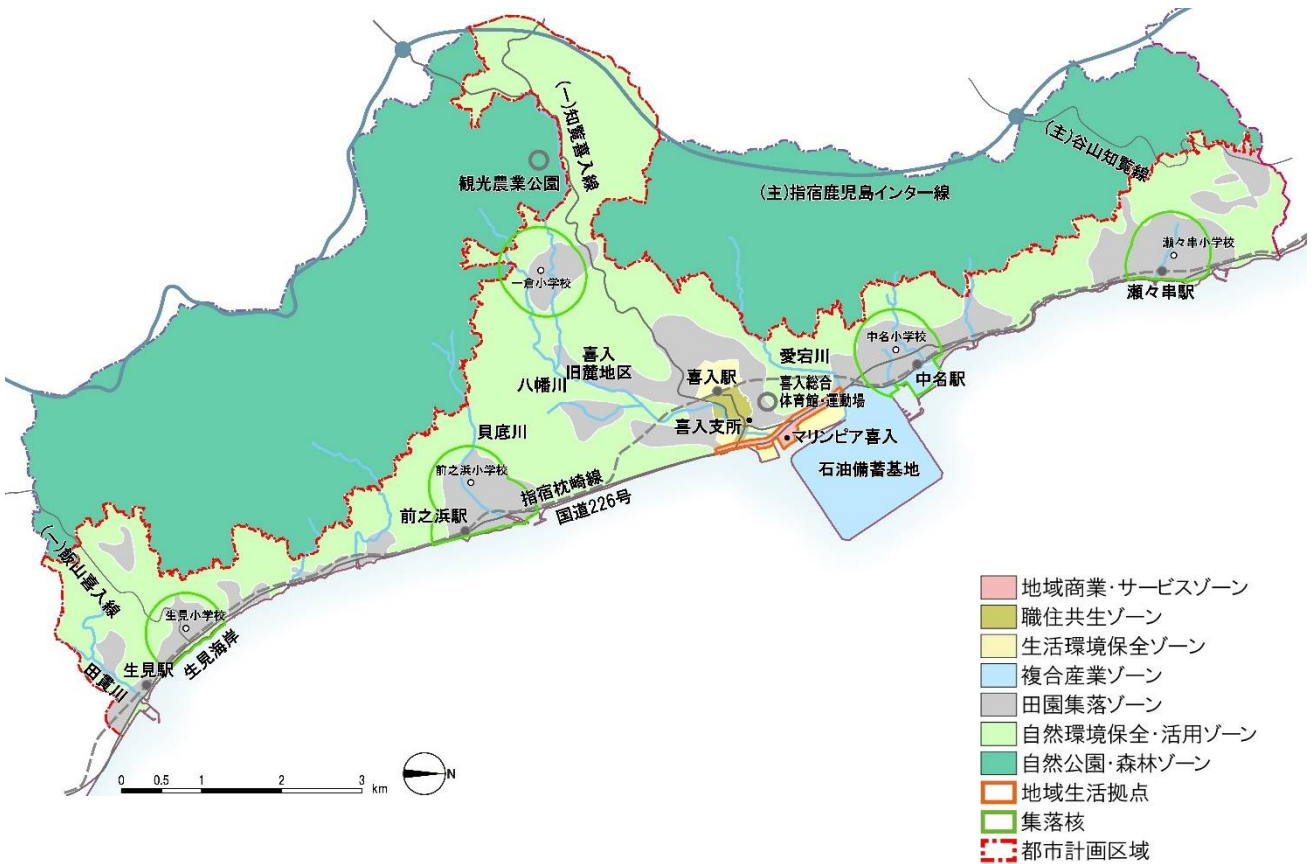
- 自然や伝統的文化が一体となった街並みが残る喜入旧麓地区では、良好な景観の保全を図ります。
- 市民との協働による緑化の促進などによる潤いある都市空間の形成を図ります。
- 公園の再整備などにより、広く市民に親しまれる公園の充実を図ります。
- 優良な農業生産環境や緑豊かな集落景観の保全・活用を図ります。
- 錦江湾沿いの自然海岸や山林などの自然環境の保全を図ります。
- 農業体験や学習ができる観光農業公園（グリーンファーム）を活用して、グリーン・ツーリズムを推進します。

(4) 地域の整備方針


◆整備方針（ゾーン毎）


- 地域商業・サービスゾーン ○地域生活拠点では、拠点機能の充実に向けて、生活利便施設の立地誘導を図ります。
- 職住共生ゾーン ○喜入支所周辺では、職住育近接型のまちづくりに向けて、働く場などの立地誘導を図ります。
- 生活環境保全ゾーン ○低層住宅を中心とした良好な居住環境を維持・保全するため、住民主導による地区計画や建築協定などの活用を促進します。
○田園環境と調和した土地利用の誘導による良好な居住環境を形成し、一定の整備水準を確保するため、開発許可の規模の引き下げなどを検討します。
- 複合産業ゾーン ○喜入港の石油備蓄基地では、広域的な物流の拠点として物流機能の充実を図ります。
○臨海部では、低未利用土地の活用による工業・流通などの産業の立地誘導を図ります。
- 田園集落ゾーン ○集落核では、生活利便施設を誘導するため、特定用途制限地域の活用を図ります。
○優良な農業生産環境や緑豊かな集落景観を保全するため、特定用途制限地域の活用を図るとともに、開発許可の規模の引き下げなどを検討します。
○クリエイティブ産業やサテライトオフィスの立地誘導を図ります。
○喜入旧麓地区では、歴史と自然環境が調和した景観形成に向けて、同地区景観計画を活用した景観づくりを促進します。
○農村集落の生活環境を改善するため、道路・公園などの計画的な整備を図ります。
- 自然環境保全・活用ゾーン ○一団の自然環境を保全するため、特定用途制限地域の活用を図るとともに、開発許可の規模の引き下げなどを検討します。
- 自然公園・森林ゾーン ○一団の山林自然環境の保全を図ります。


◆整備方針図





◆整備方針（地域全体）

- 
 - ・公共空間を多様な用途に活用するための取組の検討
 - ・空き家・空き地等の民間資源の活用

- 
 - ・国道 226 号の整備促進
 - ・県道飯山喜入線の整備促進
 - ・公共交通不便地における交通手段の確保

- 
 - ・エリアマネジメントの促進
 - ・鹿児島ユナイテッド F C トレーニング施設の活用
 - ・喜入総合体育館などの活用

- 
 - ・崖地に近接する住宅の移転促進
 - ・急傾斜地崩壊対策事業の推進及び治山事業・砂防事業の促進
 - ・八幡川などの流域における治水対策の推進
 - ・災害時の拠点や災害廃棄物の仮置場としての公共施設等の活用
 - ・危険な空き家等の解体などの促進

- 
 - ・市民や事業者などとの協働による緑化の促進
 - ・公園の再整備や安全対策の推進
 - ・民有地の借上げなどによる公園整備の推進
 - ・マリンピア喜入、生見海岸の活用
 - ・観光農業公園（グリーンファーム）を活用したグリーン・ツーリズムの推進
 - ・合併処理浄化槽の設置促進
 - ・河川環境の保全と身近に水辺が感じられる空間としての活用
 - ・森林資源の育成、漁業生産基盤の充実

13. 松元地域

(1) 地域の概況

◆地域の構成

本市の西部に位置し、多くの丘陵と渓谷からなり、河川沿岸や幹線道路沿道の限られた平坦地と主に山地で構成されています。

◆人口

人口は、約1万5千人で増加傾向にあり、人口増加率が全市で最も高くなっています。また、年少人口比率が19.5%、平均世帯人員が2.7人と全市で最も高くなっています。

◆土地利用の状況

地域の大半が「樹林地等」であり、お茶畑などの「農地」の割合も高く、支所周辺や丘陵部のガーデンヒルズ松陽台などに「住宅用地」が分布しています。

(2) 基本目標毎の現況と課題



コンパクトで暮らしやすい都市

買い物や医療施設などに対する満足度が相対的に低く、集落の中心となる地区の活性化が望まれていることから、各拠点への生活利便施設の誘導が必要です。



快適で移動しやすい都市

南九州西回り自動車道や県道鹿児島島東市来線などの幹線道路や、2つの鉄道駅を有していますが、幹線道路などの整備やバスの利便性に対する満足度が低いことから、幹線道路などの整備や公共交通の確保が必要です。



にぎわいと活力のある都市

雇用の場の満足度が低く、産業用地の開発整備が望まれていることから、多様で柔軟な働き方の実現や松元インターチェンジ周辺の広域交通網の活用などによる産業機能の充実が必要です。



安心・安全な都市

丘陵部縁辺を中心に、土砂災害に対して備えが必要なエリアが分布しており、自然災害に対する安全性や、河川・排水路の整備に対する満足度が低いことから、災害に強いまちづくりが必要です。

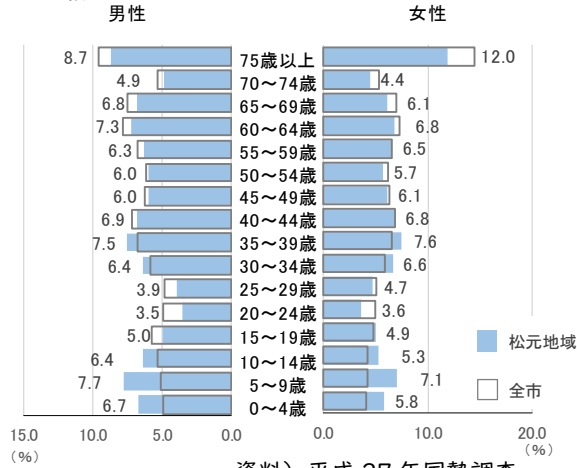


自然・歴史・文化を生かした都市

豊かな自然環境の中、地域特産物の茶などの生産が行われており、自然環境に対する満足度は高い一方、身近な緑や公園の満足度が低いことから、身近な公園・広場の創出を図るとともに、豊かな地域資源の保全・活用を図ることが必要です。

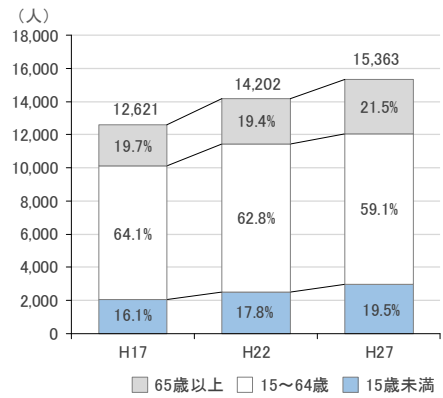
第3章 地域別構想

人口年齢構成



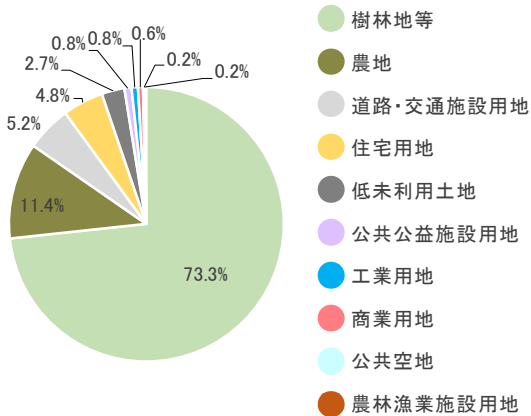
資料) 平成 27 年国勢調査

人口と年齢構成の推移



資料) 国勢調査

土地利用面積の割合



資料) 平成 30 年都市計画基礎調査

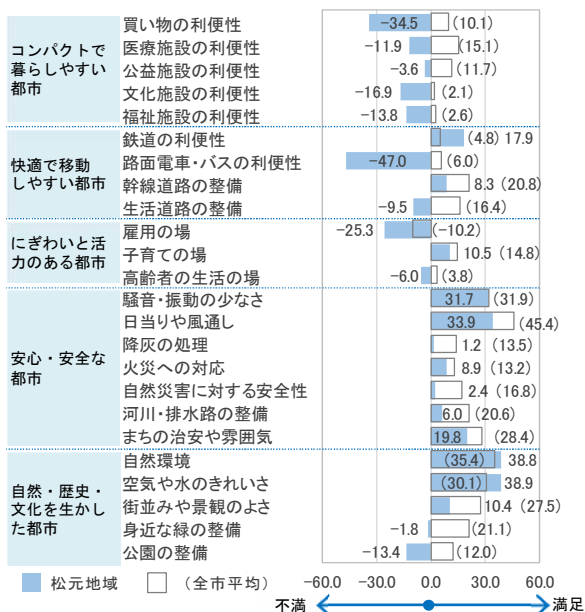
町丁目別人口密度



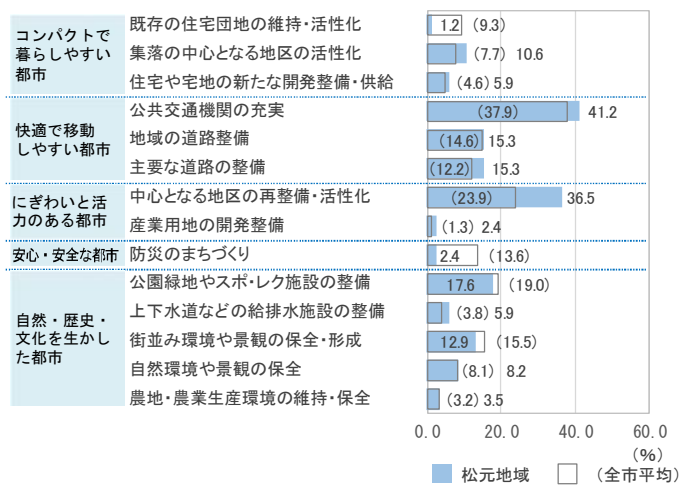
資料) 平成 27 年国勢調査

市民意識調査

地域の評価



まちづくりの優先事項



資料) 平成 29 年市民意識調査

(3) 地域のまちづくり構想



薩摩松元駅周辺などの拠点性の向上と農村集落における生活利便性の確保

- 薩摩松元駅周辺や春山小学校周辺などの地域生活拠点では、都市機能の集約による拠点機能の充実を図ります。
- 石谷小学校や東昌小学校周辺の集落核では、小～中規模の店舗などの誘導による生活利便性の確保を図ります。
- 豊かな田園環境を有する農村集落では、良好な集落環境の保全を図ります。



県道永吉入佐鹿児島線線の整備促進などによる交通の円滑化や交通手段の確保による利便性の向上

- 県道永吉入佐鹿児島線線の整備促進などによる道路交通網の強化を図ります。
- 生活道路の整備による交通の円滑化などを図ります。
- 公共交通の利便性が低い地域では、日常生活における交通手段の確保を図ります。



松元インターチェンジ周辺などにおける産業機能の充実

- 広域交通網や幹線道路沿道の低未利用土地の活用による工業・流通などの産業の立地を促進します。
- 豊かな自然環境を生かし、クリエイティブ産業やサテライトオフィスの立地に向けた土地利用の誘導を図ります。
- 松元平野岡体育館などのスポーツ施設をスポーツ振興・健康づくりの場として活用を図ります。



浸水や土砂災害などに備えた災害に強いまちづくりの推進

- 土砂災害への備えが必要な地域では、土砂災害対策を図ります。
- 下谷口川などの流域では、総合的な治水対策を図ります。
















豊かな自然環境や特徴的な景観の保全・活用

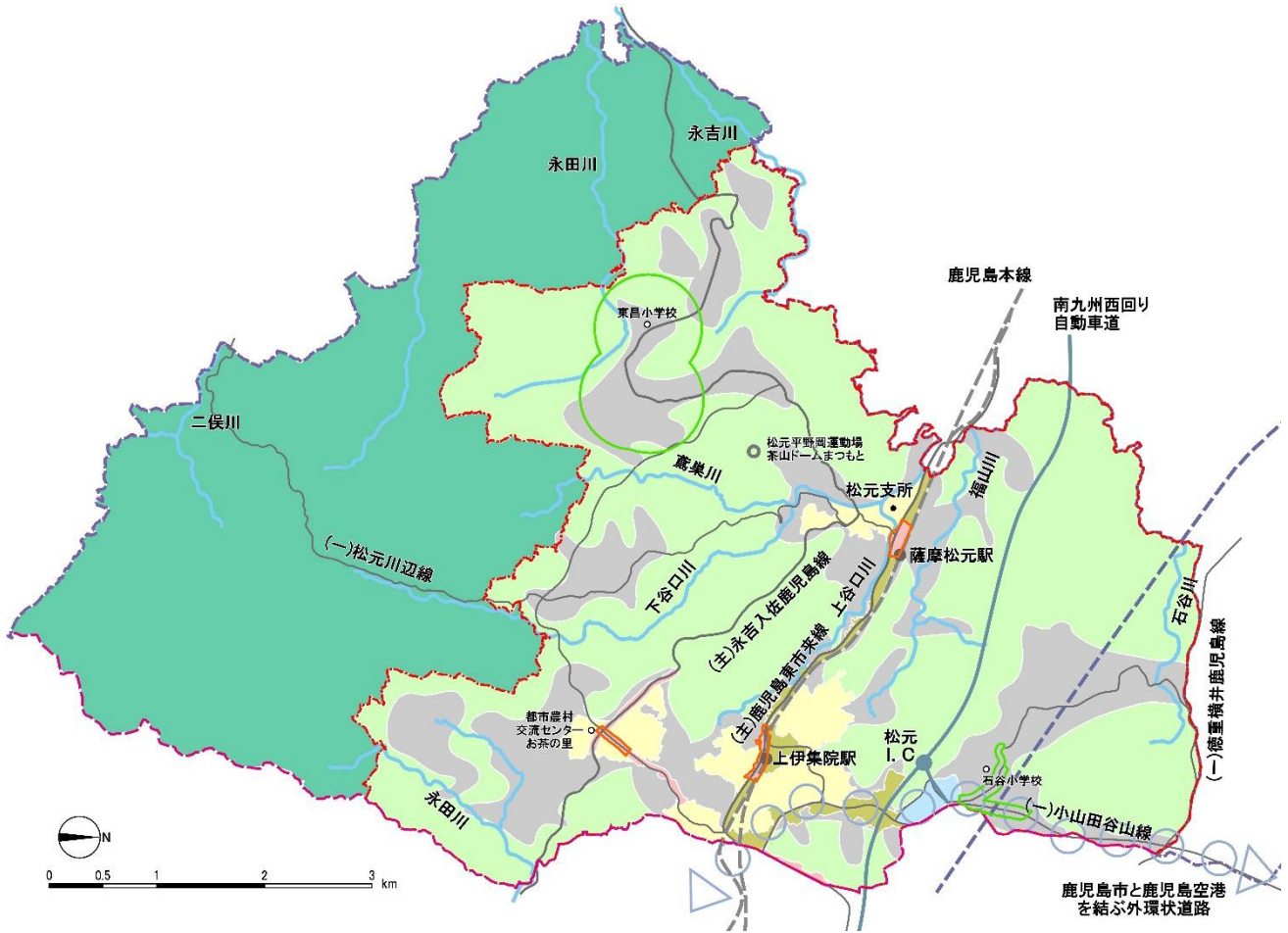
- 茶畑などの特徴的な景観が残る地区では、良好な景観の保全を図ります。
- 市民との協働による緑化の促進などによる潤いある都市空間の形成を図ります。
- 公園の再整備などにより、広く市民に親しまれる公園の充実を図ります。
- 優良な農業生産環境や緑豊かな集落景観の保全・活用を図ります。
- 都市農村交流センターお茶の里を活用して、グリーン・ツーリズムを推進します。

(4) 地域の整備方針

◆整備方針（ゾーン毎）

- 地域商業・サービスゾーン ○地域生活拠点では、拠点機能の充実に向けて、生活利便施設の立地誘導を図ります。
- 職住共生ゾーン ○県道鹿児島東市来線などの沿道では、職住育近接型のまちづくりに向けて、働く場などの立地誘導を図ります。
- 生活環境保全ゾーン ○低層住宅を中心とした良好な居住環境を維持・保全するため、住民主導による地区計画や建築協定などの活用を促進します。
○都市基盤が未整備の住宅地では、生活環境の改善や子供の遊び場などの確保に向けて、生活道路や公園の計画的な整備を推進します。
○田園環境と調和した土地利用の誘導による良好な居住環境を形成し、一定の整備水準を確保するため、開発許可の規模の引き下げなどを検討します。
- 複合産業ゾーン ○広域交通網の活用などによる工業・流通系などの立地誘導を図ります。
- 田園集落ゾーン ○集落核では、生活利便施設を誘導するため、特定用途制限地域の活用を図ります。
○優良な農業生産環境や緑豊かな集落景観を保全するため、特定用途制限地域の活用を図るとともに、開発許可の規模の引き下げなどを検討します。
○クリエイティブ産業やサテライトオフィスの立地誘導を図ります。
○農村集落の生活環境を改善するため、道路・公園などの計画的な整備を図ります。
- 自然環境保全・活用ゾーン ○一団の自然環境を保全するため、特定用途制限地域の活用を図るとともに、開発許可の規模の引き下げなどを検討します。
○特徴的な景観を形成する茶畑などの田園風景の保全を図ります。
- 自然公園・森林ゾーン ○一団の山林自然環境の保全を図ります。

◆整備方針図



- 地域商業・サービスゾーン
- 職住共生ゾーン
- 生活環境保全ゾーン
- 複合産業ゾーン
- 田園集落ゾーン
- 自然環境保全・活用ゾーン
- 自然公園・森林ゾーン
- 地域生活拠点
- 集落核
- 都市計画区域

- 河川
- 自動車専用道路・インターチェンジ
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 鉄道・駅

◆整備方針（地域全体）



- ・公共空間を多様な用途に活用するための取組の検討
- ・空き家・空き地等の民間資源の活用



- ・県道永吉入佐鹿児島線・県道松元川辺線の整備促進
- ・公共交通不便地における交通手段の確保



- ・エリアマネジメントの促進
- ・松元平野岡体育館や茶山ドームまつもとの活用



- ・崖地に近接する住宅の移転促進
- ・急傾斜地崩壊対策事業の推進及び治山事業・砂防事業の促進
- ・下谷口川などの流域における治水対策の推進
- ・災害時の拠点や災害廃棄物の仮置場としての公共施設等の活用
- ・危険な空き家等の解体などの促進



- ・市民や事業者などとの協働による緑化の促進
- ・公園の再整備や安全対策の推進
- ・民有地の借上げなどによる公園の整備
- ・都市農村交流センターお茶の里を活用したグリーン・ツーリズムの推進
- ・合併処理浄化槽の設置促進

14. 郡山地域

(1) 地域の概況

◆地域の構成

本市の北西部、甲突川の上流域に位置し、周りを山々に囲まれ、河川沿岸や幹線道路沿道の限られた平坦地と山地で構成されています。

◆人口

人口は約 7 千 3 百人で減少傾向にあり、老年人口比率は 34.1%と桜島地域に次いで高い状況です。

◆土地利用の状況

地域の大半は「樹林地等」であり、水田などの「農地」の割合も高く、郡山支所周辺や郡山中央土地区画整理事業施行区域などに「住宅用地」が分布しています。

(2) 基本目標毎の現況と課題



コンパクトで暮らしやすい都市

国道 328 号沿道の一部には、生活利便施設が立地していますが、買い物や医療施設の利便性に対する満足度が低い状況です。集落の中心となる地区の活性化が望まれていることから、各拠点への生活利便施設の誘導が必要です。



快適で移動しやすい都市

国道 328 号や県道川内郡山線などの広域的な幹線道路の整備が進みつつありますが、一部に未整備区間が見られるほか、農村集落などでは、公共交通の不便な地域もあることから、幹線道路などの整備や公共交通の確保が必要です。



にぎわいと活力のある都市

雇用の場に対する満足度が低いことから、多様で柔軟な働き方の実現に向けた環境整備を推進するとともに、高齢者の生活の場に対する満足度が低いことから、郡山総合運動場などスポーツ振興や健康づくりの場として活用することが必要です。



安心・安全な都市

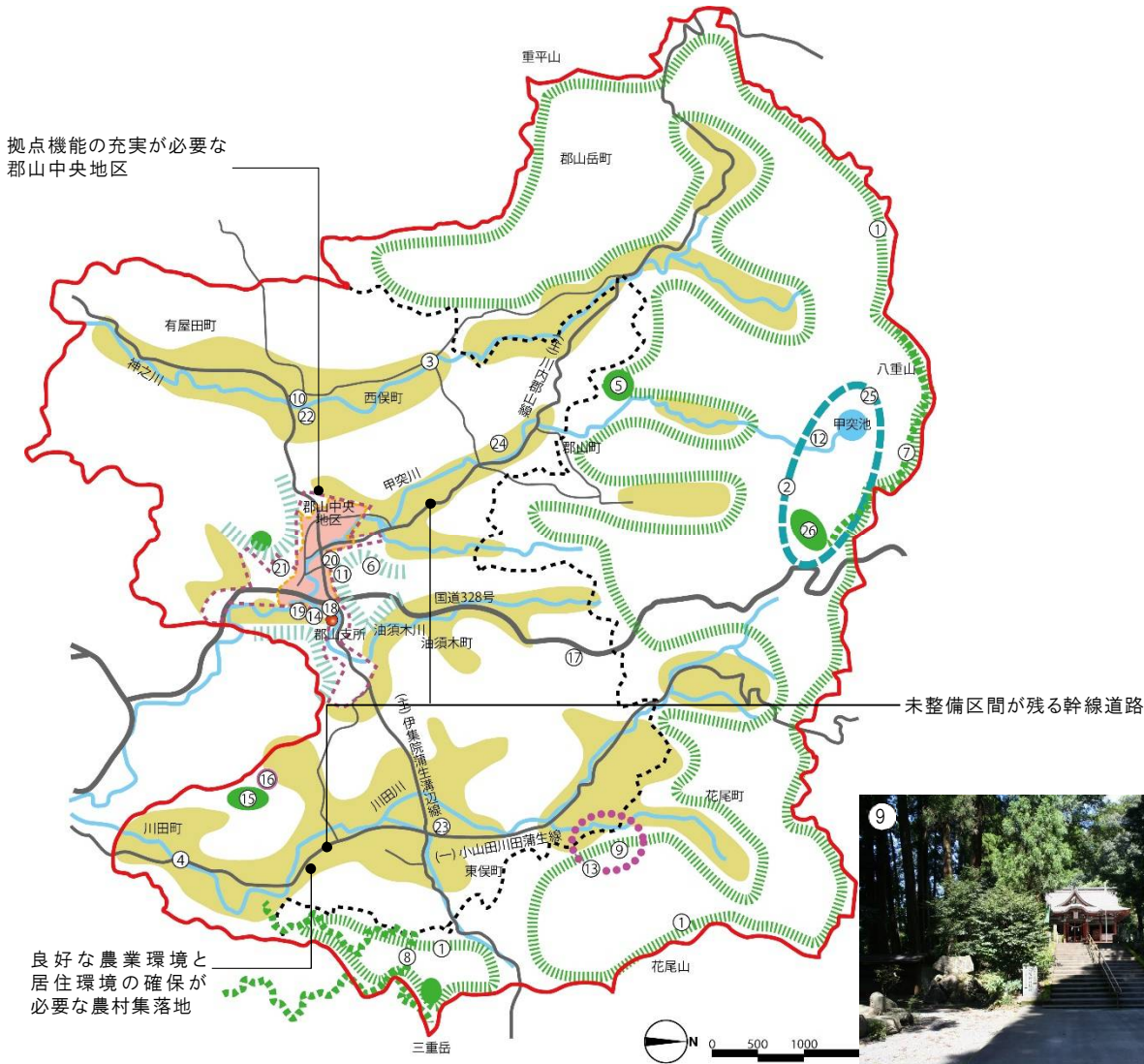
農村地域などでは、土砂災害に対して備えが必要なエリアが広く分布するとともに、一部の地域が川内原発から 30 km圏内に位置していることから、原子力災害への対策に引き続き取り組むなど、災害に強いまちづくりが必要です。



自然・歴史・文化を生かした都市

豊富な温泉や花尾神社などの史跡に加え、八重の棚田などの美しい田園景観や豊かな自然環境が残されており、農地・農業生産環境の維持・保全が望まれていることから、これらの保全・活用を図ることが必要です。

●郡山地域のまちづくりの資源と主要課題図



▲ 花尾神社



▲ 八重の棚田地区



▲ 八重の里

【地域の資源】

自然	①八重山・花尾山・三重岳周辺の一団の山林自然環境 ②甲突川源流部の自然環境 ③郡山の轟の滝 ④川田の轟の滝 ⑤千年の森 ⑥市街地に隣接し良好な市街地景観の背景となる斜面緑地 ⑦八重山自然遊歩道 ⑧三重岳自然遊歩道
歴史 (史跡等)	⑨花尾神社 ⑩智賀尾神社 ⑪郡山城の山城跡
まち並み ・景観	⑫山並みの豊かな緑に囲まれた棚田と市街地・桜島への眺望景観を有する八重の棚田地区 ⑬花尾神社周辺の歴史資源
公共的施設	⑭郡山公民館 ⑮郡山総合運動場、郡山体育館 ⑯温泉活用型施設（スパランド裸・楽・良） ⑰農産物直売所（八重の里） ⑱郡山地区保健センター、郡山中央構造改善センター ⑲高齢者福祉センター郡山 ⑳郡山児童センター ㉑郡山畜産センター ㉒西有里研修館 ㉓郡山東部研修館 ㉔郡山常盤コミュニティセンター ㉕八重棚田館 ㉖八重山公園

序章
都市マスタープランについて

第1章
課題と方向性

第2章
全体構想

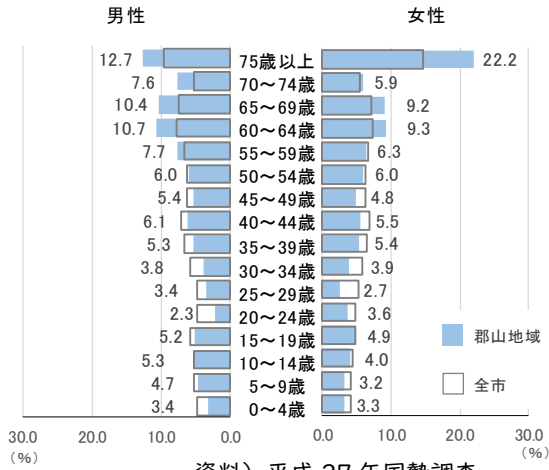
第3章 地域別構想
14. 郡山地域

第4章
構想推進のために

資料

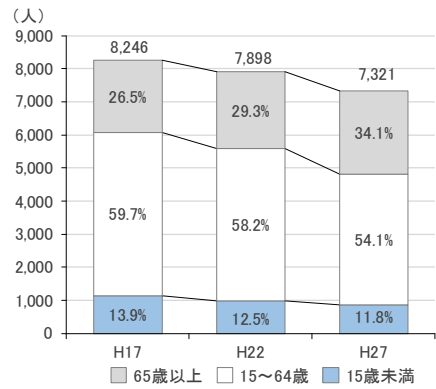
第3章 地域別構想

人口年齢構成



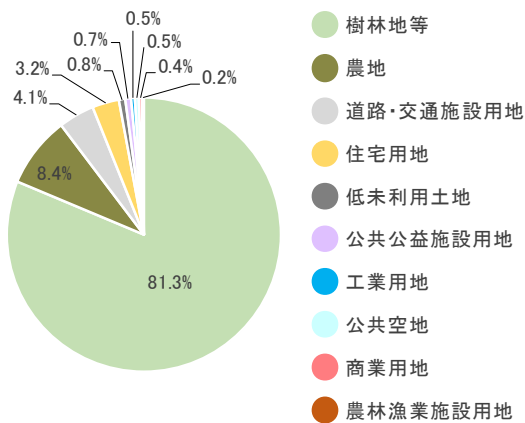
資料) 平成 27 年国勢調査

人口と年齢構成の推移



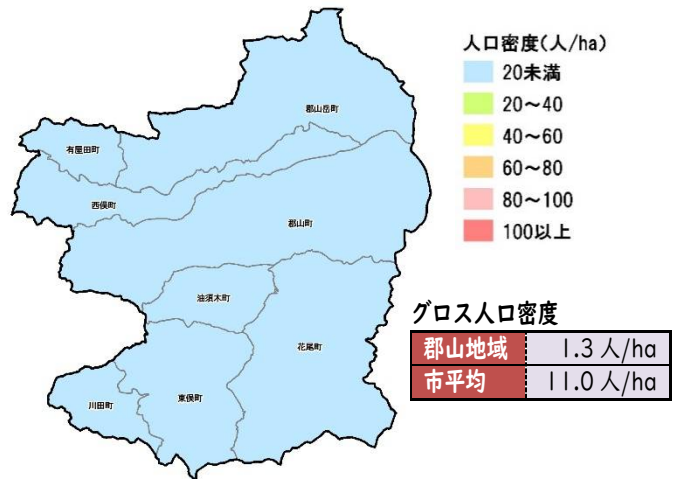
資料) 国勢調査

土地利用面積の割合



資料) 平成 30 年都市計画基礎調査

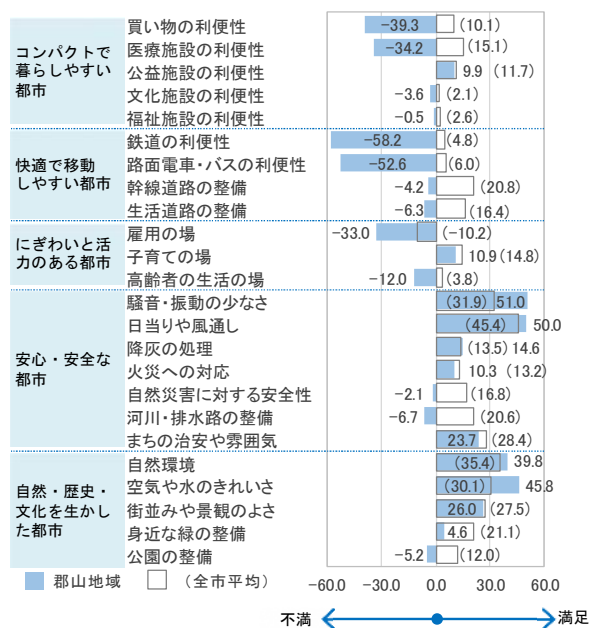
町丁目別人口密度



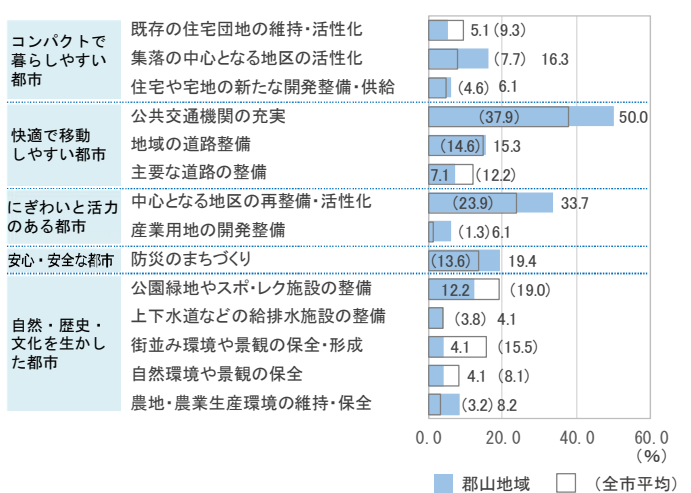
資料) 平成 27 年国勢調査

市民意識調査

地域の評価



まちづくりの優先事項



資料) 平成 29 年市民意識調査

(3) 地域のまちづくり構想



県道伊集院蒲生溝辺線沿道の拠点性の向上と農村集落における生活利便性の確保

- 郡山支所から郡山小学校にかけての県道伊集院蒲生溝辺線沿道の地域生活拠点では、都市機能の集約による拠点機能の充実を図ります。
- 花尾小学校や南方小学校周辺の集落核では、小～中規模の店舗などの誘導による生活利便性の確保を図ります。
- 豊かな田園環境を有する農村集落では、良好な集落環境の保全を図ります。



県道川内郡山線の整備促進などによる交通の円滑化や交通手段の確保による利便性の向上

- 県道川内郡山線の整備促進などによる道路交通網の強化を図ります。
- 生活道路の整備による交通の円滑化などを図ります。
- 公共交通の利便性が低い地域では、日常生活の交通手段の確保を図ります。
- 土地区画整理事業などにあわせ、人にやさしい歩行空間の形成を図ります。



幹線道路沿道における職住育近接型のまちづくりの推進

- 幹線道路沿道では、職住育近接型のまちづくりに向けて働く場などの立地誘導を図ります。
- 豊かな自然環境を生かし、クリエイティブ産業やサテライトオフィスの立地に向けた土地利用の誘導を図ります。
- 郡山総合運動場などのスポーツ・レクリエーション施設では、スポーツ振興、健康づくりの場として活用を図ります。



土地区画整理事業の推進などによる安心・安全な市街地の形成

- 土砂災害への備えが必要な地域では、土砂災害対策を図ります。
- 甲突川などの流域では、総合的な治水対策を図ります。
- 原子力災害時の避難経路となる国道328号や県道川内郡山線などの整備を促進します。
- 土地区画整理事業の推進などによる良好な生活環境の形成を図ります。



八重の棚田地区などの景観や豊かな自然環境の保全・活用

- 本市特有の景観が残る八重の棚田地区では、良好な景観を保全します。
- 市民との協働による緑化の促進などによる潤いある都市空間の形成を図ります。
- 公園の再整備などにより、広く市民に親しまれる公園の充実を図ります。
- 土地区画整理事業などにより、住民とのふれあいの場となる公園などの整備を図ります。
- 優良な農業生産環境や緑豊かな集落景観の保全・活用を図ります。
- 甲突川などの河川環境を保全するとともに、身近に水辺が感じられる空間として活用を図ります。
- 豊かな自然や農地を生かし、グリーン・ツーリズムを推進します。

(4) 地域の整備方針

◆整備方針（ゾーン毎）

- 地域商業・サービスゾーン

○地域生活拠点では、拠点機能の充実に向けて、生活利便施設の立地誘導を図ります。📍
- 職住共生ゾーン

○国道328号や県道伊集院蒲生溝辺線沿道では、職住育近接型のまちづくりに向けて、働く場などの立地誘導を図ります。📍
- 生活環境保全ゾーン

○郡山中央地区では、良好な生活環境を形成するため、土地区画整理事業を推進します。📍

○低層住宅を中心とした良好な居住環境を維持・保全するため、住民主導による地区計画や建築協定などの活用を促進します。📍

○都市基盤が未整備の住宅地では、生活環境の改善や子供の遊び場などの確保に向けて、生活道路や公園の計画的な整備を推進します。📍

○田園環境と調和した土地利用の誘導による良好な居住環境を形成し、一定の整備水準を確保するため、開発許可の規模の引き下げなどを検討します。📍
- 田園集落ゾーン

○集落核では、生活利便施設を誘導するため、特定用途制限地域の活用を図ります。📍

○優良な農業生産環境や緑豊かな集落景観を保全するため、特定用途制限地域の活用を図るとともに、開発許可の規模の引き下げなどを検討します。📍

○クリエイティブ産業やサテライトオフィスの立地誘導を図ります。📍

○農村集落の生活環境を改善するため、道路・公園などの計画的な整備を図ります。📍
- 自然環境保全・活用ゾーン

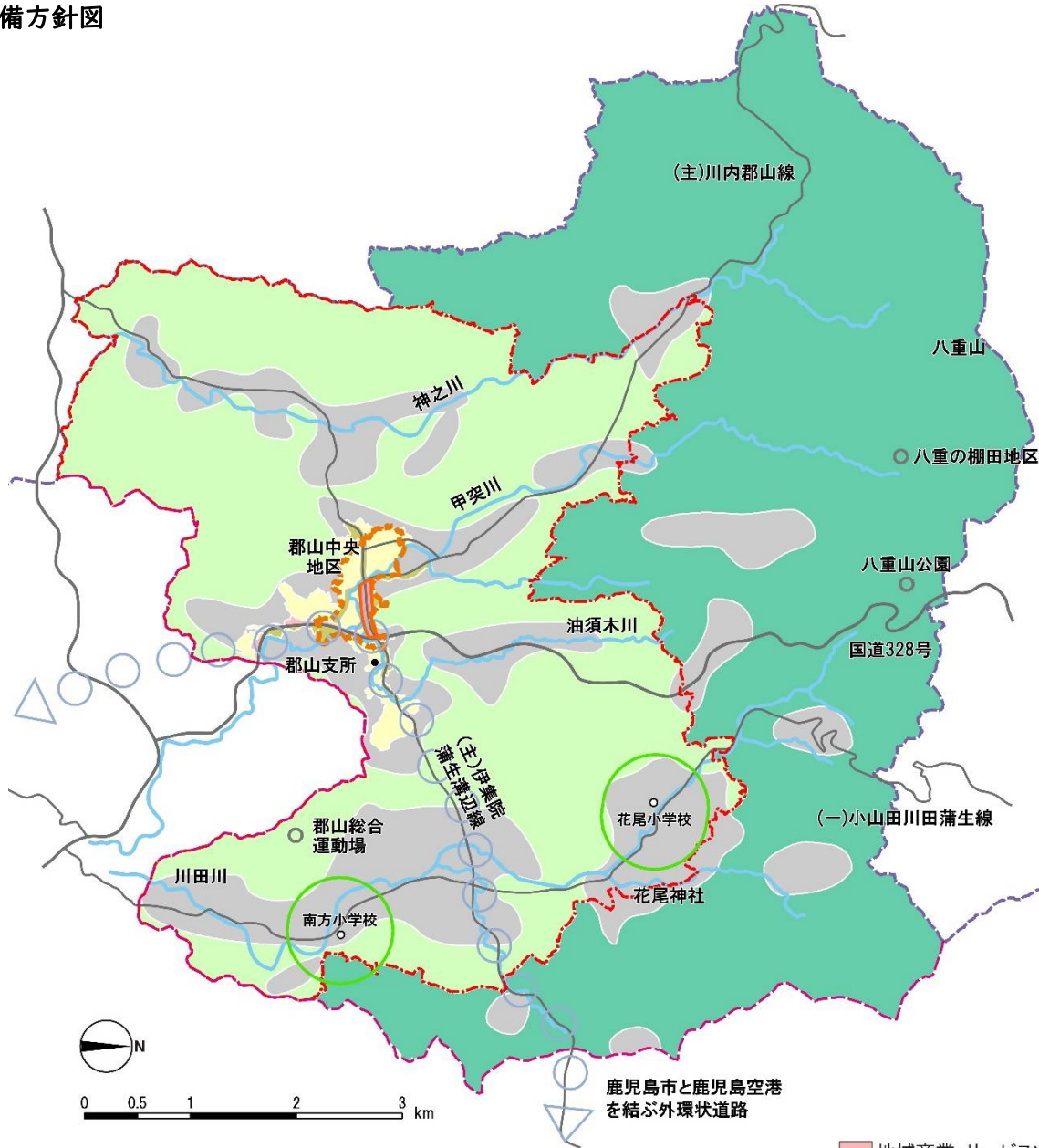
○一団の自然環境を保全するため、特定用途制限地域の活用を図るとともに、開発許可の規模の引き下げなどを検討します。📍
- 自然公園・森林ゾーン

○八重の棚田地区では、美しい田園景観を保全するため、同地区景観計画を活用した景観づくりを促進します。📍

○花尾神社周辺では、豊かな自然環境や歴史的空間を保全するとともに、自然とのふれあいを深める場として有効活用を図ります。📍

○八重山を中心とした一団の山林自然環境の保全を図ります。📍

◆整備方針図



◆整備方針（地域全体）



- ・公共空間を多様な用途に活用するための取組の検討
- ・空き家・空き地等の民間資源の活用



- ・県道伊集院蒲生溝辺線・県道川内郡山線の整備促進
- ・公共交通不便地における交通手段の確保



- ・エリアマネジメントの促進
- ・郡山総合運動場などの活用



- ・崖地に近接する住宅の移転促進
- ・急傾斜地崩壊対策事業の推進及び治山事業・砂防事業の促進
- ・甲突川などの流域における治水対策の推進
- ・原子力災害時の避難経路の整備促進
- ・災害時の拠点や災害廃棄物の仮置場としての公共施設等の活用
- ・危険な空き家等の解体などの促進



- ・市民や事業者などとの協働による緑化の促進
- ・公園の再整備や安全対策の推進
- ・民有地の借上げなどによる公園整備の推進
- ・合併処理浄化槽の設置促進
- ・八重山公園、八重山自然遊歩道などの活用
- ・河川環境の保全と身近に水辺が感じられる空間としての活用

- 地域商業・サービスゾーン
- 職住共生ゾーン
- 生活環境保全ゾーン
- 田園集落ゾーン
- 自然環境保全・活用ゾーン
- 自然公園・森林ゾーン
- 地域生活拠点
- 集落核
- 都市計画区域
- 河川
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 土地区画整理事業の実施地区

第4章 構想推進のために

1. 構想推進のための基本方針

これからのまちづくりには、地域が持つ魅力や資源を生かし、多様化している市民のニーズに応じていく、きめ細かな取組が必要です。

また、身近なまちづくりについて、市民自らが主体的に参画しようとする動きが広がるなか、これまで以上に市民参加を実効性のあるものとする必要があります。

本市では、行政からのまちづくり情報の積極的な発信・提供や、市民、地域団体、NPO、事業者などの多様な主体による協働のまちづくりを進めていきます。

市民や企業の発意・企画を生かしたきめ細かく柔軟な都市計画の決定や運用など、市民や企業の力を活用する制度の導入などによって、効果的・効率的なまちづくりを実現していきます。

(1) 多様な主体による協働のまちづくり

市民や地域団体、NPO、事業者などの多様な主体が自ら考え、協力しながら、一体的に取り組めるよう「地域共創」の視点を取り入れたまちづくりに取り組みます。

(2) 都市マスタープランに掲げる施策の実現

本プランの市民への周知を図るとともに、市民参画を促進しながら、計画に基づく施策の着実な実現を図ります。

2. 構想推進のための実施方針

(1) 都市計画・まちづくりに関する情報の共有

多様な主体による協働のまちづくりを行うためには、主体間でまちづくりに関する情報を共有することが必要です。

このため、本市では、まちづくりに関心のある市民などが、情報を容易に入手でき、わかりやすく、使いやすい環境整備を推進します。

また、これらの情報について、広報紙や各種の印刷物、市のホームページ、SNSなどのさまざまな媒体を活用して、まちづくりの主体間での共有を図ります。これらの取組には、情報通信技術をはじめとする新たな技術を積極的に取り入れます。

(2) 地域のまちづくり活動への支援

① 参画の促進

本市では、市政出前トークや、ワークショップなどに取り組むことで、まちづくりへの関心を高め、参画しやすい環境づくりを図ります。

また、都市計画制度について市民の理解を深めるとともに、都市計画提案制度の活用などによる市民参画を促進します。

② 地域のまちづくり活動への支援

本市では、小学校区を単位に「地域コミュニティ協議会」を設立し、地域住民が主体的に地域課題の解決に取り組むことを目指しています。また、市民や地域の自主的なまちづくり活動に対して、アドバイザーの派遣などによる助言や支援制度を検討し、地域主体のまちづくり活動を促進します。

(3) 市民参画によるまちづくりの実現手法

多様な主体による協働のまちづくりを実現するために、以下の制度を活用し、市民参画を促進します。なお、制度の活用には、本市総合計画や本プランとの整合が必要です。

都市計画提案制度	都市計画の決定や変更について、土地所有者などが提案することができる制度
地区計画	地区の特性に応じたきめ細かな土地利用などのルールを、土地所有者などの意見を踏まえて定める制度
建築協定、景観協定、緑地協定	土地所有者などの合意に基づいて、土地利用などのルールを定める制度

資料

第二次かごしま都市マスタープランの策定経緯

(1) かごしま都市マスタープランの見直し経過

2017（平成27）年度

- ・ 市民意識調査の実施

2018（平成30）年度

- ・ 都市計画基礎調査の実施
- ・ 第1回策定検討委員会幹事会の開催
- ・ 第1回策定検討委員会の開催
- ・ 第1回策定協議会の開催

本市の現況と都市づくりの課題の協議等

2019（令和元）年度

- ・ 第2回策定検討委員会幹事会の開催
- ・ 第2回策定検討委員会の開催
- ・ 第2回策定協議会の開催

今後取り組むべき都市づくりの課題と方向性の協議等

2020（令和2）年度

- ・ 第3回策定検討委員会幹事会の開催
- ・ 第3回策定検討委員会の開催
- ・ 第3回策定協議会の開催

かごしま都市マスタープランの骨子案の協議等

2021（令和3）年度

- ・ 第4～6回策定検討委員会幹事会の開催
- ・ 第4回策定検討委員会の開催
- ・ 第4回策定協議会の開催

かごしま都市マスタープラン（素案）の作成

- ・ 都市計画審議会への報告
- ・ パブリックコメント手続の実施 ※予定
- ・ 地域別意見交換会の実施 ※予定
- ・ 第7回策定検討委員会幹事会の開催 ※予定
- ・ 第5回策定検討委員会の開催 ※予定
- ・ 第5回策定協議会の開催 ※予定

かごしま都市マスタープラン（原案）の作成 ※予定

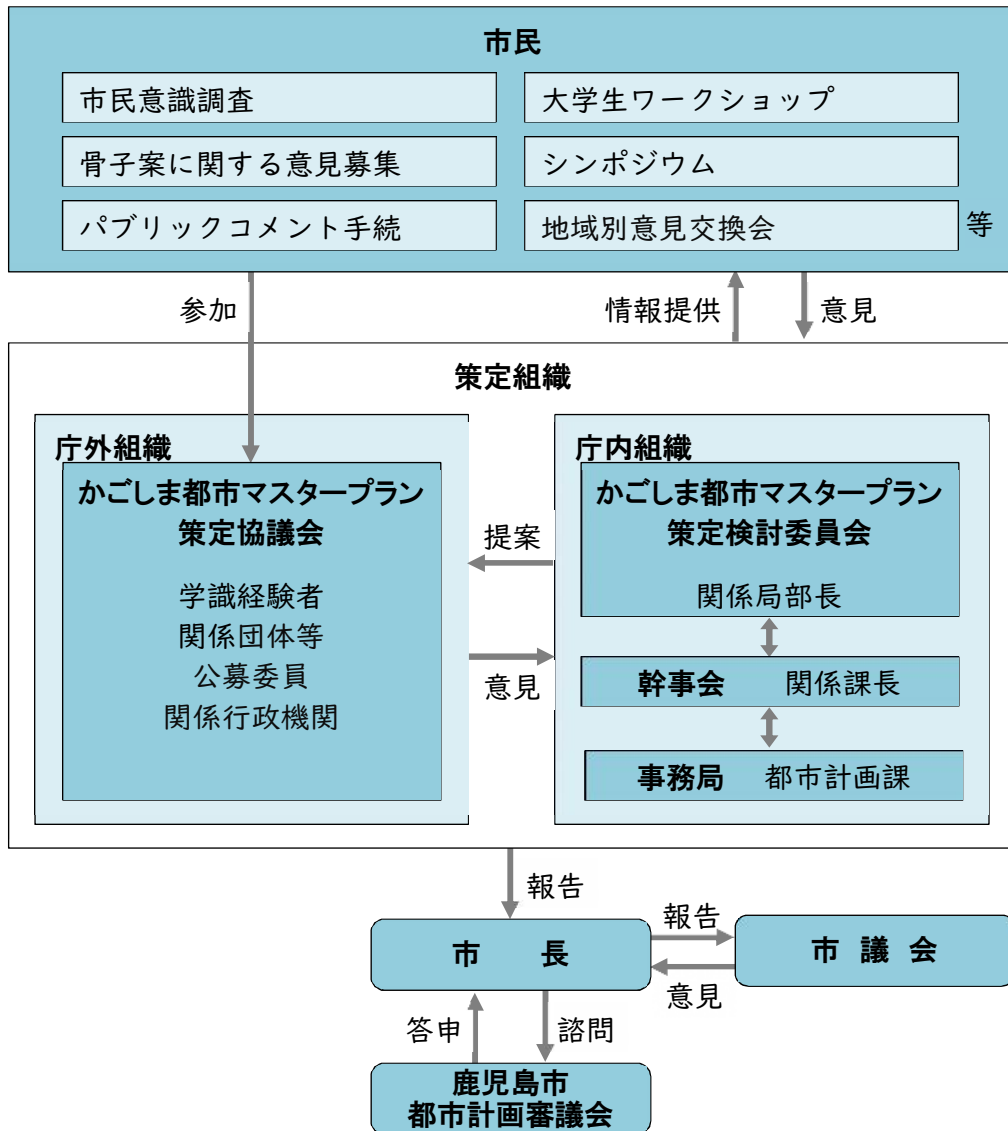
- ・ 鹿児島市都市計画審議会への諮問・答申 ※予定

かごしま都市マスタープランの策定 ※予定

- ・ 県知事への通知 ※予定

(2) 検討体制

第二次かごしま都市マスタープランは、以下の体制で検討を行い、策定しました。



(3) 各種会議の委員名簿

① かがしま都市マスタープラン策定協議会

[会長：石塚 孔信、会長代行：内田 一平]

選任区分	氏名	職名	備考
学識経験者	石塚 孔信	鹿児島大学法文学部教授	
	内田 一平	鹿児島工業高等専門学校都市環境デザイン工学科准教授	
	馬場 美紀子	馬場美紀子法律事務所	
	小山 雄資	鹿児島大学大学院理工学研究科准教授	
	志賀 玲子	志学館大学法学部教授	
関係団体等	新崎 恭史	株式会社日本政策投資銀行南九州支店長	前任者：中村 航洋(第1回まで)
	西 みやび	西みやび事務所代表	
	萩元 千博	公益社団法人鹿児島県バス協会長	前任者：岩崎 芳太郎(第3回まで)
	檜林 繁	公益財団法人鹿児島県観光コンベンション協会事務局長	
	川畑 孝則	鹿児島商工会議所副会頭	
	福永 浩司	鹿児島経済同友会鹿児島活性化委員会委員長	
	亀井 加奈子	公益社団法人鹿児島青年会議所会員	
	緒方 由美子	鹿児島みらい農業協同組合理事	
	矢上 愛	鹿児島市子育てサークル連絡協議会会員	
	塩川 哲郎	公益財団法人かがしま環境未来財団理事	
永山 恵子	社会福祉法人鹿児島市社会福祉協議会副会長		
公募委員	江口 まさよ	公募市民	
	原村 京子	公募市民	
	福岡 華	公募市民	
	古市 浩二	公募市民	
	宮之原 明子	公募市民	
関係行政機関	鳥澤 秀夫	国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長	前任者：鈴木 淳(第3回まで)
	中原 禎弘	国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局長	前任者：古川 浩之(第1回まで) 前任者：脇野 正博(第2回まで) 前任者：金平 成市(第3回まで)
	保利 修	国土交通省九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所長	前任者：甲斐 信治(第2回まで)
	松本 俊一	鹿児島県鹿児島地域振興局長	前任者：井多原 章一(第2回まで) 前任者：寺地 浩一(第3回まで)
	松枝 岩根	鹿児島市副市長	前任者：松山 芳英(第3回まで)

② かがしま都市マスタープラン策定検討委員会

[会長：建設局担当副市長、副会長：建設局長]

総務局長	市立病院事務局長
企画財政局長	交通局長
危機管理局长	水道局長
市民局長	船舶局長
環境局長	教育委員会管理部長
健康福祉局長	建設管理部長
こども未来局長	都市計画部長
産業局長	建築部長
観光交流局長	道路部長
消防局長	

③ かごしま都市マスタープラン策定検討委員会幹事会

〔座長：都市計画部長〕

税務部資産税課長	都市計画部都市景観課長
企画部政策企画課長	都市計画部土地利用調整課長
企画部交通政策課長	都市計画部市街地まちづくり推進課長
財務部管財課長	都市計画部区画整理課長
財務部財政課長	建築部建築指導課長
危機管理部危機管理課長	建築部住宅課長
危機管理部安心安全課長	道路部道路建設課長
市民文化部地域振興課長	道路部街路整備課長
環境部環境政策課長	道路部谷山建設課長
すこやか長寿部健康総務課長	消防局警防課長
こども未来局こども政策課長	市立病院事務局経営管理課長
産業振興部産業政策課長	交通局総合企画課長
農林水産部農政総務課長	水道局水道部水道整備課長
観光交流部観光プロモーション課長	水道局下水道部下水道建設課長
建設管理部管理課長	船舶局総務課長
建設管理部公園緑化課長	教育委員会管理部総務課長
建設管理部河川港湾課長	

(4) かごしま都市マスタープランの改定に係る会議等の開催状況

会議等の名称	開催日	主な協議項目
市議会建設委員会	2017年9月25日	・市民意識調査実施の報告
第1回策定検討委員会幹事会	2018年2月21日	・計画の趣旨と位置づけ ・現況と都市づくりの課題
第1回策定検討委員会	3月14日	・項目は第1回策定検討委員会幹事会と同じ
第1回策定協議会	3月18日	・項目は第1回策定検討委員会と同じ
第2回策定検討委員会幹事会	2019年5月24日	・社会情勢の変化に対する取組状況 ・今後取り組むべき都市づくりの課題と方向性
市議会建設委員会	6月21日	・市民意識調査結果の報告
第2回策定検討委員会	7月11日	・項目は第2回策定検討委員会幹事会と同じ
第2回策定協議会	8月1日	・項目は第2回策定検討委員会と同じ
第3回策定検討委員会幹事会	2020年6月9日	・骨子案
第3回策定検討委員会	7月15日	・項目は第3回策定検討委員会幹事会と同じ
第3回策定協議会	8月17日	・項目は第3回策定検討委員会と同じ
市議会建設消防委員会	9月17日	・骨子案報告
第4回策定検討委員会幹事会	2021年4月16日	・素案
第5回策定検討委員会幹事会	5月26日	・素案
第6回策定検討委員会幹事会	6月18日	・素案
第4回策定検討委員会	7月14日	・項目は第4～6回策定検討委員会幹事会と同じ
第4回策定協議会	8月10日	・項目は第4回策定検討委員会と同じ
鹿児島市都市計画審議会	8月17日	・素案説明
市議会建設消防委員会	9月予定	・素案報告
第7回策定検討委員会幹事会	11月予定	・原案
第5回策定検討委員会	12月予定	・項目は第7回策定検討委員会幹事会と同じ
第5回策定協議会	2022年1月予定	・項目は第5回策定検討委員会と同じ
市議会建設消防委員会	2月予定	・原案報告
鹿児島市都市計画審議会	2月予定	・かごしま都市マスタープラン(原案)の諮問、答申

(5) 市民参画

① 市民意識調査

- ・実施時期：2017（平成29）年11月6日～24日
- ・対象者：6,000名（市内に居住する満16歳以上・地域・地区別の人口に基づき無作為抽出）
- ・回収状況：回収総数2,681票（回収率44.7%）、うちWeb回収数162票（回収総数の6%）

② 意見募集

○ 骨子案作成に向けた意見募集

【まちづくりワークショップ】

連携協定を結ぶ市内の6大学の学生などとともに、「かごしまの魅力を生かした都市づくり」について、ワークショップ形式での議論を行いました。ワークショップでまとめたアイデアは、シンポジウムで発表していただきました。

- ・開催時期：令和元年11月～12月
- ・参加者：連携協定大学（鹿児島大学、鹿児島女子短期大学、鹿児島国際大学、志学館大学、鹿児島純心女子短期大学、鹿児島県立短期大学）の学生など21名
- ・主な意見

グループ1 「コンパクトで暮らしやすい都市」

- ・年代によって必要となる都市機能が異なるため、年代ごとにまちのなかでの配置を考えることが必要。
- ・中心部の充実だけでなく、周辺部のかごしまらしい資源を再認識し、活用することが重要。
- ・中心部と周辺部を行き来する公共交通は必須。
- ・中心部の充実には防災対策も一緒に考えなければいけない。



グループ2 「誰もが快適で移動しやすい都市」

- ・誰もが気軽に楽しく動ける都市を目指す。
- ・バス停、バス路線の改善と自動運転の到来を想定したまちづくりを考えておくことが大切である。
- ・そのために、バス停環境の改善・自転車専用道路の設置、アプリの開発、歩行空間の充実（バス停、道端のカフェ、自然のある道）などを進める。



グループ3 「人・自然・歴史・文化を生かした都市」

- ・人口を維持し活気あるかごしまとするため、住み続けたいと思えるまちづくり、移住したいと思うまちづくりの両面が大切である。
- ・幼少期から史跡や歴史に触れる機会を増やす。
- ・「お客様の声ボード」・「飲食店の英語版メニュー」を作成する。
- ・小さな問題をすぐ解決する「すぐやる課」を市役所に設立、住民の声をまちづくりに反映する「地区コミュニティ制度」を導入する。



【シンポジウム「かごしまの 未来のまちづくりをともに描く」】

第二次かごしま都市マスタープランの策定に向けたシンポジウムを開催しました。

- ・開催日時：令和元年1月11日(土)13:30～15:30
- ・場 所：鹿児島市中央公民館 ホール
- ・参加者：138名

第1部	<p>基調講演「かごしまの魅力を生かしたまちづくり」 講師：西村幸夫 神戸芸術工科大学教授</p>
第2部	<p>パネルディスカッション ○大学生による発表：かごしまの魅力を生かしたまちづくりへのアイデア コーディネーター 西村幸夫教授</p> <p>パネリスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石塚孔信 鹿児島大学法文学部教授 ・新崎恭史 (株)日本政策投資銀行南九州支店長 ・江口まさよ 鹿児島青年会議所第65代理事長 ・宮之原明子 (株)清友代表取締役



▲西村幸夫教授



▲パネルディスカッション



▲ワークショップ結果の展示



▲大学生グループによる発表

○素案作成に向けた市民意見聴取

【6 大学を対象としたワークショップ】

連携協定を結ぶ市内の 6 大学それぞれにおいて、本市の都市づくりについて検討を行っていただきました。

- ・実施時期：令和 2 年 10 月～令和 3 年 1 月
- ・参加者：連携協定大学の学生 134 名
(鹿児島大学 27 名、鹿児島女子短期大学 12 名、鹿児島国際大学 26 名、志学館大学 43 名、鹿児島純心女子短期大学 8 名、鹿児島県立短期大学 18 名)

・主な意見

基本目標 1 「コンパクトで暮らしやすい都市」

- ・団地や商店街を中心に学校、銀行、病院、商業施設などの施設の集約を図る。
- ・天文館地区にトランジットモールを導入する。
- ・空き家を高齢者住宅、宿泊施設、カフェ、子どもの遊び場、コワーキングスペース等として活用する。
- ・空き地を公園やイベントなどが開催できる空間にする。

基本目標 2 「快適で移動しやすい都市」

- ・誰でもどこでも移動できるよう、市電の運行範囲を広げる、バスの便を増やす。
- ・MaaS システムの推進と対応するための道路整備の推進。
- ・バリアフリー化等により、高齢者や障がい者の方でも安全に移動できるようにする。
- ・歩道の拡幅、自転車専用レーンの充実、緑化等により歩きたくなるまちづくりを推進する。

基本目標 3 「にぎわいと活力のある都市」

- ・観光地や特産品を魅力あるものにアレンジし、SNS を活用して効果的に発信する。
- ・観光地への QR コード設置による観光提供、AR・VR の活用による観光案内等、観光の質の向上。
- ・空テナントや市営住宅を活用したコワーキングスペース、無料 Wi-Fi の設置などの働きやすい環境づくり。
- ・今あるカフェを活用し、休憩しやすい雰囲気にして歩きたくなるまちにする。

基本目標 4 「安心・安全な都市」

- ・災害時の二次被害や早急な復興のため、電線を地中化する。
- ・標識等によって避難経路を表示する。
- ・学校教育の中で、ハザードマップを周知する。

基本目標 5 「自然・歴史・文化を生かした都市」

- ・市電軌道敷緑化を保全し、さらに PR する。
- ・天文館や名山堀、鶴丸城や仙巖園などの歴史的なまちなみを保存し、標識や看板、街灯などに統一感をもたせ、観光客が楽しめるまちにする。
- ・桜島の魅力を向上するため、フェリーターミナル付近に、ゲストハウスやキャンプ場、民泊やホテルなどの宿泊施設、マリンスポーツが体験できる施設を整備する。
- ・甲突川沿いにカフェテラスやベンチやごみ箱、健康遊具等を設置し、幅広い世代の人に身近に楽しんでもらえる場所にし、季節ごとの自然を楽しむイベントを開催する。

【市民意見募集】

第二次かごしま都市マスタープランの骨子案を市のホームページやニュースレター等に掲載し、市民の意見を募集しました。

- ・実施期間：令和2年10月12日～11月13日
- ・意見件数：27件

○原案作成に向けた意見募集

【パブリックコメント手続の実施】

第二次かごしま都市マスタープランの素案についてパブリックコメント手続を実施しました。

- ・意見募集期間：令和3年10月1日～11月1日（予定）
- ・素案の公表箇所：市内〇か所、市ホームページ
- ・意見件数：〇件（〇名）

【地域別意見交換会】

第二次かごしま都市マスタープランの素案に関して地域別に意見交換会を実施しました。

- ・実施時期：令和3年10月21日～10月30日（予定）
- ・開催箇所：市内10か所
- ・出席者数：計〇名

対象地域	開催日	開催場所	出席者数
中央地域	10月23日(土)	市民福祉プラザ	
	10月23日(土)	鴨池公民館	
谷山地域	10月30日(土)	谷山北公民館	
伊敷地域	10月28日(木)	伊敷公民館	
吉野地域	10月27日(水)	吉野公民館	
吉田地域	10月25日(月)	吉田公民館	
桜島地域	10月23日(土)	桜島フェリーターミナル	
喜入地域	10月30日(土)	喜入公民館	
松元地域	10月30日(土)	松元支所	
郡山地域	10月21日(木)	郡山公民館	
合計			

用語解説

あ～お

I C T	Information and Communication Technology の略。情報通信技術。
アクセス	道路や交通機関を用いて、ある地点や施設へ到達すること。
一時滞在施設	大規模災害を起因とする公共交通機関の停止などに伴うライフラインの寸断により、大量に発生すると想定される帰宅困難者などを、一時的に滞在させる施設。
一団	ひとかたまりのこと。
インフラ	インフラストラクチャーの略。道路、鉄道、港湾、上下水道、橋、公園、学校、病院などの産業基盤や生活基盤となる社会資本のこと。
ウォーターフロント	海、川、湖沼の水際に近接する区域。特に都市部の水辺地区の整備に関連して使用される言葉。
N P O	Non-Profit Organization の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。
エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、市民・事業者などによる主体的な取り組み。
オープンスペース	公園・広場・河川・農地などの建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空き地の総称。

か～こ

街区公園	都市公園のうち、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1か所あたり面積0.25haを標準として設置する公園。
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水をあわせて処理する浄化槽のこと。
環境性能	省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価した性能。
急傾斜地崩壊対策事業	崩壊により居住者などに危害が生ずるおそれがあり、更に一定の基準を満たすものを急傾斜地崩壊危険区域に指定し実施している防災対策事業。
居住環境向上用途誘導地区	都市計画法の地域地区の1つで、居住誘導区域内において、居住環境向上施設(病院、店舗その他の都市の居住者の日常生活に必要な施設であって、居住環境の向上に資する施設)に限定して用途規制や容積率の緩和を行う一方で、それ以外の建築物については従前通りの規制を適用することにより、居住環境向上施設を有する建築物の建築を誘導することを目的とする地区。
居住誘導区域	人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することで、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域。
緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給などの応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。

区域区分	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分する制度で、「線引き」とよばれる。
クリエイティブ産業	デザインをはじめ、映像・ゲームなどのコンテンツ（メディアが記録・伝送し、人が鑑賞するひとまとまりの情報）など、個人の創造性や技術、才能に由来する知的ノウハウを活用した商品・サービスを生産する産業。
グリーンインフラ	自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、CO2 吸収源対策、生態系の保全、雨水の貯留・浸透等による防災・減災など様々な地域課題の解決に寄与する取組。
グリーン・ツーリズム	都市部住民や観光客が農村地域で滞在型の余暇を過ごそうという旅行形態。本市においては、リピーターとして期待される本市都市部住民を主体に、市外・県外の人も対象とし、農村地域の自然、文化、人々との交流を楽しむ日帰り型、滞在型の余暇活動としている。
経営耕地面積	農家が経営する耕地（田、畑、樹園地の計）の面積。経営耕地は自己所有地と借入耕地に区分される。
景観計画	景観法に基づき、景観行政団体である都道府県や市区町村が定める計画。地域の景観形成の総合的な基本計画であり、景観計画の区域や景観形成の方針、行為ごとの規制内容などを定める。
景観条例	景観を保全・形成し、その景観と調和した環境を確保・整備するために定める条例。県単位又は市町村単位で、議会の議決を経て制定される。
形態規制	用途制限との関連で、地域ごとに建物の建て込みや規模（建蔽率、容積率、道路斜線、日影）などについて規制しようとするもの。 1) 建蔽率：建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。 2) 容積率：建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合。 3) 日影規制：隣地に与える日照の影響により中高層の建築物の高さなどを制限する。 4) 斜線規制：道路・隣地からの距離により建築物の高さを制限する。
減災	災害の被害を軽減すること。
建築協定	地域住民の全員の合意により、建築基準法に定められた最低限の基準に加え、住みよいまちづくりのための基準を定め、互いに守り合っていくことを約束する制度のこと。
高規格幹線道路	自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国の主要都市間を連絡し、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。
公共下水道	主として市街地における下水を排除又は処理するため、地方公共団体が計画、設置、管理する下水道。単独公共下水道、流域関連公共下水道及び特定環境保全公共下水道がある。
広告物協定地区	一定の区域内の土地の所有者及び地上権又は賃貸借権を有する者が、当該区域の景観を整備するために当該区域において締結する広告物に関する協定。
高次都市機能施設	日常の生活圏よりも広い範囲から利用される機能を持つ施設。
交通結節点	異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。具体的な施設は、鉄道駅、バスターミナルなど。

高度地区	土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める地区。本市では、城山周辺地区を指定し、高さの最高限度を20mとしている。
交流人口	地域外からの旅行者や短期滞在者。
コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団。地域社会。共同体。
コミュニティバス	交通空白地域・不便地域の解消などを図るため、市町村などが主体的に計画し、一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バスなど。
さ~そ	
災害イエローゾーン	災害の危険性が高い地域について、各種法令に基づき指定される区域。浸水想定区域、土砂災害警戒区域、都市洪水想定区域、都市浸水想定区域など。建築や開発行為などの規制はなく、区域内の避難警戒体制の整備などが求められる場合が多い。
災害レッドゾーン	災害の危険性が特に高い地域について、各種法令に基づき指定される区域。災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域など。建築や開発行為などの規制がある。
砂防事業	土石流などの土砂災害から国民の生命や財産を保全する事業。
CO₂排出量	ここでは温室効果ガス排出量をすべてCO ₂ で表した値。主な温室効果ガスには、二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、代替フロンなどがある。
シェアサイクル (コミュニティサイクル)	複数のサイクルポート(自転車貸出拠点)を配置し、どのサイクルポートでも貸出・返却ができるようにしたシステムのこと。
ジオパーク	地層、岩石、地形、火山、断層など、地質学的な遺産を保護し、研究に活用するとともに、自然と人間とのかかわりを理解する場所として整備し、科学教育や防災教育の場とするほか、新たな観光資源として地域の振興に生かすことを目的としたユネスコの正式事業。
市街化区域	都市計画区域のうち、「既に市街地が形成されている区域」と「概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域」。用途地域などを定め、秩序ある市街地形成を図るとともに、市街化を促進する都市施設を定め、市街地開発事業などによって整備、開発を積極的に進めるべき区域とされる。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、「市街化を抑制すべき区域」。市街化調整区域では、原則として、農林漁業用の建物などを除き開発行為は許可されず、また用途地域を定めないこととされ、市街化を促進する都市施設も定めないものとされている。
市街化調整区域における住宅建築等に関する条例	平成16年11月1日から施行された市条例。 市街化調整区域では、農家住宅などの特別な場合を除き住宅等の建築を行うことができなかったが、条例で定めた一定の要件を満たす場合に限り、開発行為や住宅等の建築が認められる。

市街地開発事業	一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行う、面的な市街地の開発事業。土地区画整理事業、市街地再開発事業などが該当する。
市街地再開発事業	木造住宅密集地区などにおいて、防災機能を高め、地区にふさわしい高度な土地利用を図るため、不燃化した中高層の共同建築物に建て替える再開発で、都市計画法や都市再開発法に基づいて行う事業のこと。
自然的土地利用	田畑などの農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川などの土地利用を加えたもの。
指定既存集落制度	市街化調整区域に指定する既存集落及びその周辺に通算で10年以上生活の本拠を有する人又は有していた人とその家族が、農家以外でも住宅が建てられる制度のこと。
地場産業	特定の一地方において、その地方の資源・労働力を背景に古くから発展し、その地に定着している産業。
人口集中地区	国勢調査の集計のために設定される統計地域で、人口密度が40人/ha以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が5,000人以上となる地域。
人口フレーム保留制度	現在の市街化区域内で収容できないと想定される人口枠については、市街化調整区域内の秩序ある開発を認め、市街地整備の見通しが明らかになった時点で市街化区域に編入する線引き制度のこと。
スプロール	市街地が無計画に郊外へ拡大し、無秩序な市街地を形成すること。道路や下水道などの都市施設が整備されないまま低質な市街地が形成され、防災上、環境上の問題を生ずるのみでなく、市街地環境を改善するにあたって公共投資の非効率化を招くなど、社会的、経済的な困難を生ずることが弊害として挙げられる。
生産緑地地区	都市計画法及び生産緑地法に基づく地域地区の一種。市街化区域内の農地などのうち、公害や災害の防止などの良好な生活環境の確保に効果があり、公園・緑地などの公共施設などの敷地に適している500㎡以上の土地を生産緑地として指定することにより、農林漁業との調整を図りつつ良好な都市環境の形成に資することを目的とする。
ゼロカーボンシティ	2050年までにCO ₂ の排出量を実質ゼロ（CO ₂ などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること）にすることを目指す自治体のこと。
線引き都市計画区域	計画的に市街化を図る市街化区域と、市街化を抑制すべき市街化調整区域に区分した都市計画区域のこと。
総合設計制度	建築基準法に基づく許可制度で、敷地内に公開空地（公共的なオープンスペース）を設け、市街地環境の整備改善に配慮した設計の建築物について、容積率や斜線制限の緩和を行うもの。一定規模以上の空地を有し、かつ、敷地面積が一定規模以上の建築計画の建築物に適用される。
総合治水対策事業	河道の整備、調節池や放水路・排水機場の建設などにより洪水時に河川の水を安全に流下させる河川対策と、流域に降った雨が短時間で河川に流出しないように、新たな開発地に調整池を整備したり、雨水を一時的に貯留する施設を整備したりする流域対策からなる総合的な治水対策事業のこと。

ゾーン 30

生活道路における歩行者などの安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度 30km/h の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制などを図る生活道路対策。

た〜と

大規模盛土造成地	谷や沢を埋めた盛土の面積が 3,000 m ² 以上の造成宅地である「谷埋め型大規模盛土造成地」、または、盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上で、かつ、盛土の高さが 5m 以上で造成宅地である「腹付け型大規模盛土造成地」。
地域共創	複数の主体が協働して地域を創造する取組。
地域高規格道路	高規格幹線道路を補完し、地域相互の連携交流や空港・港湾などの広域交通拠点などを連結する規格の高い道路。4 車線以上の道路で時速 60～80km 以上で高速走行できる自動車専用道路かこれと同等の機能を持つ道路。
地区計画	比較的小さい地区を単位として、それぞれの特性に応じたきめ細かなまちづくりを行うための計画で、道路、公園などの配置や規模、建築物の建て方のルールなどについて、住民などの意見を反映して定めるもの。
治山事業	山地、森林の自然災害防止の働きを高めるため実施される事業。
超高齢社会	高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の人口割合）が 21% を超える社会。高齢化率が 7% を超えたときに高齢化社会、14% を超えたときに高齢社会と分類している。
眺望スポット	眺望することを目的とした施設（展望台など）だけでなく街中の道路や公園などを含めた景観を眺める場所。
特定用途制限地域	都市計画法の地域地区の 1 つで、用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く）内において、その良好な環境の形成や保持のため、地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物などの用途や規模を特定し、その立地を制限する地域。
特定用途誘導地区	都市計画法の地域地区の 1 つで、都市機能誘導区域内において、誘導施設（立地適正化計画でその都市機能誘導区域に立地を誘導すべきと定めた施設）に限定して容積率や用途規制の緩和を行う一方、それ以外の建築物については従前通りの規制を適用することにより、誘導施設を有する建築物の建築を誘導することを目的とする地区。
特別用途地区	都市計画法の地域地区の 1 つで、用途地域を補完し、特別の目的から土地利用の増進、環境の保護などを図るため定めるもので、用途地域による制限の外、条例により建物の用途などについて、地区の特性に応じた規制が行われる。
都市機能	店舗、病院、銀行などの生活利便施設や、公園、学校などの公共施設等。
都市機能誘導区域	医療・福祉・商業などの都市機能を都市の拠点に誘導し集約することで、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。
都市経営	「都市を経営する」という視点に立った自治体行政の考え方。

都市計画区域	都市計画法とその関連法令の適用を受けるべき土地の区域。自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量などの現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域について都道府県が指定する。
都市計画公園	都市計画区域内において、都市計画法第11条の都市施設として都市計画決定された公園。
都市計画道路	都市の基盤的施設として都市計画法に基づき都市計画に定められた道路のこと。
都市公園	都市公園法にいう都市公園には、以下のものがある。 ①国営公園（広域的な利用に供するもの及び国家的な記念事業などとして設置するもの） ②地方公共団体が設置する都市公園（街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園など）
都市サイン	都市の中の目印、表示、標識など。道路標識、案内標識などで文字の表記、色彩、デザインなどを統一し、わかりやすく快適な環境づくりを行う。
都市施設	道路、公園、下水道などの都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。都市計画法第11条において道路、鉄道などの交通施設や公園、緑地などの公共空地などを都市施設としている。
都市的土地利用	住宅地や工業地、商業地、公園などの市街地として利用する土地のこと。
都市緑地	主に都市の自然的環境の保全・改善及び健康で文化的な都市生活の確保の用に供するために設けられる緑地。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、区域を定めて、その区域内で新しい敷地の配置をしながら、土地所有者から少しずつ土地を提供（減歩）してもらい、これにより道路・公園などの公共施設を整備し、ゆとりある快適な市街地を形成していく事業のこと。
は～ほ	
バリアフリー	障害者や高齢者にとっての障壁（バリア）をなくし、誰もが自由に社会参加できるような人にやさしい生活空間のあり方のこと。
パークアンドライド	都心部などの道路混雑や駐車場不足に対処するため、混雑地区の外側に駐車場を設置し、そこで自動車から公共交通機関に乗り換えて目的地に向かう方法。
ヒートアイランド現象	郊外に比べて都市部が高温になり、夜になっても気温が下がらない現象。都市廃熱といわれ、冷暖房などの人工的な放熱、ビルや舗装道路による太陽熱の蓄積、樹木不足のため水分蒸発による気温低下作用が弱いことなどが主な原因。
非線引き都市計画区域	市街化区域と市街化調整区域とに区分されていない都市計画区域のこと。
風致地区	都市計画法の地域地区の1つで、緑の保護育成及び景観風致の保全を図るために定める地区のことで、本市では、寺山と慈眼寺の2地区が指定されている。

防火地域・準防火地域	市街地における火災の危険を防ぐために指定する地域。
保存樹・保存樹林	鹿児島市保存樹等及び自然環境保護地区に関する条例に基づき、市民に親しまれ、規則で定める基準に該当し、保護する必要があると認められた樹木または樹林。
ま〜も	
MICE	企業などの会議 (Meeting)、企業などの行う報奨・研修旅行 (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会などが行う国際会議など (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字のこと。
密集市街地	老朽化した木造などの建築物が密集しており、かつ、十分な公共施設が整備されていないこと、その他の土地利用の状況から、防災上の安全性が確保されていない市街地をいう。
無電柱化	電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線の道路上における設置を抑制し、道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。
や〜よ	
優良建築物等整備事業	市街地の環境の整備改善や良好な市街地住宅の供給に資するため、土地の共同化、高度利用に寄与する建築物の建築や空地などの整備を行う再開発で、法的な手続きを要しない国の制度要綱に基づく事業のこと。
容積率	敷地面積に対する建築物の延べ面積の割合のこと。(例えば、200㎡の敷地には、容積率 80%の場合 160㎡の建物、200%場合 400㎡の建物が建てられる)
用途地域	良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途(建てられる建築物)、容積率、建ぺい率、高さなどを規制・誘導する都市計画・建築規制制度のこと。
ら〜ろ	
立地適正化計画	都市再生特別措置法第 81 条第 1 項に基づいて市町村が作成する住宅及び都市機能増進施設(医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの)の立地の適正化を図るための計画。
流通業務団地	都市計画法第 11 条の都市施設として、流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るために定められる地区。
緑地保全制度	緑を保全していくために地区を指定する制度で、国立公園、風致地区、保安林、保存樹林などがある。
臨港地区	都市計画法の地域地区の 1 つで、港湾としての機能を十分発揮できるよう、また港湾背後地の保護育成を図るため定める地区。港湾法により 10 の分区に分けられており、鹿児島港では、商港区、特殊物資港区、漁港区、保安港区が指定されている。それぞれの分区については、都市計画法の用途地域は適用されず、県条例により構築物の規制が行われる。